



Regional Studies

# 地域研究

2024年 2月

No. **31**

沖縄大学地域研究所



# 目 次

## Contents

### 〈論文〉

- 高 良 守：小売店舗における越境ビジネスモデル  
—ポストコロナのインバウンド回復戦略—…………… 1  
TAKARA Mamoru, Cross-Border Business Model for Retail Stores  
—An Inbound Recovery Strategy for the Post-Corona Era—
- 嘉 納 英 明：沖縄における外国籍等の子どもの支援に関する研究  
—沖縄市の事例を中心に—…………… 19  
KANO Hideaki, Research on Support for Children of Foreign Nationality in Okinawa  
—Focusing on the Case of Okinawa City—
- 若 林 千 代：硝煙弾雨の向こう側  
—戦争フットageと沖縄戦をめぐる二つのフィルム—…………… 35  
WAKABAYASHI Chiyo, Behind the Powder Smoke and Hail of Bullets:  
—War Footage and Two Films on the Battle of Okinawa—
- 玉木千賀子・上地 武昭・屋嘉比和枝：地域社会生活支援実践者の基礎的実践スキルの形成  
—新人コミュニティソーシャルワーカー自己研修プログラムの検討—…………… 57  
TAMAKI Chikako, UECHI Takeaki, YAKABI Kazue, Formation of Basic Practical  
Skills for Community Life Support Practitioners  
—Consideration of Self-Training Program for New Community Social Workers—
- 〈研究ノート〉
- 牧 洋一郎：馬毛島基地建設問題を巡って…………… 77  
MAKI Yoichiro, Concerning the Mageshima Base Construction Issues
- 宇 根 悦 子：沖縄「平和の礎<sup>いしじ</sup>」をフィールドワークする…………… 91  
UNE Etsuko, Fieldwork on Okinawa's "The Cornerstone of Peace"
- 新 城 将 孝：法学の講義 (2)－4 …………… 107  
SHINJO Masataka, An Introduction to Law (2)－4
- 沖 本 富貴子：「平和の礎」朝鮮人刻銘について …………… 121  
OKIMOTO Fukiko, The Cornerstone of Peace : Inscriptions of Koreans
- 渡久山 幸 功：「非公式」の大使によるトラベル・ライティング  
—Sarah Birdの *Yokota Officers Club*—…………… 137  
TOKUYAMA Yukinori, Travel Writing by an Unofficial Ambassador:  
*Yokota Officers Club* by Sarah Bird
- 〈実践研究報告〉
- 熊 谷 フサ子：運針・手縫い縫製に係る和服と琉服の構成・縫い技法の比較研究…………… 151  
KUMAGAI Fusako, Structural Composition of Wafuku (Traditional Japanese Kimono)  
and Ryufuku (Okinawan Traditional Kimono) , based on the Handling of Needles  
and Hand Sewing, as Well as a Comparative Study on Sewing Techniques between Them
- 〈調査報告〉
- 盛 口 満：沖縄永良部島の生物文化多様性…………… 161  
MORIGUCHI Mitsuru, Biocultural diversity of Okinoerabu-Island
- 嘉 納 英 明：ある小学校教師の回想  
—桃原蓉子のお話を聞く—…………… 171  
KANO Hideaki, Reminiscences of an Elementary School Teacher  
—Interview with Yoko Toubaru—
- 嘉 納 英 明：教科書から「政治」と「教育」の関係を学んだ…………… 181  
—寺田光枝のお話を聞く—  
KANO Hideaki, A Study of Relationship Between "Politics" and "Education" from Textbooks  
— Interview with Mitue Terada —



## 巻 頭 言

元日から地震に揺れた。真冬の寒さに津波を伴い、火災に襲われ、隆起で港も失うという能登の惨状は、地震国のわが国がこれから何度も経験することになるだろう。琉球列島も例外ではなく、直下型の地震が起きた際の備えを怠ってはならない。私は行政在籍中に災害時要支援者の避難の責任者であった。あの東日本大震災の津波が沖縄にも到達するということが、役所にも多くの障がい者が避難してきた。その中でも自宅が海に近い車椅子利用者は帰宅を恐れ、何とか宿泊したいという。障がいは決して軽くなく、ケアが可能な設備のある施設に応急の対応を依頼して事なきを得た。

しかし、今回の能登のような直下型地震の際には、そうした施設も被災して機能不全となっている。点の対応ではなく、市内のほとんどの社会福祉関連施設が作成している多くのBCP（災害時事業継続計画）を組み合わせた「網」で要支援者を支える必要性を強く訴えておきたい。

さて、今回の紀要にも個性的な論考が揃った。高良氏の「小売店舗における越境ビジネスモデル」は、道の駅かでな土産店をモデルとして、店舗受付型海外配送サービスの可能性に言及した。嘉納氏からは今回、3本の論考をいただいた。「沖縄における外国籍等の子どもの支援に関する研究」では近年急速に増えている外国人の子どもたちの地域資源の対応に言及した。また、「ある小学校教師の回想」では、1960年ごろからの戦後の教育史を桃原氏の実体験を交えて聴き取ったもので、「教科書から『政治』と『教育』の関係を学んだ」では、1970年以降の政治体制に疑問を持ちながらも凜とした教育を貫いた寺田氏の姿が浮かび上がる。若林氏は「硝煙弾雨の向こう側」と題して米軍が作成したファッテージ（記録映像）の中に人に焦点をあてたナラティブの存在を見出し、弾雨の向こう側にある制作者の意図を掴もうとしている。玉木氏は「多職種連携のための基礎的实践スキルの形成」を共同研究班として提出された。コミュニティーソーシャルワークにおける複数の専門職の協働性を引き出す研修プログラムについて検討を加えている。牧氏は「馬毛島基地建設問題を巡って」は基地建設に翻弄される住民の法的権利について憲法9条と日米安保条約の関係を含め検討している。宇根氏の「沖縄『平和の礎』をフィールドワークする」と沖本氏の「『平和の礎』朝鮮人刻銘について」は奇しくも同じ対象を選んだが、前者は刻銘名簿作成に関わった担当者からの聴き取りから刻銘の経緯の一端を明らかにしたもので、後者は朝鮮人の刻銘が立ち後れた経緯を示し、現在刻銘を求めている方の詳細を明らかにしている。新城氏の「法学の講義」はこれまで続いてきた講義録の4部目である。渡久山氏の「『非公式』の大使によるトラベル・ライティング」は米国人作家Sarah Birdによる沖縄を舞台とした文芸作品について述べたものである。熊谷氏の「運針・手縫い縫製に係る和服と琉服の構成・縫い技法の比較研究」は手縫いの基本技法である「運針」の指導が学校教育現場から消えたことに危機感を感じた筆者がその記録を残そうとしたもの。盛口氏の「沖永良部島の生物文化多様性」は、

昭和30年代以前の半ば自給自足の暮らしの中で見られた生物利用の文化（生物文化）について聞き取り調査を行った調査報告である。

紀要「地域研究」は琉球孤とアジア関連の研究を目的として編纂しており、上記の論考はすべてその趣旨に叶う力作である。今回のように幅広い見識をまとめることの意義を改めて感じている。投稿者の皆様に改めて感謝申し上げたい。

沖縄大学地域研究所  
所長 島 村 聡

## 小売店舗における越境ビジネスモデル —ポストコロナのインバウンド回復戦略—

高 良 守\*

### Cross-Border Business Model for Retail Stores —An Inbound Recovery Strategy for the Post-Corona Era—

TAKARA Mamoru

#### 要 約

本稿では、従前の観光関連ビジネスについて、過去のデータを分析した上で、観光関連ビジネスを「一過性ビジネスの連続的事象」の最重要課題と位置づける。

また、「道の駅かでな土産店」をモデル店舗とし、日本郵便を国際物流と位置づけ、「道の駅かでな土産店」の課題に言及した上で、「店舗受付型海外配送サービス」の実施による客単価拡大の可能性について考察する。

「店舗受付型海外配送サービス」が越境ECショッピングサイトへの導線の起点として、従前の観光関連ビジネスにおける「一過性ビジネスの連続的事象」の最重要課題を課題解決へと導く「リピーター化」を実現する可能性があるものとする。

「道の駅かでな土産店」における売買商品の海外への直接送付（発送）サービスについては、対象顧客を訪日外国人および地元客とし、また、消費税込み価格にてサービスの提供を行った。さらに、サービスの向上を目的にJANコードが付与されない「持込商品」や「他店舗購入商品」についてもサービスの対象とした。

結果、約10倍から約11倍へと客単価の拡大が見られた。これは、特に「まとめ買い」による送料（運賃）の低減化が目的であったものと推測される。

「店舗受付型海外配送サービス」は、小売店舗における新たな越境ビジネスモデルとして、ポストコロナ・アフターコロナの「インバウンド回復戦略」において訪日外国人旅行者消費額単価20万円/人（2019年（平成31年・令和元年）実績値15.9万円/人）の目標達成に大いに貢献するものと考えられる。

キーワード：一過性ビジネスの連続的事象、店舗受付型海外配送サービス、小売店舗越境ビジネス、導線の起点、リピーター

\* 株式会社琉球物産貿易連合 takara@ryupta.co.jp

## Summary

This paper examines the feasibility of expanding sales per customer by using “Michi no Eki Kadena Souvenir Shop” as a model store for cross-border business, positioning Japan Post as an international logistics service, and implementing an “International Delivery Service at Store Reception”. As a result, the average amount spent per customer increased from approximately 10 times to 11 times. This is believed to have been aimed at reducing shipping (freight) costs, especially through bulk purchases. The “International Delivery Service at Store Reception” is expected to contribute greatly to a new cross-border business model for retail stores during the post-corona era.

**Keywords** : Transient Business Continuous Events, International Delivery Service at Store Reception, Cross-Border Business in Retail Stores, Starting Point of the Guide Line, Repeat Customer

### 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大は世界規模で地域経済に甚大な経済的損失をもたらし、特に観光関連ビジネスを中心に域内経済が壊滅的打撃を受けることとなった。

従前の観光関連ビジネスは、訪日外国人を含む観光客の域内での消費活動に大きく依存せざるを得ない状況であることから、訪日時・訪問時のみの「一過性ビジネスの連続的事象」であるということを変更して痛感させられた。つまり、新型コロナウイルス感染症が「Welcome型・おもてなし型」の受け身の観光関連ビジネスの脆弱性を露わにした。

日本政府は「観光立国推進基本計画」に基づき、「持続可能な観光地域づくり戦略」、「インバウンド回復戦略」、「国内交流拡大戦略」を掲げ、特に「インバウンド回復戦略」において「人数より消費額」として、訪日外国人旅行者消費額単価20万円/人（2019年（平成31年・令和元年）実績値15.9万円/人）を基本方針としている。また、「地方部の免税店数2万店以上の水準への回復」や「地方商店街や物産店等における同制度の活用促進」、「免税品の海外への直送制度」を推進するとしているが、その具体的な手法や取り組みについては不透明である。

一方、中小および零細企業における地域特産品などの海外展開による国際ビジネスや国際貿易、特に、東日本大震災3.11以降、中国や台湾、韓国、EU、米国などの国や地域への輸出については、放射能の問題もあり、かなり複雑、かつ煩雑な貿易実務作業が強いられている。

中国においては、水産物加工施設について、事前に中国政府のPP（Processing Plant）の承認を受けなければならず、同様に加工食品においても2021年（令和3年）1月以降からSingleWindowへの登録が義務化された。また、米国においては、2022年（令和4年）10月1日からFDA Registration Numberの取得を義務<sup>1</sup>づけており、登録の際、米国在住の代理人の申告義務が課せられている。さらに、2024年（令和6年）1月から台湾への水産物の

輸出については、中国同様、台湾当局への加工施設の事前登録が義務化される。

加えて、日本から海外への食品等の輸出に伴う「産地証明」や「検査証明」、「日付証明」などの輸出証憑の作成と取得においてはデジタル庁のgBizIDを介し申請しなければならないことから、今後ビジネスにおけるIT Literacy（ITリテラシー）の重要度はさらに高まっていく。

以上のように県産品や特産品などの地域産品等における B to Bによる国際ビジネスは、日本全国域内企業の中小および零細企業にとって、より一層困難な状況へと追いやられている。

一方、インターネットの普及により、特に越境ECショッピングサイトを活用したビジネスに注目が集まるものの、越境ECショッピングサイト開設後において同サイトへ利用者を呼び込むための導線は重要課題と位置づけられる。

以上の課題について、毎年発表される国土交通省観光庁年次報告書「訪日外国人の消費動向－訪日外国人消費動向調査結果及び分析－」や、沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課「観光要覧－沖縄県観光統計集－」などの先行研究がある。

いずれの先行研究においても訪日外国人数や消費活動におけるカテゴリ別購入品、また域内経済への波及効果の調査にとどまっており、店舗の売上拡大を目的とした新たなサービスの提供による実証的考察には至っていない。つまり、店舗売買商品について、「ついで買い」や「衝動買い」などの「まとめ買い」を促し、客単価拡大を可能にする新たなサービスの実証データは見当たらない。

以上から本稿は、「道の駅かでな土産店」をモデル店舗とし、かつ日本郵便を国際物流と位置づけ、小売店舗において店舗商品の直接海外への送付（発送）を可能にする「店舗受付型海外配送サービス」により、「ついで買い」や「衝動買い」などの「まとめ買い」による客単価拡大について考察する。

また、「道の駅かでな土産店」の課題について言及した上で、「店舗受付型海外配送サービス」が越境ECショッピングサイトへの導線の起点として、従前の観光関連ビジネスにおける「一過性ビジネスの連続的事象」の最重要課題を課題解決へと導く、「リピーター化」の実現可能性についても考察する。

## 2. 観光ビジネスの課題

### (1) 観光ビジネスの陥穽

2017年（平成29年）度における沖縄県の観光客数は、957万9,900人、そのうち訪日外国人は計269万2,000人、台湾から81万3,000人、訪日外国人に占める割合約30.2%、次いで中国54万6,000人（約20.3%）、韓国54万4,800人（約20.2%）、香港25万9,700人（約9.6%）、その他52万8,500人（約19.6%）となっている<sup>2</sup>。

2018年（平成30年）度の観光客数は、1,000万4,300人と過去最多を記録し、そのうち訪

日外国人は計300万800人、台湾から91万7,700人、訪日外国人に占める割合約30.6%、次いで中国69万4,800人（約23.2%）、韓国55万3,800人（約18.5%）、香港23万3,700人（約7.8%）、その他60万800人（約20.0%）となっている<sup>3</sup>。

2019年（平成31年・令和元年）度においては観光客数946万9,200人、そのうち訪日外国人は計249万200人、台湾から85万8,200人、訪日外国人に占める割合約34.5%、次いで中国61万3,700人（約24.6%）、香港25万2,800人（約10.2%）、韓国24万7,500人（約9.9%）、その他51万8,000人（約20.8%）となっている<sup>4</sup>。

2020年（令和2年）度では観光客数258万3,600人、訪日外国人0人<sup>5</sup>、2021年（令和3年）度の観光客数327万4,300人、訪日外国人0人<sup>6</sup>となっている。

新型コロナウイルス感染症拡大前の2018年（平成30年）度の沖縄県における訪日外国人は300万人以上、同年度沖縄県入域観光客数の1/3近くを占める割合になるなど、もはやマジョリティ（Majority）としての位置づけを確立しているといっても過言ではない。

2018年（平成30年）度、空路による訪日外国人一人あたりの観光消費額は、90,119円、中国が128,280円と最も多く、次いで香港112,789円、台湾83,923円、韓国70,990円と続き、その他94,763円となっている<sup>7</sup>。

訪日外国人の観光消費額費目内訳全体において、宿泊費が26,053円（28.9%）と最も多く、次いで土産買物費25,071円（27.8%）、飲食費20,904円（23.2%）、県内交通費11,457円（12.7%）、娯楽入場費6,613円（7.3%）となっている<sup>7</sup>。

国別および地域別にみる観光消費額費目において、土産買物費では、中国が51,481円と突出しており、次いで香港27,197円、台湾25,553円、韓国11,534円の順となる<sup>7</sup>。

一方、海路では、消費単価が34,336円と、クルーズ船等の来県のため「宿泊費」が費目として計上されないのが特徴である。そのため、費目に占める土産買物費が平均ベースで24,336円（70.9%）と最も高く、次いで県内交通費4,834円（14.1%）、飲食費4,745円（13.8%）、娯楽入場費401円（1.2%）の順となる<sup>7</sup>。

海路による地域別費目別消費額では、中国の消費単価が42,084円、そのうち土産買物費が29,688円（70.5%）と最も多く、県内交通費6,602円（15.7%）、飲食費5,291円（12.6%）、娯

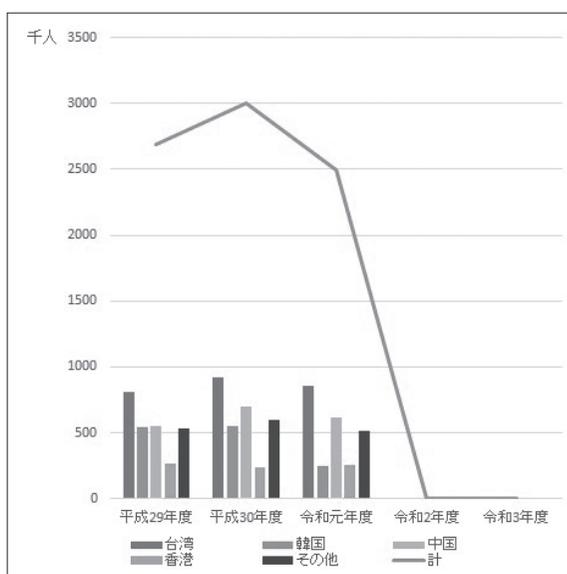


図1 訪日外国人人数観光客推移  
(出所) 沖縄県入域観光客統計概況より作成

楽入場費242円、その他18円となっている。また、台湾における消費単価は23,881円、土産買物費16,917円（70.8%）、県内交通費3,262円（13.7%）、飲食費3,190円（13.4%）、娯楽入場費485円、その他27円となっている<sup>7</sup>。

このことから、空路および海路いずれにおいても土産買物費の占める割合が大きく、土産買物費に関する新商品開発およびマーケティングによる商品価値の見直しや新たな商品価値の創造、また同費目に関する新たなサービスの創出等により、訪日外国人の消費額拡大を促すことが可能であると考えられる。

入域観光客全体による県経済への影響については、国内客約5,376億円に対し、訪日外国人（空路）約1,625億円、訪日外国人（海路）約339億円、計7,340億円となる<sup>8</sup>。つまり、7,340億円の約26.7%が訪日外国人の滞在中の消費活動等によるものである。

2020年（令和2年）度の観光客数は、258万3,600人、観光収入2,548億円（試算値）<sup>9</sup>、2021年（令和3年）度における観光客数は、327万4,300人、観光収入2,924億円（試算値）<sup>10</sup>と大幅な減少となっている。

以上から新型コロナウイルス感染症拡大による入域観光客数の大幅減少が直接および間接的に県経済へ甚大な経済的損失をもたらしている。

では、日本全体における訪日外国人の推移と消費額について見ていこう。2017年（平成29年）の訪日外国人は、2,869万人<sup>11</sup>、消費額が4兆4,162億円<sup>12</sup>、2018年（平成30年）3,119万人<sup>11</sup>、消費額4兆5,189億円<sup>13</sup>、2019年（平成31年・令和元年）3,188万人<sup>11</sup>、消費額4兆8,135億円<sup>14</sup>と最も多く、2020年（令和2年）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け411万人<sup>11</sup>、消費額7,446億円（試算値）<sup>15</sup>、2021年（令和3年）には24.5万人<sup>11</sup>、消費額1,208億円（試算値）<sup>16</sup>へと激減している。

訪日外国人が過去最多を記録した2019年（平成31年・令和元年）を基準にすると同年の一人当たりの旅行支出額（年間値（速報））は15万8,458円<sup>17</sup>、2021年（令和3年）では3,164万人減のため単純計算で外国人旅行消費額、5兆144億円強が新型コロナウイルス感染症により失われたことになる。これに波及効果を含めるとその額はもっと大きくなる。

## (2) 新たなビジネスの創出

従前の観光関連ビジネスは、訪日外国人を含む観光客の域内での消費活動に大きく依存していることから、訪日時・訪問時のみの「一過性ビジネスの連続的事象」と位置づけられる。

そのため新型コロナウイルス感染症拡大により、外出制限や渡航制限が実施されたことで、沖縄・日本や全世界の域内経済に甚大な経済的損失をもたらした。

ポストコロナ・アフターコロナを見据えて、今後回復が予測される観光客を基軸としながらも新たなビジネスを創出し、万一訪日外国人を含む観光客の外出制限や渡航制限が実施されても国際物流の確立と自社商品の海外展開により、一過性ビジネスからの脱却を図らなければならない。

新型コロナウイルス感染症拡大前の2018年（平成30年）度における沖縄への入域観光客は1,000万人強、その1/3にあたる300万人強が、訪日外国人であり、これらの訪日外国人の県内での消費額は、空路で約1,625億円、海路で約339億円、計1,964億円、そのうち土産買物費は空路で452億円強（23.0%）、海路で230億円強（11.7%）となっている<sup>8</sup>。

ちなみに、訪日外国人が日本国内において観光やショッピングを満喫、時には友人や知人等へ土産を購入し、自国へ持ち帰る行為を「携帯輸出」という。

日本全国において訪日外国人が免税物品を購入した割合は、54.9%<sup>18</sup>であり、この数字を先述の2018年（平成30年）における沖縄への訪日外国人の土産買物費に当てはめると、空路で248億円<sup>19</sup>、海路で126億円<sup>20</sup>、計374億円が免税物品の売上と試算される。

免税物品の売買は、主に市街地の大型商業施設の「輸出物品販売場」にて行われる。1989年（平成元年）にスタートした輸出物品販売場制度において、2019年（平成31年・令和元年）では54,000店強もの輸出物品販売場<sup>21</sup>が日本全国に点在しており、特に中華圏の訪日外国人には大好評である。

一方、これらの輸出物品販売場となる店舗から、免税物品を直接訪日外国人の海外自宅等へ送付（発送）された実績はゼロ<sup>22</sup>である。

訪日外国人の越境ECショッピングサイトの利用状況において、『なぜ越境ECを使って日本の商品を購入したか?』という質問に対し、『日本を旅行したときに購入して気に入った製品だから』として、「日本滞在時に、実際に商品に触れた経験、自分自身の目で確認できた経験、信頼できると認識した経験が起点となり、越境ECの利用が促進されている<sup>23</sup>」としている。

以上から店舗においては「自社の越境ECショッピングサイト」を構築することで、顧客の「リピーター化」を実現することが可能と考える。

具体的には、訪日外国人に対し、店舗来店時に自社越境ECショッピングサイトのURLをQRコード等にて案内することで、訪日外国人の帰国後における「リピート化」への起点とすることができる。

店舗来店時に「店舗受付型海外配送サービス」を利用した訪日外国人などのお客様は、特に海外自宅への配送実績の経験から「信頼感」と「安心感」により、越境ECショッピングサイトの利用時の警戒心を緩和させることが期待できる。このことが、訪日外国人のお客様へ帰国後の越境ECショッピングサイト利用の障壁を低くし、「リピーター化」へと繋げることができるものとする。この一連の流れにより観光関連ビジネスにおける最重要課題である「一過性ビジネスの連続的事象」からの脱却を図り、課題解決への一助となることが期待できる。

さらに、「店舗受付型海外配送サービス」は、訪日外国人にとっても大きなメリットを有する。

例えば、日本発—上海着中国東方航空エコノミークラスの場合、手荷物最大重量23kgの

2ケースについては、無料で預かってもらえるものの23kg以上については32kgを上限に1,000円（約20,300円強）<sup>24</sup>の重量超過料金（オーバーチャージ）の負担が強いられる。

つまり実質9kg超過分の費用負担として約20,300円、単価に直すと2,255円/kgを支払わなければ自国へ持ち帰ることができない。

一方、この9kg分について日本郵便のEMSを利用した場合、9,792円（kg単価1,088円）、国際小包航空便で7,650円（kg単価850円）、SAL便6,300円（kg単価700円）、船便4,995円（kg単価555円）（2022年6月料金改定値）の費用負担で済む<sup>25</sup>。

いわゆる携帯輸出となる航空機によるハンドキャリー重量超過料金の負担と比較して、日本郵便国際郵便EMSでは、48.2%、国際小包航空便は37.6%、SAL便で31.0%、船便で24.6%の費用負担で済むことになる。

このことは、「店舗受付型海外配送サービス」による日本郵便国際郵便および国際小包サービスなどが明らかに低コストであることを証明している。

### 3. 小売店舗越境ビジネスモデル

#### (1) 「道の駅かでな土産店」の課題

嘉手納町では、屋良東部地区地域振興施設（以下、「道の駅かでな」とする。）を同町の地域振興および地域活性化に資する唯一の複合商業施設と位置づけ、誘客効果があるイベント等の実施により、利用促進と活性化を図り、さらに広域観光拠点の形成と地域振興を効率的、かつ効果的に行うことを設置目的としている。

「道の駅かでな」における2017年（平成29年）度の来場者は584,991人、2018年（平成30年）度548,449人、2019年（平成31年・令和元年）度525,640人、3年間の平均値は553,027人<sup>26</sup>となり、一日平均1,513人が訪れている計算になる。

この数字は、同施設の入り口両サイドに赤外線カウンターが設置され、来場者がその赤外線横切することで、カウントされているため、正確には「のべ人数」の数字であることを補足する。

「道の駅かでな土産店」はこのような複合的施設1F中央一角に位置し、店舗バックヤードを含み142㎡（42.95坪）の面積を有し、同店舗の中に3テナントが入居、一部青果物から加工食品、工芸品や雑貨等に至る商品を取り扱っている。

「道の駅かでな土産店」は、一部の県内在住者や地元住民も利用するものの、施設の立地環境から主に観光客が大多数を占めている。

「道の駅かでな土産店」では共通レジを使用し、テナント毎の強みを生かした品揃えがなされ、商品に付与されたJANコードによって、商品管理と売上管理がなされている。そのため、商品JANが全く同じ商品を他テナントが扱うことはない。

なお、同店舗では、2023年（令和5年）10月から実施されるインボイス制度に対応するため、テナント毎のレジ管理へと移行する見込みである。

嘉手納町役場産業環境課商工振興係では、「道の駅かでな」の土産店舗について図2の課題を挙げている。

同店舗では、一日約7～10名程の従業員で現場を運営しているが、英語や中国語などの多言語対応可能な従業員が不在であることから、多言語対応可能な従業員の採用により、訪日外国人を対象とした販売のチャンスロスの低減化も課題の一つであると考えられる。

また、同店舗においては、バックヤードとなる事務所や待機スペースには店舗運営のための3テナント共通のパソコンなどのOA機器も設置されておらず、かつ、パソコン操作に精通、特にマーケティングに必要な不可欠なExcelに精通した従業員も皆無であることも大きな課題である。このことは、図2の「商品力」における「オリジナル商品」と「差別化商品」において、顕著に表れている。つまり、「道の駅かでな」でしか購入できない限定目玉商品が存在しないのも極めて深刻な課題である。

また、店舗は売り場面積が狭く、3テナント合意による店舗運営のため、テナント毎の特徴ある空間づくりとイベント開催が困難となっている。

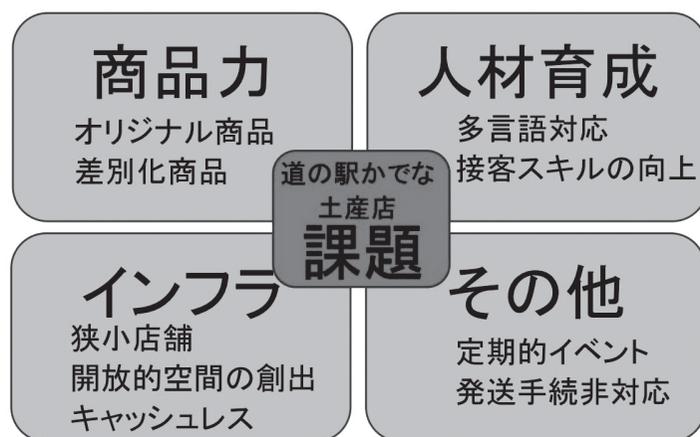


図2 「道の駅かでな土産店」の課題  
(出所) 嘉手納町役場産業環境課商工振興係配布資料 (2020年7月14日) より作成

「道の駅かでな土産店」の客単価は、2018年(平成30年)度1,335円、2019年(平成31年・令和元年)度1,528円<sup>26</sup>であり、施設来場者全体では2018年(平成30年)度323円、2019年(平成31年・令和元年)度254円<sup>26</sup>となっている。

つまり、施設来場者全体からレジを通過した人の割合は、2018年(平成30年)度で24.2%、2019年(平成31年・令和元年)度においては、16.6%と、同施設の来場者における土産店への導線についても課題がある。

## (2) 「道の駅かでな土産店」の取り組み

「道の駅かでな土産店」から店舗商品を直接海外へ送付(発送)する取り組みについては、

以下の条件にて実施した。

「道の駅かでな土産店」では、免税対応可能なレジではないことから、訪日外国人を対象に消費税込み価格商品の店舗受付による海外送付（発送）をもってサービスの受付を行った。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により訪日外国人の沖縄への渡航が制限されたこと、また、地元客が海外在住の友人や知人、親族に沖縄の地域産品（県産品）などを送りたいとの強い要望があったため、改めて地元客も対象に消費税込み価格商品の海外送付（発送）サービスを行った。

訪日外国人の日本国内における旅行消費額の7割強<sup>27</sup>を占める「米国」「中国」「香港」「台湾」「韓国」の5ヶ国（地域）を海外送付（発送）の対象国とし、国際物流を日本郵便、サービスを「EMS」「航空便（AIR）」「SAL便」「船便（SEA）」の4つとした。

2021年（令和3年）1月より、特に米国においては、複写式手書き送り状および私製Invoiceの受付が停止され、通関電子データ化へと義務化された。そのため2021年（令和3年）1月までは、複写式手書き送り状にて対応し、それ以降については、通関電子データにてサービスを行った。

海外送付（発送）のためのシステムについては、株式会社琉球物産貿易連合の自社オリジナルシステムをカスタマイズする形で開発を行った。2020年（令和2年）10月から2021年（令和3年）1月までは、「複写式手書き送り状型海外配送サービスシステム」にて対応した。

同システムは、店舗商品に付与されたバーコードをスキャナーでスキャンすることで、海外への輸出に必要な私製Invoiceや税関告知書（Customs Declaration（Supplementary for CN 22/CN23））の作成と発行を可能にし、紙出力でもって、送付（発送）商品と一緒に郵便局窓口へ出すことで、簡易輸出を可能にするというものである。

基本的なことだが、日本から海外へ商品を送付（発送）する行為は、「輸出」と位置づけられるため、輸出物品の数量の多寡を問わず、送り先や商品情報等の詳細を日本国税関へ申告しなければならない。その際、申告する言語は英語となる場合が一般的である。

なお、同店舗においては、ゆうパックや宅配会社の小包便の本土への発送を行っていたものの、海外発送については全く経験がなかったため、約5ヶ月間の数度にわたり、店舗従業員を対象に店舗商品における海外送付（発送）のための受付業務等の研修を行った。また「道の駅かでな土産店」のJANが付与された店舗商品については、店舗従業員の協力を得て、一つひとつマスター登録を行った。

泡盛などの酒類については、危険物扱いとなること、また、加工食品を含む肉製品については配送先国において検疫の問題で没収される確率が高いことからマスター登録は行っていない。

2021年（令和3年）1月よりテロの関係にて、特に米国等において、国際郵便および国際小包のための複写式手書き送り状による受付が終了した。それに伴い日本郵便では「国際郵便マイページ」を開設、全世界の郵便事業体と連携し、Invoiceや税関告知書等において通

関電子データによるシステムへと移行した。

そのため、株式会社琉球物産貿易連合では、国際郵便マイページへの通関電子データの汎用受入（Import）を可能にするため、先のシステムについて改めてプログラムの修正を行った。

ちなみに、2021年（令和3年）1月より実施の米国やEUにおいて必須の通関電子データによる受付は、2024年（令和6年）3月1日から東アジアや東南アジアを含む全世界において義務化され、それに伴い従前の複写式手書き送り状の受付が完全に終了する。

2021年（令和3年）1月以降の日本郵便国際郵便マイページへの通関電子データ対応の「通関電子データ型店舗受付海外配送サービスシステム」が同年10月に完成した。日本郵便国際郵便マイページシステムの仕様確認に2021年（令和3年）7月中旬まで時間を要し、以降、プログラムの修正に約2ヶ月半要した。そのため、2021年（令和3年）10月から2022年（令和4年）3月末日までの約6ヶ月間に渡り通関電子データによる店舗受付型海外配送サービスを行った。

同システムは、バーコードをスキャナーでスキャンすることで事前に登録した商品規格、つまり、英語商品名や重量および単価が関数もしくはプログラミング（Visual Basic for Applications）によって、自動取得され、瞬時に電子データ化、また同情報が通関電子データとして、数クリックで日本郵便の国際郵便マイページへ汎用受入（Import）され、相手国（地域）の郵便事業者へ送信される仕組みとなっている。

サービス利用者は、米国および韓国に友人や知人、親族を有する県内在住者のみであった。

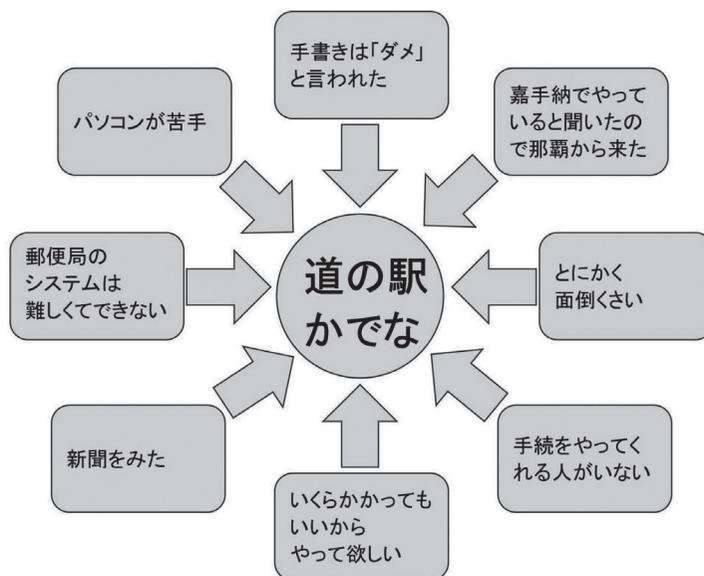


図3 「道の駅かでな土産店」海外宅配サービス利用背景  
（出所） 著作作成

また、サービス利用の理由として、図3をあげている。

この「通関電子データ型店舗受付海外配送サービス」について、特記すべきは、当初「道の駅かでな土産店」で販売する商品のみについて、海外送付（発送）の受付を行っていたが、「店舗で購入しない商品、例えば手作りのT-シャツなど『思い出』や『心のこもった』物品についても海外へ送りたい」旨の要望が多くあった。そのため、同システムについて、さらにプログラムを修正することで、店舗で販売しない商品、つまりお客様の持ち込み物品についても、海外送付（発送）が可能となるようにサービスの拡充を図った。

店舗商品の送付（発送）時に必要不可欠な消耗品として、店舗にて購入した商品を詰め込む段ボール箱中サイズ（60cm×40cm×25cm）と、段ボール箱大サイズ（60cm×60cm×50cm）の2種類を準備した。

### (3) 海外配送サービスの実績

2020年（令和2年）10月から2021年（令和3年）1月末日（複写式手書き送り状型店舗受付海外配送サービス）までの期間中約3万円分の店舗商品が店舗から直接台湾へ発送され、配達完了までに受付日を含み約5日を要した。その他、韓国へ店舗商品以外の持ち込みが1件、ビジネス書類1件、それぞれ配達完了までに6日を要し、計3件の実績であった。

図4は、「道の駅かでな土産店」における2021年（令和3年）10月1日から2022年（令和4年）3月31日（通関電子データ型店舗受付海外配送サービス）までの海外配送サービスの実績で

海外配送サービス実績一覧表 (年度集計)				販売単価 ¥15,220	送料単価 ¥11,238	手数料単価 ¥1,820	取扱単価 ¥18,765	店舗受付数 3個	持込受付数 5個	消費税課税 8個	消費税免税 0個				
業者名 月	2021年度			令和3年度			Delivery Fee	Ryupta Handling Fee	Quantity of Delivery						Remarks
	テナントA	テナントB	テナントC						USA	China	Hong Kong	Taiwan	Korea	others	
合計	¥150,121								8						
小計	¥24,935	¥1,782	¥18,944	¥0	¥89,900	¥14,560	4	0	0	0	4	0			
4月	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	0	0	0	0	0	0	2021年1月日本郵便電子化、同年7月システムプログラム仕様確定、7月半ばより道の駅かでな用「通関電子データ型店舗受付海外配送サービスシステム」プログラム改修		
5月	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	0	0	0	0	0	0			
6月	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	0	0	0	0	0	0			
7月	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	0	0	0	0	0	0			
8月	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	0	0	0	0	0	0			
9月	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	0	0	0	0	0	0			
10月	¥8,824	¥0	¥11,274	¥0	¥26,300	¥3,300	1	0	0	0	2	0		通関電子サービス開始	
11月	¥16,111	¥1,782	¥7,670	¥0	¥48,800	¥7,280	2	0	0	0	1	0			
12月	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	0	0	0	0	0	0			
1月	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	0	0	0	0	0	0			
2月	¥0	¥0	¥0	¥0	¥14,800	¥3,980	1	0	0	0	1	0			
3月	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	0	0	0	0	0	0			

図4 店舗受付型海外配送サービス実績  
(出所) 株式会社琉球物産貿易連合

ある。図4からも分かるように米国4件、韓国4件、計8件であった。

図4から海外配送サービスの客単価は15,220円で、送料単価が11,238円という結果となった。2018年(平成30年)度「道の駅かでな土産店」における客単価1,335円、2019年(平成31年・令和元年)度1,528円と比較すると約11倍から約10倍の売上を計上することができた。この客単価は、海外配送サービス利用者のみを対象とした客単価であることから、単純比較はできないが、少なくとも店舗において新たなサービスを提供することにより、客単価の引き上げによる売上拡大に大きく貢献する結果となった。しかも送料となる付加価値額分が創出されたことの意味は大きい。なぜなら、この送料等の付加価値額分は、域内の生産要素(ビジネス活動)の一部を刺激するからである。

なお、図4における「取扱単価」18,765円は、「道の駅かでな土産店」税込販売金額や運賃(送料)および手数料などの加算金額を総受付個数で割った金額である。

以上から店舗は客の需要に応え、自社店舗での品揃えを充実、また新たなサービスを提供することで、客単価のさらなる拡大を図ることが可能であると考えられる。

図5は米国ロサンゼルス向け発送品の配達履歴である。同図からもわかるように沖縄から発送して4日(日付ベース)で届いている。図4にもあるように米国向けの発送は全て

### 検索結果 詳細 【国際】

**【追跡表示に関する注意点】**  
 今回、追跡照会された郵便物の名あて国・地域の送達状況に関する情報をお知らせします。詳細は下記をクリックしてください。  
[国際郵便物の大幅な遅延について](#)

**△ ご注意ください**

**2021年1月1日から 米国宛、手書きラベル による差出しは原則、お引き受けができません。**

[詳しくはこちら](#)

**配達状況詳細**

お問い合わせ番号	商品種別	付加サービス
EN 133 060 897 JP	EMS	

**履歴情報**

状態発生日(海外で発生した場合は現地時間)	配達履歴	詳細	取扱局	県・国名
			郵便番号	
2021/10/11 16:23	引受		沖縄郵便局談谷集配分室 904-0399	沖縄県
2021/10/12 08:42	国際交換局に到着		那覇中央郵便局 900-8799	沖縄県
2021/10/12 16:00	国際交換局から発送		那覇中央郵便局 900-8799	沖縄県
2021/10/13 12:02	国際交換局に到着		USSFOA	USA
2021/10/13 12:02	税関検査のため税関へ提示		USSFOA	USA
2021/10/13 14:33	税関から受領		USSFOA	USA
2021/10/14 05:39	到着			USA
2021/10/14 06:10	配達局から出発			USA
2021/10/14 10:46	お届け済み			USA

図5 郵便局追跡調査  
(出所) 日本郵便追跡サイト

EMS計4件で配達完了までに平均6.75日であった。

ちなみに、韓国へはEMSで平均7日前後、航空便では10日前後で商品が届き、最速では、5日という実績を構築した。

#### 4. おわりに

本稿は、店舗受付型海外配送サービス実施による客単価の拡大を主目的に、かつ、従前の観光関連ビジネスが「一過性ビジネスの連続的事象」と位置づけられることから、一過性ビジネスからの脱却を図るための起点構築に向けて、2020年（令和2年）4月1日から2022年（令和4年）3月31日の期間において「道の駅かでな土産店」にて店舗等商品の店舗受付による海外送付（発送）サービスを行った。

2020年10月から2021年1月までは、複写式手書き送り状にて対応し、2021年10月以降については日本郵便国際郵便マイページを介した通関電子データ仕様にて行った。

店舗から直送による海外送付（発送）について、台湾や米国および韓国のいずれにおいても未配達や配達不可、さらに紛失や破損などの瑕疵もなく、全ての発送において「配達完了」の実績を得た。このことは、店舗従業員の受付業務を伴う教育の徹底化と、「道の駅かでな土産店」用にカスタマイズした国際郵便マイページへの汎用受入（Import）のための通関電子データが適正であることの証明がなされた。

また、JANコードが付与されていない持込商品等についても対応可能としたことにより、顧客満足度をさらに高めることができた。

客単価については、2018年（平成30年）度と比較すると11倍、2019年（平成31年・令和元年）度においては10倍の客単価拡大を可能にした。

客単価拡大の要因として、①店舗でのワンストップショッピング、②購入商品詰め込み時の見栄え効果、つまり商品を段ボール箱へ詰め込んだ際にわずか数点の商品では見栄えが悪く、段ボール箱サイズぎりぎりまで詰め込もうという意識が働いたこと、③海外送料（運賃）低減化への経済的意識、いわゆる「何回かに分けて送るより、一度にまとめて送った方が割安になる」など、「ついで買い」や「衝動買い」、「まとめ買い」が行われ客単価の拡大につながったものと考えられる。

また、本取り組みにおいては、特にパソコンを不得手とする邦人（地元客）という新たな顧客の発掘と、JANコードが付与されていない持込商品の海外送付（発送）を可能にしたことは貴重な発見であった。

さらに、本稿の小売店舗越境ビジネスモデルは、日本政府の「観光立国推進基本計画」に基づく、「持続可能な観光地域づくり戦略」、「インバウンド回復戦略」、「国内交流拡大戦略」における基本方針、特に「インバウンド回復戦略」における訪日外国人旅行者消費額単価20万円/人（2019年（平成31年・令和元年）度実績値15.9万円/人）の目標<sup>28</sup>達成に大いに貢献するものと考えられる。

加えて、本サービスを利用する訪日外国人においては、海外自宅への配送実績が「安心感」と「信頼感」を与え、帰国後において、「越境ECショッピングサイト」への導線的起点となり、顧客の「リピーター化」を可能にし、従前の観光関連ビジネスの最重要課題と位置づけられる「一過性ビジネスの連続的事象」からの脱却という課題解決の実現に大きく貢献するものと考えられる。

新型コロナウイルス感染症により、甚大な損失を受けた日本全国の地域経済の地域振興および地域活性化の起爆剤となる新たなビジネスモデルとして「店舗受付型海外配送サービス」は大きな可能性を秘めているものと確信する。

米国多発テロ9.11や新型コロナウイルス感染症を教訓として、従前のインバウンドを対象としたビジネス活動を基軸としながらも地域産品等の海外展開を可能にする海外発進型ビジネスの新たな取り組みにより、インバウンドとアウトバウンド的ビジネス活動の両輪で地域経済を牽引し、地域経済の再興を実現しなければならないと考える。

本稿の「店舗受付型海外配送サービス」においては、全てのサービス利用者が県内在住の邦人、かつ消費税込み商品であったことから、免税物品の店舗から直接海外への送付（発送）については今後の研究課題として取り組んで行く。

## 注

- <sup>1</sup> 日本貿易振興機構（ジェトロ）（2022年10月）農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/n\\_america/us/foods/pdf/ffr\\_qa.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/pdf/ffr_qa.pdf) 3頁（2023年5月23日閲覧）。
- <sup>2</sup> 沖縄県文化観光スポーツ部2018年（平成30年）4月「平成29年度沖縄県入域観光客統計概況」。
- <sup>3</sup> 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課2019年（令和元年）11月修正「平成30年度沖縄県入域観光客統計概況」。
- <sup>4</sup> 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課2020年（令和2年）4月「令和元年度沖縄県入域観光客統計概況」。
- <sup>5</sup> 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課2021年（令和3年）4月「令和2年度沖縄県入域観光客統計概況」。
- <sup>6</sup> 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課2022年（令和4年）4月「令和3年度沖縄県入域観光客統計概況」。
- <sup>7</sup> 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課「平成30年度外国人観光客実態調査概要報告」20頁-22頁。
- <sup>8</sup> 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課2019年（平成31年・令和元年）11月「平成30年度の観光収入について」。
- <sup>9</sup> 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課「令和2年度の観光収入【試算値】」。

- <sup>10</sup> 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課「令和3年度の観光収入【試算値】」。
- <sup>11</sup> JNTO 日本政府観光局 訪日外客統計 時系列推移 国籍/月別訪日外客数（2003年～2023年）（Excel）<https://www.jnto.go.jp/statistics/data/visitors-statistics/>（2023年6月22日閲覧）。
- <sup>12</sup> 国土交通省観光庁2017年 年次報告書「訪日外国人の消費動向－訪日外国人消費動向調査結果及び分析－」<https://www.mlit.go.jp/common/001230775.pdf>（2023年6月22日閲覧）。
- <sup>13</sup> 国土交通省観光庁2018年 年次報告書「訪日外国人の消費動向－訪日外国人消費動向調査結果及び分析－」<https://www.mlit.go.jp/common/001285944.pdf>（2023年6月22日閲覧）。
- <sup>14</sup> 国土交通省観光庁2019年 年次報告書「訪日外国人の消費動向－訪日外国人消費動向調査結果及び分析－」<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/content/001345781.pdf>（2023年6月22日閲覧）。
- <sup>15</sup> 国土交通省観光庁 2021年3月31日「2020年の訪日外国人旅行消費額（試算値）」<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/content/001396416.pdf>（2023年6月22日閲覧）。
- <sup>16</sup> 国土交通省観光庁 2022年3月31日「2021年の訪日外国人旅行消費額（試算値）」<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001473497.pdf>（2023年6月22日閲覧）。
- <sup>17</sup> 国土交通省観光庁 [https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02\\_000405.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_000405.html)（2022年8月20日閲覧）。
- <sup>18</sup> 国土交通省観光庁（2019）年次報告書「訪日外国人の消費動向－訪日外国人消費動向調査結果及び分析－」20頁。
- <sup>19</sup> 2018年（平成30年）訪日外国人の沖縄県での土産買物費452億円×0.549（54.9%）。
- <sup>20</sup> 2018年（平成30年）訪日外国人の沖縄県での土産買物費230億円×0.549（54.9%）。
- <sup>21</sup> 国土交通省観光庁（2019）「都道府県別消費税免税店数の分布」。
- <sup>22</sup> 日本郵便株式会社沖縄支社支社長久田雅嗣氏 道の駅かでな管理事務所2021年11月1日12:30PM。
- <sup>23</sup> 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課（2021年（令和3年）7月）「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」118頁。
- <sup>24</sup> <https://optec-exp.com/handcarry/column/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E2%87%94%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%80%80%E8%88%AA%E7%A9%BA%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E5%88%A5%E8%B6%85%E9%81%8E%E6%96%99%E9%87%91/>（2022年10月1日閲覧）。
- <sup>25</sup> 高良守（2024）「輸出物品販売場の課題と制度の高度化に関する一考察」『地域イノベーション vol.16』法政大学地域研究センター。
- <sup>26</sup> 嘉手納町産業環境課商工振興係（2020年7月14日15:00～）「道の駅かでな」休憩室「屋良

東部地区地域振興施設入居テナントの今後の展開について」21頁。

<sup>27</sup> 国土交通省観光庁（2019）年次報告書「訪日外国人の消費動向－訪日外国人消費動向調査結果及び分析－」初頁。

<sup>28</sup> 国土交通省/観光庁 [https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02\\_000507.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_000507.html)（2023年5月30日閲覧）。

## 参考文献等

- (1) Agriweb「訪日客消費と輸出拡大\_シリーズ『外国人の日本食購買行動から読み解く拡大戦略』Vol.1」 <https://www.agriweb.jp/column/1055.html>（2022年6月10日閲覧）。
- (2) Alibaba Japan Global B2B（2017.11.15）「外国人に人気がある日本のお土産は？購入傾向と国別の特徴」 <https://www.b2b.alibaba.co.jp/aj-press/000352/>（2022年6月10日閲覧）。
- (3) BCN+R（2018/08/18）「観光が経済成長の主要エンジンに、インバウンド効果は帰国後も」 [https://www.bcnretail.com/market/detail/20180818\\_80806.html](https://www.bcnretail.com/market/detail/20180818_80806.html)（2022年6月12日閲覧）。
- (4) Digital Studio「日本で買った商品の6割以上が帰国後、再購入されている」 <https://www.live-commerce.com/ecommerce-blog/inbound-ec/>（2022年6月10日閲覧）。
- (5) Dijima～出島～（2018年01月31日）「中国人旅行者の4割は訪日後、越境ECを利用している」 <https://www.digima-japan.com/column/net/3364.html>（2022年6月10日閲覧）。
- (6) JNTO 日本政府観光局 訪日外客統計 時系列推移表 国籍/月別訪日外客数（2003年～2023年）(Excel) <https://www.jnto.go.jp/statistics/data/visitors-statistics/>（2023年6月22日閲覧）。
- (7) JTB総合研究所「インバウンド訪日外国人動向」 <https://www.tourism.jp/tourism-database/stats/inbound/>（2022年6月10日閲覧）。
- (8) 株式会社松浦紙器製作所（2019.04.01）「外国人観光客が手に取りたくなるお土産パッケージを大調査！【インバウンドパッケージ】」 <https://package.poppybox.jp/blog/package/p3322/>（2022年6月10日閲覧）。
- (9) 河口雄司（2019）「訪日外国人旅客の観光消費がもたらす経済効果」『運輸と経済』第79巻第7号、118-119頁。
- (10) 経済産業省観光庁「輸出品販売場制度における消耗品包装と免税店シンボルマークに関するQ&A」1-7頁、 <https://www.mlit.go.jp/common/001396602.pdf>（2022年6月10日閲覧）。
- (11) 経済産業省商務情報政策局情報経済課（2021年（令和3年7月））「令和2年度産業

経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）」1-136頁、 [https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/statistics/outlook/210730\\_new\\_hokokusho.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/210730_new_hokokusho.pdf)（2022年 6月10日閲覧）。

- (12) 国税庁消費税室（2018年6月（平成30年6月））。
- (13) 「輸出物品販売場制度に関するQ&A」1-69頁、 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/pdf/201806.pdf>（2022年6月10日閲覧）。
- (14) 国税庁消費税室（2023.5）「輸出物品販売場制度に関するQ&A」、1-127頁 <https://www.mlit.go.jp/common/001270856.pdf>（2023年6月10日閲覧）。
- (15) 公益財団法人日本交通公社（2017）『インバウンドの消費促進と地域経済活性化』。
- (16) 国土交通省観光庁（2019）「訪日外国人の消費動向－訪日外国人消費動向調査結果及び分析－」年次報告書 <https://www.mlit.go.jp/kankochu/siryou/toukei/content/001345781.pdf>（2022年6月10日閲覧）。
- (17) 国土交通省観光庁「都道府県別消費税免税店数の分布（2020年9月30日現在）」 [https://www.mlit.go.jp/kankochu/page02\\_000182.html](https://www.mlit.go.jp/kankochu/page02_000182.html)（2022年6月10日閲覧）。
- (18) 宮川博行（2010）「消費税の免税制度に関する一考察－輸出物品販売場制度の在り方を中心として－」『税務大学校論叢』64号。
- (19) MNマイナビニュース（2016/08/03）「訪日外国人が帰国後に再購入したもの、1位は？」 <https://news.mynavi.jp/article/20160803-a290/>（2022年6月10日閲覧）。
- (20) 日本政府観光局「訪日外客数・（年表）」 [https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor\\_trends/](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/)（2022年6月10日閲覧）。
- (21) 中村好明（2018）『2020を超えて勝ち残るインバウンド戦略の12の極意』株式会社時事通信社。
- (22) 日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所 海外調査部（2021年6月）「中国EC市場と活用方法」1-38頁、 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/0f325ff0aaf3c1b8/20210012.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/0f325ff0aaf3c1b8/20210012.pdf)（2022年6月10日閲覧）。
- (23) 日本貿易振興機構（ジェトロ）（2020年4月3日）「訪日外国人ビジネス、今後のヒントとは」 <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0401/941786c1dbfa23a6.html>（2022年6月10日閲覧）。
- (24) 日本郵便「電子データ利用促進周知チラシ」。
- (25) 日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産部・食品部 農林水産・食品市場開拓課「米国FDA食品施設登録Q&A－ジェトロに寄せられた質問から－」1-23頁、 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/n\\_america/us/foods/pdf/ffr\\_qa.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/pdf/ffr_qa.pdf)（2023年5月23日閲覧）。
- (26) 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課「令和3年度 沖縄県入域観光客統計概況」。
- (27) 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課「令和2年度 沖縄県入域観光客統計概況」。

- (28) 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課「令和元年度 沖縄県入域観光客統計概況」。
- (29) 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課「平成30年度 沖縄県入域観光客統計概況」。
- (30) 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課「平成29年度 沖縄県入域観光客統計概況」。
- (31) 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課「平成30年度 観光統計実態調査・外国人観光客実態調査（沖縄県実施）」。
- (32) 大羽昭仁（2018年）『地域が稼ぐ観光』株式会社宣伝会議。
- (33) 大泉啓一郎（2017）「中国の消費市場と越境EC（電子商取引）ーデジタル時代の消費財輸出戦略ー」『JRIレビュー』第8巻第47号、49-59頁。
- (34) 高良守（2024）「輸出物品販売場の課題と制度の高度化に関する一考察」『地域イノベーション Vol.16』法政大学地域地域研究センター。
- (35) TENKAI（2017.04.28（金））「インバウンドを成功させて、海外展開に結びつける！」  
<https://www.ten-kai.jp/column/column36/>（2022年6月10日閲覧）。
- (36) TRIP EDITOR（2019.07.26）「日本に来た外国人がリアルに買っていく『意外なお土産』【2019】」  
<https://tripeditor.com/166590>（2022年6月10日閲覧）。
- (37) 辻本法子（2020）『インバウンド観光のための観光土産マーケティングー中国人消費者の購買行動ー』同文館出版株式会社。
- (38) 辻本法子「特集4 訪日外国人による越境ECでの観光土産のリピーター購買（連鎖消費）の可能性について」公益財団法人日本交通公社、  
<https://www.jtb.or.jp/tourism-culture/bunka241/241-04/>（2022年6月10日閲覧）。
- (39) WOVN.io BLOG（2017.10.15）「加速するインバウンドと越境ECの関係とは？」  
<https://wovn.io/ja/blog/%E5%8A%A0%E9%80%9F%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%90%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%83%89%E3%81%A8%E8%B6%8A%E5%A2%83ec%E3%81%AE%E9%96%A2%E4%BF%82%E3%81%A8%E3%81%AF%EF%BC%9F/>  
（2022年6月10日閲覧）。
- (40) 財務省「消費税法等の改正」903-916頁、  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2021/explanation/p903-916.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/explanation/p903-916.pdf)（2022年6月10日閲覧）。

## 沖縄における外国籍等の子どもの支援に関する研究 —沖縄市の事例を中心に—

嘉 納 英 明\*

### Research on Support for Children of Foreign Nationality in Okinawa —Focusing on the Case of Okinawa City—

KANO Hideaki

#### 要 約

沖縄県は国内で人口増加率が高い自治体として知られているが、増加分の半数は外国人である。沖縄県は急速な多文化・多国籍化のなかにあり、当然、外国籍等の子どもの増加もみられる。外国籍等の子どもに対する行政支援は、主に、小学校内に設置された日本語教室における日本語指導であるが、教室の設置は沖縄島の限られた自治体の学校のみであり、宮古島や石垣島等には設置されていない。また、中学校には、日本語教室は設置されていない。本稿で取り上げた沖縄市の日本語教室をめぐる課題としては、外国籍等の子どもの受け入れ手続きを整備する必要があること、学習障害等の多様なニーズに対する支援が求められていること、日本語教室と担任との連携・協力が必要であること、授業進度の遅れと中学校での受け入れをめぐる問題等である。また、学校内の日本語教室による支援の他に、外国籍等の子どもに対する地域の支援が求められている。例えば、県内の子どもの貧困対策事業として実施されている居場所では、学習支援や配食支援等を通して、地域の子どものつながりをつくっている。外国籍等の子どもが共生社会の一員として今後の日本社会を形成する存在であることを考えると、国籍や母語の多様化に対応しながらの支援やキャリア教育、相談支援等の包括的な提供を、地域の資源と連携し協力していくことが望まれる。

キーワード：外国籍等の子ども、日本語教室、地域の子どもの支援

#### Summary

Okinawa Prefecture is known as the prefecture with the highest population growth rate in Japan, and half of this increase is among foreigners. Okinawa Prefecture is rapidly becoming multicultural and multinational, and naturally there has been an increase in the number of

\* 名城大学国際学部教授・沖縄大学地域研究所特別研究員 kano@meio-u.ac.jp

children of foreign nationality. Administrative support for children of foreign nationality mainly consists of Japanese language instruction in Japanese as a Second Language (JSL) set up in elementary schools, but classrooms are only available in schools in a limited number of local areas on the main island of Okinawa, as well as Miyako Island and Ishigaki Island. Junior high schools do not offer JSL classes. The issues surrounding JSL classes in Okinawa City that are discussed in this article include the need to develop procedures for accepting children of foreign nationality, the need to support children of diverse needs such as those with learning disabilities, and the need for JSL classes. Collaboration/and cooperation between classrooms and homeroom teacher. Problems such as slow progress in classes and lack of acceptance at junior high schools need to be addressed. In addition to the support provided by JSL classes in schools, community support is also needed for children of foreign nationalities. For example, learning support and shelters implemented as child poverty prevention projects in the prefecture should include mother tongue support, meal delivery support, and activities to build connections with local children. Considering that children of foreign nationalities will form the future of Japanese society as members of an inclusive society, we should provide comprehensive support, career education, counseling support, and so on while responding to the diversification of nationalities and native languages. It is desirable to collaborate and cooperate with local resource providers.

**Keywords** : Children connected to foreign countries, Japanese language classes,  
Community support for children

## 1. 研究の背景と目的

日本政府は、少子高齢化に伴い、国内の活力が失われ、国際競争の舞台から弾き出されるという懸念もあって、教育・子育てに関する議論を加速化させている。2023（令和5）年4月設置のこども家庭庁をはじめとする政府の少子化対策は、出生率の底上げをねらうものであり、教育・子育てに対しての手厚い政策を検討しているが、その実効性を含めて、今後、注視すべきである。一方で、少子化を含め国内の人口減少政策のひとつは、国外からの“人”の受け入れであることは明らかであるが、政府は、積極的に門戸を広げ、“移民”政策を推進しているわけではない。人口が加速度的に縮小する日本に対して、働き手としての外国人労働者は、新型コロナウイルス終息後に一段と流入してくるものと推察され、国内の地方においても同様な傾向をみせるであろう。以下、国内の地方の中でも、外国人労働者の増加が著しい沖縄に注目する。

人口増加率が国内で最も高い沖縄は、新型コロナウイルスが猛威を振るう前の2019年10月の時点で、外国人労働者と外国人雇用事業所の増加率が全国でも上位に位置づいた<sup>(1)</sup>。沖縄の総人口の増加数6千名余のうち（2018年7月～2019年7月）、1/2は外国人であり、その内訳をみると、中国に次いで、米国、フィリピン、ネパール、ベトナムからの流入であり、特に、ネパール、ベトナムからの流入が急増している<sup>(2)</sup>。沖縄の社会は、急速に多文化、

多国籍化が進展しているわけであり、外国人の集住地域は、特に、那覇市や浦添市、沖縄市等の地方都市圏及び周辺である。これらの地域では、当然、学齢児童生徒を伴った外国人家族の沖縄移住の形となって現れ、その子どもの子育て・教育に対する支援の在り方をめぐって問題が表面化している。例えば、北上田源（琉球大学）は、外国人の子どもの「不就学」の問題、米軍基地関係者の子どもの公立学校の受け入れの場合に、住民登録や居住実態をめぐって自治体ごとで就学条件に差があることを報告している<sup>(3)</sup>。不就学の背景については、文部科学省の全国調査（2019年）において、外国籍の保護者に対しての就学義務がないこと、子どもや保護者の日本語が十分でないこと、自治体の支援態勢にばらつきがあることが明らかになっている<sup>(4)</sup>。これに加えて、外国人学校は数が少ないことや学費が高い等の理由で就学者が限られているという指摘も看過してはならない<sup>(5)</sup>。また、日本語指導を必要とする子どもは、特定の自治体に集住する傾向と分散化する傾向があると指摘され<sup>(6)</sup>、島嶼県である沖縄においても、特定の自治体への集住と同時に散在化もみられる。こうした事情の中でさえ、沖縄島内の複数の自治体の学校には限られた日本語教室が設置されているのみであり、宮古島や石垣島では教室設置が進まず、支援員等の非常勤職員による対応にならざるを得ない状況である。2020年度は、外国籍等の子どもは、県内41市町村のうち22市町村に在籍し、日本語教室（日本語指導教員の加配）の設置は、9自治体にとどまっている。この現状に対して、沖縄県市町村教育委員会連合会は、前年度に引き続き、2023年度においても、県知事及び県教育長に対して小中学校における日本語指導教員の配置を求めたが、教職員定数の範囲内での配置に止まり、改善に至っていない。

ところで、確かに、日本語指導が必要な子どもには、日本語教室の設置と教師の配置が急務であり、これらは学校における子どもへの直接的な支援として重要である。日本語指導が必要な子どもは、在籍学級の中で関係性を育みながら、日本語教室で学び、日本の学校を体験的に学ぶ貴重な経験をしているが、長期休業に入ると、総じて日本語能力が低下していることが関係者の間では共通の認識である。それゆえ、学校以外の地域における子どもへの継続的な支援が求められている<sup>(7)</sup>。これと関わって、県外に目を向ければ、例えば、国際都市・横浜市は、急増する外国籍等の子どもに対応して日本語教室を整備し、長期休業中も学校で日本語指導を行ったり、鶴見の駅前のラウンジでは、未就学児と保護者への支援、小学生の学習支援、中学生の学習支援、夏休みの宿題教室、「鶴見よる教室（大学受験の支援）」、「日本語教室（ボランティアによる）」等、スタッフや大学生のボランティアが運営に協力したりしている<sup>(8)</sup>。福岡市では、市教育センターに日本語サポートセンターが設置され、日本語指導を行う教員の配置校と日本語指導員等を整備している。また、例えば、市立城香中学校では日本語教室が設置され、放課後の子ども支援としても様々なボランティア団体があり、利用している子どももいる。外国籍の住民のためのサロンもある<sup>(9)</sup>。横浜市や福岡市の先進的な事例から学ぶべき点は多いが、沖縄では外国籍等の子どもの学校での支援（日本語教室）以外での地域における支援は、一部の公民館における先導的な事例を除き<sup>(10)</sup>、いまだ

十分とはいえない。

本稿は、横浜市や福岡市の先行事例に学びながら、極東最大の米軍基地・嘉手納飛行場に隣接する沖縄市の外国籍等の子どもの学校や地域における支援の実態を明らかにすることを目的としている。沖縄市は、外国人居住者の割合が県内で最も高い地方都市である。本論では、まず沖縄市の歴史的な背景と外国人居住の実態を報告したあと、市内の日本語教室の実態の一端について日本語教室担当連絡会における議論等を整理する。次に、子どもの貧困対策事業として推進されている地域における子ども支援の実情を浮き彫りにすることで、外国籍等の子ども支援の課題と方向性を検討する。

## 2. 沖縄市の歴史的背景と外国人の居住

沖縄市は、沖縄島のほぼ中央部に位置し、県都・那覇市に次ぐ、県内2番目の地方都市である。現在の人口は約14万人（2022年）。市内には小学校16校、中学校8校を擁し、児童生徒数は15,000人である。沖縄市は、県内で子どもの数の割合が最も高い自治体である。同市は、1974（昭和49）年、コザ市と美里村との対等合併後の名称であり、国際文化観光都市を宣言した。

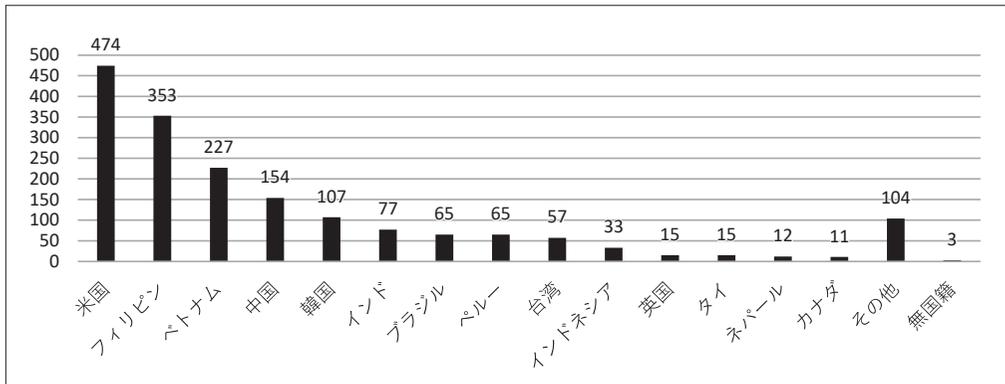
“コザ”は、戦後、嘉手納飛行場建設時に、土地を強制的に接収され、基地との共存を迫られた歴史を背負い、基地経済によって潤う“基地の街”として知られてきた。市街地は、昼夜を問わず米兵が闊歩し、月2回のペイデーには、特飲街と称された米兵相手のバーやキャバレーが活況をみせていた。米兵相手の売春街が出現し、米兵に絡む事件や事故は多発した。米兵はドルを無尽蔵に街に落とし、店の経営者の中には、一代で財産を築いた者もいる。Pawn shop、Tattoo、刺繍、洋服、米軍払い下げを掲げる看板は次々と増え、インド系の商売者は、米兵向けの仕立て屋を始めた。客人は、米兵であり、白人街と黒人街のエリアに分かれ、女、酒、音楽、ドラッグに興じた。米兵とウチナーンチュの女性との間に子どもが生まれ、“ハーフ”と呼ばれる子どもが市内の学校には在籍していた。これが、米国統治下のコザの姿である。1972（昭和47）年の沖縄の日本復帰後も、コザは、様々な背景をもつ国籍の者が集住し、国際的な生活や習慣、言語、文化の交流が生まれ、国際色豊かな特異



な街として“チャンプルー文化”を強力に発信してきた。他方、“やんばる（沖縄の北部）”、奄美大島等、至る所から仕事を求めて、寄留民がコザに集積してきた側面もある。こうしたコザの歴史的な背景があるからこそ、多文化、多国籍の人々を受け入れ、共生のあり方を絶えず議論する素地がこの街にはある。

ここで、近年の沖縄市内の国籍別外国人居住数をみると、外国人人口は、2018（平成30）年2月の時点で1,493人であり、1,628人（2019年2月）、1,806人（2020年2月）、

1,831人（2021年2月）、1,720人（2022年2月）、1,853人（2023年2月）である。新型コロナウイルス禍の2022（令和4）年2月は前年度よりも減少しているが、2023（令和5）年2月には再び増加に転じている<sup>(11)</sup>。資料1は、沖縄市の国籍別外国人住民数である。市内の外国人数は1,772人（男1,095人、女677人）、世帯数818である。外国人住民の国籍をみると、米国474人、フィリピン353人、ベトナム227人、中国154人、韓国107人と続き、54か国を数えている。「沖縄市人口ビジョン（平成28年2月）」では、1995（平成7）～2010（平成22）年の間は、ベトナム国籍の者はほとんどいなかったが<sup>(12)</sup>、2017（平成29）年以降、急増している。これは、市内の企業がベトナム国籍の者を技能実習生として受け入れたからである。なお、県内在留外国人は、2019年創設の「特定技能（日本人と同額以上の報酬）」により、技能実習生から「特定技能」へ移行しつつある<sup>(13)</sup>。外国人住民数の増加は、外国籍の児童生徒の増加でもある。次に、市内の外国籍等の子どもを対象とした日本語教室及び日本語指導の実態を報告する。



資料1. 国籍別外国人住民数（沖縄市「外国人住民国籍別調査表」2019年12月31日）

### 3. 日本語教室の設置と実態－沖縄市立小学校の日本語教室－

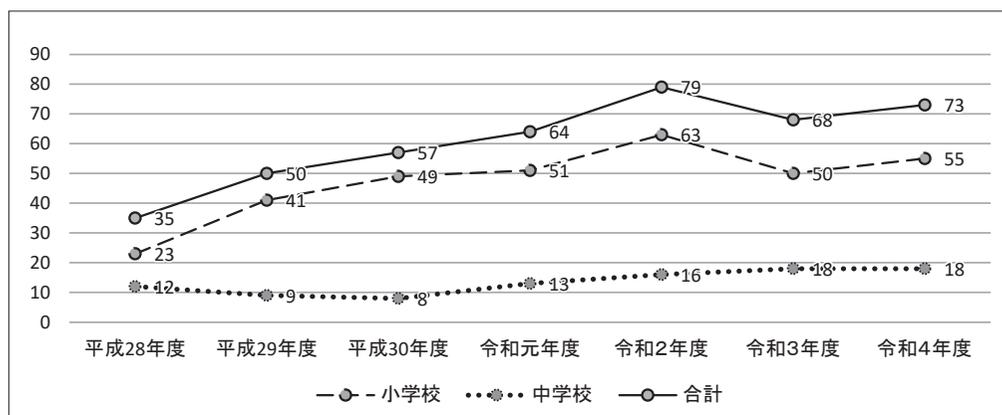
#### (1) 沖縄市の外国籍等の子どもの数と訪問指導

文部科学省の調査「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」によると（令和4年10月18日発表）、外国籍、日本国籍を問わず、日本語指導が必要な子どもの数は増加している。また、特別支援学級における日本語指導が必要な子どもが在籍していることや高等学校等への進学率は89.9%であり、全中学生等の進学率99.2%と比較すると低いこと、高校中退率の高さや大学等への進学率は依然として低いことも明らかになっている<sup>(14)</sup>。

日本語指導が必要な子どもの増加については、沖縄県内でも同様の傾向を示し、県教育委員会は、日本語指導の加配教員数16名（日本語教室の教師）を配置している。当該配置教員が担当している子どもの数は、約220名である（沖縄県教育庁義務教育課、2022年度5月1

日現在)。先にみたように、沖縄県内の中でも、沖縄市は、基地と併存せざるを得ない歴史的な背景をもち、沖縄戦後から多文化・多国籍・多言語状況の街としてその歩みを刻み込んできた。とりわけ、近年は、外国人居住数の増加に伴い、公立学校における外国籍等の子どもの対応を迫られている。ここで、実際の学校における外国籍等の子どもの実態についてみておきたい。沖縄市は、「第2期沖縄市教育大綱(2021年度～2025年度)」(2021年3月)の中で、「個に応じた支援を推進する」を掲げ、特別支援教育の充実等と並んで、「外国籍等の児童生徒への支援」について記載している。支援の内容・方法とは、「外国籍等の児童生徒が学校生活に適應できるよう、日本語指導や学習支援等に取り組む。また、学校と連携した支援方法の検討や支援体制の充実に取り組む。」である。市の「教育大綱」に基づき、外国籍等の子どもの学校での受け入れがあり、その手続きと実態は次のような状況である。まず、毎年10月1日付で日本国籍の子どもと同様に住民票登録の外国籍等の子の学齢簿を作成し、小学校入学通知を発送している。当然、市内に住民票を作成していない者には、入学通知は発送できない。直近の沖縄市在住の外国籍等の児童生徒の就学状況を見ると、総数82人である(沖縄市教育委員会提供資料 2023年5月9日)。公立の小中学校に在籍している者は63人(76.8%)、アメリカンスクール等に在籍している者は11人(13.4%)、就学状況が確認できない者は8人(9.7%)である。この8人は、市教育委員会から入学通知を出しても返送がない者である。なお、沖縄市の役所のホームページには、幼稚園や小学校、中学校、就学援助、放課後児童クラブについてルビがふられた情報が記載されている。

「資料2. 沖縄市立学校に在籍する外国籍の児童生徒数」をみると、近年、増加傾向を示し、2020(令和2)年度には、小学校63人、中学校16人を示し、ピークを迎えた。コロナ禍の影響もあって、翌年の2021(令和3)年度は減少したが、2022(令和4)年度は増加に転じている。



資料2. 沖縄市立学校に在籍する外国籍の児童生徒数(沖縄市教育委員会提供、2022年7月)

「資料3. 沖縄市立学校に在籍する外国籍の児童生徒数」の令和4年度をみると、沖縄市の

	学校名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	越来小	1	1	3	3	2	1	3
2	コザ小	0	4	6	5	8	5	5
3	中の町小	1	2	0	0	0	0	1
4	安慶田小	0	1	2	2	1	2	2
5	諸見小	1	0	1	0	1	0	0
6	島袋小	0	0	0	2	5	4	4
7	山内小	6	7	10	10	9	5	5
8	北美小	1	2	5	4	4	3	2
9	美里小	0	2	3	3	5	4	6
10	美東小	0	1	1	1	2	1	2
11	宮里小	5	7	3	3	5	5	6
12	高原小	5	11	9	11	13	13	12
13	室川小	0	0	0	0	1	0	0
14	美原小	1	1	1	0	0	0	1
15	泡瀬小	0	0	2	5	4	6	4
16	比屋根小	2	2	3	2	3	1	2
	合計	23	41	49	51	63	50	55

	学校名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	越来中	1	2	1	1	1	2	2
2	コザ中	3	4	4	2	2	1	2
3	山内中	3	0	0	0	0	2	2
4	美里中	0	0	0	0	1	0	2
5	美東中	3	3	3	7	6	7	5
6	安慶田中	0	0	0	0	2	3	2
7	宮里中	1	0	0	3	1	2	2
8	沖縄東中	1	0	0	0	3	1	1
	合計	12	9	8	13	16	18	18

資料3. 沖縄市立学校に在籍する外国籍の児童生徒数（沖縄市教育委員会提供、2022年7月）

小学校16校のうち14校、中学校全8校に外国籍等の子どもが在籍している。子どもの数の増加に対応して、沖縄県は、沖縄市内の4小学校に日本語教室を設置し（山内、宮里、高原、比屋根）、教員を配置している。中学校には日本語教室は設置されていない。また、日本語教室の未設置の学校に在籍している「日本語の支援が必要な児童生徒」に対しては、市教委から日本語教師（4名所属）が巡回で派遣されている。週1～2回、子どもの日本語能力に応じた「取り出し授業（指導）」を、校内の空き教室等で行っている。市訪問指導教師Aは、外国籍等の子どもと関わる中で、「日本語教室の増設が望ましい。週1～2回の訪問指導だけでは、十分な日本語指導ができない。また、その子どもたちがどのような学校生活を送っているのか、把握することが難しい」と述べる（2022年9月2日、於：沖縄市役所）。

ここで、注意すべき点は、外国籍等の子どもが、必ずしも、全員、日本語の支援を受けていないことである。「資料4. 外国籍の子ども数と日本語支援数（沖縄市教育委員会指導課提供、2022年7月）」みると、外国籍の児童生徒数（73名）>日本語支援を受けている数（25名）である。その主な理由は、外国籍であっても日本語に不自由をしていない、保護者からの要

	学校名	外国籍数	日本語支援数
1	越来小	3	1
2	コザ小	5	3
3	中の町小	1	0
4	安慶田小	2	0
5	諸見小	0	0
6	島袋小	4	2
7	山内小	5	9
8	北美小	2	1
9	美里小	6	7
10	美東小	2	0
11	宮里小	6	11
12	高原小	12	9
13	室川小	0	0
14	美原小	1	1
15	泡瀬小	4	4
16	比屋根小	2	20
	小学校計	55	19
1	越来中	2	0
2	コザ中	2	1
3	山内中	2	0
4	美里中	2	0
5	美東中	5	2
6	安慶田中	2	0
7	宮里中	2	1
8	沖繩東中	1	2
	中学校計	18	6
	小中合計	73	25

資料4. 外国籍の子どもの数と日本語支援数（2022年度）

（沖縄市教育委員会指導課提供、2022年7月）  
 ※網かけの4校（山内小、宮里小、高原小、比屋根小）は、日本語教室が設置されているため、合計数から省いている。

望がないからである。また、外国籍ではないが、日本語支援が必要とされる場合もある。子どもの日本語能力に応じて、保護者と学校での確認の末、日本語支援が行われている。

（2）日本語教室担当の情報交換会における議論

沖縄市には4つの日本語教室があり（山内小、宮里小、高原小、比屋根小に設置）、担当教師は、自発的に情報交換を毎月1回程度開催している。行政による研修がほとんどないため、それぞれ独自の教材作成や指導に頼らざるを得ない中、相互の情報交換の機会を持つことが大切だと考えたからである。毎回、連絡先の現任校にて情報交換会が開催され、報告者（嘉納）は、2回、参加した（2022年9月27日、2023年1月28日、於：高原小学校）。情報交換会では、外国籍等の子どもの受け入れと日本語指導に関しての現状と課題が出された。

まず、沖縄市においても、外国籍等の子どもの受け入れは、文部科学省「就学ガイドブック 日本の学校への入学手続き（2015年4月）」をもとに行い、学校配置を決定するシステムを採用している。また、基地内居住の保護者は、子どもの送迎に都合の良い基地のゲート近くの学校への入学（転学）を希望し、午前8時から午後4時まで預かる日本の公立学校のケアシステムに満足し、給食があるのも魅力であるという。外国籍等の保護者は、概して、日本の学校システムに満足しているのではないかというのが、4人の日本語教師の共通の認識であった。一方、情報交換会では、日本語教室の運営や指導等をめぐって以下の課題が報告された。

[受け入れ手続きの未整備]

外国籍等の子どもの学校入学の指針については、「就学ガイドブック」に沿って行われているが、実際は、日本語教室受け入れの際の行政と学校の手続きが十分整備されていないため、個々のケースに対応せざるを得ない状況がある。小学校への入学や日本語教室への在籍理由も様々であり、保護者も日常の生活や子どもの教育に関わる情報についてどこにアクセスしたらよいか戸惑っている。外国籍等の子どもが公立学校に入る前に、プレスクール等の準備段階をふまえて、日本語教室に入ることが望ましい。

#### [求められる多様な支援]

外国籍等の子どもの中には、発達障害、又はボーダー上の可能性のある子どももいるが、医療機関により適切な診断がなされていない場合がある。日本語が十分理解できていないことで、発達障害（又はボーダー）とみなされるという誤解も生じている。ダブルの支援（特別支援教育、日本語支援）が必要な子どもに対して人的条件が未整備である。日本語が全くできない子どもは、他の子どもや教師とのコミュニケーションが出来ないことでストレスを抱え、不適応の症状を示している。また、個々の日本語能力に見合った学習材（教科書を含む）が必要であるが、予算が十分ではなく、PTAや寄付等に頼っている現状がある。

#### [学級担任との情報共有と連携・協力]

日本語教室の担当者は、個々の子どもの日本語の習熟度の差や異学年の子どもの対応に忙殺され、在籍学級の担任との情報共有（子どもの日本語能力や生活状況）や連携・協力が十分できていない。在籍学級の担任も多忙である。外国籍等の子どもの在籍学級における状況が理解できると、子どもとの関係性もより深まることが期待できる。在籍学級の担任との連携・協力をどのように進めることができるか、検討を要する。

#### [授業進度の遅れと中学校での受け入れをめぐる問題]

小学校低学年から通学している子どもは、日本語能力の伸びをみせ、また、学習塾や学童保育等で日本人の子どもとの交流をしている子どもは、学校にも十分適応している。だが、中高学年に転入してきた子どもは、日本語がおぼつかなく、授業の進度が遅れがちである。小学校卒業後は、基地内のアメリカンスクールやインターナショナルスクール、フリースクールへ進学する子どももいる。なお、市内の中学校には日本語教室が設置されていないため、特別支援学級で日本語指導が行われている場合もみられ、早急な改善が望まれる。

#### [地域における支援の必要性]

日本語教室での学習に熱心な子どもも、夏休み等の長期休業後には日本語能力は落ち、また基礎段階から再スタートする場合もある。地域における子どもの支援が必要であるが、そうした受け皿が十分あるわけではない。また、外国籍の子どもや保護者に地域の支援団体や施設に関わる情報が届いていない状況もある。

上記の日本語教師が認識している課題の中でも、「地域における支援の必要性」は、重要な指摘である。沖縄市のSSWrも、行政支援の乏しさや地域における支援活動の弱さを指摘している<sup>(15)</sup>。

## 4. 地域における子ども支援の実況

### (1) KIPと児童センター

これまでみてきたように、外国籍等の子どもへの支援は、主に、日本語教室における日本語指導であり、地域における子ども支援は乏しい。沖縄市には、外国籍等の子どもに特化した支援組織はないが、地域の子どもの支援としては、KIPや児童センター、子どもの居場所がある。これらの施設や団体は、どのような役割を果たしているのだろうか。

乏しい放課後の子ども支援の中で、唯一の公的な機関は、KIP（Koza International Plaza、2012年設立）である。KIPのHPには、「異なる文化を持つ住民同士がお互いの文化の違いを理解し認め合い、豊かな人間関係を築けることを目的とした国際交流拠点」として記され、国際交流のイベント、日本語を母語としない方々への多言語生活相談、無料の語学講座等を提供している。KIPの初代センター長の屋比久カルロスは、市内在住の外国人から年金の手続きや育児相談、病院の紹介等、切実な生活相談を受ける中で、相談窓口の必要性を痛感したためKIPを設立した<sup>(16)</sup>。だが、KIPは、設立の背景からも、主として成人対象の地域支援組織であり、外国籍等の子どもの支援メニューが豊富にあるわけではない。

次に、児童福祉法に基づく児童厚生施設の児童センターは、市内に2ヶ所設置されている（沖縄市福祉文化プラザ児童センター、宮里児童センター）。児童センターは、子どもの遊びの拠点と居場所、児童厚生員との遊びによる子どもの育成、子育て家庭支援、地域の子育て支援ネットワークの拠点等を目指している。児童センターの近郊の子どもの活用は大いにみられ、一部、外国籍等の子どもの姿も見えるが、外国籍の子どものニーズに合わせた支援活動やメニューが準備されているわけではない。また、「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金」を活用した子どもの居場所としては、市内7ヶ所、拠点型子どもの居場所4ヶ所、自治会における出前児童館（週1回）15ヶ所、自治会による昼食支援（月1回）9ヶ所がある（沖縄市子ども相談・健康課提供資料、令和4年度）。7ヶ所オープンしている子どもの居場所のうち、外国籍等の子どもの利用がみられるのは2ヶ所である（「NPO法人こころひまわり」「くじら寺子屋」）。先述した高原小学校の校区内にある子どもの居場所（「NPO法人こころひまわり」）には、週2回の配食の時には外国籍等の子どもも寄り、室内で他の子どもとも遊んでいる場面がみられる<sup>(17)</sup>。また、近郊の複合施設（市福祉文化プラザ）には、障害者やその家族のサポートを担うセンターと並び、児童厚生施設（児童センター）がある。同センターは、子どもの遊びの拠点と居場所であり子育ての家庭支援も担っている。高原小学校の外国籍の児童は、日本語教室と地域の居場所や児童センターとつながり、時折、食の提供を受けている状況である。

以上のことから、常時活動を行っているKIPや児童センターには、専任のスタッフによるサポートが期待されるが、施設数は限られているため、遠方の子どもの利用する機会は困難である。また、子どもの居場所も市内で展開しているが、週1～月1回程度の活動であり、日常的に子どもが通える条件が整っているわけではない。子どもが日常的にアクセスできる

場所と利用できる支援メニューの充実が求められている。

(2) 子どもの居場所の事例—学習支援ひろば「くじら寺子屋」—

くじら寺子屋（代表 山下千裕、沖縄市海邦）は、市内の子どもの居場所の中でも、外国籍の子どもを含む地域の子ども支援組織として精力的な活動を展開している。2014（平成26）年から自治会事務所の一角を間借りして始めた山下は、2017（平成29）年には現在の場所に新たな拠点を設け活動の幅を広げた。くじら寺子屋に通う子どもは主に小学生であり、近郊の小学校だけではなく保護者の送迎により校区外の居住者も通う場所になっている。くじら寺子屋は、学習支援、食事支援、食糧支援、プログラミングクラブ、創作エイサー等の活動メニューを揃えている（資料5）。現在の登録人数は約300名である。山下を含め専任のスタッフ5名とボランティア学生も活動を支えている。沖縄市の子どもの居場所事業に関わる補助金や沖縄県の子ども未来政策課助成事業等を活用しての運用である。

開催日時：平日毎日	
学習支援	小学生 13:00～17:30（不登校児の相談も受付） ※宿題が終わり次第帰宅 中学生 17:30～20:00 ※宿題、定期テスト対策・受験対策。自主学習が中心
食事支援（食糧支援）	月・水・金 菓子パン等の配布 火・木 軽食・弁当等の配布
プログラミングクラブ	マインクラフト教室 スクラッチ教室 プロセッシング教室 Blender教室
創作エイサー「ぶながやぐわぁ」	毎週土日 18:00～20:00（第3日曜定休） 沖縄市美東小学校体育館

資料5. くじら寺子屋の活動内容

くじら寺子屋には、米国人のボランティアスタッフが協力している。彼は、Apple社でソフトウェアアーキテクトの経験をしており、プログラミング教室を開催している。その教室には、外国籍の子どもやインターナショナルの学校の子どもらも通い、交流を深める場所となっている。また、プロの創作エイサーの指導者が関わる子どもエイサー団体（創作エイサー「ぶながやぐわぁ」）も活動をしており、インドネシア、ペルー、アルゼンチン、アメリカ、フランス等の様々な国籍の子どもが沖縄の伝統文化であるエイサーを学びつつ、多国籍間交流の経験を積み重ねている。障害児（者）の参加もある。同団体は、子ども会活動の一環で始まったものであるが、現在は、独立した団体として活動し、近郊の小学校の体育館で週末活動を行なっている。地域の団体である「ぶながやぐわぁ」の活動場所として学校の体育館の許可を出した当時のS校長は、次のように述べている（2023年5月16日、於：北谷町立宮城児童館）。

当時の美東小学校には、バレー、バスケット、サッカー等の少年スポーツ団体が結構あって、

運動場や体育館はフルで使っていました。「ぶながやぐわぁ」は、住宅街の中の公民館で活動していたようですが、エイサー太鼓の音に対して地域の住民から苦情があったようです。新しい活動場所を探していた山下さんから打診がありましたので、子どもの活躍の場や居場所を地域でつくることは大切だと考えましたので、体育館での活動を認めました。いまま、土日の夕方から使用しているようですね。「ぶながやぐわぁ」に参加している子どもは、美東小学校の子どもだけでは限りませんが、体育館の使用は認めました。くじら寺子屋には、美東小学校の子どももお世話になっているので、職員を寺子屋の様子を見に行ってくださいました。子どもたちが地域のどんな所で過ごしているのか、居場所とはどんな所なのか、職員にも知ってもらいたかったからです。

くじら寺子屋の活動に理解を示していたS校長は、「子どもの活躍の場や居場所を地域でつくることは大切」だと考え、体育館の使用を認め、職員にも居場所としての寺子屋の見学を勧めている。外国籍等の子どもを含む地域の子どもの交流の場としてくじら寺子屋は、地域の学校の理解と協力を得て、地域における多文化交流を地道に創り出しているのである。

## 5. 結語

本稿は、沖縄県内の中でも外国人居住者の割合が高い沖縄市に注目し、市内の外国籍等の子どもの学校や地域における支援の実態を明らかにしてきた。外国人居住者の増加は、そのまま子どもの増加を意味し、これらの状況に対して、行政は日本語教室を設置して対応しているが、教室の設置数も限定的であり、多様な支援を必要とする子どもに十分な展開ができていない。行政の支援の弱さを日本語教師のマンパワーによってカバーせざるを得ない状況が生まれている。このことは、外国籍等の子どもへの行政支援が限定的であることを示し、特に、散在している子どもへの対応は早急に検討されるべきものである。これと関わって、内海由美子は、多文化の子どもが支援につながるかどうかは、「運」次第であり、支援の格差が生じているという指摘は、ここ沖縄でも言い得るものである<sup>(18)</sup>。「支援の格差」を縮めることは容易なことではないが、まずは、外国籍等の子どもと地域の中の有益な資源をつなげることは重要なことだと思われる。

沖縄県では、2016（平成28）年以降、子どもの貧困対策事業が全域で展開され、行政支援やボランティア団体等による子どもの居場所や子ども食堂が運営されている。児童センターやNPOにおいては、貧困対策の対象者を拡大して活動を進めている場所もある。これらの地域の活動拠点と外国籍等の子ども（言葉や学校文化への適応の問題、生活様式への違和感等を抱えている）をつなげ、彼（女）らを包摂する方法と内容を検討することが求められている。それは、少数派の言語・文化を持つ外国籍等の子どもは、多数派の言語・文化の中では周辺化しやすく、地域の中で孤立してしまう可能性があるからである。外国籍等の子どもが共生社会の一員として今後の日本社会を形成する存在であることを考えると（2021年中教審答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」）、国籍や母語の多様化に対応しながらの

支援やキャリア教育、相談支援等を包括的に提供していくべきであろう。また、外国籍等の子どもや保護者への地域情報を届けるためには、行政からの情報発信だけではなく、学校や地域の活動拠点からも個々の子どもや保護者へ有益な情報を届ける方法を構築し、子どもを受け入れ、支えるネットワークの形成が求められる。

### 【付記】

本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業 基盤研究 (C)「多文化化の沖縄社会における学校と地域の協働的実践に関する研究 (研究代表者：嘉納英明)」(課題番号：22K02293)の研究成果の一部である。

### ＜注及び引用文献＞

- (1) 「外国人労働者 最多 1万314人／県内19年10月 前年比26.7%増／人手不足で採用進む」『沖縄タイムス』2020年2月4日、朝刊、2頁。
- (2) 「外国人人口増分の半数／NIAC 県内分析／在留、中国人最多に」『琉球新報』2019年8月6日、朝刊、1頁。
- (3) 北上田源「基地関係者の子どもの就学を阻む『地位協定の壁』」上間陽子他編(2022)『沖縄子ども白書2022』かもがわ出版、68～74頁。また、外国籍等の子どもの就学状況の把握や就学促進の取り組みが不十分なことや日本語指導担当者が、子どもの基本情報や就学状況を把握しづらい状況にあり、教育委員会とも情報の共有や連携が十分できているとは言い難い状況にあることも報告されている(高橋美奈子他(2020)「沖縄県における「外国人の子供の就学状況等調査結果」に関する一考察」『琉球大学教育学部紀要』第97集、所収)。
- (4) 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果について」2022年3月。
- (5) 田巻松雄著(2014)『地域のグローバル化にどのように向き合うか—外国人児童生徒教育問題を中心に—』下野新聞社、56頁。
- (6) 佐藤郡衛著(2019)『多文化社会に生きる子どもの教育—外国人の子ども、海外で学ぶ子どもの現状と課題』明石書店、49頁。
- (7) 宮嶋喬は、外国籍等の子どもへの支援としては、「就学前言語指導のためのプレスクールの強化、地域学習室など学習支援ネットワークへの公的補助、高校進学の特例ガイダンスと特別入試、そして家族支援の仕組みづくり」等を提言している(傍点筆者、宮嶋喬著(2014)『外国人の子どもの教育 就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会、13～14頁)。近年、沖縄では、海外からの移住者の悩みとして生活の課題や支援のあり方を問うワークショップが頻繁に開かれるようになった。一例としては、外国籍等の人々の居場所づくりや地域住民との交流イベント、日本語教員の人材育成、学校の通知文の分かりやすい工夫等が要望として挙げられた(「海外からの移住の悩み共有／日本語指

導の必要性指摘／那覇でワークショップ』『沖縄タイムス』2023年6月21日、朝刊、21頁）。また、唐木澤みどり（学習院大学）は、地域の学習支援教室において「学ぶ主体である子どもの学びに関わる他者として寄り添い、伝え合える関係を築いていくこと」「年齢の異なる子ども同士の関係づくりや、複数言語話者としての経験を生かし、社会の中で役立つ存在であると感じられる活動を取り入れていくことにより、自身の日本語能力の向上への意欲や自信につながり、より幅広い出会いと対話が可能となる」と指摘し、教室外の支援のネットワーク作りとその活用が重要であると述べている（唐木澤みどり「地域の学習支援教室における中高校生への日本語学習支援—外国につながる高校生へのインタビューから—」『子どもの日本語教育研究会』2023年3月11日開催の実践・研究交流会の報告資料、<https://www.kodomo-no-nihongo.com/archive/> 2023年5月30日閲覧）。

- (8) 横浜市立潮田小学校（小泉博史校長）は700名の在籍中、2割強の150名は、日本を含めて24ヶ国の外国につながる子どもである。同校の国際教室は、夏季休業中も教室を開き（期間限定）、子どもの日本語能力の低下を防ぐ努力をしている。小泉校長は、「国際教室の教師の悩みは、学力（学習）がなかなか定着しない、生活言語はともかく、学習言語が定着しない。児童も国際教室では活発な活動を見せるが、母学級では、控えめになる傾向がある」と述べている（2023年2月9日、訪問インタビュー）。鶴見国際交流ラウンジは、未就学児と保護者支援（日本語指導、生活ガイダンス等）、小学生の学習支援（あおぞら教室）、中学生の学習支援（なないろ教室）、夏休みの宿題教室、「鶴見よる教室（大学受験の支援）」、「日本語教室（ボランティアによる）」がある。大学受験の支援は、慶応大学の大学生等が協力している。無償のボランティアが数多く協力して、ラウンジの運営に参加している（2023年2月8日、訪問インタビュー。説明者は沼尾実/鶴見国際交流ラウンジ館長補佐）。
- (9) 近年の福岡市内の外国につながる児童生徒数は、350名程度である。福岡市には、日本語教室が設置されている学校（配置校）13校、児童生徒が通う拠点校8校である（福岡市JSL日本語指導教育研究会（2022）「帰国・外国児童生徒等のための日本語指導 令和3年度研究紀要」）。城香中学校日本語教室教師（配置校教師 吉田健太郎、拠点校教師 薄 里美）によると、「校区には、数多くの団地が林立し中国・インド・韓国系の住民が住み、外国籍の住民の集住地区であるため、日本語教室と拠点校を配置している。放課後の子ども支援としては、様々なボランティア団体があり、利用している子もいる。夜友会という、外国籍の住民のためのサロンもある」という。また、「進路に関する時間が十分に確保できない点が課題であり、拠点校としては、他校から通う児童生徒の学校との情報交換は困難である」と述べる（2022年10月27日、城香中学校訪問インタビュー）。
- (10) 那覇市若狭公民館（宮城潤館長）の位置する若狭地区は、自治体加入率が低く、生活保護率が高い地域である。若狭地区は、県内有数の歓楽街を有し、夜間働く女性が多い。

また、日本語学校と専門学校が立地するため外国人留学生が急増している。公民館の取り組みのひとつとして、急増しているネパール人留学生との交流会（ネパール新年（ピクラム歴）パーティー、ネパール料理教室、やさしい日本語で行う交流防災イベントに加え、若狭地域文化祭での屋台出店・舞台演舞）がある。宮城館長は、数年前からネパール人留学生と地域住民との摩擦を多方面から耳にするようになり危機感を覚えたことが、きっかけであったという。同時期、『沖縄タイムス』で在沖ネパール人に関する連載が掲載され、劣悪な住居環境や労働環境を含め、どちらかという悪いイメージが人々の中に定着しつつあった。何かを契機としてヘイトクライムの対象となり得ることに懸念を覚えたことを沖縄 NGO センター主催のイベントで共有したところ、沖縄ネパール友好協会（ONFA）との縁ができ、共催で地域住民と協議する場を設けることへとつながった（『沖縄における外国人材と多文化共生の現状・課題等に関する調査報告書』（2021）独立行政法人国際協力機構JICA、74～75頁）。

- (11) 沖縄市「人口統計」 <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/shiseijouhou/gaiyou/toukei/jinkoutoukei/index.html>（2023年2月24日閲覧）
- (12) 沖縄市「沖縄市人口ビジョン（平成28年2月）」 <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/documents/1862/jinkou.pdf>（2023年2月24日閲覧）。
- (13) 「県内外国人13%増2万人／21年12月～22年8月 入国緩和で／人手不足解消に期待／りゅうぎん総研試算」『沖縄タイムス』2022年10月26日、朝刊、7頁。
- (14) 「多文化共生セミナー第2回研修会」では、登壇者から、①小学校35人学級を想定した場合、日本語を話さない子どもが1人の割合でいること、②令和3年全国学力・学習状況調査で、「家で日本語をあまり話さないと回答した子どもは、正答率に差がある」ことがわかり、外国につながる児童生徒の学習支援が重要になっていること、③国内出生数に占める父母のいずれかが外国人である子どもの割合は年々増加していること、④東京都の高校では、学力的に不振で定時制高校や工業高校へ進学する生徒が多く、また日本語能力や学力が高まらないため退学するケースがみられること、⑤高校生のキャリア教育（進路選択を含む）、日本語能力や学力を十分伸ばせる体制が整備されていないため、個々の教師の力量に頼らざるを得ない状況になっていること、等が課題として指摘された（一般社団法人多文化教育研究所「多文化教育セミナー第2回研修会」は、2022年8月6日、「出版クラブ（東京神田神保町）」で開催された。上記の①～③は磯谷桂太郎（文科省総合政策局国際教育課）、④⑤は長谷川聡子（都立高校教諭）、権野さち（都立高校日本語支援員）の報告である）。
- (15) 子どもの貧困対策事業としてのSSWr（沖縄市教育委員会指導課所属）は、子どもの貧困対策の業務を担い、外国籍等の子ども・保護者と学校とつなぐ役割も果たしている。沖縄市のSSWrのYは、長年、市内の複数の学校（子ども）、保護者との関わりから、問題意識として、下記の①～④は課題としてとらえ、⑤及び⑥と関わっては、他者とつな

がることの大切を述べている（2022年9月12日、於：沖縄市立コザ中学校）。①発達障害を抱える者もいるが十分対応できていない。療育手帳の申請や病院での受診の際、医療通訳が必要であるが、その保護者負担は大きい。②「食支援」が必要な外国籍等の子どももいるが、子ども食堂や居場所が遠距離にあったりして、支援を受ける機会がない。③市役所や学校からの公文等を理解できないため、制度を上手く利用できない者もいる。④フリースクールは、概して授業料が高額であるため、なかなか勧めることができない。⑤フィリピン籍の複数の世帯が同じアパートに住み、相互に助け合いながら生活している。子どもの中には、放課後、空手道場等に通い、他の子どもとつながることで、保護者が相互に結びついている場合もある。⑥担任と子どもの実態について情報共有を図ることで、担任の方から相談が持ち込まれることもある。日常的に生徒と関わっている担任との情報交換は、重要である。

<sup>(16)</sup> 大城ともみ（2020）「外国につながるのある児童生徒の教育支援の実際—多文化化が進行する沖縄の事例を中心に—」名桜大学大学院国際文化システム専攻（修士課程）言語文化教育領域、参照。

<sup>(17)</sup> 「NPO法人ころひまわり」代表者（若尾美希子）からの聞き取り、2022年9月6日。

<sup>(18)</sup> 内海由美子（2021）「多文化の子どもたちを支える地域の支援体制—今後の展開に向けて—」（子どもの日本語教育研究会『子どもの日本語教育研究』第4号、29～30頁）。

#### <参考資料>

○吉田美穂「散在地域における外国につながる子どもの教育支援」（日本子ども社会学会第29回大会研究発表資料、J:COMホルトホール大分、2023年6月4日）。

○森恭子（2020）「地域の日本語学習教室の実践例からみる福祉的課題」（文教大学『生活科学研究』42）。

## 硝煙弾雨の向こう側 —戦争フットageと沖縄戦をめぐる二つのフィルム—

若林千代\*

### Behind the Powder Smoke and Hail of Bullets: —War Footage and Two Films on the Battle of Okinawa—

WAKABAYASHI Chiyo

#### 要旨

本稿は、1990年代の沖縄戦に関する二つのフィルムを取り上げ、フィルムメーカーたちが、どのようにして米軍の戦争のフットageに描かれた内的なイメージの構造を、軍事中心的なナラティブから、人びとにより焦点がおかれたナラティブへと変容させようと試みたのかについて考察する。ここで取り上げるフィルムは、米軍が撮影した沖縄戦関連のフィルムの収集および上映をおこなう市民による平和文化活動「1フィート運動の会」が、ほぼ全編が米軍のフットageを再編集して作られた『1フィート映像でつづるドキュメント沖縄戦』（1995年）と、沖縄戦の記憶、とりわけ、「集団自決」を題材に、戦後フランスで最も影響力のある映像作家の一人であるクリス・マルケルが監督した映画『レベル5』（1997年）である。これら二つのフィルムは、制作の主体、意図、あるいは、長さ、手法、ストーリーライン、ナラティブ、プロットなどは異なっているが、いずれも、米軍の戦争フットageを利用し、そして、1945年の第二次世界大戦終結から50年という節目を意識して1995年前後に制作・公開されたという共通点がある。本稿では、これら二つのフィルムがそれぞれ、いかなる現代史の記憶を蘇らせようと試みたのか、また、戦場の人びとの現実、すなわち、硝煙弾雨の向こう側をどのように想像しようとしたのか、さらに、観客と戦場の人びとのあいだにどのような関係を作ろうとしたのかという点に焦点を当てる。

キーワード：沖縄戦、戦争記憶、米軍フットage（記録映像）、1フィート運動、「集団自決」

#### Summary

This paper explores how the filmmakers of two films on the Battle of Okinawa, those which were created in the mid to late 1990s, attempted to transform the inner structure of the images

\* 沖縄大学経法商学部教授 [chiyow@okinawa-u.ac.jp](mailto:chiyow@okinawa-u.ac.jp)

in the U.S. military footage of the Battle from a military-centered narrative to a people-centered one. One of the two films is *A Document of the Battle of Okinawa: Told One Foot at a Time* (1995), which was produced by the Okinawa's citizens' movement for collection of the war footage regarding the Battle of Okinawa (the One-Foot Movement Group), and the other is *Level 5* (1997), which was directed by one of the most influential directors in postwar France, Chris Marker. It focuses on war and memory in Okinawa, particularly "collective suicide." These two films are different from each other in their production processes, means, purposes, lengths, plots, storylines, narrative forms, and so on. However, both edited and used U.S. military footage about the battle and prompted profound reconsideration of war memories and their significance in the context of the 50<sup>th</sup> commemoration of the end of the Second World War. This paper focuses on how both films attempted to revitalize the memory of contemporary history and imagine the realities behind the powder smoke and hail of bullets. The paper also seeks to develop the connections between people on the battleground and those in the audience.

**Keywords :** The Battle of Okinawa, War Memory, U.S. Military Footage (Archival Film), The One-Foot Movement, "Collective Suicide"

## はじめに

死者は時の外にいる。

W. G. ゼーバルト 『アウステルリッツ』<sup>1</sup>

過去を記憶すれば、その過去は二度と繰り返されないと信じることは、二十世紀の人間の幻想である。

クリス・マルケル 『レベル5』

沖縄は「映画的な島」だと言われる<sup>2</sup>。沖縄は数多くの映画やテレビのドラマの舞台となり、ドキュメンタリー作品に題材を与える場所となっている。同時に、そうであるがゆえに、沖縄をめぐる映像の歴史は、沖縄近現代史のなかに深く潜んでいる「視線の政治」の歴史でもある。

なかでも、沖縄戦や占領をめぐる米軍が撮影した大量の映像は、沖縄という場所のイメージ形成に多様な影響を及ぼしてきた。それは、「視線の政治」が人びとの生死のありようをいかに侵蝕してきたかを考えるとき、避けて通ることのできない数々の像である<sup>3</sup>。

仲里効は、「映画は戦争であり、戦争は映画である」というポール・ヴィリリオ [Paul Virilio] のテーゼを引用し、米軍の沖縄戦の映像が「視線の占有」あるいは「視線の専制」を宣言するものだと指摘する。そこでは、「視線の政治」は予め「軍事的な戦略のなかに組み入れられている」のであり、「攻撃し勝利を収めるためには視ることにおいて優位でなけ

ればならない」。つまり、戦争フッテージにおける「視線の政治」は、「視る一視られる」あるいは「曝す一曝される」という関係、つまり、軍事主義の究極的な不均等性を特徴としているのだと<sup>4</sup>。

本稿では、こうしたことを踏まえた上で、1990年代の二つのフィルムを取り上げ、戦争フッテージの構造をイメージの内側からどのように変容させようとしてきたかについて考えてみたい。

フィルムのうちの一つは、米軍が撮影した沖縄戦フィルムの収集・上映をおこなう市民の平和文化活動、いわゆる「1フィート運動の会」が、米軍フッテージを再編集して作った『1フィート映像でつづるドキュメント沖縄戦』（1995年）である（以後、『ドキュメント沖縄戦』と略す）<sup>5</sup>。もう一つは、沖縄戦の記憶、とりわけ「集団自決」を題材に、フランスの映像作家クリス・マルケル〔Chris Marker〕が監督した映画『レベル5〔Level 5〕』（1997年）である<sup>6</sup>。

これら二つのフィルムは、制作の主体、意図、あるいは、長さや手法は異なっている。しかし、いずれも、米軍の戦争フッテージを利用し、そして、第二次世界大戦終結から50年という節目を意識して1995年前後に制作・公開されたという共通点がある。

実は、これら二つのフィルムの沖縄における位置は対称的である。『ドキュメント沖縄戦』等の「1フィート運動」の映像は、公開当時から現在に至るまで、沖縄戦を知る上で欠かすことのできない、言わば永遠の「平和学習の教材」のようなものである<sup>7</sup>。他方、『レベル5』は、2001年に初めて沖縄で上映されたが、「コンピューターゲームに埋め込まれた戦争」という一見難解な舞台設定だったためか、あるいは、恋人を喪った女性の独白によるメロドラマのような設定のためか、沖縄では広く一般に認知されているとは言えず、再上映の機会は少ない<sup>8</sup>。

しかし、これらはともに、米軍が撮影した戦争のフッテージの断片をそれぞれ独自の方法で組み合わせることによって、軍事主義の「視線の占有」あるいは「専制」を逆照射し、硝煙弾雨の向こう側に隠れている、戦禍に呻吟する人びとの姿を浮かび上がらせようとしている。

現代史の厳しい過去の記憶を辿ることは容易ではないが、映像のなかに真実を蘇らせる試みは、ヴィジュアル素材が主だったコミュニケーションの手段となった現代においては、ますます重大な課題を負うものとなっている。たとえば、インドネシア9月30日事件の記憶を掘り起こしたドキュメンタリー『アクト・オブ・キリング〔The Act of Killing〕』『ルック・オブ・サイレンス〔The Look of Silence〕』を撮り、世界的に高い評価を与えられた映像作家ジョシュア・オッペンハイマー〔Joshua Oppenheimer〕は、殺された者と殺した者が隣り合って暮らし続ける社会での困難なフィルムメイキングの過程を振りかえり、映画とは「目には見えないものを見えるようにする」ものであり、それは「新しいリアリティ」の追求だと述べている<sup>9</sup>。

また、アーカイヴァル・ドキュメンタリー〔archival documentary〕の手法で高い評価を受けている映像作家セルゲイ・ロズニツァ〔Sergei Loznitsa〕は、戦争フッテージによ

る実験的な作品について、「他の人間を殺すことが、政治的あるいは経済的目標を達成するための普遍的な手段であり続けているのはなぜなのか」という「存在論的問い」を追求するものだとしている<sup>10</sup>。

オープンハイマーやロズニツァの言葉は、沖縄戦をめぐるフィルムを考えようとするときにも参照となるだろう。つまり、これら二つのフィルムが、それぞれ異なる立場や異なる方法によって、いかなる現代史の記憶を蘇らせ、どのような「新しいリアリティ」に迫ろうとしたのか、そのとき、二つのフィルムが「目に見えるように」しようと試みたものとは何なのか、それはどのような表現によってなのか、そして、戦場の人びとの姿、つまり、硝煙弾雨の向こう側はいかに描かれたのか、その像は観客と戦場の人びとのあいだにどのような関係を作るのか。

もちろん、限られた力量で、ここですべてに答を与えることはできない。とはいえ、これらのことが、本稿に取り組むにあたっての、源泉としてある問いである。

## 1. 記録と記憶を取り戻すということ

まず、『ドキュメント沖縄戦』の内容に入る前に、沖縄における米軍の記録映像の収集と平和文化活動について整理しておきたい。沖縄戦関連のフィルムを収集し、上映をおこなう市民による平和文化活動は「1フィート運動」と呼ばれてきた。「1フィート運動」が大きな盛り上がりを見せる1980年代は、歴史教科書問題があり、改めて戦争記憶や歴史認識が平和の課題として問われていた時期であった。運営を担った組織は、1983年の発足時、「子どもたちにフィルムを通して沖縄戦を伝える会」として出発し、2013年3月、30年間の活動に終止符を打った。

本稿では、この組織体を「1フィート運動の会」とするが、ただ、沖縄では、組織だけでなく、広く収集と上映自体を「1フィート運動」と呼んできた。「1フィート運動」は、広島・長崎の「10フィート運動」に着想を得て<sup>11</sup>、1フィート100円相当として市民のカンパを募り、米国国立公文書館〔National Archives and Records Administration、以後、NARAと略す〕等から映像を収集した。買い取られたフィルムはおおよそ200タイトルとされている<sup>12</sup>。

「1フィート運動」の活動を表現する際、沖縄では、しばしばフィルムを「取り戻す」「買い戻す」「取り返す」という、沖縄の人びとを「主体」とした表現が出てくる。沖縄戦については、写真・映像の記録は米軍撮影のもののみで、日本軍はおろか民間人によるヴィジュアルな戦争記録は皆無で、住民が「主体」となって撮影されたものは一つも残されていない。また、米軍の記録はあくまで作戦遂行の記録に他ならず、住民は「被写体」の一部に過ぎなかった。しかし、にもかかわらず、沖縄では、1980年代の米軍の沖縄戦関連映像の収集と上映の過程で、米軍の撮った映像記録に対して、沖縄の人びとこそが映像の「主体」だと認識するようになっていった<sup>13</sup>。

米軍の沖縄戦記録映像については、たとえば、1969年、沖縄戦の記憶に関する最初のテレ

ビ・ドキュメンタリー『沖縄の勲章』では、すでに人びとの証言に重ねて米軍の沖縄戦のフッテージが使用されている<sup>14</sup>。また、写真については、1977年、大田昌秀がNARAで収集した沖縄戦の写真記録を出版している<sup>15</sup>。

ただ、これらのドキュメンタリーや写真集は、収集の主体は集合的な「人びと」ではなかった。それに対して「1フィート運動」の場合は、市民がコツコツと集めたカンパでフィルムを買い取った。たとえば1人が100円、200円という少額であっても、皆でお金を出し合って買い取ったという意識が、米軍の沖縄戦フッテージの意味を変容させた。

2013年、「1フィート運動の会」の解散の後、フィルムはすべて沖縄県公文書館で保管・管理されることになった。ただ、「1フィート運動の会」が収集したフッテージはすべて16ミリフィルムだったため、2014年、およそ30時間分のデジタル化映像が琉球朝日放送より沖縄県公文書館に寄贈され、その後、2015年より一般市民による利用が可能となった<sup>16</sup>。

沖縄県公文書館によれば、これは、確認されているNARAが所蔵する沖縄戦関連の映像およそ1000本のうちの600本に相当する<sup>17</sup>。また、沖縄県公文書館が独自に収集し、さらにはNHK沖縄放送局がNARAおよびNHK放送センターから収集したフィルムおよそ600本が寄贈された。そのうちの524本がNARAから集めたものである<sup>18</sup>。

デジタル・アーカイブを研究する水島久光は、およそ1,000本近いタイトルのフィルムが「取り戻せた」とも言えるが、資料の重複の検証は依然として十分ではないと指摘している<sup>19</sup>。

しかし、水島の考察は、映像収集と上映の関係について性急な見解を示している。水島は、検証の際、著作も比較的手に入りやすい研究者で政治家の大田昌秀にフォーカスしているため、「1フィート運動」の映画制作や上映運動の盛り上がりについて、大田の政治活動に伴って「1フィート運動」との関係が薄れたため、映像記録の収集という『『目標』を見失い、「上映に目的意識が映った」と類推している。この考察は、結果として、「1フィート運動」を大田昌秀ありきで始まったものとして解釈することになり、映画制作と上映運動の関係、また、「1フィート運動」にかかわった市民や沖縄社会の全体像を十分に考慮しないものになっている。

## 2. 上映運動としての「1フィート運動」

実際には、「1フィート運動」は、収集が始まった当初から上映が両輪となっていた。記録によれば、1983年12月に事務局を設置した「1フィート運動の会」は、翌84年4月末までに729万円の募金を集めた。その資金の一部を使い、同年5月1日、NARAから最初の12タイトルの映像が到着した<sup>20</sup>。その後、県内メディアがニュースで放映した後、5月16日、一般市民に公開された<sup>21</sup>。短期間のアナウンスにもかかわらず、那覇市民会館大ホールが満席、会場の外にも人があふれ、新聞報道では別会場を合わせておよそ2,500人の観客が集まった。その様子は、以下のように描写されている。「会場は水をうったように静まりかえり、かすかにセキの音が響くだけ。互いの体験を語り合う老人連れや、40年前に思いをはせるように

時折り黙想する人。ハンカチを目頭にあてる人など、場面が進むにつれ、それぞれの思いを胸にスクリーンに引きつけられていった。普天間宮とはっきりわかる場面やむごたらしい死体の場面など、思わずどよめきが起こる光景も。約3時間の上映中、だれ一人席を立つ者はいなかった。」<sup>22</sup>

同年8月には、NARAより映像18タイトルが到着し、メディア各社を招いた試写会がおこなわれた<sup>23</sup>。また、翌年にかけて18本が届き、一般公開の上映会がおこなわれた。「1フィート運動の会」の第2回総会では、募金総額は3,139万4,780円、購入フィルムは44本、2万9,832フィート、その上映にはおよそ5万5,000人が参加したと報告された。その際、1985年が沖縄戦から40年目であることから、フィルム購入に加えて、「1フィート記録映画の編集製作」や「平和講座と1フィート映画上映による反戦平和意識の昂揚を図る」ということが盛り込まれた<sup>24</sup>。

「1フィート運動の会」映画製作委員会の牧港篤三の記録では、1985年暮れの時点で「ワシントンの国立公文書館やロンドンの英国戦争博物館などから購入した沖縄戦記録フィルム」は合計76本、4万3,000フィート、15時間で、上映会ではのべ10万人の観客を得たとしている<sup>25</sup>。

映画制作以前に、5万、10万という数の一般の人たちが、音声がなかったり戦闘場面が続いたりする未編集のフィルムを観るということには、何らかの理由があるはずである。それは、フィルムのなかに、自分の姿はもちろん、家族や親族、友人、知り合いの姿を探し、生まれ故郷の姿を見るという目的があったのではないか。当時の熱気を知る人の多くが、そうした人捜しの点を語っている。あるいは、先に紹介した、会場の様子を描いた記事にもあったが、人びとは映像を観ながら、家族、友人、かかわりのあった人びとの生死を思い返しているのである。

### 3. 映画化

戦争の体験者と一緒に、彼らが逃げ惑った戦争の記録映像を観るという経験は、衝撃的な映像によってだけではない、独特の緊張した空気を伴った空間である。目にしているものは同じでも、心の動き、感情はまったく計り知れない。とはいえ、米国から送られてきた、未編集のままの、音声のないような映像が上映され、それを人びとが熱心に観るということ、しかも、戦争体験者と、子どもや孫、ひ孫といった戦後生まれのさまざまな世代と一緒に観るということ、これが沖縄における「1フィート運動」の原型である。

米軍フッテージを使って一本の映画にまとめるという案も、こうした上映会を重ねるなかから出てきたものである。徐々に「沖縄戦の始まりから終結まで、流れがちゃんとわかる解説を入れた映画にしてほしい」という声が出てくるようになった<sup>26</sup>。沖縄戦をまったく知らない世代にとってもわかるように、また、戦争体験者は「あの忸怩たる思いは二度としたくない。そのためにいま何ができるのか、何をなすべきか」という問いがあった<sup>27</sup>。同時に、

映画は、「世界的に通用する」、つまり、沖縄戦の事実や基地問題について、1980年代の歴史教科書問題等、歴史認識が問われる日本全体、あるいは、海外に伝えるための文法というものも探る必要があった。

1985年9月、「1 フィート運動の会」のなかに映画製作委員会が組織された。基本構想は、次のようなものであった。「(1)沖縄戦とはいったい何であったかという沖縄戦を問い直すに当たって、民衆の立場に視点を置くこと。(2)あの悲惨な戦争をなぜ起こしたのか、当時日本ファシズムの戦争への道を突き進んだ、即ち15年戦争の経緯を追及すること。(3)かつて沖縄は平和を何より愛する民族で、海洋発展の偉業を成しとげ、独自の歴史、文化を形成したこと、言いかえれば歌と踊りと祈りの島であることなど、文化的視点の上に立つこと（それが今日でも享け継がれていることなどを基盤に）。(4)一方、相も変わらぬ危機的状況の中に生きている沖縄を直視して、沖縄戦を中心に過去、現在、未来に亘って描くこと。(5)もちろん戦火にたおれていった多くの無辜の民衆、即ち戦争犠牲者に対し、鎮魂（レクイエム）の思いをこめる」<sup>28</sup>。

これは理念的な骨子という印象があるが、1985年4月21日のシナリオ素案小委員会における議論のメモになると、とくに(1)と(2)の関連性として、方向性はより明確である。

シナリオ素案委員会のメモでは、映画の目的は、現代史的な観点で沖縄戦全体を俯瞰しつつ、実態と心情を描くという点が強調された。「①単に沖縄戦がいかに凄惨なものであったかということより、なぜ沖縄戦が起こったかを15年戦争の一環としての太平洋戦争のコンテクストの中でわからせる。②その場合、話をあまり拡散せず、あくまで沖縄戦を中心に話を進める。③なぜ27年の占領か、国家の論理、国際情勢、米国の沖縄観にも触れる。④核戦略の中の沖縄一確実な目標としてexpendable（注・軍事的な用語として、時間稼ぎの犠牲に供し得るという意味）なものとして一見えにくい構造を見せる。国際紛争の『捨石』として。あくまでも沖縄の視点から、そして日本全体にも適用するように。⑤住民にも責任の一端があるとの反省から現在を見る。つねに被害者としてではなく加害者としての自覚も。⑥もう一度くりかえしていいのかと問いをなげかける。主体的な平和運動のために、今何をなすべきか、を問いかける」<sup>29</sup>。

1986年5月、最初の「1 フィート運動」の映画版『沖縄戦・未来への証言』が完成した（以後、『未来への証言』と略す）<sup>30</sup>。これは、映像技術の水準からすれば決して洗練されたものではなかったが、上述の①から⑥のコンセプトを入れようとした内容であることは間違いない。

#### 4. 「想像上の現実性」

ただ、同時に、米軍のフッターは、あくまで米軍の視線で、作戦遂行のために撮影された米軍主体の映像である。先に示したような現代史的なコンテクストと「主体的な平和運動」を重視しながら、一体どのようにして、米軍の記録映像を使って住民の苦痛を描いていくのか。

「1 フィート運動の会」の代表であった言語学者で、第一高等女学校の学徒隊「ひめゆり学徒隊」の引率教員の一人であった仲宗根政善は、次のように述べている。

沖縄戦を体験したわれわれは、沖縄戦がどんな戦争であったか、その実相を、戦争を知らない世代に伝える義務がある。しかし、戦争の体験は、体験者の心の底に沈んでこりかたまり、口に出してことばにすると、うつろになり、文字に書けばからっぽにひびく。ことばや文字では、伝えようとしても伝えようのないもどかしさを感じる<sup>31</sup>。

仲宗根が、体験者のあるがままの感情は、戦後世代には伝わらないと考えていることは間違いない。しかし、そうであるからこそ、尚更、仲宗根は、100円200円という少額であっても一人でも多くの市民の参加にこだわったのではないか。

また、映画製作委員長だった詩人・牧港篤三は、次のように述べている。

戦場の光景は、すべて彼ら米軍記録班のつごうによるカメラアイであり、住民側にカメラを向けたのはわずかで、濛々と黒煙や土煙りを吹きあげる砲弾の炸裂する場面の彼方に住民はひそんでいるはずである。住民の呻吟も苦悩も叫びも実は砲煙の彼方に消え去っている。従って映画を見る人たちは、戦場の陰にうごめく住民の姿を想像力で捉えるほかはない。ある意味では、この映画はすべてを語らず、また逆に多くを語っているともいえるだろう<sup>32</sup>。

『未来への証言』では、米軍フッテージを使って沖縄戦の経過を説明しているが、砲弾の音以外の米軍勝利を称えるナレーションや音楽は消されている。その代わり、戦況に関するナレーションと同時に、住民の体験記や証言の朗読を被せている。それはあたかも、沖縄各地でおこなわれた米軍フッテージの上映会の様子が凝縮されたものようでもある。

つまり、各地の公民館などでの上映会で、米軍フッテージからは直接わからない戦争の経過を説明する牧港篤三ら事務局の人たちの解説と、映像を観ながら人びとが記憶をたぐり寄せている光景、死者を意識しながら、「あのときはああだった」と語り合ったりする人びとの囁き声、そうしたものの集合が映画には反映されているのではないか。

もしかしたら、米軍の沖縄戦のフッテージは、こうした上映会の過程で、純粋に映画の最も重要な要素、すなわち、観客との相互関係を築くことで初めて映画というものへと変容していくという、しかも、その観客たちはその戦場における生き死にを思い起こしながら見ているという、そうした、映画への変容の道を辿ったのではないのか。牧港はこうも述べている。

映画に、もし魂の開化があるとすれば、それは一体何であるのか。一介の記録映画として終わらせぬための努力をしたつもりだが、この映画が一つの運動性をもつことは明ら

かであると答えるにとどめる。主観と客観、生と動、すでに凍結してしまった記録フィルムの片々に身体性を取り戻す作業が実は現実のドラマであること、目下のところ私にはそういう考え方しか成り立たない。つまり沖縄戦と現実の沖縄を重ねての、想像上の現実性である<sup>33</sup>。

牧港の言う「想像上の現実性」とは何なのか。ある意味で、それは、この映画が、いかにして観客とのあいだに「感性と知性の複雑な弁証法的関係」を結ぶことができるのかという問いである。また、ここで言う「運動性」とは、映画に「説明」すること以上の意味が与えられ、そうした映画と観客のあいだに、精神的な相互作用が起こることを示しているだろう<sup>34</sup>。

## 5. 『ドキュメント沖縄戦』

1995年の『ドキュメント沖縄戦』は、『未来への証言』の基本線は変えず、その後蓄積されたさまざまな研究調査の知見を踏まえて作られた。たとえば、朝鮮人軍夫・慰安所への言及、そして関連する米軍フッテージについても、1986年版よりも大幅に増えている<sup>35</sup>。

しかし、『ドキュメント沖縄戦』では、『未来への証言』で採用されていた、米軍フッテージに住民の証言を数多く重ねるという手法は取られていない。これは大きな変化である。

『ドキュメント沖縄戦』は、『沖縄戦・未来への証言』よりもさらに現代史的な叙述を採用している。つまり、戦場で強制されていた社会関係や文化的位階を批判的に考察し、日本兵、米兵、住民、さらには軍夫・慰安婦、子ども、さまざまな多様な人間の具体的な姿をそのなかに位置づけて、現代史的なダイナミズムを重視した叙述になっている。

『ドキュメント沖縄戦』の場合、テレビ・ドキュメンタリーを制作してきたディレクターたちがかかわった。とくにプロデューサーだった仲松昌次は、79年に『わが沖縄一具志堅用高とその一族一』を制作し、また、金城重明の戦争記憶や戦争体験を歌った民謡「艦砲ぬ喰えー残さー」の誕生など、戦争に翻弄された庶民の目線で沖縄近現代史を描いてきた<sup>36</sup>。現代史的な叙述が可能だったのは、こうしたテレビ・ドキュメンタリーの蓄積の力を無視することはできない。しかし、沖縄のテレビ・ドキュメンタリーの経験豊かな仲松にしても、『ドキュメント沖縄戦』の制作について、そこでの逡巡と困難を次のように述べている。

制作スタッフは、フィルムに刻まれた「沖縄戦」を撮影側の「意図」も読み解きながらできるだけ「客観的」に描こうと努力したつもりである。しかし、制作の過程で、過酷な戦場で傷つき震えの止まらない子どもや、ガマから出て必死に命乞いをする老婆の映像などを繰り返し見つめていると、「客観的」な「事実」とは何だろうか、考えざるを得なかったのが正直な所である。ビデオを見た感想のなかにも、「思い入れが強すぎる」という指摘があった。「思い入れ」を込めたコメントの一節はいまなおそらんじる事が出来る。おおげさに言えば、相手が撮った「映像」に拮抗する住民側の「言葉」に何を

選べばいいのか<sup>37</sup>。

また、『ドキュメント沖縄戦』が戦場の社会関係を意識し、日本兵、米兵、住民、さらには軍夫・慰安婦の関係性のダイナミズムを意識した叙述になっているという点は、1995年当時の沖縄戦記憶をめぐる諸状況がどのように反映されたのか、もう少し詳しい考察が必要かもしれない。というのは、「平和の礎 [いしじ]」の建立は、「すべての戦没者を刻む」という新たなコンセプトをもったものだったからである。

さて、ここで、『ドキュメント沖縄戦』の現代史的な叙述について、実際の映像のうち、「中部戦線」とりわけ「首里への攻防」とされている部分から考察してみたい。

表1 『1フィートでつづるドキュメント沖縄戦』より「中部戦線」部分のナレーション

1-1	住民は軍隊の近くにいることが安全と思ひ、軍隊と行動を共にする者もいた。
1-2	進撃に先だつてアメリカ軍は日本軍の洞窟陣地に徹底した砲爆撃を加えた。
1-3	しかし日本軍は、砲弾で埋もれた洞窟の入口をすぐさま掘り返し、突撃してくるアメリカ兵を迎え撃った。
1-4	米軍戦車に対しては、日本軍の砲弾が正確に命中した。
1-5	烽火をくぐり抜けてきた戦車には日本兵が爆薬を抱えて待ち受け、戦車もろとも自爆した。いわゆる肉弾戦法である。こうした肉弾戦には、防衛隊や鉄血勤皇隊なども選ばれた。5月末までにアメリカ陸軍の戦車はその57%が破壊された。
1-6	日中の気温は30度近くまで上がった。かすり傷でも負おうものなら、即座に蠅がたかり、蛆がわいた。
1-7	5月に入ると、アメリカ軍はすべての洞窟をしらみつぶしに爆破する作戦に出た。
1-8	首里攻防戦では、住民も兵隊もほとんどが死ぬまで戦い続けるか、あるいは生き埋めになってしまった。5月末までの首里戦線での日本兵の戦死者はおよそ6万4千。一方、捕虜になったのは200人余りであった。
1-9	壮絶な戦いは、嘉数から首里までのすべての丘と集落で繰り広げられた。
1-10	米軍側の被害も大きかった。神経をやられた、いわゆる戦闘恐怖症が続出したのも、太平洋戦争中かつてないことであった。アメリカ軍の死者・行方不明者およそ5千。急激に増え続ける戦死者に対して、墓穴をブルドーザーで掘らなければならないほどであった。
1-11	何よりも犠牲を強いられたのは住民である。この地域での死亡率およそ50%。そして、家族全員が亡くなる、いわゆる一家全滅が全世帯のおよそ4分の1。これが軍隊を信じ、軍隊と行動をともにした結果であった。
1-12	5月、沖縄は本格的な雨季に入った。とくに5月21日から降り始めた雨は6月5日まで毎日降り続けた。
1-13	この雨は住民にとっても大きな苦しみであった。足元まで水につかりながら洞窟で過ごす者。泥道を這いながら逃げ延びようとする者。そして、病気の蔓延。まさに、泥と炎の沖縄戦であった。

戦闘の映像に日本軍の被害状況のナレーションが被さる(1-2~9)。その次に米軍の被害の状況の映像が続く。たとえば米兵の「戦闘恐怖症」で一人の兵士が叫びながら服を脱ぎ捨てて錯乱して走っているのを仲間が追いかける映像である。さらに、米兵の遺体の仮埋葬の映像が続く。白い布にくるまれた遺体が並べられ、ブルドーザーが墓地を均し、延々と白い

十字架が並ぶ (1-10)。

これを米海兵隊が作成した米国向けの戦況ニュースの映像と比較してみると、違いは一目瞭然である。たとえば、海兵隊の映像では、米兵の死傷者や精神的な疲弊、仮墓地での埋葬の様子などは、戦意高揚を目的とする映像には反映されない。

兵士の悲慘を描く映像は、『ドキュメント沖縄戦』がより戦場のリアリティにこだわったからではないか。しかし同時に、そうしたフッテージの積み重ねの上に、より深い強度でもって激戦地の沖縄住民の悲慘を想像させる映像とナレーションを突き刺している。たとえば、爆破される壕や燃やされる民家の映像の上から、激戦地における沖縄の住民の一家全滅の割合の高さ、あるいは、住民と軍隊の歪な関係性についてナレーションを被せている (1-11)。

さらに、雨季の戦場で疲弊する兵士と増水した川の場面では、映像の上に濁流の音が被せられると同時に、その向こうに、かすかに、フリージャズのような、ベースとクラリネット、ピアノの音を聞かせているのである。それはあたかも、映像には映っていない、潜む民衆のノイズのようでもある (1-12~13)。この同じ場面を米海兵隊が制作したニュース映像と比較すると、音声や描写は全く異なっている。海兵隊ニュースの映像では、ぬかるみをよろよろと進むひと筋の兵士の流れには、その重い足取りとは対称的に、「高い士気」を表す行進曲が被せられているのである<sup>38</sup>。

つまり、『ドキュメント沖縄戦』では、音とナレーション、モンタージュによって、兵士の悲慘から戦場の民衆の真実へと、映像が象徴するものを作り変えている。そして、このシークエンスの行き着く先は、「泥と炎の沖縄戦」という言葉である。この言葉に至るとき、観客は、それまで触れてきた、硝煙弾雨の沖縄戦の断片的な画像が、映画自体を貫く圧倒的な一つの象徴的なイメージのなかに吸い込まれるような、強い緊張を感じるだろう。

## 6. 兵士の悲慘とプロパガンダ

兵士の悲慘を、イメージのなかで、戦場の民衆の真実へと反転させることは容易なことではない。クリス・マルケル『レベル5』の場合はどうか。

『レベル5』の舞台設定はこうである。主人公ローラは、亡くなった恋人が残したコンピューターゲームを解こうとしている。仮想空間で繰り広げられるゲーム「オキナワ」。沖縄戦に関する証言、作戦記録、公文書、映像等の情報を呼び起こしつつ、最大の難関「レベル5」を完成させようと、恋人の書斎で、コンピューターに向かい続けるローラ。やがて、ローラは、渡嘉敷島出身の牧師・金城重明の証言に導かれて、「集団自決」という出来事に向かって進んでいく。

今でこそ特別ではないコンピューターゲームという設定、そして、亡き恋人の思い出に浸るローラの語りは、沖縄での公開当時、必ずしも好感をもっては受け入れられなかった。しかし、上映会の直後、仲里効は『レベル5』が扱った米軍フッテージから問いを引き出していた。

一つめのフッターは、『レベル5』のなかに引用されているアメリカの映画監督ジョン・ヒューストン〔John Huston〕が撮った、戦場で精神的にダメージを受けた兵士たちの治療の様子を取材した、1946年の米陸軍省〔Department of the Army〕の映画『そこに光を〔There Be the Light〕』からのものである<sup>39</sup>。

この映画の名前は、沖縄県公文書館の米軍の沖縄戦関係映像のリストにはなく、沖縄ではほとんど知られていない映画である<sup>40</sup>。けれども、マルケルが引用した場面は、『そこに光を』という映画のクライマックスのようでもある。兵士は、沖縄の戦場で精神的にダメージを負った。彼は自分の名前すら思い出せず、記憶喪失状態になっている（2-1, 2）。

仲里効は、ここに金城重明の体験を重ねて、「戦争という過酷な交通」の結果とは何なのかと問うている。

金城さんの記憶は、自分の手で自分の母親と妹を殺した、忘れたいけれども忘れられない、消そうとしても消しがたい痕跡として金城さんの実存の中に刻まれている。一方ジョン・ヒューストンの映像の中の兵士は、記憶が回復されることを拒まれている。戦争という過酷な交通は、忘れがたい記憶を人々のその後の生に植え付けると同時に、記憶を奪い、再び蘇ることなく闇のなかに沈める<sup>41</sup>。

表2 マルケル『レベル5』における『そこに光を』引用部分のナレーション

2-1	（ジョン・ヒューストンの映像でのナレーション）この男は自分の名前すら思い出せない。沖縄での砲弾の爆発が彼の記憶を消してしまった。意識では耐えがたい経験が排除され、過去のすべてを失った。精神科医が催眠術で過去を思い出させようと試みる。
2-2	<p>（医師）今、私達は沖縄に帰ってきました。あなたは話すことができます。何もかも思い出せます。何が見えるか言ってください。</p> <p>（男）私は砲撃地帯にいる。攻撃を受けている。</p> <p>（医師）どこからの攻撃ですか？</p> <p>（男）日本人…砲撃が我々の陣地に近づく。味方が一人撃たれた。彼を運ぶ。どこから弾が飛んで来るのか分からない。</p> <p>（医師）続けてください。もう思い出せます。話してください。</p> <p>（男）爆発…</p> <p>（医師）今度は爆発を思い出しましたね。続けて。</p> <p>（男）連れて行かれる。私は担架に乗せられる。砲撃が続いている。</p> <p>（医師）その音が聞こえますか？見えますか？</p> <p>（男）いいえ。</p> <p>（医師）何処へ連れていかれるのですか？</p> <p>（男）トラックに。</p> <p>（医師）何が恐いのですか？</p> <p>（男）もうイヤだ。</p> <p>（医師）もうイヤ。忘れたいのですね。でも思い出すのです。なぜならもう終わったことだから。あなたはここにいて、沖縄から遠く離れています。あなたは自分が誰なのか思い出します。あなたは誰ですか？</p>
2-3	（クリス・マルケル）この映画は35年間上映されなかった。“士気を削ぐ”戦争映画だと軍部検閲局は言った。士気を高める戦争映画は、J・ウェインの「硫黄島の砂」で、戦時中に公開され、時にその影響があった。スター本人がカウボーイ姿で野戦病院を訪ねると、彼は野次られたのだった。映像の戦争におけるエピソードだが、いつか戦争自体と混同されるだろう。それが始まったのはまさに硫黄島で、この伝説的場面からだ。

仲里のコメントは、『ドキュメント沖縄戦』における、兵士の悲惨から民衆の悲惨への反転を想起させる。とはいえ、マルケル自身は、この元兵士の記憶喪失の治療の映像を直接的には金城重明の証言に重ねているわけではない。

ここでマルケルは、治療の場面に対して、ジョン・ウェインの『硫黄島の砂 [Sands of the Iwo Jima]』(1949年)という戦争映画のイメージを被せながら、戦争プロパガンダの批判を入れる。そして、精神的にダメージを負った青年の映像は「士気を削ぐ」として、人びとの目につかないよう、軍部がお蔵入りにしたのだと述べている(2-3)。

マルケルは、「映像のなかの戦争」と「戦争それ自体」が混同されるという事態を浮かび上がらせるために、沖縄の戦場で正気を失った兵士の悲惨のフッテージを使った。実は、ヒューストンの映画では、兵士は自分の名前、そして母親の名前を思い出している。しかし、マルケルは、その手前で映像をカットし、故意に、“deleted (消去)”というスタンプを押した。『レベル5』をめぐる1996年のインタビューのなかでのマルケルの発言は興味深い。

普通にテレビを見ている一日に、ボスニアのある人の個人的な悲劇や、ホロコーストを生き残った人の物語が映し出され、さらにこの映画がそこへ一緒に放り込まれたとします。平均的なテレビの視聴者が、それぞれの実話が持つ固有の感覚を見失わずに、そのような苦しみの物語をどれだけ連続して受け入れることができるでしょうか？<sup>42</sup>

「何か他の方法が必要だったんですよ」とマルケルは言う。それが、コンピューターゲーム(原文ではvideo game)という設定だったのだ。

マルケルがこの作品を制作していた1995年当時、日本でもヨーロッパでも、一方に現実に繰り広げられているユーゴスラヴィア内戦があり、他方で、第二次世界大戦終結から50年という節目があり、人びとはテレビから流れ出てくる夥しい量の過去と現在の戦争を眼前にしていた。

マルケルは、戦争を独特のやり方で撮り続けた作家である。必ずしもテレビの仕事を回避してきたわけではないが、ベトナム戦争のさなか、1968年、アラン・レネやジャン＝リュック・ゴダールらと『ベトナムから遠く離れて』を共同制作した時期のインタビューのなかで、「テレビとは事実を除去するものでもある」という発言をしている。それは彼独特の逆説的な言い回しで、「動かしがたい事実」というものが与えられれば、見る者はそこに同化してしまい、心を動かすことはない、それがテレビというメディアの特徴だと言っている<sup>43</sup>。それは、『レベル5』での、多くの人が与えられる情報以上の「真実」に向かおうとしない、いわば「ゲーム」の限界、つまり、「レベル1、レベル2、その他はなし！」というローラの言葉につながる。

## 7. 時の外

仲里効が示したもう一つの米軍フッテージは、サイパン島の戦闘の映像で、米軍に追い詰

められた非戦闘員である、おそらくは沖縄出身の移民の女性が崖から飛び降りる姿の映像である。このフッテージの引用は、『レベル5』のクライマックスとも呼べる場面である。ここにはもう兵士の悲惨というものさえも出てこない。

マルケルは、そのフッテージの被写体である女性の姿をスローモーションとスチール、さらに普通の速さへと時間を動かしてみせる。そして、この奇妙な速度の緩急を与えられた一連のシークエンスによって彼女の視線を捉え、さらには、彼女を撮影する兵士の視線を捉えようとする(3-5~7)。

表3 マルケル『レベル5』における「集団自決」・皇民化・サイパンの部分のナレーション

3-1	(ローラ) 沢山の沖縄戦の証言を読み、私は泣きたくなっている。ナチスの収容所のように、戦いが終わっても、人びとが死に続けた世界で唯一の場所。島人たちは本当は日本人ではなかったのに、死ぬときには日本人にされていた。「生きて虜囚の辱めを受けず」
3-2	(金城重明) 軍から、いざというときには、つまり、敵軍に遭遇したときには、一発は敵軍に投げ込んで、あとの一発で自決をなさいという指示が、すでに示されていたわけがあります。
3-3	(クリス・マルケル) 2ヶ月後に沖縄戦で最も有名な映像の一つが撮られる。洞窟から少女が白旗を掲げて出てくる。その後ろに民間人や兵士達が続く。沖縄はこの象徴的な光景を記憶に留めるだろう。軍からの自殺命令にもかかわらず生き残った子どもたちが、軍の残骸を守るために前に出されていたのだ。
3-4	(資料館を見学する人びと)
3-5	(ローラ) 戦争とはそんなもので、皆が皆に同じことをしていると思ひ込み、優秀な人種で、人類の模範でありたいと思ったから、そして、優しく、人に親切だったから、期待に応えなかったから、ナポレオンの言葉を嘘にしたかったから。何千人も家族全員で自殺した。軍が配った手榴弾があれば手榴弾で。なければ棒で。或いは、その前にサイパン島の女性たちがした様に、断崖から身投げした。私はそんな映像を前に見たことがあった。スローで見るとこの女性が振り返り、カメラを見るのがわかる。最後の瞬間、見られているのに気づかなかったら、この人は本当に身投げしたかしら？
3-6	(ローラ) 私が思い出したのは、1900年のパリで、バットマンのパラシュートのようなものを着けて、エッフェル塔から飛ぼうとした人のことよ。少なくとも私にははっきりとわかる。最後の瞬間に、彼は仕掛けがもたず、自分は死ぬとわかる。カメラがそこにあるから。引き下がれない。飛び降り、死んでしまう。
3-7	(ローラ) サイパンの女性はカメラを見た。この外人の鬼たちは、飛び降りる勇気がない自分を世界に見せるのだ。そうわかったから彼女は身を投げた。カメラを構え、ビューアーで彼女を狙っていた人が、狩人のように彼女を撃ち落としたのよ。

仲里は、この場面の「視線の政治」を「集団自決」の問いへと拡げている。

スーサイド・クリフから女性が身を投げるシーンをマルケルは「あれは背後からカメラによって狙撃された」と説明します。それと同じように、金城さんがなぜ母親と妹を殺したのかをローラに語らせているわけですが、あの16歳の少年が自分の母親を殺したのは、言葉では説明できない、つまり金城少年は、背後から見えないカメラによって撃ち落とされたというか、背後から見えないカメラがあるのだというような説明をしています。考えてみれば、これはとても重要なことです。

仲里は、何度も、「いかに『集団自決』を思想的に読み解くか」という、沖縄近現代史の深層にある最大の問いに立ち戻ろうとする。

問題はその「カメラ」です。視線の存在です。もっといえば「カメラ」の介在による視る者と視られる関係の存在です。では、集団自決における「カメラ」と「視線」、「視る／視られる」関係はどのような構造になっているかが問われなければなりません。金城重明さんは証言で、徹底した皇民化教育と鬼畜米英の思想が集団自決の背景としてあったと言っていました。この問いを詰めていくと、〈同化〉の問題が浮かび上がってきます。沖縄では日本人＝同化教育が皇民化教育と絡み合いながら実践されていきます。とすると集団自決とは、カメラの背後の視線に、視られる側が、自己同一化する、その極限の姿であるとみていいのではないのでしょうか<sup>44</sup>。

仲里の批評に圧倒される。しかし、他方で、同時に、この女性をこのまま、マルケルの映像のなかに置き去りにすることはできないとの思いから逃れることができない。

つまり、マルケルが時間というものをぶれさせ、そうして作りだしたシークエンスとは、通常の時間のなかでは、一瞬のうちに海の藻屑と消え去ってしまうであろう彼女の「真実」を救い出すためのものではなかったか。彼女を「視られる側」の姿としてではなく、彼女こそが、過去と未来から断絶された、いわば「時の外」から、「視る側」の恥知らずな「真実」というものを明らかに見据えていたのだということを表そうとしているのだから。

## むすびにかえて

マルケルが『レベル5』で引用した、もう一つの米軍フッテージは「白旗の少女」である。映画では、スーサイド・クリフの女性の場面の手前に埋め込まれている(3-3)。

「白旗の少女」の映像は、「1フィート運動」の最初の上映運動を通して沖縄で注目を集めた映像の一つだった。その映像が「1フィート運動」の最初の上映会で流されたとき、多くの観客は、少女の後ろの日本兵の姿に怒りを感じ、許せないと感じた。日本兵が少女に白旗を持たせて楯のようにして、少女を犠牲にして自分の命を守りながら投降していると認識したからである。

しかし、その後、「白旗の少女」だった女性が名乗りでた。彼女は自身の体験記のなかで、白旗をもたせてくれたのは壕に一緒にいた老人で、白旗が戦場での安全を保障する「世界中の約束」だと言われ、その旗をもって外に出たところ、偶然に道が合流するときに日本兵がいたのであって、日本兵が少女を楯にしていたのではなかったと綴っている。

この点について、文学者の仲程昌徳は、彼女が体験記を発表する前も後も、沖縄では、「白旗の少女」の映像が日本兵への恐怖や不信感の記憶を呼び起こし続けてきたことは、「沖縄の戦時、戦後史と切り離して考えることはできない」とし、また、「事実」を越えたより深い「真

実」の問いとして、戦場における日本兵の「人間の荒廃ぶり」があったのだと指摘する<sup>45</sup>。

マルケルはどうだろうか。マルケルは、このフッテージをスローモーションにして、次のようなナレーションを加えている。「洞窟から少女が白旗を掲げて出てくる。その後ろに民間人や兵士達が続く。沖縄はこの象徴的な光景を記憶に留めるだろう。軍からの自殺命令にもかかわらず生き残った子どもたちが、軍の残骸を守るために前に出されていたのだ」。

マルケルは女性の体験記を読んではいない。しかし、だからといって、これを単なる沖縄を知らないヨーロッパ人の誤謬と言えるだろうか。逆に、ナチス占領下のフランスでのマルケルの戦争体験を抜きにしては、その真意を判断できないのではないか。つまり、マルケルは、弱い立場にある者が最も厳しい犠牲を払わされると、「捨て石」の構造を感知しているのだから。

そして、この映画では、マルケルは、そうした反復される歴史の構造に対置するものとして、金城重明を「国家や人間が一番できないこと」、つまり「記憶を直視して許しを乞う」人として描き出している。金城は、「日本が戦争犯罪を認めることを求めて闘っている」人であり、そのために「自らの記憶を提供」する人なのだ。

これが、この映画の終わりに、マルケルが言いたかったことである。それは、金城重明という個人を顕彰するものというより、むしろ、当時、戦争やホロコーストの記憶と歴史修正主義の問題に直面するヨーロッパに対して、マルケルが伝えたかった何かではなかったか。

『レベル5』のなかで、マルケル自身は最後に次のように述べる。

過去を記憶すれば、その過去は二度と繰り返されないと信じることは、二十世紀の人間の幻想である。

そして、このマルケルの言葉は、なぜか金城重明が自伝に残した「靴」をめぐる話を思い出させる。それはこんな話だ。

さて、私が治療のため那覇に出かけたころの話です。船が波止場に接岸し、下船します。それから時をおかずに、警官がいないことを確認して、一目散に店に駆け込みます。下駄を買うためであります。沖縄の表玄関である那覇では、裸足で町を歩くことは禁物だったのです。したがって、離島からくる者にとって、履物は交通許可証のような役割を果たし、下駄をはけば交番の御用にもならずすんだわけです。(中略)

当時、島での一日の生活は、履物(下駄)を履いている時間よりも、裸足の労働時間が長かったのです。私も小学校時代は裸足で過ごし、靴を履いた経験が一度もありません。卒業後青年団員になり、はじめて地下足袋を履いた時の感触は、大人になったような気分でした。また、ゲートルを巻いた地下足袋は、軍事訓練を受ける青年たちに不可欠であり、やがて戦場で軍靴を履く備えとなったのです。

金城重明は、この「靴」をめぐる物語こそが、「集団自決」という「悲劇的末路」への入口に他ならなかったのだと、そう書き残している<sup>46</sup>。

## 注

<sup>1</sup> W.G. ゼーバルト『アウステルリッツ』鈴木仁子訳、白水社、2020年（原著は、W.G. Sebald, *Austerlitz*, München: Carl Hanser Verlag, 2001.）

<sup>2</sup> 仲里効『眼は巡歴する—沖縄とまなざしのポリティーケー』未来社、139～141ページ（初出は、「映画的な島—時代の欲望とまなざしのポリティーケー」『沖縄タイムス』連載「記憶と夢のスクランブル」第1回、2003年10月）。

<sup>3</sup> 仲里効（1947～）は、批評家、写真家、編集者。上記以外の主著として『沖縄イメージの縁（エッジ）』（2007年）、『フォトネシア—眼の回帰線・沖縄—』（2009年）、『悲しき亜言語帯—沖縄・交差する植民地主義—』（2012年）、『遊撃とボーダー—沖縄・まつろわぬ群島の思想的地峡—』（未来社、2020年）、『沖縄戦後世代の精神史』（未来社、2022年）他。仲里によるヴィリリオの引用は、『戦争と映画—知覚の兵站術—』石井直志・千葉文夫訳、ユー・ピー・ユー、1988年（後に平凡社ライブラリーで復刊、1999年）より。原著は、Paul Virilio, *Guerre et Cinéma: Logistique de la Perception*, Cahiers du Cinéma / Éditions de l'Étoile, 1984.

ポール・ヴィリリオ〔1932～2018〕は、フランスの思想家。戦争遺構や建築、空間に関する研究で知られ、日本でも『速度と政治—地政学から時政学へ—〔*Vitesse et Politique: Essai de Dromologie*〕』他、戦争とテクノロジー、文明に関する数多くの著書が翻訳されている。

<sup>4</sup> 同上。

<sup>5</sup> 沖縄戦記録フィルム1 フィート運動の会『1 フィート映像でつづるドキュメント沖縄戦』（日本・沖縄／1995年／カラー・モノクロ／57分）。

<sup>6</sup> 『レベル5』（フランス／1996年／105分）。監督・撮影：クリス・マルケル〔*Level 5*. Directed by Chris Marker, 1996〕。

クリス・マルケル〔1921～2012〕。写真家・映像作家。第二次世界大戦中、占領下フランスでレジスタンス組織Maquisに参加。アラン・レネ〔Alain Resnais〕との共同監督作品『彫像もまた死す〔*Les Statues Meurent Aussi*〕』（1953年）で知られるようになり、『夜と霧〔*Nuit et Brouillard*〕』（1955年）では助監督。1959年、朝鮮戦争休戦後の北朝鮮で撮影された写真集『朝鮮の女たち〔*Coréennes*〕』を出版。1962年の『ラ・ジュテ〔*La Jetée*〕』は記憶をテーマとするSF映画で、実験映画として高く評価された。1967年、『ベトナムから遠く離れて〔*Loin du Vietnam*〕』を製作。ジャン＝リュック・ゴダール〔Jean-Luc Godard〕の「ジガ・ヴェルトフ集団」と呼応し、「メドヴェトキン集団」として活動した。他の主要な作品としては、『サン・ソレイユ〔*Sans Soleil*〕』（1983年）、『A.K. ドキュメント黒澤明〔*A.K.*〕』（1985年）等。

<sup>7</sup> 「1 フィート運動の会」が製作した映画を「平和学習における学習材」として考察したものとしては、土屋里徳「平和学習における学習材の形成過程に関する研究—『1 フィート運動の会』の活

動に着目して一』『東アジア社会教育研究』第25号、2020年参照。この論考は、教育学の観点から映画が製作される過程を調査したものであるが、今後、更なる検証を期待している。

<sup>8</sup> 最初の沖縄上映については、尾形希和子『「他者」との出会いと新しい語りの可能性—クリス・マルケル『レベル5』沖縄上映会が意味するもの—』東京外国語大学海外事情研究所『Quadrante クアドランテ』第4号、2002年3月（上村忠男『沖縄の記憶／日本の歴史』未来社、2002年再録）、西谷修「クリス・マルケルの『レベル5』」『沖縄タイムス』2001年2月13日、比屋根薫『「思想の敗北に抗する力」を求めて—映画『レベル5』クリス・マルケル監督—』『琉球新報』2001年2月16日を参照。

<sup>9</sup> ルイジアナ近代美術館がおこなったオッペンハイマー監督へのインタビュー。“Joshua Oppenheimer Interview: Making the Invisible Visible,” Louisiana Channel, Louisiana Museum of Modern Arts, 2016. [2017年2月8日閲覧／[https://www.youtube.com/watch?v=b\\_dSpzkvVDw](https://www.youtube.com/watch?v=b_dSpzkvVDw)] オッペンハイマー [1974～] は、米国の映画作家。また、拙稿「傷みの視差」では、インドネシア9月30日事件をめぐる議論を通して、『ルック・オブ・サイレンス』を批評した（『越境広場』第3号、2017年2月）。

<sup>10</sup> 「セルゲイ・ロズニツァが“戦争と正義”を問う『破壊の自然史』『キエフ裁判』同時公開』『映画ナタリー』2023年5月31日 [2023年5月31日閲覧／<https://natalie.mu/eiga/news/526599>]。セルゲイ・ロズニツァ [1964～] は、ベラルーシ生まれ、ウクライナで成長。キエフ工科大学で数学とエンジニアリングを学んだ後、ロシア国立映画大学を卒業。2017年、『ジェントル・クリーチャー [A Gentle Creature]』でカンヌ国際映画祭のパルム・ドールのコンペティションにノミネートされ、2018年には、東部ウクライナの戦争を描いた『ドンバス [Donbas]』でカンヌの「ある視点」監督賞を受賞。日本では、「群衆三部作」とされた『国葬 [State Funeral]』『粛清裁判 [The Trial]』『アウステルリッツ [Austerlitz]』が2022年にイメージ・フォーラムで初公開され、以後、数多くの作品が公開されている。

<sup>11</sup> 「10フィート運動」とは、80年に始まった、10フィート3000円を一口として市民からカンパを募り、米国の戦略爆撃調査団 [United States Strategic Bombing Survey] による広島と長崎への原子爆弾投下とその後を記録した映像を買い取る運動のこと。

<sup>12</sup> 「沖縄戦記録映像（10フィート運動の会収集）を公開」沖縄県公文書館ウェブサイト [2023年4月10日閲覧／[https://www.archives.pref.okinawa.jp/news/business\\_diary/4975](https://www.archives.pref.okinawa.jp/news/business_diary/4975)]。

<sup>13</sup> この点については、拙稿「俯瞰と『新しい形の歴史』」（『現代思想』2012年3月号）参照。

<sup>14</sup> 『沖縄の勲章』は、1969年10月5日放映、59分。ディレクターは平尾浩一。「復帰」以前に最も早い時期に沖縄戦の記憶を描いたテレビ・ドキュメンタリー。沖縄戦の犠牲者に日本政府が勲章を授与するための準備として、琉球政府援護課が聞き取り調査をおこなった。取材班はこれに同行取材した。日本兵に壕を追い出された家族、一家全滅した家族など、戦争の生々しい傷跡が浮かび上がる。この番組で使用されている米軍の沖縄戦フッターの入手経路は不明だが、制作時期が米国の公文書の制限解除による公開30年原則（現在は25年）の期限以前であるため、公文書公開以外の方法、たとえば、USIS [United States Information Service, 米国広報文化交流局] 等、

米国政府機関との関係で入手した可能性も考えられる。また、1962年『日本の素顔—日本の中の沖縄—』や1968年『ある帰郷』等の番組にもフッテージが使用されている。この点について、七沢潔氏（元NHK放送文化研究所上級研究員）からご教示いただいた。

- <sup>15</sup> 大田昌秀編『写真記録・これが沖縄戦だ』那覇出版社、1977年。
- <sup>16</sup> 『『1 フィート運動の会』収集沖縄戦記録映像のデジタル版受贈』『沖縄県公文書館だより ARCHIVES』第48号（2015年2月16日）、4ページ。
- <sup>17</sup> 前掲、沖縄県公文書館だより。
- <sup>18</sup> 「NHK沖縄放送局寄贈沖縄戦関係フィルム524本を公開しました」沖縄県公文書館ウェブサイト〔2023年4月10日閲覧／[https://www.archives.pref.okinawa.jp/news/business\\_diary/4979](https://www.archives.pref.okinawa.jp/news/business_diary/4979)〕。
- <sup>19</sup> 水島久光「断片とコンテクスト—沖縄戦のイメージ形成と1 フィート運動—」東海大学文化社会学部『東海大学紀要文化社会学部』第1号、2019年2月。
- <sup>20</sup> 『沖縄タイムス』朝刊、1984年5月2日。
- <sup>21</sup> 沖縄戦記録フィルム1 フィート運動の会・30年記念誌編集委員会編『未来への道標—沖縄戦1 フィート運動の30年—』沖縄戦記録フィルム1 フィート運動の会、2013年、138ページ。
- <sup>22</sup> 『沖縄タイムス』朝刊、1984年5月17日。
- <sup>23</sup> 『沖縄タイムス』朝刊、1984年8月14日。
- <sup>24</sup> 『沖縄タイムス』朝刊、1985年1月22日。
- <sup>25</sup> 牧港篤三「1 フィート映画製作にあたって」『沖縄戦記録映画1 フィート運動映画製作ニュース』第1号、1985年11月。
- <sup>26</sup> 関連の証言として、たとえば「座談会 1 フィート運動、これまでとこれから」（新沖縄フォーラム刊行会議『けーし風』第61号、2008年12月）でのまよなかしんや氏の発言等。
- <sup>27</sup> 直接「1 フィート運動」に触れたものではないが、事務局を担っていた詩人・牧港篤三が、参加していた同人誌『島空間から—沖縄・反核反戦アンソロジー—』（沖縄・文学を通して反核・反戦を考えるつどい編集委員会）での80年代当時の文学と政治に関する座談会で発言した言葉。「座談会—6年目をむかえた私たちの運動—（国吉真哲・牧港篤三・知念清栄・あしみねえいいち・仲松庸全）」沖縄県立図書館所蔵国吉真哲文庫「那覇市民の戦時・戦後体験記録委員会関係資料」ファイル。
- <sup>28</sup> 牧港篤三「1 フィート映画製作にあたって」『沖縄戦記録映画1 フィート運動映画製作ニュース』第1号、1985年11月。
- <sup>29</sup> 『沖縄戦記録映画1 フィート運動映画製作ニュース』第1号、1985年11月。
- <sup>30</sup> 沖縄戦記録映画1 フィート運動の会『沖縄戦・未来への証言』（55分、監督：愛川直人、監修：仲宗根政善・大田昌秀・牧港篤三、脚本：嶋津与志）。尚、普及版は32分。
- <sup>31</sup> 仲宗根政善「皆が力を合わせて沖縄を平和の島に」沖縄戦記録フィルム1 フィート運動の会編『沖縄戦・未来への証言』1 フィート運動事務局、1986年8月、27ページ。

仲宗根政善〔なかそね・せいぜん、1907～1995〕。言語学者。今帰仁村生まれ。1929年、東京帝

国大学国文科を卒業し、沖縄第一高等女学校・沖縄師範学校女子部の国語教師となる。1945年、ひめゆり学徒隊の引率教員の一人となる。戦後、琉球大学教授となり、言語学を教えた。沖縄戦で調査の採録メモを失いつつも、1983年には『沖縄今帰仁方言辞典』をまとめる。戦争体験については、1951年に『沖縄の悲劇—姫百合の塔をめぐる人々の手記—』（華頂書房）をまとめ、同書は1974年（東邦書房）、1980年（角川書店、『ひめゆりの塔をめぐる人々の手記』として）と再版されている。戦前・戦中・戦後についてのロング・インタビューが新崎盛暉編『沖縄現代史の証言 下巻』（沖縄タイムス社、1982年）に収められている。没後、日記が『ひめゆりと生きて—仲宗根政善日記—』として刊行される（琉球新報社刊、2002年）。

<sup>32</sup> 牧港篤三「想像上の現実性」沖縄戦記録フィルム1フィート運動の会編『沖縄戦・未来への証言』（映画パンフレット）1フィート運動事務局、1986年8月、16～17ページ。

牧港篤三〔まきみなと・とくぞう、1912～2004〕。詩人、ジャーナリスト。1926年、沖縄朝日新聞に入社し、沖縄戦の際には、戦時体制の新聞統合により、『沖縄新報』の記者であった。戦後は、1948年、豊平良頭や高嶺朝一らと『沖縄タイムス』の創刊に参加、1950年には豊平や太田良博らとともに『鉄の暴風』の刊行にかかわる。1966年、『新沖縄文学』の初代編集長となる。主著として、『沖縄精神風景—日本とアメリカの谷間で—』（弘文堂、1965年）、『無償の時代—牧港篤三全詩集—』（共同印刷出版社、1971年）、『沖縄自身との対話—徳田球一伝—』（沖縄タイムス社、1980年）、『沖縄の悲哭』（詩を担当、版画は儀間比呂志、集英社、1982年）、『幻想の街・那覇』（新宿書房、1986年）、『沖縄人物シネマ』（ポードーインク、2004年）等。

<sup>33</sup> 同上。

<sup>34</sup> マルセル・マルタン『映画言語』みすず書房、1957年（Marcel Martin, *Le Language Cinématographique*, Paris: Les Éditions du Cerf, 1955）参照。若林みちる氏のご教示による。

<sup>35</sup> さらに、2005年の証言を中心とした映画『1フィートの映像と戦争体験者の証言でつづる沖縄戦の証言』では、「朝鮮人軍夫」の沖縄戦に関するインタビューが収められている。

<sup>36</sup> 仲松昌次〔なかもつ・まさじ、1944～〕本部町瀬底島出身。主な沖縄関連番組として、『流転の名器・三味線江戸与那』『わが沖縄・具志堅用高とその一族』『命どう宝・金城重明』『沖縄未完の設計図・金城信吉』『戦世の記録・1フィート映像の証言』『沖縄の土に魂を刻む・國吉清尚』『ニシムイ・知られざる美術村』『いくさ世の名曲・艦砲の歌物語』など。

<sup>37</sup> 仲松昌次「『ドキュメント沖縄戦』を制作して」前掲、『未来への道標—沖縄戦1フィート運動の30年—』175～176ページ。

<sup>38</sup> U.S. Marine Corps Photographic Service, 《Battle Bulletin, No.2 - Final Phases》, 127MH-6197B, Moving Image and Sound Preservation Branch, National Archives at College Park（沖縄県公文書館所蔵「Battle for Okinawa, No.3」〔資料コード：0000086912〕）。

<sup>39</sup> Department of the Army, *Let There Be Light*, directed by John Huston, 1946, Record Group 111: Records of the Office of the Chief Signal Officer, 1860 - 1985, Department of the Army, National Archives and Records Administration, College Park, MD. ニューヨーク州ブレン

トウッド〔Brentwood, NY〕にある退役軍人病院であるメイソン総合病院〔Mason General Hospital〕で、およそ10週間にわたっておこなわれた、戦場で精神的な問題を抱えた元兵士の治療プログラムの過程を追ったドキュメンタリー。ジョン・ヒューストン〔1906～1987〕は米国の映画監督。代表作『マルタの鷹』（1941年）、『アフリカの女王』（1951年）他。

<sup>40</sup> 仲里効は、2013年の山形国際ドキュメンタリー映画祭の沖縄特集「琉球電影烈伝／境界のワンダーランド」のコーディネーターを務めた際、この映画を紹介している。

<sup>41</sup> 「沖縄—記憶と映像—シンポジウム（仲里効・港千尋・西谷修・上村忠男）」『ユリイカ』2001年8月号（上村忠男『沖縄の記憶／日本の歴史』未来社、2002年に再録）での発言。

<sup>42</sup> 「クリス・マルケルへのインタビュー（1996）」金子遊編『フィルムメーカーズ—個人映画のつくり方—』アーツアンドクラフツ、2011年（原著は、“Interview with Chris Marker, by Dolores Walfisch,” *The Berkeley Lantern*, Nov. 1996. Reprinted in Nora M. Alter, *Chris Marker*, Urbana & Chicago: The University of Illinois Press, 2006）。

<sup>43</sup> 「クリス・マルケルへのインタビュー（1968）」金子遊編『フィルムメーカーズ—個人映画のつくり方—』アーツアンドクラフツ、2011年。

<sup>44</sup> 前掲、「沖縄—記憶と映像—シンポジウム」。

<sup>45</sup> 仲程昌徳「沖縄戦をめぐる言説—『白い旗』の少女をめぐる—」琉球大学法文学部『日本東洋文化論集』第15号、2009年3月。

<sup>46</sup> 金城重明『「集団自決」を心に刻んで—沖繩キリスト者の絶望からの精神史—』高文研、1995年、24～26ページ。金城重明〔きんじょう・しげあき、1929～2022〕は牧師。渡嘉敷島に生まれる。1955年、青山学院大学文学部キリスト教学科卒業。1960年にニューヨーク市のユニオン神学校で神学修士号を取得。1957年より沖繩キリスト教短期大学でキリスト教学の教鞭をとる。1994年退職。2022年7月、急性心不全のため死去。主著として、『「集団自決」を心に刻んで—沖繩キリスト者の絶望からの精神史—』高文研、1995年。

## 付記

本稿は、2023年6月23・24日に韓国・ソウル特別市でおこなわれた国際学術会議、“Film and Cold War in Asia: Films U.S. Army and Captured North Korea Film on the Perspectives of Ideological-Psychological Warfare”（主催・聖公会大学／韓国映像資料院）における筆者の口頭発表をもとに、加筆修正したものである。また、科学研究費補助金基盤研究C「現代沖繩における思想の生成に関する基礎研究」（課題番号18K00116、研究代表者・我部聖）、および、科学研究費補助金基盤研究C「戦後沖繩における冷戦と占領の社会史の研究—法・秩序・周辺化される身体に注目して—」（課題番号22K00906／研究代表者・若林千代）の助成を受けた。



## 地域社会生活支援実践者の基礎的実践スキルの形成 —新人コミュニティソーシャルワーカー自己研修プログラムの検討—

玉木 千賀子\*・上地 武昭\*\*・屋嘉比 和枝\*\*\*

### Formation of Basic Practical Skills for Community Life Support Practitioners

—Consideration of Self-Training Program for New Community Social Workers—

TAMAKI Chikako, UECHI Takeaki, YAKABI Kazue

#### 要約

社会福祉協議会（社協）のコミュニティソーシャルワーカー（CSWr）を対象とした新人研修プログラム（プログラム）の検討、その内容に関する新人CSWrとの意見交換、試験的活用に基づいた評価の過程をとおして、地域社会生活支援の役割を担うCSWrの基礎的な実践スキルの形成について考察する。プログラムにはコミュニティソーシャルワーク（CSW）の実務経験者の意見を取り入れ、概ね就職1年未満の新人CSWrが日常業務と並行して取り組むことができる自己研修型のプログラムを考案した。プログラムの試験的活用を導入した社協に限られ、内容の詳細に関する評価には至らなかったものの、プログラムの活用をとおして業務に対する不安が軽減しCSWrの業務や役割を客観的にとらえる機会に結びついていることが示唆された。本研究を新人CSWrの実践スキルの形成に関する取り組みの第1サイクルとして位置づけ、その結果を踏まえて継続的に取り組むことが必要である。

キーワード：新人コミュニティソーシャルワーカー、自己研修プログラム、アクションリサーチ

#### Summary

The study considered a training program for newly hired community social workers at the Social Welfare Council, examining the formation of foundational practical skills through discussions with new community social workers about the program's content, and evaluating the program through its trial implementation. Although the evaluation was limited to a

\* 沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授 tamaki@okinawa-u.ac.jp

\*\* 沖縄大学 名誉教授 pbwjc837@ybb.ne.jp

\*\*\* 浦添市福祉健康部いきいき高齢支援課 yshkz26@gmail.com

specific Social Welfare Council that introduced the trial use of the program, and detailed feedback on the content was not obtained, the findings suggest that the program's utilization contributed to reducing anxiety related to job tasks. It also indicated an opportunity for community social workers to objectively perceive their duties and roles. This research suggests the need to position it as one cycle of efforts to acquire practical skills for new community social workers and to continually support them in their roles.

**Keywords :** New community social works, Self-training program, Action research

## はじめに

2020（令和2）年の改正社会福祉法は、地域における共生社会づくりを福祉政策の柱として位置づけ、その具体策として包括的支援体制構築を目的とする重層的支援体制整備事業を設けた。これら日本の福祉政策が目指す支え合う社会づくりには、分野や属性を限定した従来型の協働ではなく、多様な場で人々の地域社会生活支援に取り組んでいる専門職、住民に身近な場所でボランティアや自治的な活動などに取り組んでいる人も含めた広がりをもった協働が求められる。

上位の有機体と下位の有機体は入れ子状の関係性にあるとするエコ・システムの視座（ケンプ Kemp 1997=2000）に基づくと、協働が効果的に機能するためには、協働というしくみ（上位の有機体）を構成している要素、すなわち個々の支援者・支援機関の役割（下位の有機体）が適切に機能することが必要である。この働きを地域社会生活支援に関わる支援者のすべてに求めることはできないにしても、専門的な支援機能を担う支援者・支援機関においては、協働に取り組む前提として自らが発揮すべき支援機能の確認と必要に応じてその充足を図ることが求められる。

このような課題認識に基づき、人々の地域社会生活支援の中心的な役割を担うことが期待されているものの、支援機能の発揮に課題が生じていると考えられる沖縄県内の社会福祉協議会（以下、社協とする）のコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSWRとする）に焦点をあてた。

## I. 研究目的

県内のCSWRの多くが非常勤職員で基礎資格や前職も多様であり、コミュニティソーシャルワーク（以下、CSWとする）実践の基盤形成のためのサポートを必要としているが全般的に未整備である<sup>(1)</sup>。背景には、複雑で手厚い支援を要する住民の増加による組織の業務量の増加、非常勤職員が多くを占める業務体制<sup>(2)</sup>など、社会情勢の影響や組織の構造的な要因があり、サポート体制の整備には多角的な検討が必要である。しかしその一方で、業務の遂行に困難が生じているCSWRを見過ごすことなく、安心して業務に取り組むことができ

るよう「できることから取り組む」という現実的な対応も必要である。

これらのことから、CSWrのなかでも就職して間もないCSWrに焦点をあて、それらの人々が安定した状態でCSWに取り組むことが可能になることを目指し、個々のCSWrが業務と並行して各自のペースで取り組むことができる自己学習型の研修プログラム（以下、プログラムとする）の検討に、CSW経験をもつ実践者およびプログラムの活用者として位置づけた新人のCSWrとともに取り組んだ。

## II. 研究対象

本研究は地域課題の解決に資するという観点から、県内の社協において実務経験が概ね1年未満のCSWrをプログラムの対象<sup>(3)</sup>とし、併せてそれらの人々を活用の対象者として想定したプログラムの検討過程も研究対象として位置づけた。これら、研究対象とする人々と協力して、新人CSWrの実践スキルの習得をサポートするためのプログラムの検討に取り組むために、次項に示すアクションリサーチの考え方をを用いた。

## III. 研究方法

### 1. アクションリサーチの考え方に基づいた研究プロセス

目標となる望ましい状態に向けて、対象者に対する援助と研究を同時に進めるアクションリサーチには「合理的管理」または「構造変化」という目標設定の視点がある。本研究においては、現場で生じている問題や葛藤を現場の担当者と研究者がともに見出して改革・変化させる「構造変化」を目標に、少数者の声の表出を促すことでエンパワーを図る「参加型リサーチ」（中村 2008、灘光・浅井・小柳 2014）を用いた（図1）。

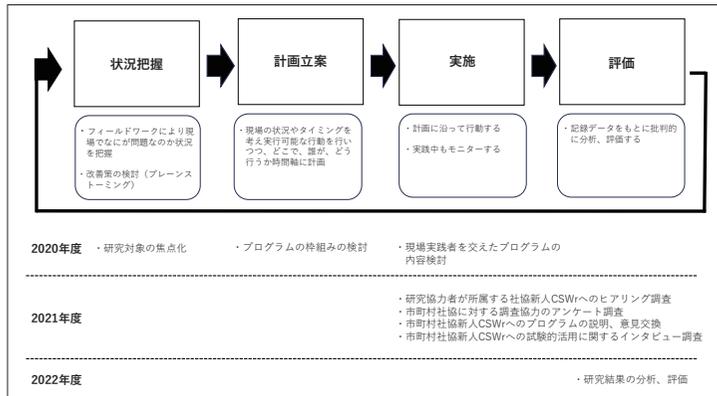


図1 アクションリサーチおよび本研究のプロセス

### 2. アクションリサーチの方法

調査をおこなう現場の人々と知識を交換・共有し、現場の問題解決に取り組むアクションリサーチは、社会的不利を被っている人々や従来調査の対象・客体とされてきた人々が自らの状況を変えようとする意識をもって能動的に調査に関わり、調査をとおして自己意識や社会関係を変革していく研究方法として注目されるようになってきた（藤田・北村 2013）。

芳賀（2016）は、実践的な研究が十分には蓄積されておらず、方法論的に未開発であるこ

とを指摘しながらも、地域の課題解決に有効なアクションリサーチを評価し、研究の方向性を提示している。本研究は、次に示す芳賀によるアクションリサーチの考え方に基づき研究に取り組んだ。

#### (1) 目標・プロセス

研究者も現場の人々とともに対等な立場で問題解決に参加し、社会（現場）に永続的な変化をもたらすことを目指す。課題の発見から計画作成、解決策の実行、評価のすべての段階への現場の人々の参加と研究者・現場の人々のパートナーシップを基盤とする。

「課題の発見と分析」（図1では「状況把握」）から「評価」までの研究プロセスを第1サイクルとし、次の新たなサイクルへとスパイラルに循環する積み重ねとしてとらえる。これらのサイクルの各段階は互いに入り組み、ある段階で前の段階に戻って研究の遂行を修正・変更する場合や、解決策の実行の段階で再検討する必要がある場合には解決策の修正・変更をおこなう。

#### (2) 研究成果の他のコミュニティへの波及のための要件の設定

結果評価より一連の活動がらせん状に変化するプロセスそのものの評価に力点が置かれる。課題解決に関わった研究者が、活動のプロセスを第三者にわかるように記述・分析することによって、他のコミュニティにおける課題解決に向けた取り組みの助けとなることに価値を置く。

#### (3) 積極的な参加者としての研究者の立場

研究者は問題解決の当事者であり積極的な関与者の立場をとるため、データ収集・分析が研究者の主観に偏りすぎる傾向が生じる場合がある。この状況に対しては、研究への参加者や協力者など多様な視点からデータ収集や分析をおこなうトライアングレーションを重視する。

#### (4) すべての関与者（ステークホルダー）の協働による問題解決

協働をとおしてステークホルダーの気づきやエンパワメントに結びつけるとともに、ステークホルダーの視点を加味して活動を展開する。

#### (5) 活動の経過に沿ったデータの収集と分析

課題解決のための活動の開始から、計画—実践—評価に前向きにその経過に沿ってデータの収集、分析をおこなうことにより、課題解決に伴う問題点などを浮き彫りにする。

#### (6) 活動の評価の視点

①アウトカム妥当性：アクションが研究の課題である問題の解決に結びついた程度、②プロセス妥当性：研究課題である問題が、個人やシステムの取り組みを前進させる形でとらえられて解決された程度、③民主的妥当性：研究課題である問題に関わるすべてのステークホルダーとの協働によって研究が遂行された程度、④触媒的妥当性：研究プロセスが研究参加者に現実を変換させるパワーをもたらせた程度。これらの評価基準のうち、①は一般的に用いられる効果評価の基準、②～④はアクションリサーチに特徴的な基準である。

### 3. 調査データの取り扱い

ヒアリング、意見交換会、インタビュー調査の内容は、発言者の匿名性を確保し、個人が特定されない方法でプログラム検討の次の段階に活用することを文書で説明し了解を得た。録音したデータは逐語的に文字起こしをおこない、研究メンバーと研究協力者で整理・共有・分析をおこなった。その他の倫理的な配慮に関しては沖縄大学研究倫理規程に基づいた。

## IV. 研究内容

研究メンバーと本研究の趣旨に賛同したCSWの実践経験をもつ社協職員4人の研究協力者により、2020年4月から2023年3月までの3年間、前述した図1のプロセスに沿って進めた。

### 1. 研究1年目（研究対象の焦点化、プログラムの枠組みおよび内容の検討）

#### (1) 方法

研究協力者においては自身の経験や新人CSWrに対するサポートの現状、研究メンバーにおいてはこれまでのフィールドワークや研究活動をとおして把握したCSWrの状況等に関して、互いに情報提供をおこなって問題意識を共有し、新人CSWrが日常の業務と並行し段階的に取り組むことができる自己学習型の研修プログラムの検討に取り組むことを決定した。

プログラムの枠組みおよび内容の検討においては、ブレインストーミングでアイデアを出し合い、KJ法を用いて整理した。これらを繰り返すワークショップを14回開催して議論をたたきあげ、次の枠組みから構成されるプログラム（論文末に掲載）を作成した<sup>(4)</sup>。

#### (2) プログラムの枠組み

##### ① 「コミュニティソーシャルワーク機能」の位置づけ

プログラムの内容が細目化されるに伴い、個々の項目がCSWという活動の総体のなかでどのような機能を発揮するための項目であるのかという視点が持ちにくくなる。そのような状況に考慮し、特定非営利活動法人日本地域福祉研究所が提示する11項目のコミュニティソーシャルワーク機能（日本地域福祉研究所 2005）をプログラムの上位に位置づけた。

##### ② 「組織」と「地域」の区分

CSWrは物理的にも対人関係的にも地域との関わりが強く求められることから、自らが所属する社協組織の社会的意義や事業内容の理解に取り組む機会が得にくくなる傾向があると考えられた。そこで習得項目を「組織」と「地域」に区分し、「組織」の項目に社協の理念・法的根拠、組織の機構、事業内容等を習得するための内容を設けた。

##### ③ 「知識」と「行動」の習得

ソーシャルワークの支援者が多様な場面に対応できる実践スキルを身につけるためには、実践を下支えする価値、理論化された知識や方法（Butrym 1976=1986）をとおして応用力を高めることが必要である。これらソーシャルワークの実践スキルの構造に鑑みれば、習得すべき項目は「価値」「知識」「方法」とするのが適切であると考えられる。

しかし、プログラムを活用する新人CSWrが必ずしもソーシャルワークに基盤を有する人ばかりではないため、用語に対する戸惑いを避け、より身近なスキル習得のツールとしてとらえることができるような表現を用いるのが適切であるという議論の結果から、習得内容については「知識の習得」、知識を活用して行動することができるという「行動の習得」の2項目に区分した。

#### ④ 「期間」と「目標」の設定

プログラムに取り組む期間を就職から1年間と設定して4期（Ⅰ期1～3ヶ月目、Ⅱ期4～6ヶ月目、Ⅲ期7～9ヶ月目、Ⅳ期10～12ヶ月目）に区分し、各期の達成目標を設定した。

#### ⑤ 習得状況の可視化

各習得項目に取り組みの有無を記すチェックボックスを設け、習得状況を可視化した。

## 2. 研究2年目（プログラムの内容に関するヒアリング調査、試験的活用に関する意向調査、試験的活用に関する説明・意見交換会、試験的活用後のインタビュー調査）

### (1) プログラムの内容に関するヒアリング調査

研究協力者が所属するZ社協の協力を得て、CSW業務に就いて概ね2年未満のCSWr10名を対象に約2ヶ月間、プログラムの精読や可能な範囲で内容に取り組んでもらい、その内容に関するヒアリング調査をヒアリング対象のCSWr10名、研究協力者1名、研究メンバー3人の15名で実施した（表1）。

表1 ヒアリング調査の回答（要約）

プログラム の項目・内 容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目に挙げられている内容について、なぜ知る必要があるのか。</li> <li>・「他の職員に協力することができる」とは、どのような意味をもっているのか。</li> <li>・誰が教えてくれるのか、資料を提供してくれるのか等が曖昧。</li> </ul>
業 務 の 現 状・組織へ の要望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムに提示されていることで、計画、体制、法的根拠等の存在を知った。</li> <li>・自分で取り組むにしても、そのための組織内部の共通認識や対応体制（マニュアルの整備等）ができるのか疑問。</li> <li>・各会議の目的や内容・結果等を知るための仕組みが組織内で設けられていないので、知る必要はないという認識に結びついている。</li> <li>・組織の年間スケジュールがわからないために計画的に業務ができず戸惑うことがあった。</li> <li>・座席表が欲しい。</li> <li>・事前に組織内の事業を知っていれば自分が担当する事業と結びつけて計画的、戦略的に取り組める。</li> <li>・相談システムの使用方法が校区で違っているので共有のルールを設けた方が良い。</li> </ul>

### (2) 試験的活用に関する意向調査

次の段階として、県内社協に対してプログラム作成の経緯とプログラムの内容について発信するとともに、試験的活用についての意向を確認するための調査を実施した。

調査は、県内41市町村社協に対してメールで送信・回答を受け付ける方法を用いた。意向調査の質問項目は、試験的活用の意向の有無の把握が目的であることから回答のしやすさを重視し、①試験的活用の予定の有無、②試験的活用の予定あり・予定なしに関する意見の2項目を設定した。回答は8ヶ所の社協から得られた（表2）。

表2 市町村社協へのアンケートの回答

	意向 (活用予定の有無)	意見 (活用予定)	意見 (活用予定なし)
A社協	予定あり	現在は予算的にCSWrの配置はできていないが、新人の福祉活動専門員に活用したい。	
B社協	予定なし		CSW事業の必要性を痛感しているがまだ実施していない。今後立ち上げる時の指針にしたい。
C社協	予定あり	自組織で実施している新人研修と基礎的内容で重なる部分についてはプログラムの内容を一部修正して活用できないか検討中。	
D社協	予定あり	今後、会計年度任用職員や臨時職員等、新しい職員や経験年数が短い職員が入ってきた際に有効活用したい。	
E社協	予定なし		CSW会議でのケース検討、先輩CSWrによるスーパーバイズなど新人CSWrの教育の仕組みができています。
F社協	予定なし		
G社協	予定なし		
H社協	予定なし		

(3) 試験的活用に関する説明・意見交換会

試験的活用の意向調査で活用予定の意向を表明した社協、さらに研究メンバーの働きかけにより試験的活用の協力が得られた社協の概ね就職1～2年のCSWr13名に対してのプログラム作成の趣旨・内容説明、試験的活用の協力者と研究メンバーとの意見交換を実施した。

内容説明および意見交換では、協力者自身の業務の振り返り、予測される活用の効果、活用に伴って生じる課題、活用方法に関する提案についての意見が得られた(表3)。

表3 試験的活用に関する説明・意見交換会の参加者の意見(要約)

自身の業務の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協に入った時に「(仕事の内容や疑問は)先輩から聞いて」という部分が多く、それを続けて仕事をしてきた。</li> <li>・CSWrの入れ替わりが早いなか、ちゃんとした言語化されたプログラムがなく、現場に行ってもその都度学んで帰ってくるというところがすごく多かった。</li> <li>・大学を卒業して社協に入り「なるべく地域に行くといいよ」と言われたが何をしたらいいのかわからなかった。これを見て地域のひととの日常会話が大事だということがわかり自分の行動が適切だったと再確認できた。</li> </ul>
予測される活用の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割とか目標をしっかりと落とし込んで共有できるのであれば、すごいんじゃないかと思う。</li> <li>・基礎みたいなものがあると組織としてもメリットが大きいんじゃないか。</li> <li>・非正規なので基本3年契約。職員が変わる3年でまた一から始まる。こんな感じで期間が短くても基礎の部分が整えられるものがあつたらすごくいいなと思った。</li> <li>・自分のように福祉の考えが全くわからない人もいれば企業で定年を迎えて入ってくる人もいる。個人差がものすごく大きく出てしまうところもあるので、それを補うようなプログラムはすごくいいなと思った。</li> <li>・CSWrとしてのスタートラインの違いは当然生じる。それを均等にするための対策になる。</li> </ul>
活用上の課題として考えられること、プログラムの内容や活用方法に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人向けというのが担当関係なく職員みんなにCSWrの視点が必要ではないか。</li> <li>・自分たちの社協バージョンにアレンジして職員全体で取り組むというのが理想的。</li> <li>・目の前の業務に追われているなかで並行してプログラムに取り組むためには期限を決めるというのが必要。</li> <li>・この項目は使えない、不要など、内容をアレンジしても良いのか。</li> <li>・プログラムの内容はCSWrだけでなくすべての職員にあてはまるものではないか。</li> <li>・達成の判断はプログラムに取り組む職員と上司との間で違いが出てくると思うがその点はどうすれば良いのか。</li> <li>・試験的活用後の評価はどのようにしていくのか。</li> <li>・インタビュー調査はどのタイミングで行うのか。</li> <li>・組織のなかに相談できる人がいない場合、本人によっぽど向上心がないとプログラムの継続は難しく、悩んでいるうちに中断してしまうのではないか。</li> <li>・各項目の必要性がわからない場合には取り組むのが難しいように思う。事前に読み合わせを行い、内容を理解したうえで取り組んだ方がよい。そうすれば目の前の仕事のなかでも自然と視野に入ってくる。</li> <li>・「見る」という学習方法だけでは頭に入らない。それを組織の研修で取り上げて理解を深めるようにした方がよい。組織の側が新人職員の業務理解の実態を知るための機会になり、それを踏まえて組織内で研修を組んでいくようにした方がよいのではないか。</li> </ul>

#### (4) 試験的活用に関するインタビュー調査

協力が得られたCSWRに約6ヶ月間プログラムに取り組んでもらい、活用の状況を非構造化インタビューの方法を用いて確認した<sup>(5)</sup>。本来は1年をかけて取り組む内容であることから、項目や範囲は厳密には定めず、取り組む内容の判断は協力者に委ねた。

結果的に、各項目の具体的内容についての意見や提案の確認までには至らず、①活用によって得られる効果、②「組織」と「地域」の2つの視点の設定、③習得期間4期の設定、④自らが所属する組織での活用の可能性に関する見解を確認した。なお、インタビューの結果には、今後の検討に役立つと考えられるインタビュー協力者の内省的なコメントを含めた(表4)。

表4 プログラムの試験的活用に関するインタビューの結果(要約)

	効果	「組織」と「地域」の設定・4期の設定	組織的活用の可能性
a	指標になる。自分がこの位置にいるんだということがわかる。		活用できると思う。自分で取り組みつつ他の人と相談、共有できるところが良い。
b	折に触れて振り返るためのツール。そこを見ればいいというガイドになった。	組織は地域活動のバックグラウンドなのであまり切り離さない方がよい。4段階もあまり切り離さない方がよい。実際には同時進行でやっている。	活用すべきだと思う。ソーシャルワークはぼんやりしているので文書で確認することが大切。
c	習得方法、目標がわかる。	活動は飛び飛び、行きつ戻りつという部分があるので段階とおりではないが確認できるという安心感はある。	月1回とか集まり疑問点を聞ける機会をつくった方がよい。プログラムの活用について話し合うきっかけになるとよい。
d	振り返りができる、こういうふうな答えを出せば良いのかと思える。	組織と地域は区別した方がよい。組織内の他課の業務をある程度覚えて連携した方が自分の引き出しになると思う。	活用できると思う。1年かけて自分で行動に移すことができる。
e	新卒の人では気づけないことを書いていてくれる。根拠法を見直す機会になった。	組織を知ることの意味を再認識した。1年をとおして組織とCSWの業務の流れをつかむということになっていると感じた。前半・後半という意識で取り組んだ。	プログラムを取り入れるのは良いのではないかなと思う。
f	実践内容の確認作業に役立った。	組織の理解とか計画を読むということが頭になかった。現場対応だけではないということに気づいた。	個人差をなくしてレベルアップするためには必要だと思う。組織で取り入れることに問題が起こるとは思わない。
g	地域の現状や課題を把握する時にプログラムが役立った。		
h	組織的な新人育成のプログラムはなく、先輩CSWR任せになっていた。	組織と地域の2つの側面から取り組むことができ適切だった。時間的な流れでCSWRの動きが示されていたのでわかりやすかった。各期の目標設定があり良かった。	
i		4期に分けた習得目標の設定、目標設定の有無の可視化がわかりやすくて良い。	
j	活用できなかった。	組織の事業全体を把握したうえで自分の仕事に入っていくことが必要だと思う。期間の設定や内容については早すぎる、求められすぎているという感じではない。	
k	プログラムは使わなかったが内容の流れに沿って仕事をしていたという感じ。	組織と地域に分けているのは良い。組織の各部署を知ることで担当者不在の場合にも対応できる範囲が広がる。	研修に時間をかけることに対しては必ずしも肯定的な意見だけではないので現状としては難しいと思う。
l	何をどこまで達成できているのかを可視化できた。	少し期間を伸ばしてもいいのかなと感じた。特に法律関係の理解には時間がかかると思う。	
m	組織内の業務に関するコミュニケーションの機会が増えた。	期間の設定に関しては検証途中のため確認を継続したい。	自組織に合わせたプログラムの作成、検証の必要性を感じる。プログラム開発の指導や助言が欲しい。
n	職員自身が自分の到達点がどこになるのかを可視化できる。	4期の設定は良いと思う。長い目でみると1年で習得できるものではないが短期雇用の職員のことを考えると1年4期の内容は良いと思う。1期の3ヶ月が少し長い。1ヶ月でも良いのではないかな。	

### 3. 研究3年目（活動の評価・分析）

先述した芳賀（2016）によるアクションリサーチの評価指標に沿って、一連の研究過程の結果の分析を研究メンバーと研究協力者でおこなった。

#### (1) アウトカム妥当性

新人CSWrが自己のペースで実践スキルの習得に取り組むプログラムに関しては、「個人差を補うようなプログラムはすごくいいなと思った（一部抜粋）」（表3）、「指標になる。自分がこの位置にいるんだということがわかる」（表4）など、プログラム活用が実践に取り組む態勢の個人差の是正に結びついたこと、実践スキル習得の手応えを実感したことが窺われる見解が得られた。しかし、一方では「項目に挙げられている内容について、なぜ知る必要があるのか」「自分で取り組むにしても、それに取り組むための組織内の共通認識や対応体制（マニュアルの整備等）ができるのかが疑問」（表1）など、プログラムの項目に関する疑問やプログラムの実施を可能にするための組織環境の整備に関する課題が提示された。

#### (2) プロセス妥当性

「プログラムに提示されていることで、計画、体制、法的根拠の存在を知った」（表1）、「これを見て地域の人との会話が大事だということがわかり、自分の行動が適切だったと再確認できた（一部抜粋）」（表3）、「組織の理解とか計画を読むということが頭になかった。現場対応だけではないということに気づいた」（表4）など、CSWr自身の業務に関する意識の変容に結びついてきた。また、本研究から派生した事象として、Y社協においては作成したプログラムを新人職員の研修に活用するという動きが生じたり、X社協では、プログラムの内容をアレンジして新人CSWrの教育に活用するなど、必ずしもダイナミックな個人や組織の変革を生み出したとは言えないまでも、プログラムの検討とその活用に向けた活動が新人CSWrや社協の取り組みの前進に結びついていることが窺われた。

#### (3) 民主的妥当性

プログラムの内容検討、新人CSWrが抱えている業務上の困難に関する意見交換など、プログラムの作成とその活用をととした新人CSWrの支援に関する取り組みの過程を研究協力者のCSWrとともに進めた。また、プログラムの活用に関するヒアリング、説明・意見交換会およびインタビュー調査においては、現場のCSWrとの対話による研究課題の共有を重視した。また、新人職員という相対的に弱い立場に置かれていることから生じる調査への参加のしにくさ（藤田・北村 2013）に対しては、組織の代表者や直属の上司に調査への協力を求めるなど、ステークホルダーに対する働きかけをおこなった。その一方で、プログラムの試験的活用についての意向調査時の説明の仕方の工夫、一定期間プログラムに取り組むことによって生じる日常業務への影響により配慮することによって、試験的活用を導入する社協の範囲を広げることができたことも考えられた。

#### (4) 触媒的妥当性

研究協力者自身の経験を踏まえた新人CSWrのサポートに関する議論およびプログラムの

検討は、研究協力者が現場の課題解決に自ら取り組むというパワーをもたらしたと考えられる。また、Z社協のヒアリング調査や試験的活用に協力した新人CSWrと研究メンバーの意見交換、プログラムの試験的活用後のインタビュー調査における、「組織の年間スケジュールがわからないために計画的に業務ができず戸惑うことがあった」「事前に組織内の事業を知っていれば自分が担当する事業と結びつけて計画的、戦略的に取り組める」（表1）、「新人向けというが担当関係なく職員みんなにCSWrの視点が必要ではないか」「自分たちの社協バージョンにアレンジして職員全体で取り組むというのが理想的」（表3）、「こういうふうに答えを出せば良いのかと思える（一部抜粋）」「組織と地域に分けているのは良い。組織の各部署を知ることで担当者不在の場合にも対応できる範囲が広がる」「月1回とか集まり疑問点を聞ける機会を作った方が良い」（表4）などの発言に表れているように、研究に参加した新人CSWrの自律および自己決定の力の強化、その自覚（Gutierrez 1990）というパワーの獲得に結びついたと考えられる。

## V. 考察

### 1. アクションリサーチの視点から

研究過程で重視したのは本研究に研究協力者として参画したCSWrの内発的な動機である。研究協力者自身が新人CSWrの頃に業務上の戸惑いや困難を経験してきており、そのサポートの重要性を十分に認識している。にもかかわらず、多忙な日常業務のなかで新人CSWrへの対応が後回しや見落とされがちになり、そのことが影響して短期間で退職し、人が入れ替わるという状況が生じているのではないか。このような新人CSWrをサポートする立場にある研究協力者が抱えている葛藤を共有することから本研究を開始した。

プログラムの作成においては本研究の初期段階の議論をとおして共有された、①任期つき雇用という限定された就業期間を踏まえた効果的・効率的な業務の習得、②新人CSWrの自己成長に結びつくプログラムの枠組み、③習得状況を可視化し、プログラム内容の議論や組織的なサポートに結びつける、④プログラムへの取り組みをとおして新人CSWrが孤立しない仕組みをつくる、という視点に沿って取り組みを進めた。

県内社協に対するプログラムの試験的活用に関する意向調査の結果に表れているように、プログラムの活用をとおして新人CSWrを支えるという取り組みは、必ずしも多くの社協からの賛同は得られなかった。その背景には、本研究の実施時期に新型コロナウイルス感染症が拡大し、生活福祉資金貸付制度緊急小口資金の受付窓口となった社協が、職員総出で対応したという特殊事情が影響していることも考えられる。しかしそれ以前から、支援の質の担保や向上が困難な状況にありながらも、養成の仕組みや取り組みに関する研究が乏しい（前田2019）との指摘がなされており、職員の実践スキルの向上は課題として認識されていたものの、取り組みが進められていなかったということも考えられる。

新人で短期的な雇用環境に置かれているCSWrの場合には、業務に戸惑いを覚えたり支援

スキルの向上を望んでいたりしても、それを表明することが困難なパワーレスの状態に陥ることが考えられる。CSWrとともに取り組んだプログラム検討の一連の過程を記述し、それら協力者が表出した意見や提案を発信することは、社協が組織として新人CSWrのサポートに取り組むという「研究成果の他のコミュニティへの波及」(芳賀 2016) に結びつく可能性がある。

## 2. 今日の地域社会生活支援の視点から

地域で暮らす人の生活のしづらさに目を向け、個別支援から地域支援、地域福祉計画づくりまでを視野に入れるCSWはジェネラルソーシャルワークを具現化したものであると言える。ジェネラルソーシャルワークには、多様な広がりをもつがゆえにソーシャルワーカー自身その専門性をつかみかねているという特性上の課題が指摘されている(副田2011)。今日、その取り組みが急がれている多世代型地域包括ケア構想および重層的支援体制整備事業はジェネラルソーシャルワークが政策上に位置づけされたもの(牧里 2023、和気 2023)であり、本事業に取り組む一員としての役割が期待されているCSWrに向けての社協独自の組織的なスーパービジョンの検討がなされている(神山 2023)。

専門的な支援機能の発揮を目指したスーパービジョンに取り組む場合においても、その前段階にある新人職員の基礎的な実践スキルの獲得をどのようにサポートするのかという点についての検討を抜きにすることはできない。県内の社協のなかには、就職したCSWrが任期を満たす前に早々と退職する、募集をしても欠員の充足に難渋するという状況が生じているところもあり、それらの分析・対策を含めた組織的な新人CSWrのサポートが必要である。

新人の時期から実践力の習得に着実に取り組むことは、地域社会生活の支援を必要としている人に対する支援の質の向上に結びつく。さらには、非正規で働くCSWrの場合には正規職員としての道を切り開くことにも結びつくと考えられる。新人CSWrの実践スキル習得に向けたサポートは、より質の高い地域社会生活支援の提供、さらには職員の安定的な業務環境の整備という点において、極めて重要な課題であると言えるのではないだろうか。

## おわりに

人々の地域社会生活支援の役割を担うCSWrに焦点をあて、実践に取り組み始めて間もない新人CSWrの基礎的な実践スキルの習得を目標とした自己研修型のプログラムの検討をおこなった。プログラムの検討過程においては、本研究テーマに問題意識をもつ現場のCSWrおよびプログラムの対象として位置づけた新人CSWrの参加を重視したアクションリサーチの考え方をういた。

プログラムの検討や試験的活用等をとおして、現場のCSWrらが自らの実践スキルの習得に関する経験や業務環境を振り返る機会に結びついたことがヒアリング、意見交換、インタビュー等の内容から確認された。その一方で、試験的活用の協力が得られた社協が限定され

た点、検討したプログラムの具体的内容まで掘り下げた意見や提案の確認までには至らなかった点などの課題が残った。今回取り組んだ一連の研究過程を第1サイクルとして、そこから得られた結果を関係者と共有し、継続して新人CSWrの基礎的な実践スキル習得への支援に取り組む必要がある。

## 注

- (1) 本研究メンバーが長年に亘って継続している県内市町村社協のフィールドワークによって得た情報に基づいている。
- (2) 令和3年度市町村社協事務局状況（沖縄県社会福祉協議会 2022）の正規・非正規職員一覧から非正規職員の比率を独自に算出した結果では、事務局長を除いた全職員に占める非常勤率は74%である。CSWrに限定した正規・非正規職員の比率は示されていないが、本研究のメンバーによるフィールドワークによって把握された市町村社協の状況から推測すると、CSWrに占める非常勤比率は全職員に占める非常勤比率と同様、高い傾向にあると考えられる。
- (3) 沖縄大学地域研究所共同研究班「地域における多機関多職種協働のシステム構築に関する研究」（2020～2022年度）の成果をまとめたものである。
- (4) プログラムの内容検討に際しては研究協力者であるCSWrの経験や気づきを重視して、研究協力者自身が所属するZ社協の具体的な場面や状況から項目の検討を開始し、他の社協の新人CSWrにも汎用性のある項目を選択し、内容の見直しを図るといった帰納的な方法を用いた。
- (5) インタビュー対象者の基礎資格は、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、美容系資格、簿記等商業系資格等、CSWに従事する前の職歴については、社協内の他部署、役所・役場臨時職員、社会教育施設、会社勤務等である。

## 引用文献

- 神山裕美・大竹宏和・田中慎吾他（2023）「コミュニティソーシャルワークのスーパービジョンとシステム活用の取り組み—豊島区社協による4×4×4モデル適用による評価と改善—」『地域福祉実践研究』第14号、69-79、日本地域福祉学会
- 前田佳宏（2019）「社協ワーカーの養成に関する課題について—社協ワーカーへのインタビュー調査から—」『地域福祉研究』第15号、26-33、日本地域福祉学会
- 牧里毎治（2023）「包括的支援とコミュニティソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』第1号、5-17、中央法規
- 灘光洋子・浅井亜紀子・小柳志津（2014）「質的研究方法について考える—グラウンデッド・セオリー・アプローチ、ナラティブ分析、アクションリサーチを中心として—」『異文化コミュニケーション論集』12、67-84

- 中村和彦（2008）「アクションリサーチとは何か」『人間関係研究』7、1-25
- 日本地域福祉研究所（2005）『コミュニティソーシャルワークの理論』特定非営利活動法人  
日本地域福祉研究所
- 沖縄県社会福祉協議会（2022）『令和3年度市町村社会福祉協議会の現況』社会福祉法人沖  
縄県社会福祉協議会
- 副田あけみ（2011）「ジェネラリスト・アプローチ」白澤政和・岩間伸之編『リーディング  
ス日本の社会福祉4 ソーシャルワークとはなにか』389-407、株式会社日本図書センター
- Susan,P.Kemp,James, K.Whittaker,Elizabeth M.Tracy（1997）*Person-Environment  
Practice:The Social Ecology of Interpersonal Helping* Aldine De Gruyter（=2000 湯  
浅典人・横山穰訳『人—環境のソーシャルワーク実践』川島書店）
- 和気純子（2023）「地域包括ケアシステムと包括的支援体制—ジェネラリスト・ソーシャルワー  
クの視点から」『ソーシャルワーク研究』5-15、中央法規
- 全国社会福祉協議会 地域福祉部（2023）「報告から知る市町村社協の現状」『月刊福祉』  
August 40-43、社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 藤田結子・北村文（2013）『現代エスノグラフィー 新しいフィールドワークの理論と実践』  
新曜社
- Butrym,Z.（1976）*The Nature of Social Work* Macmillan Press（=川田誉音訳『ソーシャ  
ルワークとは何か — その本質と機能』川島書店）
- 芳賀博（2016）「地域におけるアクションリサーチへの期待」『老年社会科学』第38巻第3号、  
357-363、日本老年社会学会
- Gutierrez.L.（1990）*Working with Women of Color : An Empowerment Perspective*、  
Social Work、35、149-153

組織 I 期

I 期 目標		組織の理念、組織および地域の関係者や関係部署、会議等を把握する										
コミュニティソーシャルワークの機能		1. ニーズキャッチ機能	2. 家族全体を視野に入れた相談支援機能	3. ケア方針立案機能	4. コーディネート機能	5. 対人援助機能	6. インフォーマルケア	7. 新しい福祉サービス開発機能	8. 当事者同士の支え合い活動の組織化機能	9. 個別問題の一般化機能	10. 地域福祉行政に関するアドミニストレーション機能	11. 地域福祉計画づくり機能
I 組織												
共通	✓	No	機能	(1) 知識	(1) 習得方法	✓	No	機能	(2) 行動	(2) 習得方法		

目標達成のための具体的方法	<input type="checkbox"/>	1	10・11	法人理念・社協の方針を理解している。	1. 社協の事業計画を一読する。 2. 事務局長からZ社協の地域福祉の説明を受ける。 3. 職員の心得を読む。 4. 社会福祉法第4条、109条を一読する。	<input type="checkbox"/>	1	2・5	地域福祉課の職員の顔と名前がわかる。	1. 自分の名刺を作成する。 2. 社内の職員と名刺交換をする。 3. 組織図、座席表を活用して顔と名前を一致させる。
	<input type="checkbox"/>	2	2・5	他職員の業務内容の概要を知る。	1. 事務分掌を読む。 2. 部署に向いて説明を聞く。	<input type="checkbox"/>	2		相談することができる。	1. あいさつをする。 2. 日頃から雑談する。
	<input type="checkbox"/>	3	4	相談システムの使い方を知る。(相談記録の入力方法)	1. 操作マニュアルを読む。 2. 業者からレクチャーを受ける。	<input type="checkbox"/>	3		業務管理システムを使うことができる。	1. 総務からアカウントを取得する。 2. 説明を聞く。 3. 使って慣れる。
	<input type="checkbox"/>	4	4	社会福祉センターの構造を知る。(中研・大研・倉庫の場所)	1. センターの役割、概要(利用団体含む)を見る、読む。 2. 総務担当者の説明を受ける。	<input type="checkbox"/>	4		事務作業ができる。(出退勤簿の管理、年休病体申請・月末書類の提出)	1. タイムカード、年休・病休カード、超勤簿の書き方の説明を受ける。
	<input type="checkbox"/>	5	11	自身の業務内容を把握する。(1日の業務の流れ)	1. 1日の業務の流れの資料を読む。	<input type="checkbox"/>	5	1・9	各中学校区の相談者・訪問者への対応ができる。(電話対応、来訪者への対応)	1. 対応マニュアルに沿って電話を取る・かける。
	<input type="checkbox"/>	6	5	所属部署の会議を理解する。	1. 会議資料を読む。 2. 上司・先輩から説明を受ける。 3. 会議に参加する。					
	<input type="checkbox"/>	7	10・11	社協全体の会議を知る。	1. 資料を読む。 2. 上司・先輩から説明を受ける。					
	<input type="checkbox"/>	8	4	社会福祉センターの備品管理ができる。 <input type="checkbox"/> コピー機の使用方法 <input type="checkbox"/> 公用車の給油場所 <input type="checkbox"/> 研修室の電機使用方法	1. 職員の説明を受ける。					
	<input type="checkbox"/>	9	4	各中学校区の事務所・備品管理ができる。 (鍵の開閉、湯茶の準備、コピー機の使用方法、公用車の給油場所、公用車の駐車方法、掃除方法、トイレの使用)	1. 備品管理マニュアルを読む。					
	<input type="checkbox"/>	10	9	各中学校区の相談者・訪問客、電話への対応方法を知る。	1. 対応マニュアルを読む。					
	<input type="checkbox"/>	11	11	CSWrの基本的な役割を知る。	1. CSW活動事例集を読む。 2. CSW活動事例集を職員間で読み合わせをしながら疑問点の確認をする。(学習会) 3. 他市町村の事例を情報収集して読む。					
	<input type="checkbox"/>	12	11	業務に関係する法律・計画を知る。 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第3条「福祉サービスの基本的理念」 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第5条「福祉サービスの提供の原則」 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第106条の3「包括的な支援体制の整備」 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第109条「市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会」 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第112条～第124条「共同募金」	1. 職員必携の中に入れて法律の条文を読む。					
	<input type="checkbox"/>	13	11	社会福祉の動向を知る習慣をつける。	1. 厚生労働省HPを日常的にチェックする。					

**組織Ⅱ期**

Ⅱ期		目標		社協およびCSWの役割を理解する						
コミュニティソーシャルワークの機能				1. ニーズキャッチ機能    2. 家族全体を視野に入れた相談支援機能    3. ケア方針立案機能 4. コーディネート機能    5. 対人援助機能    6. インフォーマルケア    7. 新しい福祉サービス開発機能 8. 当事者同士の支え合い活動の組織化機能    9. 個別問題の一般化機能 10. 地域福祉行政に関するアドミニストレーション機能    11. 地域福祉計画づくり機能						
I 組織										
共通	✓	No	機能	(1) 知識	(1) 習得方法	✓	No	機能	(2) 行動	(2) 習得方法

目標達成のための具体的方法	<input type="checkbox"/>	1	10・11	赤い羽根共同募金を理解する。(仕組み・目的・使われ方、事業)	1. 説明会に参加する。 2. 社会福祉法第112条～第124条「共同募金」を確認する。	<input type="checkbox"/>	1	1・4・6・10・11	企画総務課の職員顔を覚える。	1. 組織図や座席表を印刷する。 2. 名刺交換会に参加する。
	<input type="checkbox"/>	2	4	社会福祉センター内会議室の予約方法を知る。	1. 上司、先輩に聞く。	<input type="checkbox"/>	2	1・9	CSW職員との信頼関係を構築する。	1. ランチ会に参加する。
	<input type="checkbox"/>	3	1・4・6・10・11	他校区の事務所の場所を把握する。	1. 地図を見る。	<input type="checkbox"/>	3	1・9	上司との信頼関係を構築する。	1. ランチ会に参加する。
	<input type="checkbox"/>	4	1・4・6・10・11	他部署の場所を把握する。	1. 地図を見る。					

**組織Ⅲ期**

Ⅲ期		目標		組織の他部署、地域のお職職、住民等と協働することができる						
コミュニティソーシャルワークの機能				1. ニーズキャッチ機能    2. 家族全体を視野に入れた相談支援機能    3. ケア方針立案機能 4. コーディネート機能    5. 対人援助機能    6. インフォーマルケア    7. 新しい福祉サービス開発機能 8. 当事者同士の支え合い活動の組織化機能    9. 個別問題の一般化機能 10. 地域福祉行政に関するアドミニストレーション機能    11. 地域福祉計画づくり機能						
I 組織										
共通	✓	No	機能	(1) 知識	(1) 習得方法	✓	No	機能	(2) 行動	(2) 習得方法

目標達成のための具体的活動	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	1	11	事務担当職員に協力することができる。 <input type="checkbox"/> 共同募金 <input type="checkbox"/> B部署 <input type="checkbox"/> C部署 <input type="checkbox"/> D部署 <input type="checkbox"/> E部署 <input type="checkbox"/> F部署 <input type="checkbox"/> G部署 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金 <input type="checkbox"/> ボランティアセンター	1. 担当部署・職員が何をしているのかを職員と共に行動してつかむ。
---------------	--------------------------	--	--	--	--	--------------------------	---	----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

組織Ⅳ期

IV期		目標		住民の話を丁寧に聴いて相談対応ができる										
		コミュニティソーシャルワークの機能		1. ニーズキャッチ機能    2. 家族全体を視野に入れた相談支援機能    3. ケア方針立案機能 4. コーディネート機能    5. 対人援助機能    6. インフォーマルケア    7. 新しい福祉サービス開発機能 8. 当事者同士の支え合い活動の組織化機能    9. 個別問題の一般化機能 10. 地域福祉行政に関するアドミニストレーション機能    11. 地域福祉計画づくり機能										
				I 組織										
共通	✓	No	機能	(1) 知識		(1) 習得方法		✓	No	機能	(2) 行動		(2) 習得方法	
目標達成のための具体的活動	<input type="checkbox"/>	1	CSWrの役割について理解する。(ソーシャルワーク機能の理解を含む)	1.1ヶ月から9ヶ月までの研修内容からつかむ。		<input type="checkbox"/>	1	CSWrの役割について説明できる。(ソーシャルワーク機能を含む)	1. 課内の事例検討会の意見交換を通してCSWrの役割を理解する。					
						<input type="checkbox"/>	2	地域特性(強み等)について自分の言葉で説明することができる。	1. 収集した情報を整理してまとめる。					
							<input type="checkbox"/>	3	地域支援について自分の言葉で説明することができる。	1. 業務を通して自分で考えてみる。 2. 先輩CSWrと意見交換をしたり助言を受ける。 3. 地域の人たちの考えとすり合わせをする。				

地域 I 期

I 期 目標		組織の理念、組織および地域の関係者や関係部署、会議等を把握する								
コミュニティソーシャルワークの機能		1. ニーズキャッチ機能	2. 家族全体を視野に入れた相談支援機能	3. ケア方針立案機能	4. コーディネート機能	5. 対人援助機能	6. インフォーマルケア	7. 新しい福祉サービス開発機能		
		8. 当事者同士の支え合い活動の組織化機能	9. 個別問題の一般化機能	10. 地域福祉行政に関するアドミニストレーション機能	11. 地域福祉計画づくり機能					
II 地域										
共通	✓	No	機能	(1) 知識	(1) 習得方法	✓	No	機能	(2) 行動	(2) 習得方法

目標達成のための具体的方法	<input type="checkbox"/>	1	1. 4. 8	校区内自治会の場所を知る。	1. 自治会一覧表、地図を見る。	<input type="checkbox"/>	1	1. 6	相談対応の方法を把握している。	1. 先輩の対応に同席する。
	<input type="checkbox"/>	2	1. 4. 8	自治会長の名前と顔が一致する。	1. 自治会一覧表を見る。 2. 自治会長と会って名前と顔を一致させる。	<input type="checkbox"/>	2	1	担当地区の地理が頭に入り、地図と実際の場所が一致している。	1. 実際に運転する。
	<input type="checkbox"/>	3	4	関係機関・部署の名称と役割の概要を知る。	1. 関係機関の情報ファイルを見る。	<input type="checkbox"/>	3	1. 4. 6	校区内の民生委員を知る。	1. 実際に会いに行く。
	<input type="checkbox"/>	4	1	地図がわかる。(道路、名称)	1. ゼンリンの地図を見る。	<input type="checkbox"/>	4	1. 4. 6	中学校区コミュニティづくり推進委員会の委員を知る。	1. 係長や先輩CSWrと一緒に委員会のお知らせを兼ねて挨拶に行く。
	<input type="checkbox"/>	5	1. 9	校区の概要を把握する。(①人口、②自治会加入率、③高齢化率)	1. 概要一覧を見る。	<input type="checkbox"/>	5	1. 4. 6	中学校区コミュニティづくり推進委員会の委員に知ってもらう。	1. 係長や先輩CSWrと一緒に委員会のお知らせを兼ねて挨拶に行く。
	<input type="checkbox"/>	6	1. 10	災害時等要援護者避難支援制度を理解する。	1. 「災害時等要援護者避難支援制度のご案内」を見る。 2. 福祉総務課の職員からの説明会に参加する。	<input type="checkbox"/>	6	1. 9	行政区コミュニティづくり推進委員会(支援会議)を開催する。	1. 係長や先輩CSWrと相談しながら会議資料を作成する。
	<input type="checkbox"/>	7	1. 10	校区内の災害時登録者人数を把握する。	1. 登録者名簿を確認する。 2. 登録者数一覧を確認する。					
	<input type="checkbox"/>	8	1. 11	校区内の民生委員を知る。	1. 民児協便りを見て覚える。					
	<input type="checkbox"/>	9	1. 6	校区内の地域福祉協力員数を把握する。	1. 地域福祉協力員一覧名簿を見る					
	<input type="checkbox"/>	10	10. 11	Z市が目指す地域福祉の全体像を知る。	1. 「地域福祉のめざす支え合いの図」を見る。 2. 中学校区ごとの福祉計画を読む。					
	<input type="checkbox"/>	11	1. 2. 4. 6. 8. 9	行政区コミュニティづくり推進委員会(支援会議)の目的、議事内容、参加者、頻度等を知る。	1. 他の中学校区の委員会に参加して様子を見る。 2. 委員会の議事録を読む。 3. 先輩CSWrと相談しながら会議資料を作成する。					
	<input type="checkbox"/>	12	1. 2. 4. 6. 8. 9	中学校区コミュニティづくり推進委員会の目的、議事内容、参加者、頻度等を知る。	1. 他の中学校区の委員会に参加して様子を見る。 2. 委員会の議事録を読む。 3. 先輩CSWrと相談しながら会議資料を作成する。					
	<input type="checkbox"/>	13	1. 2. 4. 6. 8. 9	地域の各種会議の種類を知る。 □包括連携会議 □民協定例会 □地域福祉協力員定例会	1. 各種会議に対するCSWrの役割についての資料を見る。					
	<input type="checkbox"/>	14	1. 4. 6	中学校区コミュニティづくり推進委員会の委員を覚える。	1. 名簿を見る。					

地域Ⅱ期

Ⅱ期		目標		社協およびCSWの役割を理解する						
		コミュニティソーシャルワークの機能		1. ニーズキャッチ機能 2. 家族全体を視野に入れた相談支援機能 3. ケア方針立案機能 4. コーディネート機能 5. 対人援助機能 6. インフォーマルケア 7. 新しい福祉サービス開発機能 8. 当事者同士の支え合い活動の組織化機能 9. 個別問題の一般化機能 10. 地域福祉行政に関するアドミニストレーション機能 11. 地域福祉計画づくり機能						
Ⅱ 地域										
共通	✓	No	機能	(1) 知識	(1) 習得方法	✓	No	機能	(2) 行動	(2) 習得方法
	<input type="checkbox"/>	1	1/7/5 民生委員の担当地区を知る。	1. 民生委員担当区域一覧を見る。		<input type="checkbox"/>	1	1/9 校区内ペアで相談対応ができるようになる。	1. 校区内ペアで相談に対応する。	
	<input type="checkbox"/>	2	1/7/9 民生委員の役割を理解する。	1. 民生委員法・児童福祉法を読む。 2. 研修会に参加する。		<input type="checkbox"/>	2	1/9 地域福祉協力員の役割、顔、名前を覚える。	1. 担当校区の地域福祉協力員に会いに行く。	
	<input type="checkbox"/>	3	1/7/9 地域福祉協力員の役割、顔、名前を覚える。	1. 「地域福祉協力員の運用に関する要綱」を読む。 2. 「あなたの街の地域福祉協力員」を読む。		<input type="checkbox"/>	3	1/9 自治会内の組織（老人会・婦人会・青年会）を知る。	1. 自治会長に聞く。	
	<input type="checkbox"/>	4	1/7/9 自治会内の組織（老人会・婦人会・青年会）を知る。	1. 各自治会の役員名簿、組織図をもらう。 2. 「乙市のボランティア・福祉教育活動の記録」を見る。		<input type="checkbox"/>	4	1/9 自治会の主な行事を知る。	1. できる範囲で自治会の夏祭りなどの行事を見に行く。	
	<input type="checkbox"/>	5	1/7/9 自治会の主な行事を知る。	1. 「乙市のボランティア・福祉教育活動の記録」を見る。		<input type="checkbox"/>	5	1/9 校区内でケース会議の必要性を検討できる。	1. 校区内ペアで会議の必要性を話し合う。	
目標達成のための具体的方法	<input type="checkbox"/>	6	1/7/9 地域の各会議の目的（行政区コミュ・中学校区コミュ・包括連携会議・民協定例会・地域福祉協力員定例会）を知る。	1. 行政区コミュニティづくり推進委員会設置要項を見る。 2. 「中学校区コミュニティづくり推進委員会設置要綱」を見る。 3. 「乙市民生委員・児童委員連絡協議会設置要綱」を見る。		<input type="checkbox"/>	6	1/9 自治会の歴史、これまでの取り組みを知る。	1. 自治会長にインタビューする。	
	<input type="checkbox"/>	7	1/7/9 行政や担当区内の包括や相談支援事業所等の関係機関・部署の名称や役割を理解する。（顔・名前・役割）	1. 「乙市保健福祉の概要」（福祉保健部作成）を見る。 2. 「乙市保健福祉の概要」の主な相談窓口を見る。		<input type="checkbox"/>	7	1/9 校区内災害時登録者を知る。	1. 登録者宅を訪問する。	
	<input type="checkbox"/>	8	1/7/9 自治会の歴史、これまでの取り組みを知る。	1. 担当区内の自治会の資料（チラシ）を見る。		<input type="checkbox"/>	8	1/9 中学校区コミュニティづくり推進委員会の目的を理解する。	1. 先輩CSWのサポートを受けて資料を作成する。	
	<input type="checkbox"/>	9	1/7/9 校区内災害時登録者を知る。	1. 「市町村防災計画」を見る。 2. 「災害時要援護者支援制度」を見る。 3. 登録者宅を訪問する。		<input type="checkbox"/>	9	1/9 民協（民生委員）と自治会の関係性を知る。	1. 民生委員・自治会長に話を聞く。	
	<input type="checkbox"/>	10	1/7/9 行政区コミュニティづくり推進委員会の目的を理解する。	1. 「行政区コミュニティづくり推進委員会設置要項」を見る。 2. 地域福祉計画を見る。						
	<input type="checkbox"/>	11	1/7/9 中学校区コミュニティづくり推進委員会の目的を理解する。	1. 「中学校区コミュニティづくり推進委員会設置要綱」を見る。 2. 地域福祉計画を見る。 3. 過去の推進委員会の資料を見る。						
	<input type="checkbox"/>	12	1/7/9 民協（民生委員）と社協の関係性を知る。	1. 民児協と社協の関係性を説明した資料を見る。 2. 活動記録を見る。						
	<input type="checkbox"/>	13	1/7/9 自治会と社協の関係性を知る。	1. 自治会と社協の関係性を説明した資料を見る。 2. 活動記録を見る。						
	<input type="checkbox"/>	14	1/7/9 民協（民生委員）と自治会の関係性を知る。	1. 民協（民生委員）と自治会の関係性を説明した資料を見る。						

地域Ⅲ期

Ⅲ期		目標		組織の他部署、地域の他職種、住民等と協働することができる							
コミュニティ ソーシャルワークの機能				1. ニーズキャッチ機能 2. 家族全体を視野に入れた相談支援機能 3. ケア方針立案機能 4. コーディネート機能 5. 対人援助機能 6. インフォーマルケア 7. 新しい福祉サービス開発機能 8. 当事者同士の支え合い活動の組織化機能 9. 個別問題の一般化機能 10. 地域福祉行政に関するアドミニストレーション機能 11. 地域福祉計画づくり機能							
				Ⅱ 地域							
共通	✓	No	機能	(1) 知識	(1) 習得方法	✓	No	機能	(2) 行動	(2) 習得方法	
目標達成のための具体的方法	<input type="checkbox"/>	1	11	地域（行政区）の違いを把握する。	1. 統計から読み取る。 2. コミュニティづくり推進委員会 3. 個別相談	<input type="checkbox"/>	1	11	地域（行政区）の違いを把握する。（ヒト・モノ・雰囲気・強みなど）	1. 地域住民との日常会話 2. 地域住民からの相談などから地域に対する思いを意図的に聞かせてもらう。 3. 地域に向向いて人の動き、物理的環境から把握する。	
	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	2	11	多機関と連携して支援に取り組むことができる。	1. 先輩CSWrの相談の仕方を見て学ぶ。 2. CSWr間で事例検討をする。 3. 多機関との事例検討の機会を積極的につくる。	
	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	3	11	主担当として関わることができる地域（行政区）を複数箇所つくる。	1. 行政区コミュニティづくり推進委員会の進行を試みる。	
	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	4	11	学校における福祉教育に関わる。	1. 「Z市ボランティア・福祉教育活動の記録」を読む。 2. 福祉教育NAVIを読む。 3. 福祉教育（体験学習）申込書の内容に沿って福祉教育の実施に参画する。	

地域Ⅳ期

Ⅳ期		目標		住民の話を丁寧に聴いて相談対応ができる							
コミュニティ ソーシャルワークの機能				1. ニーズキャッチ機能 2. 家族全体を視野に入れた相談支援機能 3. ケア方針立案機能 4. コーディネート機能 5. 対人援助機能 6. インフォーマルケア 7. 新しい福祉サービス開発機能 8. 当事者同士の支え合い活動の組織化機能 9. 個別問題の一般化機能 10. 地域福祉行政に関するアドミニストレーション機能 11. 地域福祉計画づくり機能							
				Ⅱ 地域							
共通	✓	No	機能	(1) 知識	(1) 習得方法	✓	No	機能	(2) 行動	(2) 習得方法	
目標達成のための具体的方法	<input type="checkbox"/>	1	11			<input type="checkbox"/>	1	11	CSWrが捉えている地域の課題と住民が感じている課題をもとに取り組み内容の優先順位を決める。	1. 地域の人の思いやモチベーションを大事にして目標を設定し、できることから取り組む。（地域、CSWr共に無理をしない）	
	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	2	11	優先順位に沿って地域の課題に取り組む。	1. これまでの研修で習得した内容をもとに、できることから取り組む。（地域、CSWr共に無理をしない）	
	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	3	11	地域の人たちが目標設定し地域課題に取り組むことができるためにCSWrには多様な役割があることを理解する。	1. これまでの研修で習得した内容を整理してまとめる。	
	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	4	11	相談対応ができる。	1. 実践する。	
	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>	5	11	地域福祉協力員とディスカッションができる。	1. 地域福祉協力員と頻回に話をする機会をつくる。	



## 馬毛島基地建設問題を巡って

牧 洋一郎\*

### Concerning the Mageshima Base Construction Issues

MAKI Yoichiro

#### 要 旨

鹿児島県の熊毛地域は種子島の属島である馬毛島の基地建設問題を巡って、不安と期待の中で騒然とした現状である。このような状況に熊毛地域の島民らは、如何に考え如何なる問題を提起せねばならないかを突きつけられているのではなからうか。そこで、一島民として如何にあるべきかを検討したい。

キーワード：馬毛島、米軍FCLP基地、憲法第9条、基地建設賛成派住民、基地建設反対派住民

#### はじめに

2022年のわが国の一年は、米軍と自衛隊の一体化が加速する年であったが、2023年はより一層この一体化の加速化が進行している。米軍FCLP（空母艦載機陸上離着陸訓練）基地の候補地だった馬毛島は、日米政府が整備地として正式決定した。鹿児島県の熊毛地域（種子島・屋久島）は南西諸島の離島防衛の一環として、種子島の属島である馬毛島への自衛隊基地建設及び米軍FCLP基地を巡って騒然としてきた<sup>1</sup>。

この馬毛島では、昭和40年代初めまで毎年5～7月には、種子島本島の漁民らは季節小屋に泊まり込みトビウオ漁を行い、トビウオ漁全盛期でもあった。つまり、その当時まで、西之表市の5ヶ浦（洲之崎浦、池田浦、壺泊浦、住吉浦及び能野浦）を中心に浦単位で共同の漁撈活動が行われていた。馬毛島の葉山港周辺一帯3字4筆（字葉山・雑種地1筆、字蟹泊小屋・宅地1筆、字八重石・雑種地2筆）の約2ヘクタールは壺泊浦集落住民約60名の共有入会地（共同体規制に制約された共同所有地）であり、今でも、他の浦集団にも利用されている極めて重要な漁業基地である。

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 yoichiro\_maki@yahoo.co.jp

現在、琉球弧（九州の南から台湾へ弧状に連なる島列、南西諸島）の島々では中国の脅威を念頭に、軍事基地の強化・要塞化が進行しており、2019年11月、馬毛島では土地面積の約99%が、開発業者タストン・エアポート㈱から防衛省へ160億円で買収合意がなされ、熊本地域の住民らは不安と期待の中で騒然とした状況にある。そこで、熊本地域の住民らがこのような状況に、如何に考え如何なる問題を提起せねばならないかを検討したい。なお、熊本地域の概要については、本所紀要第25号掲載の拙論「離島防衛と馬毛島FCLP基地問題」<sup>2</sup>にて既に述べているので、本稿では重複を避けあえて省略することにする。

## I 熊毛の現状

熊本地域殊に種子島では、馬毛島にての自衛隊基地及び米軍FCLP基地問題について、自衛隊と米軍の一体化すなわち集団的自衛権（自国に対する武力攻撃がなくても、同盟国が戦火に巻き込まれたときに、是非を問わず助けに入る権利）の行使が取りざたされる中、基地建設反対派の住民らは騒音被害を伴う等の理由で反対し、一方、基地建設賛成派の住民らは地域経済の浮揚等に繋がると期待し賛成している。島内は基地建設賛成派と反対派の双方に分れている現状である。そして、住民らが、基地問題を巡って賛否に意見が分れる中、行政の対応についても注視すべきところである。まず、屋久島であるが、基地計画の賛否について屋久島町長は「行政区は西之表市。首長の判断にとやかく言うつもりはない。」「屋久島は観光立島。計画がすすむなら、米軍機がルートを外れ島近くを飛ぶことのないよう、申し入れを続けるなど心しないといけない。」と述べるに留まっている<sup>3</sup>。

それから、鹿児島県は、2022年11月に基地計画容認を表明し、防衛省は2023年1月に基地本体の工事に着手している<sup>4</sup>。そして、「訓練で国民保護の具体的な動きを確認し、課題を洗い出したい」として、県庁では国民保護法<sup>5</sup>に基づき、他国からの武力攻撃を想定し、屋久島の住民を本土に避難させる離島避難図上訓練を行っている<sup>6</sup>。

馬毛島沖では、既に防衛省によるボーリング調査が終了し、現在、馬毛島の表玄関ともいえる葉山漁港では浚渫工事が行われている。また、令和3（2021）年1月31日の西之表市長選・市議選では、基地建設賛成派と反対派の勢力が拮抗し、市長選では基地反対派が僅差（144票差）でかろうじて勝利したところである。そして、市議選では14議席を巡って賛成派議員・反対派議員が同数であったが、議決権のない市議会議長が反対派議員の中から選出されたため、賛成派7名・反対派6名となり、僅かに賛成派が上回る結果になっている。

2022年2月3日、西之表市長が防衛省に対し、米軍再編交付金を受け取る意向を示したことについて、新たな局面を迎えることになった（市長は未だに基地整備について賛否の明言を避けてはいる）<sup>7</sup>。西之表市は2022年度分の米軍再編交付金7億7千万円余の活用を、2023年4月から小中学校給食費を完全無償化する考えを示した。また、このことに対し、一括して交付対象となる中種子町（1億9千万円余）、南種子町（9千万円余）の両町長は好意的に受け止め基地建設に賛成の意を表している<sup>8</sup>。それから、反撃能力<sup>9</sup>の地元配備に、屋久

島町は「標的となり危険」であると反対の立場をとっているが、西之表市は「専守防衛」と答えている<sup>10</sup>。

2022年11月、西之表市長は2市有地(本島下西校区川迎の市所有農地、馬毛島小中学校跡地)を防衛省に売却し、馬毛島島内の3市道(馬毛島1～3号線)廃止手続きを完了した。なお同年同月、中種子及び南種子の両町は、防衛省と町有地売却契約を結んだ<sup>11</sup>。

種子島の基地反対派住民らは、騒音被害、戦争への誘因・標的、米兵による乱暴狼藉の予想を根拠に基地建設に反対しているが、他方、基地賛成派住民らは、地域の活性化、交付金による地域経済の浮揚、自衛隊家族の転入による人口増加を望んでいる現状である。

## II 検討すべき問題

### 1 馬毛島を巡る基地問題

2022年8月、西之表市では、基地建設賛成派と反対派双方の団体から市長あてに要望書・要請書が提出された。次の通りである。

基地建設賛成派(西之表市と馬毛島の未来創造推進協議会)<sup>12</sup>は、「西之表市の基幹産業である農業等第一次産業を始め、建設等第二次産業、地元商店を含めた第三次産業、全てにおいて経済状況は深刻であり、物流コストや燃料コストの増大、担い手不足による事業継続性の悪化、低い労働生産性など、市民の努力では如何ともしがたい状況です。馬毛島基地建設計画に賛同することで交付される各種交付金で経済の巻き返しを図り、地元振興を強力に押し進めていただきたい。」という要望である。

他方、基地建設反対派(馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会)<sup>13</sup>は、「馬毛島基地(仮称)計画の最大の問題点は、交付金による経済効果は限定的である反面、基地被害とりわけ深夜の騒音と戦争に巻き込まれる懸念が永遠と続くことにあります。…」「昨年1月の選挙で掲げた『基地建設は失うものが大きい』『基地建設に同意できない』とした公約を守り、明確に反対表明を行うことを強く要請します。」という要請内容である。その後、同年10月12日、西之表市長と当団体で結んであった政策協定は公約違反ということで団体側から破棄された。

馬毛島でのFCLP移転を伴う自衛隊基地の工事が始まってから、西之表市街地では作業服姿の工事関係者や県外ナンバーの車両が目立つようになってきた。今後さらに数千人単位で投入される見通しで、ゴミ処理や水不足問題など住民生活への影響が懸念される。事業者の防衛省は対策について「何ができるか市と相談する」と煮え切らず、地元住民らは不安を抱えていたが、防衛省は2023年5月、馬毛島での仮設宿舍建設や生ごみ処理機・簡易焼却炉設置など主な対応をまとめ、市との協議で伝えた。一方、西之表市長は2023年6月16日の市議会で「国の対策はスピード感や具現性で万全とは言えない」と懸念を示している<sup>14</sup>。

また2023年1月30日、馬毛島葉山漁港の浚渫工事(漁場の破壊)について、一部漁民は反対し、ナガラメ(トコブシ)漁等を営む漁民の生活破壊つまり関係地区(入会地区)漁民の

権利（漁業権）が侵害されていると主張し、防衛省の意向（総額22億円の漁業補償の提示）を受け入れている種子島漁協に対して、公開質問状<sup>15</sup>を提出している。

質問状の内容は以下のとおりである。

「私たちは、古の先祖から今日まで馬毛島海域を第一の漁場として漁業を営み、葉山漁港を壱泊浦がこれまで維持管理してきたことは周知の事実であり、工事期間中の消滅が予定されている漁業権の関係地区者として強い利害関係を有しています。そこで馬毛島における漁業が私たちの漁業の歴史と文化の重要性、さらにそれを子々孫々に引き継ぐことこそが、関係地区者としての責務であるとの自覚のもとに、以下の質問を行います。…  
<中略>…

- ① 一部漁業権消滅に係る具体的な面積及びその補償額の積算根拠。
- ② 馬毛島東海岸の漁業制限に係る具体的な期間や制限内容の詳細。
- ③ この制限及び消滅が予定されている区域の魚種及び水揚げ高の実績（過去10年）。
- ④ 関係地区である壱泊、洲之崎、池田、住吉に対する事前協議を開催しなかった理由。
- ⑤ 防衛省の環境アセス評価書には、工事による粉じん（降下ばいじん）や騒音が制限区域外の周辺海域に広がることが示されているが、これによる漁業影響も含まれているのか。さらには制限区域外も含め漁業への被害発生防止について、どのように対応するのか。
- ⑥ 工事終了後も巨大な港湾施設を建設することが予定され、馬毛島の軍事基地としての本格的運営開始により、馬毛島周辺海域における漁業は全域的に深刻な操業困難に陥る危険性があるが、この点に関する防衛省の説明内容。」

上記質問状に対する漁協の回答は、以下のとおりである<sup>16</sup>。

- 「① 防衛省からは、漁業権の消滅に係る面積は約100haであり、補償額は、『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱』などの国の基準により積算されたものであるとの説明を受けています。
- ② 防衛省からは、制限の期間は4年9か月であり、その間制限区域内で全ての漁業の操業ができなくなるとの説明を受けています。
- ③ 制限及び消滅が予定されている区域の魚種及び水揚げ高の評価については、防衛省側で行った漁業補償調査においてなされているものであり、種子島漁業協同組合から回答することは控えさせていただきます。
- ④ 種子島漁業協同組合の定款等に「事前協議」に関する定めはありません。
- ⑤ 防衛省からは、陸上工事の騒音や粉じんによる水産資源への影響についてはほとんどなく、基準上、補償対象にはならないとの説明を受けています。海上工事の騒音（水中音）についても、魚類が音の発生源から遠ざかる行動を示すような騒音があるのは発生個所の周辺に限られ、魚類に損傷を与えるような騒音は発生しないとの説明を受けています。

- ⑥ 防衛省からは『工事終了後も巨大な港湾施設を建設することが予定』されているとの説明を受けていません。」

種子島漁協の回答は上記の通りであるが、漁協が漁民のための（経済事業団体と共同漁業権の管理団体としての性格を併せ持つ）組合ではなく、防衛省の代理店的発言に一貫していることが窺える内容である。

2023年同月24日に開かれた当漁協臨時総会で、三分の二以上の賛成で22億円の漁業補償が可決されたことに対し、質問状提出者の一人H氏は「先祖から守り続け、残すべき宝の漁場を守ろうという意思が全くない。ものすごく腹が立つ。」<sup>17</sup>とマスコミに向け訴えた。一方、可決に同意した組合員の一人は「既に工事の経済効果が出ている。漁業だけでなく、市の将来を考えれば基地を受け入れるべきだ。」<sup>18</sup>と地域経済の活性化に注目している。

## 2 日米安保条約・日米地位協定

日本は日米安保条約によって、領土を割愛して全国で130の施設・区域を基地や訓練場として提供し、併せて「思いやり予算」として毎年、1千億円以上もかけて在日米軍をホストしている。そこには、事実上米兵が犯罪をやり放題という日米安保条約第6条に基づく「日米地位協定」というおまけまでついてくる。在日米軍基地は日本のためにあるのではない。あくまでも、アメリカの世界戦略のために、日本にあると都合がいいからあるだけである、と小林節博士は指摘している<sup>19</sup>が、この指摘は極めて核心を突いたものであり注視すべきといえよう。それから、日米安保条約と日米地位協定について、分けて考える学説<sup>20</sup>もあるが、日米安保条約第6条に基づくことが、日米地位協定第2条第1項に明記されており、安保条約の存在が前提であり、一体として把握すべきである。因みに日米地位協定とは米軍人・軍属の特権を保護するものである。

我が国に対して戦力の保持を禁止している憲法が、外国軍の駐留なら差し支えないというのは、和田英夫博士が指摘する<sup>21</sup>とおろスジが通らないといえよう。つまり、外国軍の駐留・軍事基地の設定を許容したわが国政府の行為そのものが、違憲と解されよう。

## 3 アメリカの世界戦略

アメリカの建国は、基本的人権、生命、自由、幸福追求の権利を高らかに宣言したものである。したがって、国民のこれらの権利を奪うような施策は、そもそも建国の理念に反するものといえる。しかしながら、アメリカの世界戦略とは、「アメリカガリベラルな秩序を形成していく過程では、普遍的な理念と巨大な経済力が働いてきた。その巨大な経済力はリベラルな秩序形成の重要な推進力となってきたが、同時に、アメリカはその強烈な選民意識と使命感のゆえに、外交目的を達成する過程において、しばしば軍事力を行使したり、戦争に訴えたりしてきた。」<sup>22</sup>ことである。花岡しげる氏は中米の国コスタリカの非武装中立論を取り上げ、「コスタリカが、自由、幸福追求を求めて国家の意思として意見を言う時、アメリ

力は正面切ってこれを否定することはできない。」<sup>23</sup>と重大な指摘をしている。

アメリカの世界戦略・建国の精神、世界の警察権、シーレーン（中国問題）、等を注視する必要がある。なお、アメリカはハワイに総司令部を置き太平洋を自国の海として認識している<sup>24</sup>。ここで重視すべき点として、アメリカが「われわれが何が故に海外基地を持つかは、敵の攻撃をそこに引き付ける、いわば磁石の役割を演ぜしめるためである（ハンソン・ポールドウィン）ということを考えれば、軍事基地の危険性、従って違憲性の疑惑は明らかであろう<sup>25</sup>ということである。わが国は、アメリカ本国に戦火が及ばないための捨て石にされているのである。

近年になって急速に、種子島・馬毛島～与那国島では、南西諸島の軍事要塞化が進んでいる。そして、奄美大島や徳之島などでは、自衛隊と米軍が最大規模の実践訓練を行って、日米の軍事的な一体化を強く印象付けている。つまり、現実問題として、琉球弧の島々では日米共同訓練が行われ、米国主導のグローバリズムに南西諸島は翻弄されているのである。しかし、主権国家日本にとって、自衛隊は米軍の二軍であってはならないのである。対米従属による現代科学の総力戦（戦争）が、この世の地獄をつくることに繋がる可能性は大なのである。

#### 4 憲法第9条と外国との比較—コスタリカ、モンゴル

コスタリカの憲法第12条には、「常備軍は廃止する。公の秩序と監視のために必要な警察力はこれを保持する。…」とあり、またコスタリカの徴兵は強制的な徴兵ではなく、招集された人は良心的徴兵拒否権（国家組織の暴力装置、とりわけあらゆる形態ないしは特定の状況下の戦争に参加することや義務兵役を望まないこと）の留保が認められており、拒否することが可能なので絶対強制的戦前の日本の徴兵制度とは全く異なるというものである<sup>26</sup>。

コスタリカは常備「軍」を保持していない国家である<sup>27</sup>が、コスタリカ憲法は日本国憲法と同じ非武装平和憲法として注目されているが、「軍隊は大陸協定ないし国防のためにのみ組織できる」として再軍備の可能性を残している点が異なるものである。

コスタリカの安全保障政策は、以下の3段階である<sup>28</sup>。

- ① 理性的解決：まず紛争当事国同士の話し合いによる解決を図る努力をする。
- ② 法的解決：国際司法裁判所への提訴を行い調停・裁判に持ち込む。
- ③ 国際的枠組みによる解決：米州機構（OAS）への調停を依頼。

コスタリカには軍隊（常備軍）がないためOASによって安全を保障してもらうのみで、OASが行う安全保障行為に対して軍事協力は行わないこと（軍隊派遣義務の免除）を条件に加盟している。OASに加盟している他の加盟諸国もコスタリカのこの条件付きの加盟を認めている<sup>29</sup>。

また、中国とロシアという二つの巨大な核兵器保有国に挟まれた新生モンゴル国（1992年に新憲法下でモンゴル人民共和国からモンゴル国になった）は軍隊を有する国ではあるが、非同盟路線をとった。そして、モンゴル国は、一国非核地帯となることによって隣国の核の

脅威をかわし、自国の独立、領土の保全、安全保障を確保しようとしたのである。1998年12月、国連総会は「モンゴル国の国際的安全保障と非核地位」と題する国連総会を全会一致で採択した。それ以後、毎年この決議は繰り返し国連総会で採択されている<sup>30</sup>。要するに、モンゴル国は、現実的外交による非軍事的安全保障への努力を続けているのである。

そして、梅林宏道教授は「深まる日米の軍事協力とそれを通して拡大してゆく日本自身の国際紛争への軍事的関与を押しとどめるのに憲法9条が重要な砦でありつづけることは言うまでもない。その観点から、憲法9条の価値が広く国際的にも認知されるようになっていくことは大きな力になる。…〈中略〉…それと同時に、憲法9条の下で脱軍備を進めながら、私たちは平和体制を築くための現実的な努力を強めなければならない。…」<sup>31</sup>と強調し極めて至当な見解を示している。

わが国憲法第9条と外国（コスタリカやモンゴル国等の事例）との比較参照に留意すべきであろう。なお、このことは、核保有・原水爆と関連して考えるべき問題でもある。

種子島での聞き取り調査で感じたことは、基地反対派が憲法第9条を守ること（護憲）を意識し基地反対運動を展開しているが、それに対し基地賛成派には、憲法第9条改正（改憲）と基地建設の関連性が然程ないことである。専ら基地賛成派は交付金を利用しての地域浮揚に終始しているものと思われる。そうではあるが、基地賛成派市議会議員7名は全員自民党系議員であり、自民党の憲法改正草案は少なからず影響しているといえよう。

## 5 国家緊急権

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人権の保障と権力分立）を一時停止して非常措置をとる権限をいう。すなわち、非常事態において国家の存立を維持するために、憲法の定める人権保障と権力分立を停止する制度である<sup>32</sup>。

尾高朝雄博士は国家緊急事態について、イエーリング（法における目的）による難船の例を次のように引用している。

「法による権力の拘束にも、自らにして限度がある。法を守るか生命を救うかという切端つまった事態に立ちいたれば、権力は手段を棄てて、目的を取らざるを得ない。法を破っても生命を救わなければならない。それは、非常の場合における国家権力の救済行為である。あたかも、難船の危険に瀕した船長が、船と乗組員の生命を救うために積荷を海中に投ずるように、国家権力もまた、それが差しせまった危機を乗り越える唯一の方法である場合には、法を思い切って捨てなければならない。それは、非常状態にあたって発生する国家権力の非常権なのである、と」<sup>33</sup>。

琉球弧の島々が台湾有事を前提に緊迫している中で、国家緊急権については、自然権論・法を超越する法の視点から、捉えなおす必要があるだろう。自民党が緊急事態条項の新設に躍起

になっているのは、「俺たちの好きにさせろ」と言っているのに等しいと小林節博士は指摘している<sup>34</sup>が、緊急事態条項は内閣が緊急事態であると認定した瞬間に、三権分立と地方自治と人権保障を停止するという、大変危険な条項である、と危惧するものである。つまり、これは日本国憲法そのものを停止させ、独裁制に移行する道を敷くことになるのであろうと同博士は危惧する<sup>35</sup>。

国家緊急事態に際しては、更なるより一層の研究が必要不可欠であろう。また、テロなど国内で起きた暴力について対応するには、警察法の「緊急事態の特別措置（71条～75条）」を、外国からの攻撃については、武力攻撃事態国民保護法により、新しい種類のテロという危機に対応したいのなら、これらの法律を見直せばよい、という樋口陽一説<sup>36</sup>を支持したい。

### Ⅲ 学説及び判例

学説及び判例については、殊に憲法第9条との関係につき考察する必要がある。

#### 1 学説

現憲法に対し、①軍の設置を憲法に書き込むことを重要と考える改憲派<sup>37</sup>、②武力によらない自衛権の発動、自営軍の不保持、非暴力抵抗を主張する護憲派<sup>38</sup>、③そして自国が侵略の対象とされた場合の戦争については、それを跳ね返す自衛戦争は認められるとする護憲的改憲派<sup>39</sup>と概ね分れているが、学者の多数は護憲論者で占め安保条約破棄を主張し、集団的自衛権の行使に反対している。すなわち、学説では、護憲派が主流を占めている。このような状況下で熊本地域が戦争に巻き込まれないために住民がなすべきことは、持続的・反復的反基地運動をさらに盛り上げることであろうか。

また、自衛隊はもともと、そして今も米軍のための補助部隊で、災害救助活動は自衛隊の平時での不随活動に過ぎない（自衛隊法第83条）とされるが、花岡しげる氏が指摘する通り、災害救助即応隊<sup>40</sup>との関係から捉えなおす必要がある。

#### 2 判例

①米軍駐留は違憲であるとした判決<sup>41</sup>、②自衛隊は違憲であるとした判決<sup>42</sup>、③自衛隊は違憲ではないとした判決<sup>43</sup>、④自衛隊の合憲・違憲の問題が将来に持ち越された判決<sup>44</sup>等、の下級審判決が存在するが、判例の態度は、憲法第9条に米軍駐留や自衛隊が違反するか否かの判断を避ける傾向にある。要するに、下級審で違憲判決が言い渡されても、それを上級審で司法の判断になじまない（統治行為論）として覆すというものである。

結果として、司法は現政府の政治支配と自衛隊の現実を是認しているのである。小林直樹博士は「裁判所の対応は、大勢として政治問題に対する判断を避け、いわゆる司法消極主義と呼ばれる方向に大きく傾いている」<sup>45</sup>と指摘する。また、同博士はそのことに対し、「再軍備という重大な違憲状況の是正に、裁判所がひとり責任を負いうるわけではないけれども、既成事実を追従しこれを合憲化する手伝いに終始するようでは、今日今後の状況に対して、

裁判官たちが責任なしと弁明することはできないと思われる。」<sup>46</sup>と指摘しているが、注視すべき見解である。

#### IV 今後の課題

##### 1 反戦平和

筆者が改憲派の主張に同意できない根拠として、改憲派の見解には、平和的視点が欠落している点である。そして、中尾英俊博士が指摘する通り、改憲派の「自分が戦地に行かず、他人（若者・自衛隊員）に行け」とは卑怯な態度といえる。戦闘となった場合、自衛隊員らの生命の損耗が大きいのである<sup>47</sup>。また、第2次大戦の反省、東南アジア諸国への補償が十分になされているとは考えられない現実である<sup>48</sup>。同博士の「憲法第九条を本当に実効あらしめるには、世界に第九条の意義を認めさせ、世界の各国に軍備禁止の規定をお願いするのである。つまり日本が憲法を改正するのではなく、世界に憲法の改正を呼びかけるのである。反核の問題以上に困難とは思いますが、平和を願うならばその努力はすべきであろう。」<sup>49</sup>という見解に共感を覚えるものである。しかしながら、我が国がその努力をしているとはいえない現実である。

わが国憲法と日米安保条約・日米地位協定、在日米軍、自衛隊、アメリカの世界戦略の関係を注視する必要がある。また、ここで、東アジアにおいて日米中台間に如何なる経済的利害が横たわっているかを追求すべきである。その利害に起因する紛争・戦争が生じた場合、熊本地域はその最前線に立たされるといっても過言ではあるまい。

政府は反撃能力（敵基地攻撃能力）保有や長射程ミサイル増強などを打ち出し、自衛隊と米軍の一体化を進めているが、馬毛島での基地建設が始まったのを機に、望ましい防衛力の在り方について考えていきたいとも述べている<sup>50</sup>。

和田英夫博士の「国破れて山河無し、いや国が勝ちても山河無し」という指摘が現代戦争の宿命なのである<sup>51</sup>。この必然を、我々は肝に銘ずべきである。結論として、権利のために闘争し、住民らは平和的視点を持つことが必要であるが、まず何よりも戦争を阻止することによって、この世の地獄をつくらないことである（反戦平和の貫徹）。

##### 2 沖縄の住民に学ぶ

沖縄では基地依存による収入よりも、観光産業による収入が上回るという成果を上げていることに注目すべきであろう。八木沢二郎氏は沖縄について、「かつて基地（米軍）に依存していた経済からサービス（返還基地の商業施設など）、観光等への転換が進み、基地なしでやっていける状況、あるいは、基地はむしろ桎梏となっている。現在の県民総所得に占める基地収入は5%に過ぎない。…」<sup>52</sup>と報告している。この社会的・経済的变化は、沖縄の住民が闘いの連続から生み出したものである。

また一方で、来間泰男教授は軍用地料帰属につき、「勤労に基づかない棚ボタのカネが、

そこらにばら撒かれることを異常と感じていない。これを健全な社会といえるだろうか。しかもこのカネは、ひたすら軍事基地を維持したいという『積極的な意思』を日々育てているのである。<sup>53</sup>と沖縄の実態を憂えているが、反対に種子島において基地賛成派の住民らは、このような事態に期待しており、最も危惧すべき問題である。

種子島の農業（甘藷栽培・サトウキビ栽培等）や漁業、屋久島の水産業（サバ節製造業）や農業（ガジュツ栽培）等は、地域に横たわっている天然素材を生かした地域産業の促進の途を、再度新たな視点から模索すべきときであろう。また、熊毛地域は、沖縄に学ぶと同時に地域活性化を模索し、島おこしや島独自の観光資源に着目し再認識すべきである。その資源として、さつまいも、サトウキビ、ナガラメ漁、屋久サバ漁、屋久島林業などが考えられる。また、我々は農業殊に有機農業が保水や土壌保護などの環境保全・自然災害からの国土保全といった多面的機能があることを忘れてはならないのである<sup>54</sup>。

### 3 外敵が仮に侵攻してきた場合

既に別稿<sup>55</sup>にても述べたが、中国や北朝鮮からの侵攻に限らず、仮に他国からの侵攻があった場合は、わが国が単独で行使する自衛権すなわち個別的自衛権を根拠に武力による反撃をすべきであるとする小林節説<sup>56</sup>を支持したい。すなわち、法を超越する法・自然権に基づく反撃である。独立主権国家が急迫不正の侵略に直面した場合、それに抵抗して自らの存続を維持することは主権国家として当然のことである。今日の中国・北朝鮮・韓国及びロシアとの政治問題や領土問題を見る限り、他国から我が国への侵攻が全くないとは言いきれない現実である。法を超越する法・自然権に基づき武力による個別的自衛権の行使は当然であり、専守防衛（攻めてはいかないけれども、他国が攻めてきたら専ら追い返す）に徹すべきである。その専守防衛について、小林節博士は、「やられたらやり返すということで、第一撃を甘受するという弱点を有する」ことに対し、「わが国からは絶対に先制攻撃はしない、と世界に誓い、平和国家日本を世界に認知させることでわが国の安全に寄与してきた。」<sup>57</sup>と専守防衛の長所を強調しているが、更に研究すべき課題である。

また、小林直樹博士は、侵略者（軍）はおそらく直接統治をしないで、傀儡政府を作り間接統治をするようになるであろう<sup>58</sup>と指摘するが、その時点で自衛隊が存在しておれば第二警察として、存在しなくなれば、住民（国民）はパルチザンやレジスタンスとして、立ち上がらねばならないであろう。しかし、馬毛島基地問題に対し熊毛地域の島民らは深い不安感を抱いている人が多々いるのは確かであり、そのためにも東アジアに再び戦火を招かないためにも、不戦共同体を東アジアの地に創設することが望まれよう<sup>59</sup>。

### 結び

琉球弧の島々については、食料供給や自然環境保全などで重要な役割を担っていくという視点から捉えなおすべきであろうが、それには平和な社会を前提とする。要するに、南西諸

島は平和を希求し、将来は軍事基地などの政治問題や社会問題に翻弄されることなく、農林漁業や良好な観光産業を基本とした島々独自の開発を推進せねばならぬ地域である。

熊毛地域すなわち離島という特殊性（市場に遠く風害・潮害が多いこと等）を考えると、離島の農業等には、特別に財政・金融上の措置が講ぜられるべきである。米軍再編交付金に頼るのではなく、離島振興法（第4条）の積極的活用が必要とされる。

今、熊毛地域の住民らは防衛省による馬毛島基地着工により、島民の安全な暮らしが破られようとしているのである。中尾英俊博士は、「平和を守る、あるいは平和を勝ち取ることは費用（カネ）もかかり疲れることである。しかしわれわれの（全人類）の生命を守り、国土を守るためにはそれをしなければならない。それこそが平和憲法を守る道なのである。」<sup>60</sup>と論述しているが、然りである。それから、南日本新聞の社説欄（2023年8月3日記事）に「過度な防衛力強化は周辺国への脅威になり、軍備強化を競い合う『安全保障のジレンマ』に陥りかねない。」とあるが、このことは熊毛地域の住民のみならず日本国民全員が考えねばならぬ問題といえよう。

2023年8月5日 脱稿

## 注

- <sup>1</sup> 『防衛白書（令和4年版日本の防衛）』（防衛省2022年）、『馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価書のあらまし』（令和5年1月熊本防衛支局）、等参照。
- <sup>2</sup> 牧洋一郎「離島防衛と馬毛島FCLP基地問題」『地域研究』第25号（沖縄大学地域研究所・2020年）1～14頁。
- <sup>3</sup> 南日本新聞2021年7月21日記事参照。
- <sup>4</sup> 南日本新聞2023年2月25日記事参照。
- <sup>5</sup> 国民保護法は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号）。
- <sup>6</sup> 南日本新聞2023年1月19日記事参照。
- <sup>7</sup> 西之表市長『馬毛島計画黙認、交付金受ける意向』（南日本新聞2023年2月4日記事）参照。
- <sup>8</sup> 南日本新聞2022年11月21日記事参照。
- <sup>9</sup> 政府は外交・安全保障政策の指針「国家安全保障戦略」など、新たな安保関連3文書を2022年12月16日に閣議決定した。反撃能力（敵基地攻撃能力）保有や長射程ミサイル増強の他、防衛装備品の輸出拡大へ制度見直しの検討も記述した。安保3文書とは国家安全保障戦略の他、防衛目標達成に向けた手段を包括的に示す「国家防衛戦略」と、主要装備品や経費を記した「防衛力装備計画」である（南日本新聞2022年12月17日記事「社説・3文書決定」参照）。
- <sup>10</sup> 南日本新聞2023年1月3日記事参照。
- <sup>11</sup> 前掲注8）の新聞記事参照。

- <sup>12</sup> 『馬毛島基地建設計画への賛意を求める要望書』（2022年8月16日付）。
- <sup>13</sup> 『馬毛島基地（仮称）計画に明確な反対表明を求める要請書』（2022年8月22日付）。
- <sup>14</sup> 南日本新聞2023年6月28日記事、土岐直彦「作業員溢れ家賃高騰、不安増大」『週刊金曜日』第1431号（2023年）30～31頁、等参照。
- <sup>15</sup> 種子島漁協組員5名から漁協組合理事長宛に提出された公開質問状（2023年1月30日付）。
- <sup>16</sup> 2023年2月10日付種子島漁協の回答書。
- <sup>17</sup> 前掲注4）の新聞記事参照。
- <sup>18</sup> 前掲注4）の新聞記事参照。
- <sup>19</sup> 小林節『なぜ憲法学者が野党共闘を呼びかけるのか』（新日本出版社2016年）53頁。
- <sup>20</sup> 山本章子『日米地位協定』（中央公論新社2019年）。
- <sup>21</sup> 和田英夫『学習憲法』（評論社昭和41年）117～118頁。
- <sup>22</sup> 菅英輝『アメリカの世界戦略』（中央公論社2008年）182～207頁。
- <sup>23</sup> 花岡しげる『自衛隊も米軍も、日本にはいない！』（花伝社2020年）180～197頁。
- <sup>24</sup> 小林（節）・前掲注19）52頁。
- <sup>25</sup> 和田・前掲注21）116～117頁。
- <sup>26</sup> 花岡・前掲注23）180～197頁、<https://imidass.jp>（法律用語事典）—イミダス（後藤政子）2023年3月7日、等参照。
- <sup>27</sup> 李禎之「国際紛争平和的処理による紛争制御の試み—コスタリカの例」『法律時報』95巻3号（2023年）87～91頁。
- <sup>28</sup> 花岡・前掲注23）180～197頁。
- <sup>29</sup> 花岡・前掲注23）180～197頁。
- <sup>30</sup> 梅林宏道『在日米軍』（岩波書店2017年）247～249頁。
- <sup>31</sup> 梅林・前掲注30）246～247頁。
- <sup>32</sup> 永井幸寿『緊急事態条項のために憲法を変えるのか』（小林節＝永井幸寿、かもがわ出版2016年）63頁。
- <sup>33</sup> 尾高朝雄『法の窮極に在るもの（新版）』（有斐閣昭和40年）113～114頁。
- <sup>34</sup> 小林節『憲法改正の真実』（樋口陽一＝小林節、集英社2016年）116頁。
- <sup>35</sup> 小林（節）・前掲注34）118頁。
- <sup>36</sup> 樋口陽一・前掲注34）101～128頁。
- <sup>37</sup> 西修『憲法改正の論点』（文藝春秋2013年）183～189頁。
- <sup>38</sup> 小林直樹『憲法第九条』（岩波書店1982年）193～212頁。
- <sup>39</sup> 小林節『小林節の憲法改正試案』（宝島社2016年）113～119頁。
- <sup>40</sup> 花岡・前掲注23）143～145頁。
- <sup>41</sup> 砂川事件第一審判決・東京地裁昭和34年3月30日（下刑集1巻3号776頁）。国（検察側）

は飛躍上告を行ったが、最高裁は昭和34年12月16日「第9条はわが国が他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではないのである。」(刑集13巻13号3225頁)として、原審を破棄し、東京地裁に差戻した。そして、差戻審では、上告審判決に従い、被告人を有罪とした。

- <sup>42</sup> 長沼ナイキ事件第一審判決・札幌地裁昭和48年9月7日(判時712号24頁)。第一審では、原告住民らが勝訴したが、控訴審・上告審では、訴えの利益がないとして、住民側が敗訴した(民集36巻9号1679頁)。
- <sup>43</sup> 百里事件第一審判決・水戸地裁昭和52年2月17日(判時842号22頁)。控訴審・上告審共に原告敗訴、東京高裁、最高裁判決(民集43巻6号385頁)。
- <sup>44</sup> 恵庭事件第一審判決・札幌地裁昭和42年3月29日(下刑集9巻3号359頁)。国側は控訴を取りやめた。
- <sup>45</sup> 小林(直)・前掲注38)84~94頁。
- <sup>46</sup> 小林(直)・前掲注38)94頁。
- <sup>47</sup> 中尾英俊『日本社会と法』(日本評論社1994年)223頁。
- <sup>48</sup> 中尾・前掲注47)221~228頁。
- <sup>49</sup> 中尾・前掲注47)244~245頁。
- <sup>50</sup> 南日本新聞2023年1月13日記事参照。
- <sup>51</sup> 和田・前掲注21)120頁。
- <sup>52</sup> 八木沢二郎「総選挙の諸結果」『情況』2015年1・2月号(情況出版)29頁。
- <sup>53</sup> 来間泰男『沖縄の米軍基地と軍用地料』(榕樹書林2012年)102~105頁。
- <sup>54</sup> 牧洋一郎「琉球弧の島々—その文化と産業」『現代沖縄農業の方向性序論』(沖縄大学地域研究所「南西諸島における自然経営」班・2017年)125~146頁。
- <sup>55</sup> 牧・前掲注2)8~9頁。
- <sup>56</sup> 小林(節)・前掲注39)117~119頁。
- <sup>57</sup> 小林節博士は、「専守防衛は人類の叡智で日本を守るものだ。」(南日本新聞2022年12月21日記事)と指摘する。
- <sup>58</sup> 小林(直)・前掲注38)208頁。
- <sup>59</sup> 木村朗「アジア版NATOではなく東アジア不戦共同体を目指せ」『中国・北朝鮮脅威論を超えて(進藤榮一・木村朗篇)』(耕文社2017年)307頁。
- <sup>60</sup> 中尾・前掲注47)248頁。



# 沖縄「平和の礎<sup>いしじ</sup>」をフィールドワークする

宇根悦子\*

## Fieldwork on Okinawa's "The Cornerstone of Peace"

UNE Etsuko

### 要旨

糸満市摩文仁に沖縄戦50回忌の1995年6月に除幕した全戦没者の刻銘碑「平和の礎<sup>いしじ</sup>」がある。「礎」の広場全体をフィールドワークすることで「戦争と平和」について考えることができないか、と思い沖縄の地元紙『沖縄タイムス』『琉球新報』から関連する記事を拾い、名簿作成に関わった担当者の聞き取りを行い記述した。

キーワード：沖縄戦、平和の礎、追加刻銘

### はじめに

沖縄本島南部糸満市摩文仁に沖縄戦全戦没者の刻銘碑「平和の礎」がある。沖縄戦50回忌にあたる1995年6月23日「慰霊の日」に除幕した。それ以来、365日、朝から夕刻まで、訪問者が絶えることは無い。平日の早朝は、犬を連れて散歩する人や、家族でウォーキングする人たちがいる。日中は修学旅行生や観光客が訪れる。元旦には「初日の出」を拝む場所として人々が集まる。6月23日「慰霊の日」ともなれば沖縄戦犠牲者の「魂」と再会するため、高齢者が子や孫に手を引かれ、車椅子を押してもらい、遺族や友人の訪問でごった返す。花を手向け、お重やお菓子を供え、亡き人々と今生きている人々が語り合う姿がそこかしこで見られる。

そのような「平和の礎」で、沖縄の戦中戦後史を語り、「戦争と平和」について考えることができないだろうか、と、「刻銘碑建設計画」が立案された翌年の1993年から2023年まで、地元紙『沖縄タイムス』『琉球新報』から「平和の礎」に関連する記事を収集した。また、関連する資料から情報を拾い、県内沖縄戦全戦没者調査に関わった調査員に聞き取りを行った。

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 unepeace@yahoo.co.jp

一連の作業を通して見えてきたことを紹介し、これからの「平和の礎」をどのように活用していくかについて考えてみたい。

## I 「平和の礎」建立に至るまでの経過

1990年11月、大田昌秀<sup>おおた まさひで</sup>（1925—2017）が知事に就任した。大田は、去る沖縄戦で鉄血勤皇隊として従軍し生き残った。一方、多くの学友が犠牲になった。戦後は、早稲田大学、米国シラキュース大学大学院を経て、琉球大学の教員になった。1990年、多くの県民に乞われ知事選に立候補し当選した。大田は、平和行政を真っ先にかかげ、さっそく取り組んだのが、「平和の杜」構想だった。一つには、激戦地南部に「沖縄戦全戦没者の刻銘碑を建立すること」。二つ目に「新平和祈念資料館を建てること」。三つ目に「国際平和研究所を創る」ことだった。知事を2期務め、1998年の知事選で敗れたため、三つ目の「国際平和研究所」の実現は叶わなかった。

1992年「刻銘碑」建設基本計画案を策定し、名称を「平和の礎」<sup>いしじ</sup>に決定した。沖縄は太平洋戦争の末期、戦場となり、多大な命を奪われ、破壊しつくされた。平和が一番大事、平和が基本という結論が導き出されたことから「平和の礎」と名付けられた。礎を沖縄の地方語で「いしじ」と言う。同年、さっそく名簿作成に着手、援護年金<sup>(1)</sup>申請名簿を基礎にした名簿作成を業者に委託し、県外については、各都道府県知事宛に沖縄戦戦没者の名簿提供を依頼した。米国国防長官にも沖縄戦戦没者の名簿提供を依頼した。

沖縄県援護課が提供した名簿は不十分であり、翌1993年、県内全戦没者調査を実施することが決定した。53市町村で調査が実施され、最終的に調査員1,107名、体験者等1万有余が参加した。1994年11月から12月にかけて各市町村や県庁で名簿縦覧を実施した。しかし名簿は、尚も不十分と判断し、1995年1月16日、『沖縄タイムス』『琉球新報』で48ページにわたって戦没者145,491人の名簿を公表した。県庁には連日問い合わせが殺到した。名簿は、目途の付いた市町村、県外、国外と順次、刻銘作業へ提供されていった。

韓国・北朝鮮に関しては厚生省（当時）が提供した名簿を本国へ照会した。

こうして、刻銘者名簿は1995年4月、最終的な目途がついた。

「平和の礎」のデザインに関してはアイデアコンペが開催され、1993年9月、応募総数274点の中から「グループ麟」<sup>りん</sup>が大賞を受賞し、決定された。

## II 概要

「平和の礎」には、沖縄戦で亡くなった住民、軍人・軍属、外国人の区別なく刻銘されており、このような記念碑は、世界中でここだけだと言われている。

また、「平和の礎」は記念碑であり、慰霊碑ではないとしており、祭壇や香炉は設置されていない。案内板にも『「平和の礎」は慰霊碑（塔）ではありませんので、線香などはご遠慮ください。』と明示されている。

デザインには「沖縄県民の平和の思いが全世界に届いてほしい」との願いが込められ、広場全体に反映されている。

広場全体を俯瞰してみると、下記図に示されているように、広場の中心は、太平洋に面した海岸線に近い「平和の火」である。平日は、高さ約1メートルの三角錐の中に火が保管されている。沖縄「慰霊の日」や要人が来訪した時に、火は三角錐のてっぺんに近い部分から炎が上がる。

この「平和の火」は、沖縄戦で米軍が最初に上陸した慶良間諸島の座間味村阿嘉島で、太陽から採取した火と、被爆地広島市の「平和の灯」及び長崎市の「誓いの火」から分けていただいた火を合わせた。

三角錐は円形の浅い池の中にあり、池の底には東に太平洋、西に中国大陸、南にフィリピン、北に北海道、沖縄を中心に半径3,000kmの地図が描かれている。これによって、アジア



作成：沖縄県子ども生活福祉部 女性力・平和推進課

URL: [www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/heiwadanjo/heiwa/6516.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/heiwadanjo/heiwa/6516.html) [最終アクセス日：2023/8/31]

刻銘の無人検索機が広場に2か所、隣接する平和祈念資料館内にも1台設置されている。

の中の沖縄の位置を確認することができる。また、「さざ波池」と名付けられた円形の池は、三角錐の根元から水が湧き、さざ波が放射状に広がっている。

池を取り囲む円形の「平和の広場」のタイルも、波模様を描きながら放射状に広がっている。また、広場の縁石には、沖縄戦と関わりがあった主要な地域までの方向と距離が示されている。

さらにその延長線上に刻銘碑があり、屏風状に立つ碑もまた波模様を描きながら放射状に延びている。

広場の中央にメイン通路がある。メイン通路は、6月23日「慰霊の日」の日の出の方位に合わせている。

「平和の火」を背にして、メイン通路の右側が沖縄県民の刻銘、左側が県外の刻銘、左側の小路を挟んで、左端が外国の刻銘となっている。

沖縄県民の刻銘は北の国頭村に始まり西の与那国町まで、市町村ごと、字ごと、家族ごとに刻まれ、末尾に毎年の追加刻銘がある。

県外は、北の北海道に始まり、南下しながら鹿児島県まで続き、都道府県内は五十音毎に刻まれ、末尾に毎年の追加刻銘がされている。

外国は、アメリカ合衆国、イギリス、中華民国、北朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国と続き、それぞれの末尾に追加刻銘がされている。

2023年現在、刻銘数は242,046人となっている（参考資料参照）。

「平和の礎」の管理は、公益財団法人沖縄県平和祈念財団が行っている。「礎」は、1995年の建立以来奉賛会（財団の前身）が管理しており、引き続き維持管理を担う。奉賛会は、1957年、戦没者の慰霊と慰霊碑の維持管理を目的に設立された<sup>(2)</sup>。

### Ⅲ 県内沖縄戦全戦没者調査 糸満市の場合

1993年10月26日、県内沖縄戦全戦没者調査実施の説明会が県庁で開催された。糸満市は、教育委員会文化課が担当することになり、当時の係長、金城善<sup>きんじょうまさる</sup>（1953—）さんと職員数名が参加した。

説明会を受けて市に持ち帰り、調査方法などが話し合われた。糸満市では、金城さんを中心に『糸満市史 戦時資料』編を企画中であった。その基礎資料になる調査を実施することになり、「糸満市戦災調査カード」を作成し、調査員がカードに書き込む方法で進められることになった。そのベースになったのが、戦災で失った戸籍を再生するための市民課が所有する各戸の「申告書」であった。沖縄戦直後は援護年金申請名簿はじめ、数種類の戦没者名簿が存在した。同姓同名も多く、名前の重複や漏れを確認するのは容易ではなかった。数種類の名簿を何度も点検し、照合し、整理していった。

臨時職員を雇い、市民から調査員を募り、各字に配置し、区長の協力を得て調査が進められていった。

調査を進める中で、虚偽も見つかった。援護年金をもらうために、戦前に死亡していた人が戦争で死亡したことになっていたり、戦争と無関係に死亡しているのに、戦争で亡くなったことになっていたりした。

「向こうの家には子供がいた」など、戸籍再生の申告書にも載っていない存在の発見もあった。

糸満出身の人が八重山に行って、戻って来て沖縄戦で死亡し、独身ということになっていたが、八重山で結婚して子供もいたことが分かり、戸籍を取り寄せ、係に家族という形に訂正してもらうなど、調査をすすめる上でさまざまな関わりがあった。

糸満市では、追加刻銘を出さないくらいに、徹底して調査を行った。祖父母から孫まで、家族は一つにまとめ、県にフロッピーで提出した。ところが、1995年1月の『沖縄タイムス』『琉球新報』両紙面での全戦没者名簿広告縦覧で糸満市は、家族の名前がバラバラに掲載されていた。急いで県に抗議したが、すでに工場で盤面への刻銘作業は進行中だった。「平和の礎」除幕式当日には「集落ごとの五十音順」になっていて、礎の前で遺族に説明しなければならなかった。県に作り替えを求め、刻銘は後に家族単位に訂正された。

金城さんには、建立後の「平和の礎」について気がかりなことがある。「なんで礎がトートーメー（位牌）になっているかね」と。毎年「慰霊の日」には、刻銘に供え物をし、線香をあげ、涙を流し祈る遺族の姿が報道される。それはメディアが誘導しているのではないかということ。「平和の礎」は、「戦争でこれだけ大勢の人が犠牲になった。二度と戦争を繰り返してはならない」と伝える場なのだから。

糸満市から沖縄戦全戦没者調査の話があって、大城藤六（1930—）<sup>おおしろとうろく</sup>さんは、「戦争の話は記録に残さないといけない」と思い、自分から調査員を希望した。仕事以外の時間を調査にあてた。役場の職員や調査を希望する教員などで、各字ごとにみんなで分担した。大城さんは自分の出身地真栄平（めでーら）を担当した。

調査は、市が用意した調査カードに書き込む方法で実施された。一人で家庭訪問する場合もあれば、複数で訪問する場合もあった。

戦前、小さい子どもたちはわらびな（幼名）で呼ばれていた。そのため、死亡した子どもの祖父母に尋ねてもわらびなしか分からない場合があった。それを「〇〇の子」と表記した。この表記方法は県でも採用された。

真栄平から他所に嫁に行って、さらにそこから大阪に行った女性については、大阪まで電話をかけて確認した。他にも、行方を追って、方々に確認の電話を入れた。

南洋帰りの人は、話したがない人もいた。南洋では、自分の子を手にかけた話もあったからだろう。自分は分からないからよそで聞いてくれと言う人もいた。2、3度訪問して、「平和の礎」計画の意義を説明して、やっと話してくれた。訪問するたびに、微妙に話が違う人もいた。それを調整するのに苦労した。

#### IV 建立後の主な出来事

##### 1. 1999年、県の方針転換「今年は追加刻銘を行わない」

1999年6月初旬、「平和の礎」への追加刻銘が実施されないことがわかり、刻銘検討委員会ははじめ県民は驚愕した。県平和推進課は、刻銘の申請が約300人分とこれまでの半分ほどであることや、追加刻銘希望者の調査費、石板の運送費、加工費など費用がかかり、毎年の予算計上は難しいとして、来年以降はまとめて刻銘する方針で、予算はゼロだという<sup>(3)</sup>。

これを知って、歴史研究者や労組、「子どもたちにフィルムを通して沖縄戦を伝える会」などが追加刻銘するよう県や県議会に要請した。刻銘検討委員会の座長沖繩国際大学の石原昌家教授（当時、1941—）は、「毎年刻銘するものと考えていた。高齢化する遺族のためにも、人数にかかわらず一刻も早く名前を刻むべきだ」と要請した<sup>(4)</sup>。

その後、県は一転して早い時期に刻銘できるよう予算措置を講ずる方針を固めた<sup>(5)</sup>。

同年9月議会に県は、追加刻銘の為の予算を1,000万円計上し通過した<sup>(6)</sup>。

年が明け2000年2月7日、1999年度468人の追加刻銘が完了し、全体の刻銘者は合計237,779人となった<sup>(7)</sup>。

その後は、人数に関わりなく毎年刻銘している。

##### 2. ハンセン病患者の追加刻銘

県内にある二つのハンセン病国立療養所、沖縄愛楽園と宮古南静園の戦没者のほとんどが「平和の礎」に刻銘されていなかった。原因の一つとして、刻銘申請の依頼者は遺族となっていたため、遺族は差別をおそれ、家族にハンセン病患者がいることを隠していたからだ。二つ目は、「らい予防法」による「秘密保持義務」が壁となり、行政も積極的には動かなかった。1995年の「平和の礎」建立時には、「らい予防法」はまだ存在しており、翌年の1996年に廃止された。「らい予防法」廃止後、菅直人厚生大臣（当時、1946—）は、法廃止の遅れを謝罪した。

ハンセン病は、古来より存在する感染症で、「らい菌」によって、主に皮膚と抹消神経が犯される。現在は、治療法が確立し完治できる。1873年に「らい菌」を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師の名前をとり、ハンセン病と呼ばれるようになった。感染力は非常に弱く、ハンセン病患者からの直接的感染は確認されておらず、感染経路も分かっていない。1931年日本では、全てのハンセン病患者を強制的に家族から引き離し、生涯施設に入所させる「らい予防法」が制定された。その結果、患者や家族は著しく尊厳が傷つけられ、人権が侵害されていった。

国立療養所沖縄愛楽園は、沖縄本島北部名護市屋我地島にあり、1938年に開園した。療養所の建物が整然と並んでいたため、1944年の「10・10空襲」では、米軍に軍需工場と間違えられ空襲を受け死傷者が出た。沖縄戦中は、療養所自身で防空壕を掘らなければならず、神経の麻痺した手で壕堀作業をし、傷を負い、傷が化膿、それが原因で亡くなる者もいた。栄

養状態も悪く、栄養失調による死者も出た。

宮古島市にある国立療養所宮古南静園は、1931年に開所した。1944年の「10・10空襲」に始まり、翌1945年8月まで、戦災で施設を消失した。入園者は、近隣の自然壕での生活を余儀なくされ、栄養失調やマラリア、赤痢に罹患し、次々と命を失った。

2001年4月、宮古南静園の入所者自治会では、平良市（現宮古島市）の要望を受けて、「平和の礎」への刻銘について、前向きな姿勢で取り組むことを決めた。市によると、刻銘対象者は110人から120人だが、実際に刻銘が確認されたのは10人前後であった<sup>(8)</sup>。

努力の甲斐あって同年6月、宮古南静園ハンセン病患者1人の追加刻銘が認められた。

同年6月11日、宮古南静園自治会長は、宮古島平良市長と会い、来年度の刻銘に向け、市も県に働き掛けるよう要請、市長も快諾した。沖縄愛楽園自治会長も「南静園と一緒に要請したい。その際は、名護市長にも協力をお願いする」とし、宮古南静園、沖縄愛楽園は協働して追加刻銘に向けて行動することとなった<sup>(9)</sup>。

入所者の中には、差別を恐れ仮名で入所している者もいた。仮名を使用した元患者らは住所も不確定なことから、「遺族の同意」「戸籍謄本」などの刻銘申請の条件を省略できるように、市とともに県に要請していくことになった。

6月19日、沖縄愛楽園自治会と宮古南静園入所者自治会の役員が、県平和推進課を訪れ、追加刻銘に向け意見交換を行った。両自治会によると、沖縄戦の際に当時の入所者計450人が死亡していた<sup>(10)</sup>。

2003年、沖縄愛楽園、宮古南静園両自治会の再三の訴えに県は、追加刻銘申告者の条件を遺族から、自治会や市町村などにまで広げた。「平和の礎」への追加刻銘は、戸籍から存在を消され、出身地や本名を隠すことを余儀なくされた人々の「生きた証」となる。

同年8月県から、自治会や団体からの手続きでも申請を受け付けたいとする報告を受け、宮古南静園自治会では正式に90人分の申告を決めた。

一方、沖縄愛楽園自治会は、2004年2月17日、沖縄戦で犠牲になった入園者55人の「平和の礎」への刻銘を求める申請を県に提出した<sup>(11)</sup>。

「礎」の刻銘は、基本的には出身地ごと。愛楽園の犠牲者で出身地が確認できない人は、名護市出身として刻まれる。同年6月、沖縄愛楽園から55人、宮古南静園から56人、合計111人のハンセン病患者が「平和の礎」に刻まれることになった。強制収容され園から二度と古里へ帰ることはできなかった人々が、古里へ戻れる時が来た<sup>(12)</sup>。

2006年6月、沖縄愛楽園内で合祀されている230人と宮古南静園の32人が刻銘された。沖縄愛楽園と宮古南静園の両自治会がこれまでに確認している戦争犠牲者410人すべての刻銘が実現することになった<sup>(13)</sup>。

### 3. 刻銘対象者の時期と範囲を拡大

2003年6月沖縄県は、県外・外国出身戦没者の遺族や関係者からの強い要望を受け、「平

和の礎」刻銘対象者の時期と区域の見直しを行った。これまで、県外・外国出身戦没者の刻銘対象は、沖縄戦が始まったとされる1945年3月26日から、降伏調印が行われた同年9月7日までとしてきた。今回の見直しで、第32軍創設の1944年3月22日から、降伏調印後およそ1年以内にまで範囲を広げ、区域についても、県内から「南西諸島周辺」に拡大した。

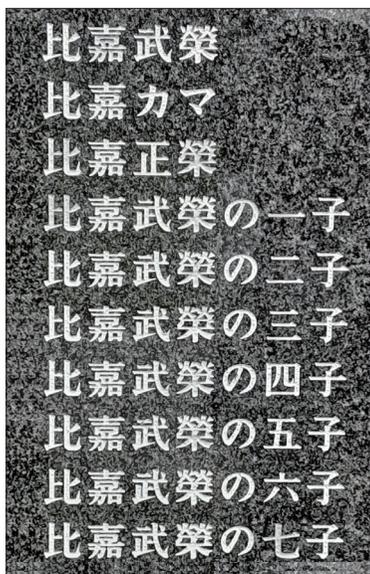
## V それぞれの「礎」

### 1. 県内

沖縄戦中、住民たちは砲弾の雨の中を逃げまどい、次々と倒れ、命を奪われていった。戦場にはおびただしい遺骨が散乱した。戦争と並行して、米軍基地建設が進められ、生き残った住民は収容所に入れられ、散乱する遺骨を収拾するのまままならなかった。戦後、遺骨収集はすすめられたが、ほとんどの戦没者が自分の家の墓に納骨されることはなかった。戸籍簿も消失し、戦後、新たに作り直さなければならなかった。申請は有料であったこともあり、申請しない事例もあった。沖縄戦戦没者の中には、戸籍簿に存在せず、遺骨はなく、トートメー（位牌）もない者たちがいた。「平和の礎」に刻銘されることが唯一の存在した証になる。名前、性別が分からずとも、位牌や写真など存在を証明する物や証言があれば、「礎」に刻むことができる。「礎」には、「〇〇の子」「〇〇の母」など、400件近い名前のない存在が刻まれている。

また、被爆者は何十年後であっても、亡くなったら名前を刻むことができる。

#### (1) 名前・性別が不明な比嘉武榮一家



北中城村 字島袋

北中城村字島袋の刻銘に、一子から七子まで名前性別がわからないまま刻まれている一家がある。比嘉武榮、カマさん夫妻と長男正榮さん、その他の子供たち7人が、1945年3月ごろ、フィリピンのミンダナオ島で消息を絶った。当時、近くに住んでいたという女性の証言を最後に一家の足取りが消えた。

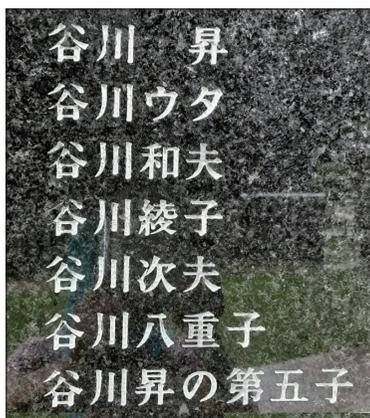
戦前、フィリピンへ移民した武榮さんと面識はなかったが、「亡くなったおじとその子供たちの供養になれば」と姪が申請した。

北中城村役場の調査によると、武榮さんがフィリピンに移住したのは1924年。新天地に夢を求めて移住した。麻の栽培で生活にめどが立った1929年に妻のカマさんを呼び寄せ、8人の子宝に恵まれた。

武榮さんの姪によると、夫妻には、名前・性別が分からない子供のほかに、長男の正榮さんがいた。沖縄で学校を卒業し、戦争が始まってから、親元のフィリピンに渡った。家族と合流した正榮さんは、

現地では招集されて戦死。一家10人の行方が分からなくなった<sup>(14)</sup>。

(2) 久米島事件の谷川昇一家



具志川村（現久米島町）  
字上江洲

久米島は、沖縄本島の西約100kmに位置している。久米島の住民5つの家族20人が、日本軍にスパイの疑いをかけられ虐殺される「久米島事件」が発生した。その中に、乳児も含め一家7人全員が殺害された谷川昇一家があった。一家が殺害されたのは、ポツダム宣言受諾から6日後の1945年8月20日の出来事だった。

沖縄の組織的戦闘が終了した6月23日から3日後の26日、米軍は久米島の東側から上陸した。その時、島に配属されていた鹿山隊は山奥深くに潜んでいた。島の住民も山中の防空壕に避難しており、海岸近くの集落はもぬけの殻で、米軍は上陸2日目に全島を制圧した。とはいえ、米軍は常駐しておらず、ときどき情報収集に訪れる程度であった。

その後も山に潜む鹿山隊は、住民が米軍と接触したという理由だけで、あるいは根拠もないうさを聞いただけで、スパイの疑いをかけ、島の住民を次々と虐殺していった。

谷川昇さんは在日朝鮮人で、久志村（現名護市）出身のウタさんと結婚し、一家7人久米島で暮らしていた。ウタさんは、国防婦人会として、炊事など鹿山隊にも積極的に協力していた。

米軍上陸後、住民の中には谷川さんが朝鮮人というだけで、あらぬ疑いをかける者が現れ、それが次第に増幅し、鹿山隊の耳にも入るようになった。

8月20日夕刻、鹿山隊の兵士2、3人が、谷川家を襲った。ウタさんが2人の子供を連れて逃げる所を後ろから切りつけ3人を殺害した。兵士たちは家に戻り、残る2人の子供も殺害した。別の兵士たちが、子供1人を連れ友人の防空壕に隠れていた谷川昇さんを掴まえ、首に縄をかけ引きずり、息絶えた所に子供を投げつけ、遺体にすがりついて泣き叫ぶ子供を日本刀で刺殺した。

(3) 基地に消えた集落も元の字名で「礎」に刻銘

石川市 (現うるま市)	1.蘇南
具志川市 (現うるま市)	2.昆布／3.天願
読谷村	4.宇座／5.親志／6.喜名／7.伊良皆／8.長田／9.牧原／10.楚辺／11.渡具知
嘉手納町	12.久得／13.嘉手納／14.屋良／15.東／16.水釜／17.野国兼久／18.千原／19.野国／20.野里／21.国直
北谷町	22.砂辺／23.平安山／24.平安山の上／25.下勢頭／26.上勢頭／27.伊礼／28.桑江／29.桑江前／30.桑江中／31.桑江後／32.伝道／33.玉代勢／34.北谷／35.北谷前

沖 縄 市	36.倉敷／37.御殿敷／38.字久田／39.大工廻／40.白川／41.青那志／ 42.兼手／43.森根／44.嘉良川／45.西里／46.焼廻／47.呉富士／48.仲原／ 49.上地／50.泡瀬
北中城村	51.仲山／52.屋宜／53.比嘉／54.瑞慶覧／55.石平
宜野湾市	56.安仁屋／57.普天間／58.伊佐／59.伊佐浜／60.新城／61.中原／62.神山／ 63.宜野湾／64.真志喜／65.宇治泊
中 城 村	66.久場／67.南浜
浦 添 市	68.城間／69.小湾／70.仲西

※基地に接収され移動した集落、後に返還された集落も含む。  
(琉球新報「米軍基地と基地内に消えた集落」1996年6月23日地図より作成：宇根)

戦中戦後を通して、基地に接収され消えた集落は中部だけでも70字確認されている。基地に消えた集落に帰還できない出身者たちは、基地の外で郷友会を結成し、世代を越えて交流し、郷友会誌(史)の発行、旧集落地図の作製、伝統芸能の継承を行っている。郷友会は、県内全戦没者調査で大きな力となった。

調査を担った者は、郷友会のみならず、方々に散らばった出身者を訪ね、薄れた記憶をすり合わせ、一致点を探り、名簿完成に近づけていった。

沖縄市の場合、「平和の礎」に刻銘されている戦没者1,405人のうち、基地に接収された12集落(字)の69%にあたる973人が刻銘されている。

その消えた集落も「平和の礎」では存在した証として刻まれ、次世代に語り継ぐ場となった<sup>(15)</sup>。

## 2. 県外

県外の刻銘対象者は、必然的に軍人・軍属・官公庁関係者となる。都道府県ごと五十音順に刻まれており、嶋田勲知事(兵庫県<sup>しまだ あきら</sup>1901—1945)、第32軍司令官牛島満中將(鹿児島県<sup>うしじまみつる</sup>1887—1945)、長勇参謀長(福岡県<sup>ちよういさむ</sup>1895—1945)も肩書に関係なく他の戦没者と並んで刻まれている。

前述したように、県外出身遺族からの刻銘を希望する声に押され、2003年6月県は、県外・外国出身戦没者の刻銘対象を拡大した。その翌年から、県外戦没者の刻銘申請が増え、特攻隊員、戦艦大和の乗組員、徴用船の戦没者が刻銘されていった。

しかし、軍人・軍属の刻銘に異論を唱える者もいた。戦争を指導した軍人と被害者となった住民を同列に刻銘することで、戦争責任が曖昧にされるのではないか、という理由からだった。

「平和の礎」に何を語らせるかは、今、生きている我々と、次世代の務めであろう<sup>(16)</sup>。

## 3. 外国

### (1) アメリカ合衆国

アメリカ合衆国(United States of America)は、米国国防省から提出された名簿により、

部隊別、アルファベット順に刻まれている。糸満市真栄里で戦死した連合軍最高指揮官バックナー中將（Simon Bolivar Buckner, Jr.1886—1945）は、Buckner Simon B JR.と、姓名の順で陸軍に刻銘されている。

## (2) イギリス

イギリス（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland 以下、英国）は、1996年に82人追加刻銘。1945年3月ごろ、英国太平洋艦隊が、宮古・八重山を攻撃した際のイギリス側の戦死者。琉球大学の保坂廣志教授（当時、1949—）が、イギリスの戦争博物館や、英国公文書館に所蔵されている資料で戦没者名簿を確認した<sup>(17)</sup>。

## (3) 中華民国

中華民国（以下、台湾）は、日清戦争後の1895年から日本敗戦の1945年まで日本の植民地であった。日本による台湾統治時代に、8万人以上の台湾籍元日本兵と12万人の軍属が、アジア・太平洋戦争に駆り出された。

終戦後は財産が凍結され、補償もなく経済的に追い詰められた。「平和の礎」には34名が刻銘されている<sup>(18)</sup>。

## (4) 朝鮮民主主義人民共和国

太平洋戦争が勃発し、日本の植民地であった韓国・朝鮮半島の若者らは、「創始改名」\*されたあげく、各地の戦場へ強制連行された。男性は陣地構築や荷物運びの役割を負わされ、女性は慰安婦にされた。連行された人数、本国での名前は明らかにされていない。

太平洋戦争後の1950年に勃発した朝鮮戦争により朝鮮半島は、北朝鮮と韓国に分断され、現在、休戦状態にある。両政府の希望により、「平和の礎」には分けて刻銘されることになった。

北朝鮮と日本は国交がないため、「平和の礎」建立時、政府に確認がとれた82人の刻銘以降、追加は行われていない。

\*日本が植民地支配していた朝鮮半島で、強制的に日本風の名前に変えさせた政策のこと。

## (5) 大韓民国

大韓民国（以下、韓国）は2023年現在464人が刻銘されている。「平和の礎」建立当初、名簿作成に尽力したのが、洪鐘必・明知大学教授（当時1936—）であった。沖縄県は、出身国の名前で刻銘する方針であり、「創始改名」による厚生省から提供された名簿では不十分であった。そこで、かねてから沖縄と交流があった洪教授に、名前の判明と遺族の意向を確認する作業を依頼した。洪教授は厚生省の名簿を基に一戸一戸遺族を訪ね、調査を積み重ねていった。中には、刻銘を拒否する遺族もいた。拒否する理由として洪教授は、強制連行であっても「日本軍に加担した」との厳しい見方が人々の中に根深くあること。また韓国では、外国で死亡した場合、その遺族の相続は裁判での判決に基づくものとされるため、今ごろ持ち出されては困るということである<sup>(19)</sup>。

作業には困難が伴った。対象の多くが地方出身のため、出向いていかなければならないことや、日本式の姓名が障害になった。ようやくたどり着いても、遺族に拒否されることもし

ばしばだった。洪教授は歴史家のライフワークとして力の続く限り、追跡調査は続けると決意を語った<sup>(20)</sup>。

2004年3月洪教授は、名前判明の追跡調査終了を沖縄県から告げられた。「今後の調査方法を検討する」とし、再開の見通しはたっていない。洪教授は「今なら追跡はまだ可能。調査できるのはあと5、6年だ」と、早期再開を訴えたが、双方の見解は平行線をたどった<sup>(21)</sup>。

今後県は、昨年6月に一部改正した「刻銘の基本方針」を踏まえ、厚労省が所有する戦没者名簿を再点検し、さらに、韓国の遺族会などからの情報提供を得て、新たな名簿を作成し、調査を継続するとした<sup>(22)</sup>。

2005年6月、沖縄県平和・男女共同参画課は初めて、「平和の礎」に朝鮮半島出身者の刻銘受付を呼びかける広告を韓国大手二紙『朝鮮日報』『東亜日報』に掲載したと発表した<sup>(23)</sup>。広告掲載は2010年まで続いた。

2008年は韓国13人の追加刻銘があった。韓国が2004年2月に制定した「日帝強制占領下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」に基づき発足した真相糾明委員会が、昨年11月に沖縄を訪問し調べた。13人中12人は同委員会によるもので、残り1人は県が2005年度以降毎年、韓国の新聞に出している追加刻銘呼び掛けの広告を見て申告した。13人全員が軍属男性<sup>(24)</sup>。

2017年、朝鮮人15人が追加刻銘されることになった。そのうち2人は、沖縄戦の朝鮮人被害者を調査している「沖縄<sup>はん</sup>恨之碑の会」（代表安里英子<sup>あさとえいこ</sup>1941ー）が刻銘申請を支援した。他の13人は、韓国政府の傘下にある公益財団「日帝強制動員被害者支援財団」が支援した<sup>(25)</sup>。

韓国、北朝鮮の刻銘については、実態解明にはほど遠い状況にある。また、「礎」の刻銘に慰安婦は含まれていない。日本政府こそ実態解明に力をつくすべきであろう。

## おわりに

「平和の礎」が建立されて28年が経過した。今もなお毎年、追加刻銘が続いている。それは、沖縄戦のすべてを明らかにすることがいかに困難かを物語っている。

年数を重ねてさらに「平和の礎」の存在は深みを増し、大きくなっているように思う。「礎」は、これからも「戦争のむなしさ」を伝え、平和を学び継承していく場として貴重な存在であり続けるであろう。

気になるのは、メディアの報道の在り方だ。この研究ノートを作成するために、1993年以降の「平和の礎」に関する新聞記事を拾ってきた。その中で、「参拝」や「お参り」の表現が幾度も使用されていた。「平和の礎」は神社ではないのだから、その表現に違和感を覚えるのは私だけだろうか。

記述してきたように、刻名1人ひとりの異なった戦争体験があり、「平和の礎」の広場で、世代を越え国を超えさまざまな視点から語ることができる。訪問者は思いをめぐらせ、自身の「平和の創り方」を見つめることができるだろう。「平和の礎」は、誰にも親しまれる新しい形の追悼の場といえる。

## 注

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法第1条「この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基き、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。」
- (2) 琉球新報「平和の礎は慰霊奉賛会に 指定管理者」2005年11月2日
- (3) 沖縄タイムス「今年は追加刻銘なし 平和の礎、県が方針転換 予算ゼロ」1999年6月3日
- (4) 琉球新報「平和の礎、追加刻銘を要請 市民団体代表ら」1999年6月10日
- (5) 沖縄タイムス「県、追加刻銘実施へ 平和の礎」1999年6月12日
- (6) 琉球新報「平和の礎、追加刻銘に1千万円計上 県、補正で9月議会に提案」1999年9月2日
- (7) 琉球新報「平和の礎、本年度分が完了 新たに468人刻銘」2000年2月10日
- (8) 琉球新報「平和の礎刻銘へ積極的取り組み 宮古南静園入所者自治会」2001年4月25日
- (9) 沖縄タイムス「ハンセン病 南静園、愛楽園の元患者 刻銘へ共同歩調」2001年6月12日
- (10) 琉球新報「平和の礎への刻銘、県に要請 愛楽園と南静園自治会」2001年6月19日
- (11) 琉球新報「55人の刻銘申請へ 平和の礎に沖縄愛楽園」2004年2月8日
- (12) 琉球新報「生きた証し刻まれた ハンセン病元患者」2004年6月23日
- (13) 沖縄タイムス「588人を追加刻銘 平和の礎 本年度、ハンセン病犠牲者」2006年6月8日
- (14) 沖縄タイムス「無銘の証言 52年目の慰霊の日 8・9」1997年6月24・25日上・下
- (15) 琉球新報「心のふるさと 基地に消えた集落 3 礎調査」1996年6月25日
- (16) 琉球新報「＜沖縄戦70年＞平和の礎 建立20年 沖縄戦実相伝える」2015年6月23日
- (17) 沖縄タイムス「刻銘方式の真価はこれから 課題は旧朝鮮出身者の刻銘」1996年6月23日
- (18) 沖縄タイムス「台湾籍元日本兵・軍属 沖縄で慰霊 日本のため従軍」2018年6月23日
- (19) 琉球新報「平和の礎 刻銘拒否の遺族も 日本軍に加担」1997年6月23日
- (20) 沖縄タイムス「確認の13人 礎へ 朝鮮半島の戦没者調査」2002年6月23日
- (21) 沖縄タイムス「韓国戦没者の追跡中断 礎刻銘県調査 洪教授」2004年6月24日
- (22) 琉球新報「平和の礎刻銘調査 韓国人教授、委託終了に不満」2004年6月25日
- (23) 沖縄タイムス「平和の礎 韓国紙に広告 大手二紙 県、刻銘呼びかける」2005年6月13日
- (24) 琉球新報「平和の礎 128人を追加刻銘 過去最少 総数24万734人に」2008年6月6日
- (25) 琉球新報「＜沖縄戦72年＞「平和の礎」刻銘 遺族、収骨を切望」2017年6月21日

## 参考資料

『沖縄「平和の礎」刻銘者数の推移』表 次頁に掲載

参考資料 沖繩「平和の礎」刻銘者数の推移

(単位：人)

年	総合計	追加合計	追加県内	追加県外	追加外国	修正	削除	備考
1995	234,183	—	147,110	72,907	14,166	—	—	外国は米国14,005人、韓国51人、台湾28人、朝鮮82人。
1996	236,095	1,968	668	1,215	85	460	56	修正は県内162人、県外340人、外国1人。追加：英国82人、韓国3人。
1997	236,660	595	257	295	43	—	30	追加県内は南洋諸島、台湾、フィリピンの戦没者を中心。県外は沈没艦船の一部判明。外国は韓国43人。
1998	237,318	663	182	389	92	—	5	追加外国は韓国92人。
1999	237,779	468	142	283	43	—	7	追加外国は韓国42人、米国1人。
2000	237,969	204	29	143	32	—	14	追加外国は韓国32人。
2001	238,161	218	53	131	34	—	26	追加外国は韓国33人、米軍1人。
2002	238,408	252	44	195	13	—	5	追加外国は韓国13人。
2003	238,429	164	69	77	18	—	143	追加外国は韓国17人、米国1人。
2004	239,092	672	165	492	15	—	9	追加県内はハンセン病患者111人（沖繩愛楽園55人、宮古南静園56人）含む。県外は戦艦大和犠牲者含む。外国は韓国15人。
2005	239,801	720	92	619	9	—	11	追加県内はハンセン病患者9人含む。追加県外の岡山県197人は、ほとんどが戦艦大和の乗組員。香川県の133人は徳之島沖で撃沈された富山丸の乗組員、外国9人は韓国3人、台湾6人。
2006	240,383	588	339	247	2	—	6	追加県内339人のうち262人が沖繩愛楽園、宮古南静園両自治会から申請のあったハンセン病患者。追加県外は、特攻隊員146人のほか、戦艦大和の乗組員や第五沖ノ山丸の犠牲者など。外国は韓国2人。
2007	240,609	235	64	166	5	—	9	追加県外は、戦艦大和の乗組員63人、富山丸の11人、特攻隊の76人。外国は韓国5人。
2008	240,734	128	42	72	14	—	3	追加県外は、戦艦大和の乗員21人、富山丸の乗員4人、特攻隊員7人。外国は韓国12人、米国1人。
2009	240,856	123	41	82	0	—	1	
2010	240,931	80	26	53	1	—	5	外国は韓国1人。
2011	241,132	205	43	162	0	—	4	
2012	241,167	36	13	23	0	—	1	
2013	241,227	62	46	16	0	—	2	
2014	241,281	54	38	16	0	—	0	追加県内は被爆者10人を含む。
2015	241,336	87	33	54	0	—	32	
2016	241,414	84	69	15	0	—	6	
2017	241,468	54	31	8	15	—	0	追加外国は韓国15人。
2018	241,525	58	47	11	0	—	1	
2019	241,566	42	28	12	2	—	1	追加外国は韓国2人。
2020	241,593	30	20	9	1	—	3	追加外国は米国1人。
2021	241,632	41	38	3	0	—	2	
2022	241,686	55	27	28	0	—	1	
2023	242,046	365	24	341	0	—	5	追加県外は296人が広島県出身で、大半が戦艦大和の乗組員。

（『沖繩タイムス』『琉球新報』の毎年の追加刻銘記事から数字を拾って表を作成し、沖繩県子ども生活福祉部女性力・平和推進課「平和の礎」担当の協力を得て作成した：宇根）  
※削除は、重複あるいは生存が確認された場合による。

## 引用文献

大田昌秀著『久米島の「沖縄戦」』沖縄平和研究所 2016年4月30日発行 p145—148)

沖縄県子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 (2023) 「平和の礎」案内図

国立療養所 沖縄愛楽園 [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryou/hansen/airakuen/site/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/airakuen/site/index.html) [最終アクセス2023/8/31]

国立療養所 宮古南静園 <https://leprosy.jp/japan/sanatoriums/sanatorium14/> [最終アクセス2023/8/31]

高山朝光・比嘉博・石原昌家 (2022) 『沖縄「平和の礎」はいかにして創られたか』高文研、p 8—111



## 法学の講義 (2)―4

新城将孝\*

### An Introduction to Law (2)―4

SHINJO Masataka

#### 要旨

「国際法主体性と琉球（沖縄）」に着眼し、琉球（沖縄）における国際秩序と近代国際法、現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権について考えることとします。また、戦後、米国（米軍）統治下での琉球（沖縄）における戸籍の編成、琉球（沖縄）返還後の沖縄の米軍基地と財産権の侵害についても考察をしていきます。

なお、本稿は、沖縄大学法経学部在職中における法学概論の講義ノート、準備ノートに補筆・訂正、加筆等を加えるものですが、これらのことをスタートとして、時の経過とともに、大幅な加筆・訂正等を行います。本稿に先立つ、「法学の講義」は法経学部紀要第27号（平成29年9月）において掲載しています。

キーワード：国際法主体と琉球（沖縄）、琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権、  
琉球（沖縄）における戸籍編成、米軍基地と財産権の侵害

#### 目次

1. はじめに
2. 国際社会における法主体（国際法主体）
3. 国際法主体性と琉球（沖縄）
  - (1) 国際法主体としての「人民」、そして、「琉球（沖縄）人」
  - (2) 近代化と琉球（沖縄）の歴史 （以上、28号）
  - (3) 現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権
    - (i) 現代国際法の成立
    - (ii) 戦後における琉球（沖縄）の国際法上の地位

\* 松蔭大学教授・沖縄大学名誉教授・沖縄大学地域研究所特別研究員 mshinjo@okinawa-u.ac.jp

(iii) 対日講和条約と琉球（沖縄）の地位

(a) 戦傷病者戦没者遺族援護法の適用等 (以上、29号)

(b) 戸籍と国籍

(c) 戦後、米国統治下での琉球（沖縄）における戸籍の編成 (以上、30号)

4. 沖縄にとっての自決権

(1) 領土保全の原則

(2) 沖縄にとっての自決権（米軍基地と財産権の侵害）

(i) 米軍基地の建設と基地提供 (以上、本号)

5. おわりにかえて

4. 沖縄にとっての自決権

それでは、沖縄の自決権についてみていくことにします。沖縄は日本国（全世界）に対し分離独立の意思の表明をすれば、その自決権の発効により、それが認められるのでしょうか。そして、その内容は、植民地解放となるのでしょうか。

(1) 領土保全の原則

ここでは、まず初めに、国際法上の基本原則である、領土保全の原則をみることにします。

領土保全の原則とは、簡単に、他の国は主権国家の主権を尊重しなければならないとする原則です。これは国と国との関係における原則で、他の国の内政に干渉してはならない、その領土を侵してはならないとする原則です<sup>112</sup>。この領土保全の原則は、人民（民族）の自決権と衝突する原則ともなります。領土保全の原則が自決権と衝突するとき、領土保全の原則は自決権に優位すると考えられています<sup>113</sup>。領土保全の原則の存在理由は、国際秩序の維持にあります。独立の意思さえ示せば国家となることがむやみやたらに認められますと、国際秩序は混乱してしまいます。そこで、領土保全の原則はこのようなむやみな独立運動を抑止する趣旨を持つ原則です。そして、一方で、領土保全の原則はその枠内での自決権の行使とその実現を可能としています。いわゆる、これは内的自決権と呼ばれるものですが、領土保全の原則はこの内的自決権の実現をも示唆、内包しているものといえます<sup>114</sup>。

とはいうものの、特別の状況下では、一定の場合、自決権が認容され、一方的な分離独立も国際法違反とはなりません。この場合、自決権は領土保全の原則に優先します。一般的には、救済的分離論の展開が行われます。救済的分離論は、自決権を領土保全の原則に優先させることとなります。

救済的分離論は、例えば、ある地域が自己決定権を奪われ、植民地同然の状態に置かれ、しかも、深刻な人権侵害が行われているときに適用されます。地域の人々が国家に

よる支配や抑圧から逃れるための理論といえます。自己決定の機会を取り戻す最後の手段としての、分離独立への依拠の認容ということになります<sup>115</sup>。ご存じの、ジョン・ロックは、重大な不正義を伴う統治に対し、その統治は拒否できるとします。いわゆる、これは人民の「抵抗権」の認容となります。

救済的分離の状態に関する判断は、多くは国際社会を構成する他の国々が行うこととなります。この場合、分離独立に対して「国家承認」を受けるとか、国連への加盟とかとなりますが、国連の承認は重要なステップとなってきます。

以下、事例の概要を見ることとします。

(a) コソボ共和国の独立

コソボ紛争時（1998年～99年）、コソボはセルビア政府から大規模な迫害を受けていたといわれます。しかし、一方において、コソボもセルビア系住民に多大の迫害を加えていたともいわれます。国連による暫定統治（1999年）を経て、コソボは独立しています（2008年）<sup>116</sup>。

(b) 東ティモール民主共和国の独立

インドネシアから独立した東ティモール民主共和国は、分離独立か、植民地解放かその位置づけが難しい事例といわれています。インドネシアによる過酷な弾圧行為は救済的分離が許容される状況を生み出していたといわれます<sup>117</sup>。

(c) その他

エチオピアから独立したエリトリア国、スーダンから分離した南スーダン共和国は、最終的には中央政府の同意の下、住民投票を行って独立しています<sup>118</sup>。バングラデシュ人民共和国は、インド・パキスタン分離独立（1947年）、パキスタン領からの独立（1971年）と二度の独立があります。パキスタン領にあったバングラデシュは、政治的・経済的差別や搾取を受けていたといわれます。

それでは、ここで、自決権の意義について考えてみます。自決権は、果たして、独立国を作ることにのみ、その意義を認められることになるのでしょうか。確かに、植民地解放と救済的分離に視点を当てますと、独立国をつくる、そこに自決権の意義を認めていくことも可能となると思われる。

しかし、一方において、自決権の本質を、自己決定の機会の保障に求めていきますと、自己決定権は国内統治のレベルにおいてその達成を可能とすることにもなります。これは、「内的自決」の承認ということになります。そして、既存の国家の枠組の中で自己決定・自己統治の実現を図るアプローチとなります。

国際法の原則は独立（新国家の樹立）の前に、国内統治のレベルにおける「自己決定」の達成をも求めています。その中で自己決定の理念の、その第一義的な達成目標は各人（人民）の政治的意思決定プロセスへの参加にあるといえます。国内統治のレベルで対等な発言権が保障されているのか、この点に、その中心が置かれているように思われ

ます。

これまで、確かに、国際法における自決権の概念は、特に植民地独立の文脈で活用されてきたように思えます。既存の国家の枠組みを拒否し、新たな国家を作る、そのことで、自決の機会を確保しようとしてきました。このような外的自決の手法が、従来、注目されてきました。しかし、国際法は、内的自決もその射程に置いています。国際人権規約第1条第1項は、すべての人民は、自決の権利を持つとします。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、その経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求することができるとしています。これは、国内において恒常的に自己決定の機会の保障を求めるものです。外的自決権のみでなく、内的自決権も含め、自決権を広く国家統治のあり方を問う一つの概念としてとらえます。勿論、ここにおいても、決して自国内における植民地状態を認容するものではありません。その基盤には、内的植民地状態の否定が存在しています。

もう一点、留意すべきは、政治学の原則は多数決にあるということです。この多数決の原則を強固に維持しますと、あらゆる政策決定において、その内容に賛成できない、特定の少数者の存在を作出する結果をもたらします。ここでは、少数者の固定化を図ってしまう余地を残します。多数決の濫用は民主的な多数決を破壊する、このことには十分な留意が必要のように思います。

ここで、マイノリティーについて少し考えてみることにします。

マイノリティーとは社会の主流と異なる文化や信条を持ち、固定的に少数派の立場に置かれている人々のことをいいます。これは、仮に平等な投票機会（形式的な自由と平等、政治参加）の保障が行われていたとしても、マイノリティーの意見や利害が常に不完全にしか代表されない状況も含みます。すなわち、多数者から構造的な支配を受ける状況にある少数者を意味します。真の自己決定の機会（実質的な自由と平等）の保障が求められる場面といえます。この場合、何らかの特別な配慮や制度上の工夫を求められることとなります。

1992年、国連総会は、「少数者に属する者は、文化的、宗教的、社会的、経済的及び公的活動に効果的に参加する権利を有する。」（マイノリティーの権利宣言（民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に対する者の権利に関する宣言）2条2項）を採択しています。ヨーロッパでは、「民族的マイノリティーの保護に関する枠組み条約」（1998年）があります。マイノリティーの「効果的参加」の権利の保障、政治過程における一定の影響力発揮の工夫を求めるものです。

それでは、このマイノリティーの自己決定権の保障の意義は、どこにあるのでしょうか。マイノリティーへの自己決定権の保障は、救済的分離を回避するための要と理解に繋がってきます。領土保全の原則はどの種類においても区別がなく、領域内の人民を代表する政府をもって実現できることをその主旨とします。ただ、政府に人民全体を代表

する資格・性格がなくなったとき、一部の人々が政治過程から実質的に排除されるとい  
う従属状態が作り出されたとき、分離独立の正当性を認容する余地を残します。

(2) 沖縄にとっての自決権（米軍基地と財産権の侵害）

それでは、米軍基地の存在は、沖縄の救済的分離の理由となるのでしょうか。

これまでお話しましたように、救済的分離は、中央政府（例えば、日本国政府）による抑圧行為が大規模かつ深刻な迫害の域までに達しているときとなります。

沖縄の場合について、論点を絞るとすれば、二つあります。一つは歴史的に、薩摩の琉球への侵攻であり、明治維新における琉球処分（併合）に関する評価とされます。二つ目は、現状での、米軍基地の存在（安全保障上の位置づけ）とされます。勿論、戦後における琉球（沖縄）の分離、日本国への返還も考察の対象とはなってくると思われ  
れます。

わが国は明治維新以後、単一民族国家を標榜してきました。明治維新において、王政復古の  
大号令、そして、神仏分離が行われます（神仏判然令）。神社道教の擁護も行われ  
ました。大日本帝国は日本の近代化、天皇を頂点とした中央集権化、単一民族国家の  
実現という標榜にありました<sup>119</sup>。そして、脱亜入欧としての、西洋的近代国家の樹立です。

その中で、薩摩の琉球侵攻は、武力侵攻です。明治政府による琉球併合は、強制併合  
にあると思えます。清国との関係でも、琉球の割譲とはならないと思えます。朝鮮の場  
合、日清戦争の結果、一度は一旦独立国となり、その後、大日本帝国に併合されていま  
す。そして、琉球は薩摩の侵攻以降も、琉球併合まで、一定の国家（国制）を維持して  
きています。

ただ、当時の時代的背景には、西欧列強国による近代国際法の建前とパワーポリティ  
クスが厳然としてありました<sup>120</sup>。明治維新（明治政府）も、当時の琉球にとって、強国  
横行の国の一つにあったといえると思えます。その中で、対外戦争は「国民」を「国家」  
にまとめあげる契機、正義の戦いと理解されていました<sup>121</sup>。そして、日清戦争は華夷秩  
序の終焉となり、中国は琉球に対する宗主国としての地位を失います<sup>122</sup>。

ともあれ、1945年4月、沖縄（琉球）は連合軍（米軍）による占領を受けます。米軍  
の占領政策は当初、占領を大日本帝国からの琉球（沖縄）の解放と捉え、琉球独自の政  
府樹立にあったとされます。1952年、対日講和条約により、琉球（沖縄）は日本国と分  
離され、米国の統治下に置かれます。しかし、それは国際法上の「信託」になく、潜在  
（残存）主権を伴う、日本国と米国との関係の形態（二国間関係）を採ります。

(i) 米軍基地の建設と基地提供

1945年3月、米軍は慶良間諸島に上陸します。4月1日、沖縄島の嘉手納、読谷へ  
の上陸、ニミッツ布告（米国海軍軍政府布告第1号「米軍占領下の南西諸島及び其近

海居民に告ぐ（権限の停止）」の発布となります。これは、戦時国際法である「ハーグ陸戦法規」の占領条項に基づく占領と軍政の実施を意味します<sup>123</sup>。9月、大日本帝国は第10方面軍所属（台湾）の沖縄守備隊に代わる、南西諸島守備軍による降伏文書への調印をします。沖縄守備隊は、北緯30度線で分離された外地部隊でした<sup>124</sup>。「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」（1946年）は、奄美諸島を含む北緯30度以南を大日本帝国の域外とします<sup>125</sup>。

米軍による沖縄占領は、本土（固有本土）に対する最前線基地化にありました。米軍は沖縄島への上陸開始と同時に、軍治戦略実行のため、道路整備（軍道1号線（現国道58号）、基地修復（大日本帝国軍基地の修復：嘉手納飛行場、仲西飛行場等）と基地拡張を進めます<sup>126</sup>。民間人及び捕虜の処遇は、沖縄島北部の12の収容所での収容となります。収容者は移動を厳しく制限され、基地修復と基地拡張等の労働力となります<sup>127</sup>。占領政策は、琉球（沖縄）を朝鮮半島、台湾等と同様、大日本帝国から解放されるべき地域との理解にありました。それは、米軍が文化人類学者に作成させた「民事ハンドブック」、「琉球列島の沖縄人」（軍内部における軍政のための沖縄研究）に基づくものです<sup>128</sup>。その歴史性は大日本帝国（明治政府）の侵略併合、同化は植民地政策としての効果との理解になります。「琉球人」は、「日本人」ではないとするものです<sup>129</sup>。これは大日本帝国の近代化の過程における植民地主義の指摘であり、琉球の独立性への論拠につながるものです。

ここで、ペリーの浦賀への来航（1853年）を思い浮かべてください。その前後、ペリーは4回も琉球を訪ねてきています。米国と琉球は、琉米修好条約（亜米利加合衆国琉球国中山府（政府）トノ定約：1854年7月）を締結しています。条約は国家対国家間において行われるものです。米国から見て、琉球は江戸幕府と同様の国際法主体（国制）にあったといえます。

加えて、大日本帝国は、地方型不統一法国にありました。本国（内地）には内地法（大日本帝国の法）が適用され、外地には外地法の適用がありました。内地の中にも、固有本土という概念がありました。固有本土とは北海道、本州、四国、九州の4島とその周辺離島のことです。この固有本土の概念は、大日本帝国内での概念です<sup>130</sup>。大日本帝国における内地の中での、いわゆる「日本の外側の近接地点（沖縄・小笠原・硫黄島）」と樺太、北千島を除く領域のことにように思えます<sup>131</sup>。ここで、皆さんには、対日講和条約第2条、第3条の地域の確認を、それぞれお願いします。

いずれにしても、1952年4月、琉球政府が発足します。それまでの間に、米軍政府の下、琉球には4つの民政府（沖縄民政府、宮古民政府、八重山民政府、南西諸島臨時北部政庁：1946年4月～1950年11月）、その後の4つの群島政府（沖縄群島、宮古群島、八重山群島、奄美群島：1950年11月～1952年3月）、琉球民政機構としては、琉球臨時中央政府（1951年～1952年3月）がありました<sup>132</sup>。

法定通貨は、「紙幣両替、外国貿易及び金銭取引」（米軍政府特別布告第7号：1946年）に基づき、日本円とB円軍票が併存します<sup>133</sup>。1948年、B円軍票が法定通貨となります<sup>134</sup>。同年、「琉球銀行の設立」（米国軍政府布令第1号）が出され、中央銀行的機能をもつ、銀行がスタートします<sup>135</sup>。1958年、B円軍票から米ドルへの通貨交換が行われます。米ドル（法定通貨）は、琉球（沖縄）の日本国への返還（1972年）まで使用されていました。

当初、米軍基地の修復と拡張は、前述、固有本土決戦の準備のためのものでした。しかしその後、西欧における冷戦構造が表出してきます。琉球（沖縄）においても、軍事基地の強化は必然となってきます。1947年、米国太平洋陸軍は極東軍に再編されます。琉球（沖縄）では、極東軍総司令部の下で琉球軍政局が設置されます。琉球での恒久支配（統治）ないしは恒久的な軍事基地化への政策展開が行われていきます<sup>136</sup>。

固有本土では、「（固有）本土」の保護（国体維持も含め）が最大の関心事にありました。一方で、沖縄（琉球）の、日本国からの分離ないし独立はソビエト連邦等（当時）との関係等から、日本国（本土）の「安全」に懸念を生じさせます。そこでは、琉球に対する日本国の潜在（残存）主権の保有による、米国による日本国防衛、日本国にある米軍基地の琉球（沖縄）への移転等を可能とする論の模索が行われます<sup>137</sup>。

この状況下、対日講和条約が締結され、琉球（沖縄）の地位は、米国と日本国の二国間事項とされます<sup>138</sup>。

櫻澤誠先生はその著書『沖縄現代史』（中公新書：2015年168頁「5－1 在日米軍基地の変遷 1945年～96年（ha）」）において、わが国における在日米軍基地の変遷（沖縄（琉球）を含む）をまとめています。

それに基づきますと、本土での在日米軍基地は最大時の130,000<sup>㌥</sup>（1945年～54年）から、1966年段階に30,000<sup>㌥</sup>へ縮小、1996年には8,000<sup>㌥</sup>へと、約9割4分の縮減が行われています。沖縄（琉球）では1945年から47年の18,200<sup>㌥</sup>から1954年の16,200<sup>㌥</sup>へと、その縮減をみることができます。しかし、1971年（沖縄の返還前年）には最大の35,300<sup>㌥</sup>へと、米軍基地の拡張が行われます。確かに、返還後の1996年、沖縄の米軍基地は23,600<sup>㌥</sup>へと若干の縮減が行われます。沖縄での米軍基地は最大時の35,300<sup>㌥</sup>（1971年）からみたとき、約3割3分の縮減しか行われていません<sup>139</sup>。

沖縄県は、日本国土の0.6%を占めるのみです。他の都道府県は、国土の99.4%を占めます。沖縄県への米軍基地の過度の集中を指摘できます。加えて、1972年の返還後、沖縄県内においては、自衛隊の配備・施設の設置（米軍基地からの継承、新たな施設の設置）が行われています。日本国の安全保障上の土地の提供について、沖縄県（県民）には極めて過度の責務が求められているといえます<sup>140</sup>。

琉球（沖縄）の米軍統治の最初の基本法はニミッツ布告（米海軍軍政府布告第1号）ですが、これにより占領軍（連合軍・米軍）による戦時行政が行われます。そこでの

基地建設、それに伴う土地収用は、戦時国際法に基づくこととなります。ハーグ陸戦法規に従い、私有財産の没収は禁止されます（第46条）。地料の支払い、損害が発生したときの損害賠償も行われることとなります（第52条）。琉球では、「琉球列島米国民政府に関する指令」（1950年）が公布され、土地所有権に関する裁判機構の設置、土地収用にあたっての方針等が示されます<sup>141</sup>。しかし、実際は、それは土地所有者との交渉を建前としただけの、強制執行（植民地的土地収用）となります<sup>142</sup>。

具体的に、米国は、中華人民共和国の建国に伴い（1949年）、琉球の軍事基地強化政策に転じます。米国は軍事基地施設費の計上を行い、本格的な基地建設に乗り出します<sup>143</sup>。同年10月、琉球列島軍政長官シーツ少将が就任し、11月、米軍政府施政方針が発表されます<sup>144</sup>。政策には琉球の復興計画と民主化政策も含まれますが、琉球の恒久的基地化を中核とします。その中で、琉球の自治機構の設置（中央政府・群島政府の設置等）が進められます<sup>145</sup>。

1952年、対日講和条約の締結・発効は、戦時法制からの脱却となります。米国は琉球に対し統治権を行使し、その下で米軍基地の建設を進めて行きます。このことは、日本国（本土）でいう米軍の「駐留」という概念とは異なってきます<sup>146</sup>。

1950年代初頭の朝鮮戦争との関りで見ると、琉球（沖縄）ではなく、大日本帝国（固有本土）での米軍基地の強化が必須でした。日本国（本土）では、1953年に岐阜県、山梨県、静岡県等に海兵隊が配備されます。米軍演習場（射爆場）の候補地としては、石川県（1952年）、長野県（1953年）、群馬県（1955年）があがりました。しかし、日本国（本土）では1955年から56年にかけて、住民運動として「砂川闘争（東京立川飛行場の拡張計画に対する反対闘争）」等、かなり激しい米軍基地反対の運動が行われます。基地建設は、住民の反対闘争で断念されます<sup>147</sup>。

先ほどの、櫻澤先生のわが国における在日米軍基地の変遷（沖縄（琉球）を含む）についてのお話を思い出してください。

日本国（本土）における米軍基地は最大時130,000名（1945年～54年）から、30,000名（1966年）に縮小されます。これは日本国（本土）における米軍上陸部隊の撤退、琉球（沖縄）における基地拡張、日本国（本土）駐留の米海兵隊の琉球への移転等に起因するものとされます。一方、琉球の米軍基地は、16,200名（1954年）から26,950名（1958年）に拡張されて行きます<sup>148</sup>。

日本国（本土）での住民運動が全国的となっている状況下、岐阜県等から琉球への海兵隊の移転が行われます。米国による琉球（沖縄）における常備軍（米軍）の増強へと繋がります。現在、沖縄における海兵隊の基地は、沖縄県の全米軍基地の中で、約70%余を占めるといわれています<sup>149</sup>。海兵隊の琉球への移転は、日本国（本土）における政治コストの削減となります。これは潜在（残存）主権という名の下での、日米両国による両国内異法地域（両国による植民地）の形成に基づくものといえます。日

本国（本土）からみて、琉球は米軍常備軍の配備地域、日本国にとっての安全保障上の安堵感確保の地域ともなります。換言すれば、その歴史性も含め、地政学を根拠とした、直視しなくて済む、直視回避を可能とする地域ともなり得ます<sup>150</sup>。

琉球（沖縄）の返還後においても、安全保障上の、この基本構造に大きな変化はありませんと言っていいように思えます。先ほどの、櫻澤先生のわが国における在日米軍基地の変遷（沖縄（琉球）を含む）に戻ります。1972年、琉球（沖縄）は日本国に返還されますが、日本国（本土）での米軍基地30,000<sup>ヘクタール</sup>（1966年）はそれが返還の前年（1971年）には19,580<sup>ヘクタール</sup>に縮小されます。沖縄では29,900<sup>ヘクタール</sup>（1966年）から35,300<sup>ヘクタール</sup>に拡張されます（1972年の返還の年には27,850<sup>ヘクタール</sup>）。1996年でみますと、本土が8,000<sup>ヘクタール</sup>へ、沖縄が23,600<sup>ヘクタール</sup>へと、その縮減には格段の差が生じています<sup>151</sup>。

土地面積で見ると、米軍基地の負担割合は本土約30%未満、沖縄県は約70%余となります。資本主義経済社会において、土地はその経済活動の根幹となります（土地基本法第2条）。土地は人が生活をしていくうえで、また、人が経済活動を行っていくうえでの基盤となります。日本国憲法の保障する経済的自由権は、土地所有権が保有するその絶対性と公共性の保障（公共の福祉）をその基底としています。沖縄県民は、その領域内の狭隘な土地に対比し、広大な土地を、日本国によって米国へ提供させ続けさせられています。沖縄県民は日々の生活・生産・事業活動の基盤となる土地について、その狭隘にある土地の中から米軍基地（駐留軍用地）という広大な土地利用の固定化、そこからくる将来を含めた土地利用の機会の喪失をも求められています<sup>152</sup>。

（続く）

## 注

<sup>112</sup> 小寺・その他 前掲14 27頁、242頁。杉原 前掲1 280頁—282頁。

<sup>113</sup> 小寺・その他 前掲14 133頁、242頁。

<sup>114</sup> 杉原 前掲1 191頁—192頁。確かに、主権国家が人民を代表し、かつ、自決の原則に従い行動していれば、特に問題はないように思われます。民族の視点で見ますと、民族形成後における国家の成立、国家成立後における民族形成ということもあります。重要なことは、政府（国家）が内的自決を保障していることであり、領土保全の原則は内的自決の保障をもって当該政府を保護するということです。これは、政府（国家）が少数者に対する政治的意思決定過程、政治機関への平等なアクセスを保障するところにあります。勿論、これは形式のみならず実質においても図られるべきことです。政府における、当該アクセス等への拒否は人民全体を代表しているものとは言えず、領土保全の原則の保護の埒外にあるといえます。吉田恵利 「現代国際法における分離権の位置づけ—救済的分離論の妥当性に関する実証的研究—」 北大法政ジャーナルNo23—1（2016年12月）5頁—6頁。（<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/63840/1/>）

- <sup>115</sup> 杉原 前掲1 192頁—193頁。
- <sup>116</sup> 小松 前掲5 72頁—73頁、302頁。杉原 前掲1 137頁、192頁—193頁、638頁。小寺・その他 前掲14 137頁、376頁。
- <sup>117</sup> ティモールはオランダの占領、ポルトガルの領有の後、リスボン条約による東西ティモールの分割（ポルトガル、オランダ：1859年）、日本（大日本帝国）軍による占領（194年）、東ティモールの支配回復（ポルトガル：1945年）、インドネシアによる併合（1976年）、国連安保理による暫定行政機構の設立の決定（1999年）、東ティモール民主共和国の独立（2002年）となっています。小松 前掲5 230頁。杉原 前掲1 190頁—191頁、637頁—638頁。小寺・その他 前掲14 489頁。
- <sup>118</sup> エリトリア国は1991年、独立運動を経てエチオピアからの独立を宣言します。1993年、国連の監視下もと住民投票が行われ、独立が承認されました。南スーダン共和国は1983年、第2次スーダン内戦が起り、2005年、南北包括和平合意が締結されます。2011年、南部独立についての住民投票が行われ、独立が承認されました。
- <sup>119</sup> 久保 前掲68 147頁—148頁。
- <sup>120</sup> 大日方 前掲2 13頁。英、仏、露国等が西欧列強国として挙げることができます。
- <sup>121</sup> 大日方 前掲2 236頁—237頁。ここでの「国家」は西欧近代国家の意であり、「国民」は近代国家形成における国民といえます。大日本帝国憲法の下では、「臣民」となります（第2章第18条以下）。
- <sup>122</sup> 中華民国（台湾）は琉球（沖縄）を中国の固有の領土との理解し、中華人民共和国は琉球（沖縄）の日本国への返還運動を支持、日本国の領土との理解にあります。古関・豊下 前掲50 48頁、62頁。石井明 「中国の琉球・沖縄政策—琉球・沖縄の帰属問題を中心に—」『協会研究』NO.1（2010年）71頁—96頁。嘉陽 前掲39 199頁—200頁。太田 前掲39 386頁以下「沖縄分離の背景についての一考察」参照。
- <sup>123</sup> 島川雅史「Theme 1 沖縄戦と土地収用」前田哲男・林博史・我部正明編『＜沖縄＞基地問題を知る事典』吉川弘文館（2013年）2頁。
- <sup>124</sup> 大日方 前掲2 236頁—237頁。沖縄には、太平洋戦争前に常備軍としての部隊等の設置はありませんでした。理由は、住民（琉球住民）の非武装感情、大日本帝国軍の作戦感、具体的には、大日本帝国の国防方針を基礎に置いた沖縄住民に対する住民感にあったようです。遠藤芳信「陸軍六週間現役兵制度と沖縄への徴兵制施行」北海道教育大学紀要第1部B社会科学編33号（2）（1983年）21頁（<http://sir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/4452>）。
- <sup>125</sup> 総理府特別地域連絡局 前掲45 5頁。櫻澤 前掲45 3頁。日本国憲法は、大日本帝国憲法の改正憲法との手続きにあります。
- <sup>126</sup> 島川は、「米軍は、沖縄戦の戦闘中から占領地域の住民を計12ヵ所の収容所に収容し、住

民のいなくなった土地を占拠して、沖縄戦と本土攻撃用の基地を建設した。本土では、米軍が部隊を駐屯させた主要な基地は旧帝国陸海軍の軍港や飛行場などの公有地を使用したところが多く、沖縄の主要駐屯地とは形成過程が異なっている（現在で本土は国有地87%、沖縄は35%）」としています。前掲123 2頁。

<sup>127</sup> 櫻澤 前掲45 3頁－5頁。鳥山淳『沖縄/基地社会の起源と相克 1945－1956』勁草書房（2013年）18頁－19頁。

<sup>128</sup> 小川忠『戦後米国の沖縄の文化戦略 琉球大学とミシガン・ミッション』岩波書店（2012年）23頁－33頁。

<sup>129</sup> ダグラス・マッカーサーは、琉球の住民は日本人でないと考えていたようです。野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館（2020年）30頁－31頁。

<sup>130</sup> 他の概念として、皇土（天皇のおさめる国土（広辞苑）：日本本土）があります。固有本土は「皇土」、「帝国本土」の概念と理解していくことができますと思います。

<sup>131</sup> 野添 前掲129 24頁。1947年（昭和22年）の外国人登録令（勅令207号）では、外国人を日本国籍を有しない者とし（2条）、外国人は本邦（日本）に入ることにはできないとします（3条）。台湾人、朝鮮人は外国人とみなされます（11条）。外国人登録令施行規則（昭和22年5月2日内閣府令28号）では、朝鮮、台湾、関東州、樺太、南洋群島、北方領土、小笠原、沖縄等が「本邦」の外に置かれます。古関・豊下 前掲50 15頁－16頁。また、1945年の衆議院議員選挙法改正法附則において、朝鮮・台湾出身者、北方領土住民、琉球住民等の選挙権が停止されました。我部政明「Theme 2 沖縄分離と恒久的基地化」前田・その他 前掲123 6頁－9頁。

<sup>132</sup> 軍政府機構は米国海軍政府（1945年4月～6月、1945年9月～1946年6月）、米国陸軍政府（1945年6月～9月、1946年7月～1950年12月）、米国民政府（1950年12月～57年6月）、米国民政府高等弁務官制（1957年6月～1972年5月）がありました。また、群島政府の設置は琉球統一政府の設置過程のものであり、「連邦制」類似を構想していたといわれます。櫻澤 前掲45 7頁、16頁。

<sup>133</sup> 沖縄では上陸戦に基づく無償の配給制度から、有償の配給制度への移行が図られました。B円軍票は、米軍が占領のために用意した代用通貨（紙幣）です。櫻澤 前掲45 24頁－25頁。

<sup>134</sup> 櫻澤 前掲45 25頁。

<sup>135</sup> 櫻澤 前掲45 25頁。琉球銀行の資本金の51%は米国にあり、その経営権も米国にありました。当時、主要な私企業の中で、商号中「琉球」の名称がつくものは米国出資にありました。琉球銀行の設立（米国軍政府布令第1号 1948年5月4日）第2条は、琉球なる語の使用については軍政府副長官の特別な許可が必要とします。また、琉球銀行条例第7条は、銀行株式の議決権の100分の51以上は米国琉球民政府が所有するとしています。琉球政府立法院事務局 前掲43 35頁、39頁。

- <sup>136</sup> 櫻澤 前掲45 15頁—16頁。
- <sup>137</sup> 古関・豊下 前掲50 42頁—85頁。1950年代における本土(日本国)の米軍基地については、野添 前掲129 68頁—69頁参照。このころ、本土(日本国)での米軍基地は過密にあったといえます。
- <sup>138</sup> この対日講和条約の発効は、日米間双方に異法地域の創設という双務的關係を発生させるものであったといえます。
- <sup>139</sup> 櫻澤 前掲45 168頁。
- <sup>140</sup> 「沖縄県と本土の米軍専用施設面積と沖縄県が占める割合の推移」及び「都道府県別米軍施設(専用施設)数および面積」について、野添 前掲129 6頁—9頁参照。
- <sup>141</sup> 古関・豊下 前掲50 115頁。沖縄での陸上戦は地形を大きく変形させ、米軍による土地収用等も加わり、地籍は不明確となっていました。
- <sup>142</sup> 古関・豊下 前掲50 115頁—116頁。
- <sup>143</sup> 櫻澤 前掲45 15頁。古関・豊下 前掲50 115頁。
- <sup>144</sup> 櫻澤 前掲45 15頁。
- <sup>145</sup> 櫻澤 前掲45 16頁。
- <sup>146</sup> 「駐留」とは軍隊が一時ある地に滞在することで、「駐留軍」とはある国に継続して滞在する外国の軍隊とされます(広辞苑)。対日講和条約前の大日本帝国(固有本土)は連合軍による間接統治にあり、そして、対日講和条約締結後、日本国は独立します。これに対して、琉球(沖縄)は米国(米軍)による統治権に基づく統治が続きます。おそらく、沖縄返還までの間、日本国による自衛隊の公式配備(駐留)は、琉球(沖縄)にはなかったように思います。
- <sup>147</sup> 島川 前掲123 2頁—3頁。櫻澤 前掲45 168頁。
- <sup>148</sup> 櫻澤 前掲45 168頁。新崎盛暉「Theme 5 土地強制接収と島ぐるみ闘争」前田・その他 前掲123 18頁—21頁。新崎盛暉「Theme 6 伊江島闘争」前田・その他 前掲123 22頁—25頁。林博史「Theme 7 海兵隊の沖縄移駐」前田・その他 前掲123 26頁—29頁。
- <sup>149</sup> 地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件における沖縄県提出の訴状(令和4年8月24日)では、「日本の国土面積のわずか約0.6パーセントに過ぎない狭い沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントに及ぶ広大な面積の米軍専用施設が存在し、米軍基地は、県土面積の約8パーセントを占め、とりわけ人口や産業が集中する沖縄島においては、約15パーセントを米軍基地が占めている」としています。沖縄県知事公室辺野古新基地建設問題対策課「訴状」45頁(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/henoko/>)。
- <sup>150</sup> 1958年10月以降、日米両政府間においては安保改定交渉が始まっています。そして、その中では、日米の共同防衛地域に沖縄を含めるかの論議が行われています。1959年1月、琉球では、施政権返還要求が優先事項とされ、共同防衛地域に琉球(沖縄)を含めるか

の論議は棚上げされています（祖国復帰促進県民大会）。本土では、野党も含め、戦闘に巻き込まれる恐れ等を理由に、含めないことが決定されています。桜澤 前掲45 86頁。もともと、大日本帝国の国防方針は、帝国内での戦闘作戦行動を否定するものであったようです。これは国民（臣民）からの継続的援助と支持に対する不信感（国民不信）を基礎とするもので、これが象徴的に示された地域が沖縄（琉球）であったともいわれます。大太平洋戦争前までに、沖縄には常備軍の設置が行われていませんでした。遠藤 前掲124 21頁、前掲124参照。

<sup>151</sup> 「沖縄県と本土の米軍専用施設面積と沖縄県が占める割合の推移」及び「都道府県別米軍施設（専用施設）数および面積」については、野添 前掲129 8頁、図4, 6頁表1参照。

<sup>152</sup> 阿波連正一『沖縄の米軍基地 過重負担と土地所有権』日本評論社（2017年）39頁。



## 「平和の礎」朝鮮人刻銘について

沖 本 富貴子\*

### The Cornerstone of Peace : Inscriptions of Koreans

OKIMOTO Fukiko

#### 要 旨

沖縄県の「平和の礎」には国籍、軍人、民間人を問わず沖縄戦で亡くなったすべての人を刻銘するとしながらも、朝鮮人については刻銘が進んでいない。その原因はどこにあるのか、沖縄県の「平和の礎」建設当初の朝鮮人刻銘取り組みとその後の追加刻銘を辿りながら、朝鮮人の追加刻銘の可能性について考察した。

キーワード：平和の礎、朝鮮人刻銘、旧日本軍在籍朝鮮出身死没者名簿

#### はじめに

沖縄戦終結50年に当たる1995年に建設された「平和の礎」には約24万人が刻銘されている。この24万人余をすべて読み上げるという企画が2022年に始まった。2023年の今年は二年目を迎え、県内33の小中高校が取り組み、8市町村が読み上げを主催するなど、「平和の礎」に関する注目が集まっている。朝鮮人刻銘者の読み上げについても有志が集まり、漢字にハングルでルビをふり、何度か練習を重ねて本番に臨んだ。声に出して読み上げると、ようやく一人ひとりに向き合うことができたという実感が湧いてくる。

一方、今年も朝鮮人刻銘の立ち遅れが指摘された。「平和の礎」が完成した当初から残された課題と言われ続けていることである。本研究ノートはこの課題に取り組むための基礎になる事柄を整理して、今後役に立つことを目的として書いたものである。

幸い「平和の礎」読み上げと期を一にして、『沖縄「平和の礎」はいかにして創られたか』<sup>1</sup>が出版された。礎の建設に深くかかわった当時の知事公室長・高山朝光、事業の最前線にいた比嘉博主査、そして「平和の礎」刻銘検討委員会の座長であった石原昌家の三氏による編

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 ofukiko@gmail.com

著である。あとがきに「建設の経緯や一般に知られていない事柄を網羅した内容とすることにした」とあるように、本書により朝鮮人刻銘に至る経過が初めて公にされた。さらには沖縄県が今年に入って朝鮮人刻銘に関する文書を一部開示した。これらを通して朝鮮人刻銘に至る経過とその後の追加刻銘の経緯が徐々に明らかになってきた。

本研究の第1章はこうした県行政側のみる朝鮮人刻銘について整理し、第2章では、筆者が実際追加刻銘に関わった3名の事例を紹介して刻銘の困難さとその克服について考察した。第3章では、追加刻銘の可能性について述べた。

## I 朝鮮人の刻銘はどのようになされたのか

### (1) 「平和の礎」とは

1990年12月、大田昌秀が沖縄県知事に就任すると、平和行政施策の一つとして「平和の壁」構想が策定された(91年)。その後国際平和交流課が新設され、名称を「平和の礎」と変更し、その理念を「戦没者の追悼と平和祈念」、「戦争体験の教訓の継承」、「安らぎと平和の学びの場」の3点に集約した。平和の礎には国籍、敵味方、戦闘員、民間人、住民を問わず沖縄戦で亡くなったすべての人が刻銘されている。

さらに沖縄県民については1931年の満州事変から始まる15年戦争の全期間を通じて死亡した人も含まれている。満蒙開拓団として「満州国」に、またサイパン、テニアン、パラオ等南洋諸島に移民した人々も戦火に巻き込まれ犠牲になった。陸・海軍に召集され、中国各地、インドシナ、東南アジアで死亡した県民も多い。国外の戦線から戻ってまた沖縄戦で命を失ったものもいる<sup>2</sup>。

「平和の礎」にはこうした日本の中国・アジア侵略戦争の過程で犠牲になった沖縄の人々の歴史が刻まれているだけでなく、日本の戦況に一喜一憂しながら皇国臣民の思想にからめとられ、戦争協力者になっていったことへの自責の念が深く刻まれている。「平和の礎」開幕式での主催者の式辞では次のように述べられた。「国策としての戦争に何ら疑念を抱くゆとりもなく、ひたすらに国策に追従したあげくの甚大な犠牲であった」<sup>3</sup>。国策の誤りに気が付かず追従したことへの反省が詠われ、さらに続けて「犠牲者の中にはかって朝鮮から強制的に連行されてきた人たちや、台湾出身の兵士たちも含まれていた事実を、私たち県民は自らの問題として忘れることはなきない。」と侵略の歴史を自らの問題にしようと決意し、「未曾有の体験を通して学んだ戦争の教訓を後世に伝えたい」と命と引き換えに学んだ教訓を「平和の礎」に刻んだとした。

朝鮮人にとっては、日本に国を奪われたうえに日本の戦争に連行されたものであり、軍隊の中では虫けら同然の蔑視と差別を受け、戦場では死ぬまで戦うことを強要された。彼らは望郷の念を抱きつつ爆弾に当たり、日本兵に殺され、マラリヤ、餓死、衰弱死へと至った。

2023年6月23日現在「平和の礎」 国名及び刻銘者数は以下のとおりである。

出身地	沖縄県	県外	米国	英国	台湾	朝鮮民主主義 人民 共和 国	大韓民国	合計
人数	149,634	77,823	14,010	82	34	82	381	242,046

## (2) 朝鮮人刻銘に至る経過

### ① 刻銘の元になった朝鮮人戦没者名簿が作成されるまで

「平和の礎」刻銘検討委員会で、刻銘対象者は国籍を問わず、母国語で刻銘することが決定された。名簿の整理は県内と他府県からスタート、その後米国、やや遅れて台湾、朝鮮半島出身者について始まった。朝鮮人戦没者の名簿は厚生省にあるという情報をもとに名簿の提出を要請したが、厚生省はこれを断った。このため県は再三要求、渋る厚生省に最終的に大田知事が直談判してようやく閲覧の許可が出たという。しかしコピーすることは禁じられ手書きで書き写して来た。

厚生省の名簿は海軍と陸軍にわかれ、出身地の道ごとに記載されている連名簿である。被徴用者の氏名、所属、生年月日、死亡年月日、死亡場所、死亡区分、住所と親権者の氏名などの項目があり、氏名は創氏改名後の氏名となっている。全体の名簿の中から死亡場所が沖縄になっている者だけを抜き書きした。93年12月、県庁職員らが数日掛かりで作業を行った。比嘉博は、その時でさえも、果たしてこの名簿だけで沖縄戦の戦没者全員であるといえるのかという疑問を持ったとし、今でもその思いはあると言う。このようにして出来上がった朝鮮人戦没者名簿は421人であると、沖縄県は1994年1月11日に発表した。

沖縄県が厚生省で閲覧した名簿は「旧日本軍在籍朝鮮出身死没者名簿」である。日本政府は、21,919人が収録されたこの名簿の写しを、1971年に韓国政府に引き渡したと公表している。この名簿は日本国内では公開されておらず、韓国政府は「被徴用死亡者連名簿」として保存、整理した。当初韓国国内ではこの名簿が閲覧できたが、その後7つの項目（名前、生年月日、本籍地、連行地、合祀の有無、死亡の当否、供託金）で電算処理され、公開も一部に限られた。日本政府から引き渡された当初、名簿の複写本が韓国の国会図書館や、国立中央図書館などにも保存された。菊池英明はこの名簿を『旧日本軍朝鮮半島出身軍人軍属死亡者名簿』（新幹社、2017年）として出版しており、国内でも見る事ができるようになった。

### ② 韓国政府への協力と刻銘承認依頼

沖縄県は厚生省を通して名簿の入手を進める一方、直接韓国政府にも働きかけている。93年9月、大田知事が韓国訪問した際、外務部アジア局長に会い戦没者名簿の提出を依頼した。だが韓国側には名簿がないとの返事であり、大田知事は韓国の記者会見で「平和の礎」建設についての理解と戦没者刻銘の情報提供を呼び掛けた。この訪問の際、大田知事が韓国中央図書館で戦没者の名簿を見つけている。この名簿は、県厚生省名簿と一致していることが確認されたが、まだ閲覧が可能な時期だったと思われる。

この翌年の94年8月、比嘉博ら3人が県から派遣され、韓国の「太平洋戦争犠牲者遺族会」（共同代表＝梁順任・金鍾大）と会い、①厚生省から入手した名簿について創氏名から本来の名前に戻すことへの協力、②これ以外の名簿がある場合はその名簿の提供依頼、③上記①②で網羅できない沖縄戦戦没者調査への協力を要請した（沖縄県・総平第144号）。遺族会は趣旨に大いに賛同したが、氏名を刻銘する以上、一自治体であろうと日本国としての責任を形あるもので具体的に表わして欲しいという立場であった。太平洋戦争犠牲者遺族会は91年、日本政府に対する損害賠償請求を提訴している。第1次原告の中には沖縄戦で宮古島に連行された徐正福（特設水上勤務第101中隊）と、最終連行地が阿嘉島であった同103中隊の姜仁昌の2人も入っている。遺族会にとっては、日本国に対して責任を認めさせその補償を迫る中での沖縄県からの刻銘協力要請であった。簡単に対応するのは難しい局面であったのだろう。

### ③ 創氏改名から本来の名前に戻す作業

刻銘は母国語で行われることになっていたが、厚生省から入手した名簿は創氏名となっており、母国語に直す作業は難渋した。前掲書<sup>4</sup>では創氏名での刻銘に反対する声の関係者からよせられ、新聞紙上でも抗議的な意見が出たとある。県の刻銘検討委員会もその点では異存がなく、創氏改名で刻銘することは日本の植民地支配を認めてしまうことになるという認識で共通していた。

大田知事が誕生した90年から「平和の礎」完成までの5年間は、「従軍慰安婦」及び朝鮮人連行に関する関心が内外で高揚した時期である。金学順が「慰安婦」被害者であることを明らかにしたのが91年8月、これを機に市民らの支援活動と日韓双方での研究が活発化した。日本政府も韓国政府からの真相究明を求められ、93年、河野内閣官房長官がいわゆる「河野談話」を発表し、「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。」と表明した。

沖縄においては1986年、沖縄戦に連行された被害当事者が沖縄を訪問した。特設水上勤務第103中隊の慶山郡出身者らでつくられた団体「太平洋同志会」の代表千澤基ら5人が沖縄大学の招請で来沖、103中隊の最終連行地である阿嘉島や座間味島を回り、沖縄大学の土曜講座で阿嘉島での朝鮮人処刑はじめ沖縄戦の体験を赤裸々に報告した。当事者が沖縄の地で証言したのは初めてであり、県民は強い衝撃をうけた。この時は『恨—朝鮮人軍夫の沖縄戦』（河出書房新社、1987年）の共著者である権丙卓と海野福寿も同行した。これをきっかけに沖縄戦の朝鮮人問題がクローズアップされ、1989年から朴壽南が沖縄に移り住み、映画「アリランのうた」の撮影を開始した。この関係で90年、『朝鮮人軍夫の沖縄日記』（三一書房、1992年）の著者、金元栄（水勤隊102中隊所属）等7人が来沖、91年には映画が完成し県内

各地で上映された。92年、姜仁昌や沈在彦（水勤隊103中隊）らが三たび来沖している。こうして内外で当事者たちの証言が相次ぎ、侵略の歴史と植民地支配の実態が可視化される渦中にあった時、「平和の礎」に刻まれる名前が創氏名であってはならないことは沖縄の人々の中では共有されていたといえるだろう。

しかし実際に創氏名を本来の名前に戻すためには戸籍で確認しなければならず簡単なことではない。その上遺族から承諾を得ることが必要だ。沖縄県は沖縄に事務所を置いている二つの団体、即ち「駐那覇大韓民国領事館」（領事・洪淙厚、以下駐那覇領事館）と、「在日朝鮮人総連合会沖縄県本部常任委員会」（委員長・金洙燮、以下朝鮮総連沖縄本部）に協力を依頼した。1994年1月、駐那覇領事館に次の3点を依頼している。(1)貴国出身者の氏名を刻むことへの了承、(2)厚生省の名簿から作成された陸海軍の軍人・軍属戦没者名簿の創氏名を韓国の実名に戻すことへの協力、(3) (2) の名簿以外にも戦没者名簿があれば提供いただきたい（沖縄県総442号）。この依頼に対して駐那覇領事館は大韓民国側（江原道含めて）の342人中199人の氏名が判明したとして、氏名を添付し、94年9月に最終報告している。判明率は6割弱である。朝鮮総連沖縄本部に対しても上記(1)～(3)の依頼が行われた。これに対する回答は、不存在という理由で開示されなかったが、比嘉博によれば82人の名簿が寄せられ刻銘承認も得られたという。1995年完成時の朝鮮人刻銘者は朝鮮民主主義人民共和国82人、大韓民国51人の合計133人である。駐那覇領事館は最終的に刻銘の承認が得られたものとして51人分の名簿を沖縄県に提出した。

#### ④ 国名について

ところで朝鮮半島出身者の国名をどうするかという問題があった。日本による韓国併合までは大韓帝国という単一国家であった。日本の敗戦による解放で国の再建が始まったが、国家の分断が続いている。駐那覇領事館からは使用する国名について、刻銘者全員を「大韓民国」とする要望があり、朝鮮総連沖縄本部からは「朝鮮半島」としてほしいという申し出があった。両者の折り合いがつかず、沖縄県は妥協案として国連加盟国名を使用することを提案し、「朝鮮民主主義人民共和国」と「大韓民国」に落ち着いた。沖縄県の当初案はどうだったのか明らかにされていないが、少なくとも連行された死者に対して戦後の分断を強要してはならない。せめて「朝鮮半島出身者」とできなかつたらどうか。

#### ⑤ 初年度に刻銘された太平洋同志会の犠牲者

県厚生省名簿からどの程度「平和の礎」に刻銘されたのか確かめる作業の中で、初年度刻銘者が県名簿にない者が多数占められていることが分かった。初年度に刻銘された刻銘者数の内訳が、県の情報公開「朝鮮半島出身戦没者『平和の礎』刻銘状況、(2004年)平成16年6月23日現在」により明らかにされ、その謎が解けた。表1は公開された図表の一部を省き再構成したものである。これを見ると初年度大韓民国刻銘者51人中16人が県名簿に記載され

ていた者であり、残り35人はこの名簿外にあり、また太平洋同志会の犠牲者であることが分かった。表2は2005年以降の刻銘者数である。

表1 朝鮮半島出身戦没者「平和の壁」刻銘状況 平成16年（2004年）6月23日現在  
作成/沖縄県 再構成・再録/沖本富貴子

旧日本軍在籍朝鮮出身死没者名簿（厚生省の名簿から平成5年12月に県が調査して作成 419名）									
刻銘年		刻銘者数			韓国内訳				
和暦	西暦	北	韓国	合計	(厚生省) 県名簿	県名簿 洪教授	県名簿外 洪教授	個人申告 (名簿外)	太平洋同志会名簿 (名簿外)
H7	1995	82	51	133	16				35
H8	1996		3	136	2			1	
H9	1997		43	179		43			
H10	1998		92	271		90	2		
H11	1999		42	313		39	3		
H12	2000		32	345		27	5		
H13	2001		33	378		23	10		
H14	2002		13	391		13	0		
H15	2003		17	408		15	2		
H16	2004		15	423		9	5	1	
		82	341	423	小計 18	小計 259	小計 27	小計 2	小計 35
						洪教授総計 286			
洪教授名簿調査結果								県名簿調査残 30	
刻銘不可者30人/ 内訳：辞退5、重複3、帰国後死亡21/対象外1									

【注】洪氏は1996年度から2003年度まで調査に携わる。洪氏と県の直接契約は2002年度（2002.7.12～2003.3.14）、及び2003年度（2003.6.24～2004.3.31）。2003年度、洪氏との契約が終了した地点で沖縄県はこの表を作成し集計している。

表2 「平和の礎」刻銘者数（2005年6月23日～2023年6月23日現在）

年	北	韓国新規	韓国累計	合計
2005	82	3	343	425
2006	82	2	345	427
2007	82	5	350	432
2008	82	13	363	445
2009	82	0	363	445
2010	82	1	364	446
2011	82	0	364	446
2012	82	0	364	446
2013	82	0	364	446
2014	82	0	364	446
2015	82	0	364	446
2016	82	0	364	446
2017	82	15	379	461
2018	82	0	379	461
2019	82	2	381	463
2020	82	0	381	463
2021	82	0	381	463
2022	82	0	381	463
2023	82	-1	380	462

重複のため1人削除

太平洋同志会は、沖縄の捕虜生活の中で慶山道出身者たちによって準備され、帰還したのち正式に会が発足した。1987年、慶山郡の百合公園に太平洋同志会犠牲者の慰霊碑を建立し、碑には39人の戦没者名と出身地、さらに「山本連透等名前の分からない霊」と合わせて40人の名前が刻銘された<sup>5</sup>。碑文は領南大学教授権丙卓が書き、式典には沖縄から沖縄大学の新崎盛暉ら5人が参加している。1986年、沖縄大学の招聘で来県したのも実はこの碑を作るにあたって沖縄の地から「40位を招魂」するためのものであった<sup>6</sup>。これらのいきさつは千澤基による『回顧録―空も泣き地も泣き』（私家本、1994年、領南大学図書館所蔵）に詳しくある。水勤隊103中隊に所属し、那覇港でのつらい作業から、阿嘉島と座間味島への移動、捕虜生活と太平洋同志会結成準備、帰還から慰霊碑建立まで、そして沖縄訪問にも言及している。毎年4月20日には碑の前で慰霊祭が行われ、領南大学の学生たちも参加している。

太平洋同志会犠牲者の40人中、「山本連透」を除く39人を「平和の壁」で確認すると初年度に39人全員が刻銘されている。つまり4人が県名簿にあり、35人が名簿外にあったということだ。

#### ⑥ 初年度の刻銘で明らかになったこと

第1に、太平洋同志会の件から、厚生省が作成した「旧日本軍在籍朝鮮出身死没者名簿」から漏れている犠牲者が多数存在することを証明しており、名簿は実態とかけ離れていることが分かる。

第2に、駐那覇領事館は1994年9月、県名簿中199人の本名が判明したとして県に名簿を提出したが（県総平第86号）、最終的に51人の承認が得られたとして刻銘者名簿を県に提出した。しかし51人中35名が名簿外だった訳で県厚生省名簿から初年度刻銘されたのは16人だけだったことが明らかになった。居留民団沖縄県地方本部・全泰慶団長が「平和の礎」の除幕式で次のように述べている。「ここで忘れてならないことは犠牲者の遺家族の中で子々孫々永代の恥辱であるとの理由で刻銘を拒んだ方々がおられることです。第二次世界大戦中、沖縄で犠牲になった韓国人の正確な数が今日に至るまで明らかになっていないことは、強制連行を実施した日本政府当局の無誠意、責任感の欠如を全世界にさらけだしたものです」。

沖縄県からの依頼で199人の名前が確認できたのが1994年9月。刻銘まで残された期間がごくわずかな中、韓国本国で個々の遺族と連絡し承諾を受ける作業がどれくらい行われたのか推測の域を出ないが、いずれにしても本国での動きは鈍かったと思われる。加害国の一自治体が取り組んでいる「平和の礎」事業が韓国国内でどの程度受け入れられたのであろうか。

#### ⑦ 「平和の礎」除幕式

「平和の礎」の除幕式には自さ社連立政権を率いる社会党委員長・村山富市首相はじめ三権の長が居並ぶ中、居留民団沖縄県地方本部・全泰慶団長は前述したとおり日本政府の責任の欠如を批判する一方、朝鮮総連沖縄本部・金洙燮委員長は、日本の植民地支配と無謀な戦

争により「従軍慰安婦」や朝鮮人同胞が尊い命を失ったとし、無辜の民を犠牲にした蛮行に怒りを表するとともに「平和の礎」が日本の過去の清算に結び付き世界恒久平和につながることを確信すると結んだ。日本政府から両団体のあいさつ文を事前に入手したい旨再三の要請があったそうだが、沖縄県はこれを無視した。アジアの人々を苦しめ、沖縄を日本本土の防波堤とした日本の戦争責任に自覚を促すという意味もあったと思われる、大田昌秀知事の信念を垣間見ることができる。

### (3) 朝鮮人犠牲者の追加刻銘はどこまで進んだか

#### ① 県厚生省名簿をもとにした追加刻銘

朝鮮人追加刻銘についての方針は県名簿で刻銘されていないものを引き続き刻銘するというもので、その作業は1996年度から2001年度までの6年間はコンベンションビューローに委託され、明知大学の洪鍾必教授がその任についた。2002年度と2003年度は洪鍾必と直接契約し、沖縄県はこの年度をもって県名簿の追加刻銘は終了したとし、2004年3月末で洪鍾必との契約を打ち切った。「平和の礎」建立8年目のことであり県政は稲嶺恵一に代わっていた。各年度の予算は100万円から150万円の間で、委託内容は、名前を突き止め遺族に会い刻銘承認を得るといったものだった。土江真樹子『季刊前夜』第1期・3号（影書房2005年）によれば、洪鍾必は住所を頼りに役所に行き、県からの委任状を見せ警察署の許可を得て古い戸籍簿を閲覧、該当者を探し出す。役所の職員からは仕事が増えるといった不平や、軍人・軍属は日本の協力者なのにといった不満を受けることもあったとしている。県は洪鍾必一人にこの仕事をまかせた。こうした洪鍾必の様子は琉球朝日放送「揺らぐ刻銘～沖縄〈平和の礎〉の理念を問う」（2004年、ディレクター、土江真樹子）で放映されている。これによれば96～97年まで洪鍾必は50人の遺族に会って44人から承認を得、6人から拒否されている。また44人の中に一人女性がいたが沖縄県はこの女性を刻銘しなかった。その理由は遺族に伝えられていなかった。沖縄県に確認したところ、シンガポールの病院で死亡しているため「平和の壁」の刻銘基準に該当しないという回答であった。彼女は1946年7月30日、肺結核により南方1陸軍病院で死亡している。沖縄戦との関連は見られない。沖縄県が厚生省の名簿から書き写す際に間違っただけと思われる。この件があって以降、沖縄県は朝鮮人女性を刻銘しない方針だという批判が定着しているが、行き過ぎた解釈といえる。県がそのような方針であれば「平和の礎」の精神から逸脱することになる。女性の姪が「女性だとわかってても刻銘すべきじゃないですか、女性たちのことをきちんと残すべきです」（同映像）と述べているように、沖縄戦の朝鮮人女性死亡者も「平和の礎」に刻銘されなければならない。沖縄の人々は女性たちと身近に接し、その死に立ち会い（渡嘉敷島）、病弱死した女性が埋葬されたことも知っている（石垣島）。身元が分かる手だてでは難しいが、記憶が消える前に記録される方法はないものだろうか。

洪鍾必は刻銘の難しさについて96年からの1年間を振り返り、次のように述べている（琉

球新報「1997年6月23日」)。「遺族は突然刻銘の話を知って戸惑う。戦後補償と関係あるのか、刻銘に費用が掛かるのかといった質問もある。遺族に粘り強く理解してもらって承認を得ている。拒否する理由として、公職にあるものが日本軍の軍人・軍属であったことで日本に加担したとみられるのはまずいと考えたり、公職でなくとも日本軍に加担した家族の子孫というレッテルが張られることを危惧する場合もある。また外国で死亡した場合、死亡者の財産処分は裁判手続きが必要であり法的な問題も出てくるため、外国で死亡したとされることに抵抗がある場合もあった。」

韓国で沖縄がどれほど知られていただろうか。洪鍾必が訪ねて初めて沖縄で死亡したことを知った遺族も少なくないという。「平和の礎」がどれほど具体的に理解されたか、日本政府との違い、靖国合祀とは違うことをどこまで理解してもらえたのか想像するしかないが、それでも承認をした遺族の思いを重く受け止めなければならない。この重い作業を一人で8年間担い続けた洪鍾必氏に改めて敬意を表したい。

洪鍾必のこうした丹念な活動によって最終的には2004年6月23日までに県名簿の419人中(当初発表は421人だがその後419人に訂正されている)359人が刻銘された(表1)。359人の内訳は朝鮮民主主義人民共和国が82人、大韓民国の方が、沖縄県が直接受付をして刻銘したのが18人、洪鍾必が関与した刻銘者が259人ということになる。このほかに個人特定はできたが刻銘に至らなかった者が30人おり、その内訳は辞退5人、名簿重複3、帰国後死亡21、対象外1である。この時点で名簿調査の残りは30人となった。朝鮮戦争で戸籍簿が紛失するなどしており個人特定は相当困難であることは想像できる。洪鍾必が最終年度の契約に入る直前、名簿の残りは41人で、内朝鮮名が判明していなかった者が35人いたことも明らかになっており、たとえ本人が特定されたとしても遺族にたどり着くまでには更なる困難があったと思われる。

また、県名簿外、即ち厚生省が把握していなかった死亡者が、2004年6月23日時点で洪鍾必が申請して27人、自主申告者が1人、太平洋同志会から35人、合わせて63人刻銘されていることが分かった。改めて厚生省の名簿だけに頼る刻銘方法では限界があり、平和の礎にはこうした限界を超えてすでに刻銘がなされていたことが分かった。

ところで最終年度契約終了後の2004年6月23日には15人が追加刻銘された。内洪鍾必申請の分は14人である。新城俊昭は自著『沖縄戦から何を学ぶか』(沖縄時事出版、2005年、第二版)で、洪鍾必はこの年に15人申請したが、内1人が1944年3月1日死亡であったため(沖縄県の規定で32軍創設の3月22日から刻銘可能)刻銘されなかったとしている。杓子定規な対応といわなければならない。洪鍾必は最終的に県名簿の259人を刻銘につなげ、さらに名簿がない27人を探し出し、合計286人の刻銘に寄与した。

## ② 名簿調査終了とその後

ところで洪鍾必との契約終了については批判が起こり稲嶺県政の姿勢を問う声があがっ

た。県は記者会見を開き、厚生省の名簿をさらに掘り起こす、個人ではなく遺族会の協力を得て広範囲に取り組みと発表した。洪鍾必は、「沖縄で亡くなった人全員を刻銘したい、契約終了は残念だ。刻銘する場所があるのに埋めることができなくむなしさを感じる」と訴えた（沖縄タイムス「2004年6月25日」）。

この問題を整理すると、第1に県の方針は当初から「県厚生省名簿の未刻銘者の刻銘」であり、その点でいえば8年間の調査を経てほぼ終了したといえる。第2に、だが洪鍾必は調査の過程で名簿外の犠牲者家族に会い刻銘につなげている。聞き取りの過程で新しい情報につながり、広がりや端緒をつかんでいとみられる。洪鍾必のまだできるという確信は8年間の実績を踏まえたものと言える。第3は沖縄県が洪鍾必一人に丸投げをしてしまったことについては検証が必要である。沖縄戦の朝鮮人連行の実態を「平和の礎」に反映させるという当初の理念が薄まり、名簿の未刻銘者を刻銘することに特化した残務処理的なものに質変してしまった。したがって本国で刻銘作業を進める洪鍾必と情報の共有をしながら刻銘の可能性を探るといふ、本来行政が堅持すべき姿勢を沖縄県は持ちえなかった。第4に、洪鍾必は韓国本国で300人近くの遺族と出会い話を聞いている。この記録が残されていないことは大きな損失といえる。この当時、現地調査について研究者や協力者によるプロジェクトが組まれて総合的に追加刻銘が進められていれば事態はまた変わっていたのではないかという思いを強くする。

洪鍾必との契約終了後、沖縄県は2005年から2010年まで韓国の「東亜日報」と「朝鮮日報」の二紙に、2005年には民団新聞にも追加刻銘の募集を行っている。もっとも最後の三年間は交互に一紙ずつであった。刻銘の手続きには、①刻銘者申告表、②戸籍謄本（戦没年月日及び戦没場所が確認できるもの）の提出が必要であり、詳しくは沖縄県のホームページを参照されよという内容である。まことに木で鼻をくくった内容であり、その間の刻銘者数を見ればその成果は一目瞭然である（表2）。韓国国内での問い合わせ先はなく、相談先は外国の沖縄県である。民団沖縄県地方本部長の金仁洙は、遺族から自発的に刻銘を申請しなければならない、どこで死亡したかわからない遺族も多いだろうと指摘している（琉球新報「2015年6月23日」）が、その通りである。たとえ沖縄に連れていかれたことが分かってもはっきりしたことは遺族にわからず、戸籍に死亡と載せることもできない。沖縄で死亡した証明をだすのは非常に難しい。この点については次の章で追加刻銘された3人の事例を取り上げ紹介したい。

沖縄県が表明した遺族会との協力、厚生省名簿からの更なる掘り起しはその後どうなったのか、情報公開を待っているところだが、県の動きは見えない。

## II 追加刻銘に関わって見えてきたこと

この章では、2017年刻銘の朴熙兌、権云善、2019年刻銘の金萬斗の3人の刻銘に関わって、そこで見えてきたことについて整理したい。

(1) 権云善と朴熙兌、二人の事例（2017年刻銘）

- ① 権云善 2017年刻銘、1915年1月10日生、慶尚北道尚州郡出身、陸軍軍属（臨時庸人）  
1944年7月13日 特設水上勤務第104中隊編入（第3小隊）  
供託金：未支給給与金 東京法務局 995円  
刻銘申請者：息子 権水清

父・権云善について息子の権水清は『強制動員被害者に聞く、まだ終わっていない話』（太平洋戦争被害者補償推進協議会、2010年）で詳細に述べている。あらまは次の通り。

「父は徴用された時、周囲から家族はどうするか、逃げた方がよいと言われたが、仕方がないと言っていたそうです。沖縄と一緒にいった同僚から話を聞いたところ、軍隊式に列を作って洞窟に入ったところ洞窟が爆破され、その時に父は亡くなったそうです。父を待ちながら暮らしましたが戻ってこず、姉が病気で死に母もそのあと亡くなりました。父が帰ってこずその恨みで二人とも死んだのだと聞きました。当時9歳だった私は親せきに預けられ、弟とも離ればなれになりました。食べるのが精いっぱいな時代、親せきの家で雑用しながら学校も行きませんでした。遺族会の方と一緒に沖縄に行ったとき、韓国人の名前がたくさん刻まれた壁がありましたが、その中に父の名前がありませんでした。遺骨を見つけたら祀ってそれから死にたいです。」

権水清は、高齢の体を押して父の遺骨を探しに三度沖縄を訪問している。県庁にも「平和の礎」への刻銘と遺骨の返還要請で二度訪れている。

- ② 朴熙兌 2017年刻銘、1919年3月28日生、慶尚北道奉化郡出身（創氏名 高木熙兌）  
1944年7月13日 特設水上勤務第104中隊編入（第1小隊）  
供託金：未支給給与金 東京法務局 1450円  
刻銘申請者：娘 朴春花

娘・朴春花が2015年、民団沖縄県地方本部主催の韓国人戦没犠牲者慰霊大祭に出席した折、遺族紹介がなされた。そのあらまは以下の通り。

「父は2男4女の長男として生まれました。祖父は際立ってよい人物で能力も秀でており、村の人たちが奉化郡守になりなさいという程でした。祖父が日本にわたって帰ってきてからは自動車を乗りまわすほどの裕福な生活でしたが、ある日日本人と酒を共にしたあと、電気拷問にかけられ精神に異常をきたし生活もだんだん苦しくなりました。村の里長に強制的に日本に行けと言われて父は徴用されました。村から合わせて8名が行き、解放後4人が生きて帰ってきましたが、残りの4人は現地で死亡したそうです。帰ってきた同僚から証言を聞いた母の話では、沖縄にわたって1年ぐらいした頃、食べるものがないため民家に降りて行きサツマイモを見つけて食べたところ、日本軍に見つかりその場で首を切られたそうです。父はそれで亡くなったということです。父が帰ってこないで母は再婚をし、私は一緒に暮らすようになりましたが、面倒を見てもらえず転々としながら不幸な日々を送りました。教

育を受ける機会はありませんでした。父について日本からなんの連絡もありませんでしたし、遺骨も受け取っていません。そのためお墓も作れず、生死の事実さえわからないので祭祀を行うこともできないでいます。」

朴熙兌は1944年8月、沖縄に到着すると読谷村渡具知に駐屯し、渡具知港で軍物資の荷揚げ作業をしていたが、年が明けた2月、渡嘉敷島に移動し赤松嘉次の率いる海上挺進第3戦隊の指揮下に入った。1年ほど経ってからという証言から、朴熙兌が日本兵に切られたのは渡嘉敷島に渡ってからだ。米軍に包囲された渡嘉敷島は食料に窮し厳しい食料統制が敷かれた。朝鮮人が食べ物を与えられず餓死していたという証言や、また朝鮮人がスパイ、統制違反で日本兵に切り殺されたという証言が残っている。赤松の副官と言われた知念朝睦は畑を荒らした朝鮮人3人を殺したと証言している（琉球政府編『沖縄県史』第9巻、1971年）。同じ慶良間諸島の阿嘉島も食料の欠乏で真っ先に犠牲になるのは朝鮮人であった。平時でも軍隊内での朝鮮人への食事差別は顕著で、朝鮮人に関する証言で多くを占めるのが、おなかをすかせて食べ物をもらいに来る朝鮮人の姿である。同僚の話からも朴熙兌が渡嘉敷島で日本兵に殺されたことは間違いない。

### ③ 二人が刻銘されるまで

二人の刻銘については委任を受ける形で沖縄県に申請を申し出た。しかし二人共県名簿（厚生省名簿）に収録されておらず、また、戸籍簿にも沖縄で死亡したという記載がない。朴熙兌の場合は奉化郡の住所で1952年死亡と記録され、権云善は戸籍の電算化に伴って除籍簿があるがそれ以前の履歴が出てこない。沖縄で死亡したことが戸籍簿からは証明できないのである。だが、二人とも厚生省から回答された在隊記録で水勤隊104中隊所属であったことが証明されており、部隊留守名簿にも二人の名前がある。死亡時の同僚証言もある。こうした事情を説明したところ沖縄県は申請を受理するとのことだったが、その後一転し書類不備のため受理できないとの連絡が入った。

戸籍の問題は洪鍾佖も苦戦していたが、戦争から戻ってこないからといって、人はすぐに戸籍を整理したりしない。いつかは戻ってくるかもしれないと思うのが家族の心情だ。やむなく戸籍を整理するのは残された妻が再婚する場合や財産相続等で戸籍の整理が必要な時、あるいは近い親族が死亡したのに合わせて除籍する場合などだという。日本政府は「未帰還者留守家族等援護法」（昭和28年）や「未帰還者に関する特別措置法」（昭和34年）を制定し、国の責任で未帰還者の調査をした。援護法適用のため戦死認定に漏れが無いようにしたが、旧日本軍の朝鮮人は外国籍としてこの法律から除外され調査されなかった。日本政府が公式に認定したのは「旧日本軍在籍朝鮮出身死没者名簿」の21,919人であり、実態にそぐわないことは前述の通りだ。権云善の場合、生死についての問い合わせに国の回答は「復員又は死亡記録なし」であった。

ところで申請に必要な書類について韓国側の支援団体関係者に協力をお願いしたところ、

靖国神社合祀取り下げ訴訟をしている最中であり、遺族は沖縄と日本の区分が難しく、新しく刻銘するよりもまず靖国から名前を消して欲しいと言う反応であることが伝えられた。そうしながらも二人の戸籍簿の取り寄せや死亡時の状況資料等、煩雑な作業に協力を惜しまなかった。

戸籍の問題がネックである以上、朝鮮人の刻銘は前に進まない。そのため「沖縄恨之碑の会」でも取り組むことが決定され、沖縄県と県議会に陳情書を提出、同時に署名活動を進めた。新聞報道も後押しし、文教厚生委員会で参考人招致されることになった。その結果、陳情書が採決され二人の名前が刻銘されるに至った。権水清は高齢で体を壊していたため来沖できなかつたが、後年韓国に行って直接お目にかかった時には二つの希望の内、半分が叶ったと喜んでおられた。

## (2) 金萬斗の事例（2019年刻銘）

金萬斗 1921年11月2日生、慶尚南道南海郡、(創氏名 金山萬斗)

1945年1月22日死亡、彦山丸乗組員（機関部）、死因 船舶に対する米軍機爆撃

刻銘申請者 甥 金昌琪

沖縄戦の朝鮮人調査の過程で本部町健堅に彦山丸乗組員14人の墓標が建てられていたことが分かり、韓国、台湾の市民たちと共に大掛かりな遺骨発掘調査が行われたが、遺骨を探せなかった経緯がある（2020年）。14人の墓標中2人が朝鮮人であったが、金萬斗は「平和の礎」に刻銘されていなかった。済州大学の高誠晩教授とゼミ生の崔ヘヨンの協力を受け、甥の金昌琪を訪ねた。金萬斗は結婚しておらず、兄弟も死亡しているため遺族は甥になるが、すでに70代になっていた。ところで遺族は金萬斗が沖縄で死亡したことを知らなかった。兄と一緒に連行され日本まで一緒だったがその後別れたため、兄は帰ってこない弟を死ぬまで気にかけていたと言う。

金萬斗の場合は戸籍簿で「昭和20年1月22日、時刻不詳、本邦南方海面において戦死」と確認されたため刻銘に支障はなかった。だが書類を役場でとり寄せて沖縄に送る手続きは遺族に託してきたために、その後、遺族からは特に外国郵便には気を使い、精神的にも負担が大きかったと伝えられた。

## (3) 直面した刻銘の難しさと課題

3人の事例を整理すると

ア、権云善と朴熙兌の場合、沖縄県は当初、戸籍簿で死亡が証明されないため刻銘はできないとしたが、その後総合的に沖縄で死亡したことが判断できるとして二人を刻銘した。

これは今後刻銘を進めていく上で大きな前例となり、刻銘への間口が広がったといえる。

イ、朴熙兌と権云善の場合は、沖縄に来て「平和の礎」があることを知り、そこに父の名がないことから刻銘を希望した。これは韓国では「平和の礎」が広く知られていないと

いうことを示していると同時に、沖縄に来て刻銘が動機づけられたということでもある。前述した韓国の合祀取り消し訴訟の関係者も、6月23日に沖縄の「平和の礎」を訪れてからは、遺族たちがこの光景を見ればもっと理解されるだろうと語った。

ウ、金萬斗の場合、沖縄で死亡したことを家族は知らなかった。「平和の礎」が沖縄にあることを初めて聞き、勧められて刻銘申請をした。洪鍾必もこのような例を語っている。日本からの情報で遺族につながっていく余地はあるということだ。

エ、遺族が高齢化しており、刻銘申請の負担は大きい。諸手続きの簡素化や協力団体のサポートが必要である。

#### (4) くすぶり続ける朝鮮人刻銘への評価

朝鮮人刻銘は遺族が拒否しているから進まない、加害者と同列に刻銘されることを遺族は望んでいない、といったことを耳にする。遺族にとって「靖国」と「平和の礎」の違いが見えないといった反応もあったが、大事なのは一人ひとりの遺族と向き合い、「靖国」とは違う「平和の礎」について理解してもらおうその過程を経なければならないということである。歴史の埋めがたい溝を市民の側から克服していくことが大事だ。「誤った国策には従うまい」「二度と武力の争いで命を落とすまい」、こうした沖縄の歴史から得た教訓と決意が込められている「平和の礎」を基点に、日韓間の幅広い共感が生まれることを期待したい。

### Ⅲ 刻銘の可能性は

それでは実際に刻銘を進めていくための手掛かりはあるのか。1995年当時と比べて研究は進んでいる。強制動員真相究明ネットワークの竹内康人は、2019年の「本部町健堅の遺骨を故郷に帰す会」主催の学習会で「沖縄戦関係・朝鮮人死亡者名簿」を公表した。

さらには韓国政府による被害者、犠牲者の調査が行われ、その認定作業が行われている。この経過については、対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会発行『委員会活動結果報告書』（2016年）に詳しく書かれている。それによると韓国国会で2004年、「日帝強占下強制動員被害真相究明等に関する特別法」が制定され、「日帝強占下強制動員被害真相究明委員会」（以下委員会）が正式に発足した。委員会は、被害者本人あるいは本人と親族関係にあるものによる申告を受け、精査し被害認定を下していった。2005年から2008年まで三度にわたって申請が受け付けられた。最終的に被害者認定されたものは218,639人であり、このうち沖縄関係者については以下の通りである。

韓国政府委員会の調査結果（沖縄） 2015.12.31

総数	死亡	後遺症	行方不明	生還
2,644	517	51	157	1,919

死亡者と不明者合わせて674人になる。このうち平和の礎に刻銘されていない者が相当数いるようだ。沖縄県は朝鮮人刻銘について本腰を入れて検討し、積極的な方針を打ち出す時である。

もう一つの可能性は、韓国の「行政安全部過去事関連業務支援団強制動員犠牲者遺骸奉還課」が、沖縄で収骨された遺骨のDNAから個人を特定し祖国に奉還するために、沖縄戦の遺族167人分のDNAをデータ化している。本部町健堅で彦山丸犠牲者の遺骨発掘を行った際には課長一行が来沖し、沖縄県、本部町、そして平和の礎を訪問している。今後の遺骨奉還に期待が懸かると同時に平和の礎刻銘の足掛かりとなるだろう。

## 終わりに

首里城の再建が進む中、地下司令部壕の保存と公開に向けた動きも始まっている。琉球王国時代に養われたアジアの人々との共生と共栄の精神が再び脚光を浴びている。「平和の礎」が教えてくれるのはアジアの人々との共存である。朝鮮人刻銘が進むことを願ってこの研究ノートをまとめた。

## 注

- <sup>1</sup> 高山朝光・比嘉博・石原昌家、2022年『沖縄「平和の礎」はいかにして創られたか』高文研
- <sup>2</sup> 沖縄からの出兵、移民等については以下を参照。沖本裕司編著、2021年『県内市町村史に掲載された中国での戦争体験記を読む～沖縄出身兵170人の証言』私家本
- <sup>3</sup> 注1 同書95p
- <sup>4</sup> 注1 同書92p
- <sup>5</sup> 立命館大学衣笠総合研究機構の成田千尋助教より慰霊碑の写真の提供を受けた
- <sup>6</sup> 沖縄大学が招聘したいきさつは、新崎盛暉著、1992年『小国主義の立場で』凱風社に掲載



## 「非公式」の大使によるトラベル・ライティング — Sarah Birdの *Yokota Officers Club* —

渡久山 幸 功\*

### Travel Writing by an Unofficial Ambassador: *Yokota Officers Club* by Sarah Bird

TOKUYAMA Yukinori

#### 要 旨

この小論ではサラ・バードによる小説 *Yokota Officers Club* における在沖米軍人家族の現実、及び、短期間の旅行者・滞在者の視点から描写される米軍占領下の沖縄社会を分析する。異文化接触のコンタクトゾーンである米軍占領下の沖縄の表象、及びアメリカ人による米軍に対する批判的視点を考察した。

キーワード：サラ・バード、トラベル・ライティング、沖縄表象、  
米軍占領政策、反ベトナム戦争

“History is a Kaleidoscope that can be twisted in an infinite number of directions.” Sarah Bird

#### はじめに

近年になって沖縄人作家による文学作品が英訳されて米国内で紹介されているが、米国人作家による沖縄関連の作品はどのようになっているのだろうか。自費出版を加えるとこれまで20作弱の沖縄を舞台にした作品が出版されているが、特に今世紀に入って、10冊以上の作品が相次いで出版されており、沖縄がアメリカ文学のインスピレーションとして注目を集めているといえるかもしれない。その多くは、元在沖米軍人及び軍属家族が沖縄滞在の経験を生かしてフィクション化したパターンが多い。

もっとも有名な作品は1951年に出版された小説 *The Teahouse of the August Moon* (『八

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 yukinoritokuyama@gmail.com

月十五夜の茶屋』)である。この作品は米軍政府の一員として沖縄戦に従事した Vern Sneider (1916-1981) が、彼自身の沖縄戦従軍体験をフィクション化した小説でベストセラーとなっている。この作品はのちに劇作家のJohn Patrick (1905-1995)によってアダプテーションが施された脚本がブロードウェイで上演され、当時としては珍しい日本語と英語によるバイリンガルの戯曲であるにもかかわらず、1953年から1956年にかけて当時の記録となる超ロングラン (1027回上演) の大ヒットとなった。また商業的だけでなく、批評的にも高い評価を受け、演劇界のトリプル・クラウンを独占している<sup>1</sup>。その影響もあって、その後の全米巡業公演のみならず、ヨーロッパや南米諸国でも次々と上演が続き、OKINAWAの名を世界中に知らしめることになった。その後、1956年に日本の奈良でのロケ撮影を含む映画製作が行われた。この映画版も大ヒットの成功を収めている。

しかし、『八月十五夜の茶屋』以降、米国文学の分野における沖縄を舞台にした作品に目立った動きはないという状況だったが<sup>2</sup>、その状況を変えた作品が相次いで出版された。Sarah Bird による *Yokota Officers Club* (2001) と *Above the East China Sea* (2014) である。前者は1960年代後半の米国軍の占領下の沖縄社会と文化及び米軍駐留の影響を描いており、後者は沖縄戦と在沖米軍基地の歴史的・政治的関連性の鋭い批評であり、恐らく米国人作家による沖縄を舞台にした作品群の中で最高傑作であろう。この2作品に共通することは、在沖駐留に対する批判的な視座であろう。この小論では、*Yokota Officers Club*における沖縄表象と米軍軍属がどのように日本復帰以前の米軍占領下の在沖米軍組織をとらえていたか考察してみたい。

Sarah Birdの経歴：

Sarah Bird自身のウェブサイト及びインターネット上の情報によれば、1949年にミシガン州アン・アーバーで米国空軍の父を持つBird家の6人兄弟の長女として誕生し、米国内外の米軍基地への転属を繰り返す幼少時代を過ごす。1973年にニューメキシコ大学を卒業し、1976年にテキサス大学オースティン校で修士号 (ジャーナリズム専攻) を修得している。

作家活動として1983年のミステリー小説 *Do Evil Cheerfully* の出版以降、これまで11冊の小説を出版し、最新作 *Last Dance on the Starlight Pier* を昨年出版している。ほとんどすべてのフィクションが彼女自身の実体験を基に書かれている。(その他にTory Catesの

<sup>1</sup> 米国演劇界のトリプル・クラウンとは、The New York Drama Critics Circle Award for Best American Play of the Year, the Pulitzer Prize in Drama, 及び the Tony Award である。

<sup>2</sup> Sneiderは、1960年に *The King from Ashtabula* を出版している。この長編小説は台湾と沖縄の間に位置する架空の諸島Nakashima Islandsを舞台に展開され、島民が住民投票で米軍政府によって体験したアメリカ民主主義ではなく数世紀前の王政体制への復古を選択するという内容となっており、基本的には『八月十五夜の茶屋』の二番煎じ的な作品である。小説は沖縄文化のオンパレードとなっており、第二の沖縄小説である。この小説は米国国内では商業的には売り上げを伸ばしたが、映画化されるような大きなインパクトはなく、沖縄ではほとんど知られていない。

ペンネームでロマンス小説を6冊、2016年にはノンフィクション*A Love Letter to Texas Women*も出版している。)彼女の作風の最大の特徴は、人物造形に優れていることであり、登場人物の会話のやりとりがウィットに満ち、ユーモアのセンスに溢れている、読んでいて楽しい、喜劇的なストーリーが多く、彼女のファンに最も愛されている要素である。1990年には*Don't Tell Her It's Me*の映画脚本を手掛けているが、これは前年に出版された彼女の3作目の長編*The Boyfriend School*の映画化である。テレビの脚本を積極的に取り組み、ニューヨーク・タイムズ・マガジン、テキサス・マンスリー、シカゴ・トリビューンなど全国誌の雑誌記事にも寄稿している。20年以上の脚本家キャリアにおいて、パラマウント、CBS、ワーナー・ブラザーズ、ナショナル・ジオグラフィック、ABC、TNT、Hallmarkのほか、いくつかの独立系プロデューサーと仕事をしている。沖縄を舞台にした米軍の家族を描いた*The Yokota Officers Club*を出版した2001年にはテキサス州「オースティン市の最高作家」に選出され、2015年にはMeryl Streep / Oprah Winfrey脚本家Labに選出されている。2016年には過去の沖縄戦と現代の在沖米軍基地をテーマにした第二の沖縄小説*Above the East China Sea*を出版している。Sarahは夫のGeorge Jonesとの間に一人息子がおり、現在、テキサス州オースティンに住んでいる。

*Yokota Officers Club* (2001) のあらすじ：

ストーリーは、一人称ナレーターを採用し、著者の分身である主人公 Bernie Root (18歳)の眼を通して語られる。一年間、カトリック系の8名家族と離れてニューメキシコ大学に通学していたが、大学の夏休みを利用して家族と夏休みを過ごすために、Bernieは初めて沖縄を訪れる。しかし、一年間、非軍隊組織の環境で過ごしたためか、家族の様子に違和感を覚える。嘉手納空軍基地に赴任している父Mace (米空軍少佐)は、軍人のプロフェッショナルリズムを相変わらず家庭に持ち込んでいるのだが、母親Moeは一日中ベッドから出ず、妹Kitは良からぬ連中と付き合い不安定な行動が目立つ。家族は機能不全寸前という状態であった。そんな折、母親Moeの勧めもあり、Bernieはダンス・コンテストのトライアウトに妹Kitとともに参加する。ダンスが得意なBernieはコンテストで優勝し、三流コメディアンBobbie Mosesのステージ・パートナーとして東京にあるいくつかの米軍基地をツアーすることになる。夏休みのアルバイトとなるこの2週間のツアーの仕事には、もう一つの目論見があった。それは、所在不明で音信不通となっていたFumikoをBernieに探してほしいという母親の希望である。Fumikoとは8年前に横田基地に住んでいた時のRoot家のメイドで、当時Moeにとって親友的な存在となっていた。ツアーの最後に、Fumikoと再会することができたBernieは、当時まだ幼く理解できなかった謎の事件の真相・秘密に関してFumikoの口から語られる際に、終戦直後のFumikoの過去に引き戻される。その謎の事件とはFumikoが突然メイドの職をやめさせられ、その後しばらくして父親に転属命令が出たためにRoot家が横田基地を離れて帰国するきっかけとなった事件である。8年経ってその

真相を初めて知るBernieであるが、それが米軍の秘密軍事工作作戦に関わりがあることが判明し、父親の突然の転属を命令される処分責任はBernie自身にあったことを知る。何故なら彼女がその極秘作戦をほかの軍属の子どもたちにもらしてしまったからである。Bernieはツアーの最終日に台風が接近しているにもかかわらず、家族の待つ沖縄にグアム行き軍用機で戻るのが、嘉手納空軍基地の滑走路にある展望デッキで父Mace以外の家族全員が心配しながら彼女の到着を待っているのを目のあたりして、家族の大切さを認識すると同時に、家族（より正確には軍隊組織）との決別を決意して物語は閉じる。

米軍家族の特殊な環境と再生のテーマ：

Sarah Birdは彼女の自伝的な体験を基に沖縄を舞台にした小説を構想したが、1968年の彼女の沖縄滞在は実際には数か月にも満たないものだった。2001年に出版された*The Yokota Officers Club*は、そのような短期間の体験を題材にして、世界中の米軍基地を転々とする軍人家族の生活を描いた稀有な物語である。彼女がこの小説を執筆した理由は、米軍基地が世界中に展開しているにもかかわらず、一般の米国市民にはベールに包まれていた軍人家族の実態を描写した2冊の書籍に出会ったことによる。それはPat Conroyの小説*The Great Santini* (1976) 及びMary Edwards Wertschの*Military Brats: Legacies of Childhood Inside the Fortress* (1991) で、後者は80人の軍属の子どもたちをインタビュー・調査した研究である。国外の米軍基地を転々とすることを余儀なくされるため、狭い人間関係しか築き上げることができない軍人家族のメンタリティを米国読者に知らせることは重要であるというSarahの信念がこのユニークなストーリーを書き上げた<sup>3</sup>。

物語は沖縄を紹介するパンフレットに印刷されている第36代米国大統領Lyndon Johnsonのメッセージから始まる。そして、米国市民としての軍属の心構えとして次の言葉でメッセージは締めくくられている。

After World War II, the island remained under U.S. military control. The United States will continue its custodianship as long as conditions of threat and tension exist in the Far East. Bear in mind as you begin your tour that the serviceman's family is just as much a representative of the United States Government as serviceman himself. (YOC p.3)<sup>4</sup>

<sup>3</sup> その他の米軍軍属の家族に関する書物にWilliam Wills *Base Jumping: The Vagabond of a Military Brat* (privately printed edition, 2013) 及びJames Lamont *The Generals's Children: American Families in Occupied Japan* (St. Petersburg, Florida: BookLocker, Inc., 2017) があり、前者は軍人家族の息子であった著者の十代の頃の回顧録で、第6章には沖縄滞在が記録されている。後者は占領下の日本に赴任した家族の回顧録となっている。

<sup>4</sup> *The Yokota Officers Club* (New York: Ballantine Books, 2001) は、これ以降はこの版に依拠しYOCと記す。

沖縄に向かう機内で目にしたJohnson大統領のメッセージは、主人公Bernieにその8年前の1960年に初めて横田基地に家族で転属した時に読んだEisenhower大統領のメッセージを思い出させる。そこにも軍人と軍属は、ホスト国との親善をつくる努力をし、米国が友好国であり、世界平和と米国の繁栄と安全保障を促進する国を代表する任務が海外赴任の兵士とその家族にはあるという主旨が書かれていた（YOC p.11）。つまりは、兵士と同様にその家族も米国を代表することを忘れないように、と訓示しており、米国市民にふさわしい行動をとることを要求している。しかし、Roots家族が家政婦を雇っていないこともあるのか、地元の沖縄人との接触・交流はほとんど描写されていない<sup>5</sup>。

日本復帰以前の米軍占領下の沖縄における米国と沖縄の女性同士の遭遇・交流を網羅的に調査したハワイ大学マノア校のMire Koikariによれば、米琉の女性の民間交流は積極的に促進されたが、それは純粋に沖縄の生活の質や公衆衛生の向上を目指したというよりは米軍の沖縄駐留をスムーズに遂行するための副次的なものに過ぎなかったという。つまり、相互理解よりも共産主義の脅威から東アジアを防衛する在沖軍事作戦への沖縄側の理解を深めるというものだった（Koikari pp.1-4）。Donna Alvahも沖縄における米軍軍属の女性としての「母性的」役割を次のように看取している。

American women who positioned themselves as maternal protectors attempted to ameliorate the military's impact on the lives of Okinawans, yet simultaneously furthered perceptions of Okinawans as a childlike people in need of American guardianship. This *maternalism* tried to ease the negative effects of *paternalistic* military control while reinforcing justifications for the Cold War domination of Okinawa by the United States. (Alvah pp.168-69 Italics original)

軍隊は父性性、軍属である妻たちは母性性があり、一方で沖縄人は米国の庇護が必要な子どものような存在とみなされている。この母性性は、軍隊の家父長制的な悪影響を和らげながら、冷戦期の米軍による沖縄占領の正当化を強化する役割を担っていたという。このような認識は、典型的なオリエンタリズムを反映している<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 地元民との交流として、基地ゲートにおける基地反対運動の抗議者（YOC pp.119-120）やBernieがダンス・コンテストに参加する時のコスチュームをオーダーメイドする時、コザの街に出向き、沖縄人女性の裁縫師とのやり取り（YOC pp.142-146）があるが、母親Moelは、横田基地に住んでいた時に覚えた片言の日本語を使ってフレンドリーに対応している。彼女の日本人観は次のようなものである（“Japanese are only dangerous to strangers. All we've got to do is to stop being strangers.” p. 120）。

<sup>6</sup> Christina Kleinのオリエンタリズムの機能は、米国と沖縄の関係性を説明している。“Orientalism constructed the “East” and the “West” as internally coherent and mutually exclusive entities; . . . Orientalism worked as an instrument of Western domination . . . by defining the East in relation to the West through a series of oppositions, each of which

母親Moeは家政婦（メイド）を雇うことなく（8年前の横田基地での事件のためにあるいは雇うことを許されておらず）、一日中ベッドから出てこない。そのためキッチンをはじめ、家の中は荒れ果てている状態を見て久しぶりに家族のもとに戻ったBernieは落ち着かない。さらに、極秘の任務で家を空けることが多い父親Maceの仕事の影響もあって、両親の仲はぎくしゃくしている。お互いに話をめったにしないなど不穏な空気が流れ、子どもたちに何らかの悪影響を与えていた。夫との仲がうまくいっていないこともあり、「非公式な」大使として、表面的な米琉親善交流に参加しないことによって間接的にも米軍駐留に有利になるような行動をとらないMoeの母親像に米軍組織への批判が込められているとも考えられる。Moeが米軍の信頼を失うきっかけは、8年前に軍事極秘任務が公になったことで処罰されたことだったが、物語の最後になってようやくその任務と別の基地へと転属の真相が明かされるミステリー仕立てになっている。しかし、当時10歳だった主人公Bernieにはその処罰の詳細が理解できなかったのだが、極秘任務の漏洩がBernie張本人だったということが判明する。それはメイドのFumikoが、任務から帰ってこない父親をとて心配している彼女に親切心から父親の部隊に何か大変なことがあれば、既に大事が起こっているはずだから、何もいってことは、その作戦部隊が無事であることを漏らしてしまう。その秘密の任務は、Fumikoが愛人関係にあったMajor Wingo（父Maceの上司）から聞いていたことであった。

“You can never tell anyone,” Fumiko had told me. “You have to swear.”

I stopped crying and sat up on my bed, alert. The secrets you weren't allowed to tell were always true. “I will.”

“No one.”

“Cross my heart and hope to die.”

“They are in Alaska. If they had been shot down, your country would be at war with Russia. They will be home soon.”

“But how do you now?”

Fumiko makes me swear one more time that I will never tell anyone.

“Major Wingo told me.” (YOC p.328)

しかし、口外しないと誓っていたにもかかわらず、同じく父親たちが帰還しないために心配している子どもたちにBernieは、その任務をうっかりばらしてしまう。それは、大国米ソ間

---

located the East in a subordinate position. It presented the West as, for example, rational, progressive, adult, and masculine and the East, in turn, as irrational, backward-looking, childish, and feminine. This binary logic constructed the East as an inferior racial Other to the West, and legitimated European imperialism by overdetermining the idea of Western superiority. (Klein pp. 10-11) このようなオリエンタリズム言説にみられる二項対立が沖縄占領を正当化するバックボーンであることは間違いない。

の戦争勃発になりかねない危険な任務が遂行されていた、といういかなる理由であろうと外部に漏れてはいけない極秘事項だった。その責任を取らされて家政婦Fumikoは解雇されたが、日本での生活で唯一信頼できる友人だったFumikoを失ったMoelは、夫Maceと米軍組織に激しい怒りをぶつけてしまう。この件に関連して連帯責任をとらされた父親は出世ルートから外されてしまう。数日のうちにRoot家は横田基地から米国内の基地への転属命令を受ける。

この逸話は、軍人の家族が軍隊組織と一体であること、そのために軍の論理や作戦が最優先されるコミュニティーに属する軍属にも暗い影を落としている真実が示唆されている。軍隊の論理の理不尽さや厳しい規律が兵士の家族の運命を左右しかねない緊張感の漂う空気が小説全体に流れている。1年ぶりに家族と再会したBernieは、軍隊コミュニティーの特異性を再認識する。

I was returning to a world where officer fathers lost their jobs when sons didn't mow the lawn, when daughters dated GIs, or when mothers misbehaved too often at Happy Hour. Who knew what happened when offspring allied themselves with groups that advised draftees to swallow balls of tinfoil and put laundry detergent in their armpits to fool induction center doctors? (YOC p.8)

ニューメキシコ大学で反戦団体 (Damsels in Dissent) に所属し、徴兵された若者を徴兵検査で不合格にすることに協力するBernieの個人ファイルがOSI (Office of Special Investigation) に存在している (YOC p.87)。軍属も監視対象になり、家族の振る舞いで父親が解雇されるという軍隊組織の特殊性は、家族内で緊張を生み出さないわけがないだろう。特に、Root家の場合は、常に秘密を抱える特殊な職業のために父親は家庭内でも口数の少ない態度を貫くことを余儀なくされ、コミュニケーションが不十分な機能不全の家族になっていくことも不思議ではない。軍事優先の方針に翻弄される特殊な家庭環境は、個人の精神・成長に大きな影響をあたえていると信じるBirdにとって、この小説のテーマは、機能不全の家族の再生 (絆の回復) なのである<sup>7</sup>。

#### 訪問者の沖縄の描写

8年ぶりに日本の米軍基地に転属されたRoot家は、沖縄をどのように観察し、認識しているのだろうか。沖縄の動植物、基地周辺の繁華街、基地反対・復帰運動、嘉手納カーニバ

<sup>7</sup> Birdはインタビューの中で人間関係と出自を注視したと言い、Root家の名前の意味を語っている。“I will say that in both *Yokota Officers Club* and in *Above*, I spend a lot of time looking at connection and ‘rootedness.’ I gave the military family in *Yokota* the last name of Root because that is service members and their dependents don't have” (Lowry).

ルの模様など詳細に描写されている。その時、地元民との積極的な交流がないため、説明的な筆致が目立つが、これは沖縄の事をほとんど知らない米国人読者に沖縄のことを知らせる意味合いがあるのは明らかである。太平洋戦争後半世紀を経た2001年でさえも沖縄戦の説明をしなければならないことは、米国民の沖縄の非認知度を反映した描写だととらえても差し支えないだろう。

YOCはノンフィクションではないが、トラベル・ライティング言説の一形態だといってよいだろう。主人公でナレーターのBernielは、沖縄初訪問の旅行者であり、他の家族も沖縄に1年間ほどしか滞在していないため、まだ旅行者的な感覚を持ちあわせていると見なしてもおかしくない。YOCにトラベル・ライティングの要素を見つけることはたやすい。なぜなら沖縄は米国が支配している極東地域の植民地であるからだ。Justin D. Edwardsによれば、トラベル・ライティングはかつて植民地政策を後押しする重要な役目があったという。

Travel writing was vital for supporting the Orientalist project and became an increasingly popular genre for audience back home who wanted to read about how European colonial powers were engaging in “discoveries,” missionary projects, military conflict, and trade. These travel narratives included seemingly objective accounts of “other” places and peoples that constructed distinctions between “the Orient” and “the Occident,” which supported imperialist expansion through depictions of “the East” as inferior. As a result, these texts were linked to socioeconomic and political structures that sought to justify colonization and garner institutional support for imperial expansion. (Edwards, p.22)

自国の優位性と植民地政策の正当化を強化するトラベル・ライティングは、珍しい異国文化の発見、軍事紛争、布教活動、貿易にかかわる植民地政策を知る重要なメディアであるが、そこには報告者の無知ゆえの偏見からオリエンタリズムの描写・説明がみられ、自分たちとは異なる劣等な「他者」を構築し、西洋諸国（白人）の植民地拡張を支持する言説が多い、という。しかし、YOCをトラベル・ライティングの一形態と見なす際に、留意しなければいけない点がある。それはBirdがノンフィクション（回想録・旅行記）ではなく、フィクションを創作したことであり、それは沖縄に関するリサーチを丹念に行ったことを意味しており、「観察する私」（“seeing I” Edwards, p.20）の実体験・観察だけではなく、著者自身の問題意識やヴィジョンが表明されていることを認識することは非常に重要なことである<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> Sarah Birdは家族との対話で、同じ家族一人一人にも異なる記憶があるため、Bird家の公式な回顧録ではなくフィクションにこだわった理由を次のように説明している。“I wanted to go beyond the puny details of my own puny life and try to tell a bigger story.” (“A Reader’s Guide: A Conversation with Sarah Bird” in *The Yokota Officers Club*)

学校の地理の授業の課題で、テーマに沖縄を選択した妹Boscoの口を通して、悲惨な沖縄での地上戦の日米両方の兵士の戦死者数と沖縄の非戦闘員の死者数を明示し、戦後になっても爆弾に使用された化学物質が土壤にあまりにも多く残っているために何も育つことできない土地があることや、不発弾で足を失った子どものエピソードを説明するなどして、さりげなく沖縄戦の「後遺症」を紹介している（YOC p.44）。

また、特徴的なのは、米軍人にとって沖縄は性産業のイメージで溢れているということだ。娯楽の少ない1960年代の基地周辺の繁華街は米兵相手の娼婦・バーのホステスの呼び込みが猥褻極まりない言葉で表現され、“You want three-holer? I do three-holer.” [YOC p.26]）、沖縄以外ではお目にかかれない風俗業の広告のキャッチコピーが書かれている（“Unguibus et Rostro. “Ugly Butts and Roosters, nowhere else but Oki”” [YOC p.30]）。戦後日本から切り離され、米軍政府の支配下で、米国政府からの財政的な援助が充分ではなく、貧困状態が続いた沖縄は発展途上の地域のように米国人の眼には映ったであろう。圧倒的に多い男性で構成される基地周辺の地域では、性産業は米軍人の数少ない娯楽であり、地元経済の主要産業になることは自然なことであった。しかし、「非公式の大使」を担うはずの米軍人が本国から遠く離れた外国の地でこのような性搾取を日常的に行っていることに対する批判を暗示させるコザの街の描写である。

これらの否定的な沖縄のイメージは、米国人読者に強い印象を与えることは容易に想像できるため、無視することはできないが、これらのイメージはほとんどすべてが沖縄戦とその後の米軍占領政策に起因するものであり、沖縄固有の現象ではない。つまり、沖縄戦の爪痕及び米軍文化が反映されたイメージにすぎないのである。Birdは1960年代の米国防省サービス会報（*DoD Service Bulletin* “Welcome to Okinawa”）の一部（“HAZARD SECTION”）をそのまま掲載している。そこには沖縄任務の注意事項が書かれており、亜熱帯気候、ハブ、マラリア蚊、不発弾、風土病、台風などの情報が簡潔に説明されている（YOC pp.61-62）。ほとんどが21世紀の沖縄生活にも通用する有益な情報であるが、沖縄が魅力的に見えず、沖縄任務に対して心配が募る内容であることも否めない。指摘しなければならないことは、これはBird本人の文章ではなく、国防省の沖縄観が反映されているということである。小説全体を通して、沖縄社会のネガティブな描写が多いにもかかわらず、そのほとんどすべてが米軍基地に起因するものであり、コンタクトゾーンにおける文化衝突の瞬間にありがちなオリエンタリズム的な偏見やステレオタイプの描写ではないということである。言い換えれば、1960年代の沖縄というトポスにとって在沖米軍基地が絶対的な「場所の感覚」（“sense of place”）として機能していること、つまり、良くも悪くも米軍基地が中心であった沖縄社会であることを示唆する、一種のルポルタージュ・フィクションとなっているといえるだろう。

#### 米軍基地・米軍組織・ベトナム戦争批判

Birdが米軍基地や軍の論理にもかなり批判的であることは特筆に値するだろう。特に、

近隣住民にお別れの挨拶もできず、一夜にして跡形もなく引っ越しを余儀なくされる恐怖を抱く軍属の家族の懸念は、一般市民には理解しにくい現実である。Bernieは、これまで過ごした様々な米軍基地を特徴づける広大な嘉手納基地を眺め、建物が密集したコザの街と比べる時米政府の税金の乱費に初めて気付く（*YOC* p.31）。しかし1960年代後半では、アジア最大の滑走路がある嘉手納米空軍基地は米軍人にとって太平洋のジャンクヒープ（ゴミ集積場）のような場所だとも認識されていたようで、父親は“Kadena Air Base, the elephant graveyard of the Pacific. Where military careers come to die. Where the deadwood is farmed out to rot away.”（*YOC* p.30）と皮肉っぽく初めて沖縄に足を踏み入れた娘Bernieに説明している。ベトナム戦争中の軍事任務に関しても、母親Moeの批判は強烈である。

“C-one-forty-one . . . They take off and land all night long. Cargo planes going to Vietnam . . . B-fifty- two. Can you hear the difference? . . . A plane takes very three minutes. Do you realize how much fuel that is? A million gallons every day. A million.”（*YOC* pp.52-53）

爆音を聞いてその戦闘機の機種を当てることができるほど戦闘機の離発着は昼夜問わずあまりにも頻繁に行われているため、燃料が無駄に使われていると感じているのである。

*YOC*では、米国愛国主義・ナショナリズムに傾倒せず、米軍コミュニティ外部の情報・文化・自由に対する真の理解の必要性を示唆している。例えば、母親Moeの米国軍人家族の婦人たちとの付き合いは、かなりぎこちなく、特に在沖米軍基地内の生活の閉塞感によるフラストレーションは、子どもたちにも感じられている。Bernieの小学生の妹Boscoは次のように母親を観察している。

“Christina Kelso’s mother says that Kit is just a big P.R.I.C.K tease and that she’s going to get into more trouble . . .”

“Gosh, Christina’s mother must not have much to worry about.”

“Nobody does. Not here. Mom says that’s the problem. That’s exactly why she hates living on-base, and it’s ten times worse here than any other place we’ve ever lived, and the officers’ wives are the cattiest bunch of bitches she’s ever seen, and the less we have to do with any of them, the better. That’s why she hates it so much and never gets up. She sleeps all day . . .”（*YOC* pp.44-45）

Fumikoのような友人（日本人メイドであるが良き相談相手だった存在）がいない狭い沖縄で、特にフェンスで囲まれている米軍基地内の住宅に住むようになれば地理的閉所恐怖症になっても不思議ではない。

大学でベトナム反戦グループに所属するBernieを問いただす二人だけの会話で、父親Maceは徐々に興奮していき、彼の自論を吐き出す。ベトナム戦争を歴史上誰も体験したことのない戦争だととらえ、ペンタゴンが北ベトナム軍の防衛力を過小評価していると批判する。

“No one’s ever fought at a war like this before, where you hand the enemy your ass on the platter, then have to snatch it away and hit him over the head with it . . . . It’s a parody of the war. An expensive half-ass intervention in the wrong cause in the wrong country in the wrong part of the world . . . .” My father gives a comradely gasp of exasperation now that we both agree on how ridiculous this war is . . . . “Pay every man, woman, and child in North Vietnam what –thirty thousand? Forty? Hell, pay ’em fifty thousand a year for life. It’ll be cheaper than what we’re doing now . . . . That you can build thirty-five –*thirty-five!* – elementary schools for what one strategic bomber costs and that good schools were going to keep American a hell of a lot safer in the long run than B-frigging-fifty-twos.” (YOC pp.105-106, My underline)

父親の極端な自論は、実は、植民地の経済的自立の必要性を繰り返し強調するVern Sneiderの見解と酷似している。つまり、長期的には、軍事的支援よりも経済的援助（特に教育制度の充実）の方が他国に米国をより理解させ、そして両国間の友好的な関係を築けるという見解である<sup>9</sup>。

## おわりに

Vern SneiderとSarah Birdは両方とも沖縄人の立場を理解し、同情的な眼は同じだが、最も顕著な差異は米軍組織に対する態度であろう。Sneiderは戦後直後の沖縄の米軍政府の施策に懐疑的で、米軍優先の占領政策を批判しているが、米陸軍に従軍していたことに誇りを持っていため、軍隊組織への批判は希薄、あるいは楽観的である。一方、Birdの米軍組織に対する批判的な視座は鋭い。恐らく彼女が学部・大学院で学んだジャーナリズム倫理が関係していると思われる。彼女はあるインタビューで海外展開する米軍基地の費用と軍産複合体の税金の流れについてコメントしている。

<sup>9</sup> Vern Sneiderの沖縄小説2作品 (*The Teahouse of the August Moon*及び*The King from Ashtabula*)とも共通して占領地域の経済的自立をゴールとする占領国の経済援助を重要視するメッセージが込められている。

There's a basic rule of journalism: Follow the money. My wish is that the military-industrial-Congressional-intelligence industry would be stripped of its “dark budges” and tricky account practices and forced to give an accurate accounting of the colossal sums it is spending. If there ever were a time when America could afford such extravagance, it is long past . . . . We need this basic information to see that, as a nation, we can no longer afford to write blank checks to a military controlled by those whose jobs, whose corporate bonuses, whose congressional seats depend on our country being, forever, at war. (Lowry)

抜粋したSarah Birdの軍隊批判、戦争依存、国家の軍事政策に偏った外交政策への批判的なコメントはYOCに反映されている。米軍占領下の沖縄社会に関心のある人にとっては、米国人の眼から見たOKINAWA及び基地内の特殊な空間を垣間見ることができる貴重なテキストとなっている。父親が職業軍人であるにもかかわらず、米国の軍事基地海外展開を客観視し、自己批判的な考察をすることができるのは、Sarah Birdが沖縄の歴史と状況に対して十分な理解と共感があるということを示している。

#### 謝辞：

第62回 日本アメリカ文学会年次全国大会（2023年10月21日 於札幌学院大学江別キャンパス）で口頭発表した原稿（「非公式」の大使から魂の救済者へ—Sarah Birdの沖縄小説—）の一部である。本研究は科研費（研究課題番号26370322及び20K00442）の助成成果の一部である。

#### Works Cited

- Alvah, Donna. *Unofficial Ambassadors: American Military Families Overseas and the Cold War 1946-1965*. New York: New York UP, 2007.
- Bird, Sarah. *The Yokota Officers Club*. New York: Ballantine Books, 2001.
- . *Above the East China Sea*. New York: Vintage Books, 2015.
- Bird, Sarah with Steve Rabson. “Above the East China Sea: Okinawa During the Battle and Today” *The Asia-Pacific Journal*, Volume 11, No.2., June 2014. (1-11). <https://apjif.org/2014/11/22/Steve-Rabson/4124/article.html> (2023/10/20 Accessed).
- Edwards, Justin D. “Postcolonial Travel Writing and Postcolonial Theory” in *The Cambridge Companion to Postcolonial Travel Writing*, ed. Robert Clarke. Cambridge: Cambridge UP, 2018. 19-32.
- Klein, Christina. *Cold War Orientalism: Asia in the Middlebrow Imagination, 1945-1961*. Berkeley: U of California P, 2003.
- Koikari, Mire. *Cold War Encounters in US-Occupied Okinawa: Women Militarized*

*Domesticity, and Transnationalism in East Asia*. Cambridge: Cambridge UP, 2015.  
Lowry, Mary Pauline. “Q&A With Sarah Bird About Her Novel *Above the East China Sea*” Huffpost. (Updated Dec 6, 2017). [https://www.huffpost.com/entry/qa-with-sarah-bird-about\\_b\\_5509209](https://www.huffpost.com/entry/qa-with-sarah-bird-about_b_5509209) (2023/10/20 Accessed).



## 運針・手縫い縫製に係る和服と琉服の 構成・縫い技法の比較研究

熊谷 フサ子\*

Structural Composition of Wafuku (Traditional Japanese Kimono) and  
*Ryufuku* (Okinawan Traditional Kimono), based on the Handling of Needles  
and Hand Sewing, as Well as a Comparative Study on Sewing Techniques between Them

KUMAGAI Fusako

### 要旨

長年手縫い縫製に従事する中で、手縫いの基本技法である「運針」の指導が学校教育現場から消え、言葉そのものが死語になりつつある現状を危惧する。加えて、日本の和服と（嘗ての）琉球国の衣装について、双方の構成・特徴等を記述・比較して纏めることで次世代へ継承される一助を担いたい。

キーワード：運針、和服、琉服

### はじめに

比嘉政夫先生に「縫い」を「民俗学」の括りの一つとして評価を賜り沖縄大学・院生の一席をいただいた。「手縫い」に拘りを持ち、緒方修先生が沖縄大学地域研究所・所長をされた頃は、web上で積極的に投稿した。縫うことは考える力・目に見えぬ不思議な力の実感がある。

### 目的

近年、国や県は「ものづくり」を提唱している。小学校へ外部指導員として出向く機会が増えた。児童にもものづくりを体験させる「ものづくり体験教室」もその一環。身近に信頼で

---

\* 特別研究員 unshin.renshuu715@gmail.com

きる現役の先生が指導のすることが当然の姿ではないか。

運針指導は、いつ誰が教えるか。本稿は、これまで実践してきたことを改めて文字表記することにある。1969年より本格的に和服製作に関わり、チン（以後琉服と記す。）は、遅れること1981年頃から現存する資料作品等から調査研究、作品を復元的に実践してきた。「和服と琉服」の相違を求められるも、具体的に双方の特徴を説明・記述することはなかった。和服と琉服について縫い・構成・特徴等について纏め・考察することで自らの気づきを見出すことにある。

## I 手縫い

### 1. 手縫いの広義

「手縫い」とは、ミシンを使うことなく、文字通り手で縫うこととしてきた。この表現は充分であろうか。20数年前、出先の京都で中村久子（1897～1968）の男物袴羽織の作品に遭遇した。凍傷で手足を切断した彼女は、口に針を持って（銜えて）裁縫をした。足で針を支えて縫物をされた方も居られることでしょう。そのことを考えてみると「手縫いする」の表現は私的で短絡的な表現であろうか。手縫いすることの表現は、「脳から発せられた指令により、体・身体の一部が縫いの行為を営む・施すこと」と、定義するほうが望ましいのではなかろうか。

改めて、手縫いする行為は、縫い道具の針と糸を用いて布と布を縫い合わせる行為であり、その行為から派生する仕草で縫いの技法の名称が付される。（『沖縄における手縫い文化の探求』熊谷（40～50頁 2007年）。

### 2. 運針と運針技法

運針とは、文字通り「針を運ぶ仕草」、布と布を合せて縫う基本的動作で、縫う・くけること全てが運針の仕草・行為で括られる。裁縫は、運針に始まり運針に終わる、と先輩諸氏は口伝する。洋裁でミシンが踏めないことと同じと言える。運針に用いる道具は針と指貫。一般的な使い方は、利き手中指の第二関節に指貫をはめ、針を親指と人差し指で持ち、メドを指貫に当て、針先が0.5mm程指先出るのが望ましい。針の長さ・太さは、布の密度によって異なる。作業に要する針は、縫針1本、待針4本、待針はセルなどの無い衞け針が望ましい。

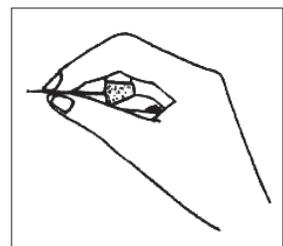


図1 針の持ち方

まず、運針の上達には、針と指貫を使い針のメドを指貫に当てて縫えるように、針と戯れことにより、自ら針の持つ感覚を覚える。針のメドを指貫に当てて針が進むようになれば第一段階をクリアできたことになる。良い作品作りには、針目の大小の他に糸コキが最も大切な仕草になる。糸コキは一定間を針のメドを使って糸をゆるめ、布と布の間にメドを通して

調整する。縫目にめどを奏でるかすかな音で針目が飛んだ等、針目の「良し悪し」を確認している。

裁縫作業の疲れにくい方法は、体と脳の力の分散をすること、左右の指で布を引っ張り合いする事により、「ここを縫って」と、(繊維)が案内してくれる。布と対話してリズムよく縫い進める。縫い目に着せ掛けをすることで縫い目を保護する。深さは浅からず深すぎず、2mm前後で均一なキセは、縫い目が真っ直ぐに縫えた証である。(図1:和裁教科書・7頁・筆者一部修正)

1912年の今村順子『新編裁縫教科書上巻』には、小学3・4学年から裁縫実技が授業のカリキュラムであった。先の大戦を経て目覚ましい生活様式の変化・教育内容等の改訂に伴い現在に至っている。現在、学校では、小学高学年になれば裁縫道具が用意される。子どもたちは針が持てない、指ぬきが使えない、先生が基本の運針ができない等、教育現場と国の施策のミスマッチを痛感する。先生の資格を得るために大学で一定の科目を取得して教員免許が与えられる。

この度、『新垣博子先生定年退官記念誌家庭科教育とともに』の一冊の本に出合った。これからの家政学の領域を模索、特に手縫い技法の継承・生末を案じ、その一例として掲げ、関係各位と共有を願いたい。

### 3. 運針実技の指導・領域は

『新垣博子先生定年退官記念誌・家庭科教育とともに』の「発刊のあいさつ」で新垣博子先生の紹介がある。一部を以下に転載する。

「東京女子高等師範学校を卒、昭和25年の琉球大学の開学から家政学科の発展に尽力、学内の管理運営、評議員、補導厚生委員、学科主任を歴任され大学発展に寄与された。学会では、日本家政学会評議員、(一中略)在職35年は家庭科教育の発展に心血を注がれた。」「家政学科は開学当初、故翁長君代先生、渡口文子先生と私の3人、ここに普及事業定員が加わり、教官は家政学科授業科目を担当、生活改善普及に当たった。」と、記されている。筆者の知る中で、翁長先生は県内では知名度のある料理の先生、渡口先生は和服業界が沖縄支部設立に伴い、支部長に推挙、琉装の研究をされたが大学内での活動は不詳である。新垣博子先生は、記念誌の中で次のような「食」を主にした研究論文が記載されている。「沖縄県における学童の栄養調査V新垣博子・外間ゆき・尚弘子」、「中学生の食物に対する嗜好度について 新垣博子・文沢義永」、「中学生の食物に対する嗜好度の地域差について 新垣博子・文沢義永 58頁～78頁 (4～8項目の論文は省略)。従って、琉球大学創設期から近年に至るまで食物を主にした家政学・家政学科であったことと推察される。

尚、琉球大学の家政学の名称は、創設当初の「家政学科」から日本本土復帰年の1972年には、「家政学・家政学科」の名称が消滅される。資料には以下に示されている。

「1950年5～1952年3 応用学芸部家政学科、1952年4～1954. 3 家政学部家政学科

1954年4～1967.3 農家政工学部家政学科、1972.4～現在 教育学部中学校教員養成課程」。

琉球大学創設20周年記念誌428頁には、第1回から18回（1953～1970年）までの卒業者の就職先・職種別の状況が表示され、全体の卒業者数7,971名、小・中・高へ就職した数は4,149名で全体の52%が学校の先生に就いていることが示され、今日に至っていると推察される。

教員免許に運針実技演習の1単位を付すことで、外部指導員に替えて担任の先生が直に運を指導する現状の改善されることに期待したい。

付するに、運針の習得は特別なことではない、鉛筆が正しく持てるように練習をすることと同様に難しいことではない。一定期間継続することで子ども達は身に付くことでしょう。

## II 和服

### 1. 和服の広義

和服を辞典で調べると「日本古来の衣服、着物」と記されるのみである。嘗ての平安・室町時代の貴族の正装は、裙を腰に巻き、小袖を着る、その上に袷うちぎを重ね着したとされる。現在の和服は、その時代の下着であった小袖が表着として改良されたと言われている。

### 2. 呉服地

古人は、体を纏う布として布幅、布丈を定めた。1端（反）は幅が36.0～42.0cm、長さ11.5m～12.0mと商品規格を制定した。成人のきもの1枚分の用尺を着尺地1反とした。2反続きを1匹（疋）物、襦袢地、羽尺地、袴地、コート地、の種類があり、並幅物と広幅物が商品として市場にある。呉服地の特徴は洋服地のように必要尺を買い求めることはできない。



図2 振袖・筆者製作品  
(和服・振袖・紅型染、2016年11月、ワシントン大学博物館で紅型展を開催、同博物館へ贈呈された作品。)

### 3. 和服の構成

背を中心に左右に後身頃・前身頃・衿の左右対称のシンメトリカルな構成で衿を中心に纏める平面構成になる。衿は服の中心であることから「領」と呼称される。形は垂れ領・交衿である。衿布を保護する為の共衿を付される。

### 4. 和裁

和裁とは、和服を裁ち縫いすること、昭和初期頃から洋装が普及し、洋服の仕立を洋裁としたことから、生まれた造語とされている。

前述したように1反の三分の一使は、産着から成長に合わせて0～2歳頃まで一つ身長着・三つ身長着、二分の一使いの裁ち方は、3歳～7歳のそれぞれの四つ身長着となる。

一反使いには、大裁ち（本裁ち）、カギ衽裁ち、三ツ割裁ちがあり、柄合わせで・内揚げ入れなど1反を十分使いこなして工夫次第で次世代まで着用できるのが和服の利点である。

和裁教科書には、刀入れ・鏡掛・三味線袋等の記載があり、事実・筆者訓練中に座布団・かいまき・丹前等の夜具類を製作した経験がある。

## 5. 和服の寸法

基本的に着用する本人の身長、衿、腰回りを採寸して決める。寸法の割り出し方にも先人の知恵と工夫が伝承されている。着用して上前の衽・袖口・衿等が汚れた場合、目立たぬように仕立替えが可能になるように考慮されていることも、きもの一枚が二代目・三代目まで着用できる、といわれる所以である。

身頃は、体を包み込む風呂敷を広げた大きさ・前・後・前幅を補足する衽の構成である。袖の形は袖丈が長くなれば優雅さを演出され、短い袖は、活動的で普段着として好まれる。振袖・長袖・袂袖・筒袖・元禄袖・角袖・留袖・船底袖・変わり筒袖、等々、形状で名称が付される。

最近では、既製品の襦袢寸法に統一する傾向がある。肩明きは、衿付けに必要最小限度に布に切り込みを入れる個所で首周りの四分の一が目安になり、衿布幅とのバランスが調和され、肩明きと衿幅の割り出し方など、ここにも先人の知恵に気づかされる個所である。繰越の役目は衣紋抜き役目があり、着付けの好みで寸法が決まる。

和服は、日本人の体形に似合う構成上で完成された衣装とされている。今日では、更に手縫い技法の向上で合理性に完成された日本の伝統衣装として位置づけられている。

## 6. 和服の各部の名称

図3のように、中心に衿・共衿、衿下・衽、袖口・袖付・振り八ツ口、身八ツ口、脇・後身頃・前身頃の構成である。

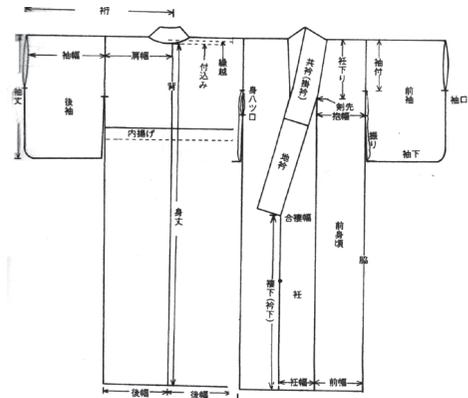


図3 単衣長着の各部の名称

## 7. 和服の縫い技法（縫い方）

### (1) 袖

- ① 袖下の袋縫い、又は裁ち目かがり。
- ② 袖口の始末には、三つ折くけ、四つ折りくけ、撚り衿けがある。
- ③ 袂の場合：丸み形の縫い縮め、角の場合：袖口下と袖下に着せかけ、重なりを折り畳み止める。

### (2) 身頃

- ① 背縫い：二度縫い、袋縫い、背伏せ布で縫い代をくるむ。背縫い代は1cmで常に最

小限の縫い代であること（リメイクを考慮する。）

- ② 繰越・揚げ代のつまみ縫い、縫い代の始末は伏せ衿け。
- ③ 衿・衿下しまつ：三つ折り衿け。
- ④ 衿付け：肩周りに補強の当て布の肩明きの変化に伴い筆考案、ハベルは蝶・魂の有形・力の意）…衿付け縫い代は最小限の縫い代。三つ衿縫い代の足布、衿先に芯を付する。衿の形により、縫い代始末が異なる。
- ⑤ 共衿付け・始末。一衿付けの前に地衿に共衿を付す手法も有り、熟練で工夫の発見がある。
- ⑥ 脇縫：縫い代が大小で一度縫い・二度縫い、縫い代は片返し・縫い代を開いて始末する。
- ⑦ 袖付け：身八ツ口が有無で付け方が異なる、付け詰の場合は、留を入れて補強する。身八ツ口がある場合は、振り八ツ口を耳くけ・折り伏せ衿けする。
- ⑧ 明き止まりの始末には、材質や着用目的により「門止め・笹ペリ」を付す。

## 8. 和服の寸法・構成・縫・等の特徴

布を十分に生かした全体的寸法の割合・割り出し方には、作り替えを考慮した経済的・合理性のあることは度々触れてきた。

袖口の始末には、三つ折り・撚り衿け等の手法がある、着用して汚れれば、更に衿けることで汚れが隠れる、袖付縫い代から袖幅を出して衿寸法を補う、完璧な構成と言える。

手縫いのメリットは、縫い始めに糸の先に作る玉留を取れば糸一本を引いて解くことで元の反物になり、布に傷を付けることなく寸法直し・縫い替えが楽にできること。

## 9. 和服の着装美

和服姿は、筒型の体形に直線的きものラインと帯の曲線と布地のしなやかさが調和されたシルエットで体形の補正をするなどの工夫で和服美人を醸し出している。日本人は誰でも和服が似合うと言われる理由であろう。

加えて、襦袢とのコーディネートで衿元の半衿、袖口・振八口から覗く襦袢の色、羽織を脱いだ時の裏地、裾さばきで見える襦袢なども和服の効果的美意識の一つである。

## 10. 気づき・その他

畳む時に中敷きなど紙を補って畳み、袖口には厚手の紙を挟み、その上に平板等を載せて重圧する。衣の保存には防湿・防虫対策をする。絹・羊毛等の繊維は虫の害を受けやすく、防虫剤を用いて保護する。但し、塩素系の防虫剤は白地の絹・羊毛・金銀糸は異変を生じるため衣に直接 触れないこと。虫干しも防湿の効果がある。土用干し（7・8月）、虫干し（9月～10月）、普段に適度に着用することが「衣」には優しい環境と言える。

作品を手掛ける前に布の整理は欠かせない。布の整理には「地のし・湯のし」をする、繊維の縦横/斜めに地詰まりをすることで狂いの無い寸法や仕上がりの出来栄えに影響する。

裁つ前には、検反・表裏の確認は表地に糸標、織・染むらの有無を調べる。検尺・表示された長さを確認。用尺を見積り、残布の有無を調べる(残布が柄合わせに要する必要尺になる)。

柄合わせ順序は、1 上前脇、2 背、3 袖、4 上前衿、5 衿が基本である。既製品の裁縫道具は、先人の工夫を参考に作られたと言われている。実務実践することで常に身近な物で工夫することで「私だけの道具」が生まれる。

現在使用されている道具を列記すると、針(和針)・指貫(動物の皮を鞣したもの)・縫糸(絹・木綿・化繊) 躰糸(甘撚りの木綿・絹)、掛け針、くけ台、裁鎮(文鎮)、石鹼(標附け用)、電気コテ、角ヘラ。ものさし、アイロン・アイロン台、充て布・シップ布、霧吹き、検針器、その他、はがき大の厚紙、テッシュ等、1にも2にも作品の製作を重ねることで発見がある。

作業に時間をかけ過ぎないことも「出来栄えの良い作品」が期待できる。

### Ⅲ 琉服

#### 1. 琉服とは

前述のように、琉球方言では衣服をチンと呼称してきた。明治生まれの祖母は新調した着物の衿を家の中柱に当て東に向かって唱えていた。「チンヤヨウク ヌチャナガラエテ ウタビリソウリ」(きものは弱く命永らえますように)。祖母は、きもの丈を短くても衿下に大きく揚げ入れて着用した。洗濯は押し洗い、プレスには、畳んだ着物を筵に載せ、その上に座る・押しをした。

琉服として呼称されたのは、極近年であるように思われる。昭和50年頃、来県客に筆者の職業は「チンノーヤー・仕立屋」と紹介してきた。きものをチンと表現することが自然であった。

琉服は、上衣の胴衣(ドゥジン)と下衣の二部形成、その上に被うようにウッチャキー(打掛)を着装する。着装について知り得た資料は、『琉球風俗絵図』、『青い目の見た「大琉球」



図4 女集図・一部分

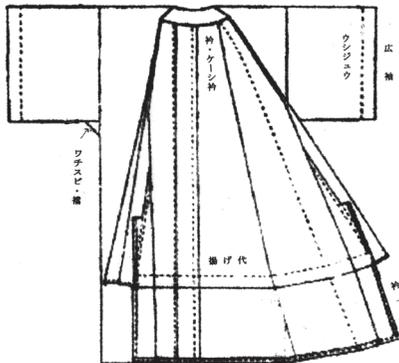


図5 琉服各部名称



図6 ウッチャキー単衣  
(筆者製作：雨コートからの  
リメイク作品)

等から、縫い技法等は、博物館などの現物資料を参考にしている。

『冠船日記』の史料には、崇元寺での論祭の儀式で国王は正装され、儀式が終わり着替えをされている。「国王は「玉色で紗の御道袍を着用して出座し、・・・」。ここでの道袍は普段着であったと理解できる。図4『中山伝信録・第六卷九図』の挿絵には女性の姿が描かれている、着装はウッチャキー・ドウジン・カカン・ウシンチーが見て取れる。道袍も女性の着装に帯を前に結んだ格好が伝承されていると思われる。(二巻二九挿絵の中山王儀仗団：『中山伝信録』99頁)

『沖縄女性史』に次のような記述がある。「上衣どぎぬ・ドギ、下裳はかかも・カカンが一般女人の服装であった。昔は婦人女子皆胴衣裙を着て居り、門を出るには必ず単衣(冬)田無(夏)を上衣と為す」(275頁)も図4の挿絵の服装と同様に思われることから今日の着装と変わらないことと言える。

私たちが昭和・平成・令和の時代の暮らす中で衣服・衣装に大きな変化がないことと同様に史料に見る挿絵などから琉服の衣装・装いなどを推察することができる。図4『中山伝信録 六巻挿絵九』(346頁)

## 2. 琉服の材料について

和服地の稿で触れたように反物・並幅物が主になる。現物資料にみる布幅は、凡そ34.0cm前後になる。琉服の寸法・仕立てには都合の良い布幅で、最近の呉服地に合わせて布幅が大きくなったことは、本来の琉服仕立には不都合が生じる場合が多々ある。

過年度に沖縄県は手わざの美術工芸品の復元事業を行った。筆者も一助した経験から復元は「織」を重視して織られ反物で、資料の反物幅と現物の反物の幅が合わないミスマッチがあった。縫製作業をするには寸法の妥協があり、出来上がった作品は、復元的・復元作品と言わざるを得ない経緯があった。現場に居合わせる者だけが気づく一件である。

## 3. 琉服の各部の名称・裁ち・構成

図5・6のように、中心に衿(返し衿)衿下・衿、袖口(広袖)・袖付・袖付の下にワチスビ(襷)が付される、脇・後身頃・前身頃・カギ衿裁ちの構成である。資料にみる左右の寸法は、布目を重視する関係で多少の差異がある。

琉服の特徴

## 4. 寸法

和服に比べて衿下寸法が短い、身丈におはしよりを取らない、身丈が着丈になる。古人の袖丈は、身分により袖丈を決めた。身分が高くなると袖丈は長くなり、庶民は袖丈を短くした、近年は着用・用途により決めることが妥当としている。

着物を拵えるのに身丈を手尺で測ったであろうと推察する。身幅の寸法は特に定めず、布

いっばいに仕上げることで、布を贅沢に使った豊かさの表現でもある。前後の身頃に詰め物（メーフクル・クシブクル）をした。『大琉球』108頁

衣装が仕上がりに、実寸の身丈（着丈）、裾丈を決め、余分を揚入れ、着衿には袖口にウシジウとして袖口の中に折り込み、布使いの贅沢さを見せる、ここでも布を豊かさの表現がある。

## 5. 縫い方

基本的に並縫いで仕上げる、裾の三つ折り縫いから始末から始めること。

身丈を調整する揚げ代は、衿先でつまみ縫いする。体形を「膨らみ・豊かさ」に見せる一つの役目である。

- (1) 袖づくり：縫い代を最小限に、ワチスビを付けて袋縫いする。
- (2) 裾縫い：身頃・衿の裾をそれぞれに三つ折り縫い。
- (3) 背縫い：一度並縫い。衿下：三つ折り縫い。
- (4) 衿付け：縫い代を残して裁ち・袋縫い、衿幅を二つ折、和服の羽織のように返して着る。琉球方言でケーシクビと言う。
- (5) 袖付けは付詰め、ワチスビは袖・袖下・脇の要のような役目があり、互いの縫い代が引き合い補強の役目がある巧みな構成である。
- (6) 揚げ入れ：身丈より余分な長さを衿下位置に付する、着装で腰回りをふっくらさせる効果が有り、健康美の一助になる。縫い代の始末はない。

\* 上布のように薄手の布は、袖口・上前衿の衿下を反物の端・耳のママ、宮古上布・芭蕉布に熱は禁物、しわ取りには湿り気を与える。(和服の絹等の薄物の長襦袢の袖口等も耳のまま使用するが、汚れが生じた場合、改めて紵ける。和服のリメイクの工夫の一つ)

## 6. 琉服の特徴

形態・寸法等から着衣時の体への圧迫感、「衣服気候」が良好であること。縫い方が男女同じであること、布をいっばい使うことで豊かさを表現する。袖口の始末は和服と真逆の発想である。

仕上げして、実寸で揚げを入れ、揚げ代を調整して家族で着回しが出来ること。

縫い方の大きな差異は、和服は縫い目を目立たぬように「縫い目隠し」の技法がある、比して琉服は基本的にほぼ並縫い・「縫い」にも魂が感じられる。その違いは鮮明である。和服のように下着とのコーディネートはなく、素肌を見せない「衣」へのあこがれ「足らじ足らじ」何枚でもきものが欲しい、の意が込められている。

## 7. 琉服美

琉服美人は、ケーシ衿を真っ直ぐに立てる（和服のように衣紋を抜かず）首から黒髪のふ

くよかさ、腰を大きく表現「健康的体形」が好まれた。

「働き者」は美德とされた時代があった。

## あとがき

本稿では、衣装の寸法等に関して男・女の区別を避けた。男女それぞれに衣装の良さがあり、各自の好みで着心地良い衣装で楽しむ環境でありたい。

衣を主にした資料に『尚家文書』等に多々ある。今後、衣生活分野の研究者に期待を寄せたい。

教育歴史書の書籍を検索、『家庭科教育とともに』の一冊に会う、頁をめくって手縫いに関する記述がない、ましてや「運針」の文字が見当たらない。家庭科教育の領域は「衣・食・住」の基本的学習・実習する場。読む・書く・泳ぐ・踊る、等々、幼少期の経験は大切なこと。家庭科の実習に運針を習得させることの意義を教育関係・行政の各位に切に願いたい。

## 謝辞

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』に関わる各位へ感謝の意を表します。

及ばずながら日常の実務実践の気づきを纏めた。お気づきの点ご教示賜れば幸いである。

## 引用文献

- ・ラブ・オーシェリ／上原正稔『青い目が見た第琉球』1987年 ニライ社
- ・新垣博子先生定年退官記念事業会『家庭科教育とともに』1985年 光文堂
- ・伊波普猷『沖縄女性史』2000年 平凡社
- ・今村順子『新編裁縫教科書』1912年 成美堂書店
- ・熊谷フサ子『沖縄における手縫い文化の探求』2007年 でいご印刷
- ・編・熊谷フサ子『今・時・ウチナーチン』2020年 でいご印刷
- ・徐徐葆光・原田禹雄訳注『中山伝信録』1982年 言叢社
- ・主編 高良倉吉・赤嶺守・他『琉球関係史料集成』第一巻『冠船日記』2013年 文生書院
- ・ハワイ大学『琉球風俗絵図』1982年 本邦書籍（株）
- ・（社）日本和裁士会『和裁教科書』全巻 1971年
- ・琉球大学『琉球大学二十年記念誌』1970年6月 大同印刷工業（株）

## 沖永良部島の生物文化多様性

盛 口 満\*

### Biocultural diversity of Okinoerabu-Island

MORIGUCHI Mitsuru

#### 要 旨

琉球列島の里山は、昭和30年代以降、大きく姿を変えている。また、同時に往時の生物利用の文化についても忘れ去られつつある。今回、奄美諸島の沖永良部島において、ソテツ食利用、稲やアワなどの穀物、養蚕といった、昭和30年代以前の半ば自給自足の暮らしの中で見られた生物利用の文化（生物文化）について聞き取り調査を行ったので、その内容を報告する。

キーワード：生物文化多様性、沖永良部島、ソテツ

#### はじめに

昭和30年代以前、琉球列島の島々では半ば自給自足的な暮らしがおこなわれ、多様な動植物利用、すなわち地域固有の生物文化が各地に見られた。往時の生物文化が急速に失われる一方、近年、生物文化多様性の重要性が指摘されるようになってきている。

隆起サンゴ礁からなる低島では、動植物資源が限られているが、その資源を持続可能に利用してきた歴史があり、そこで見られる知恵は、これからの私たちの自然利用を見直す際に、大きなヒントが得られるのではないかと考えている。

今回、奄美諸島の中の沖永良部島で、往時の動植物利用に関する聞き取り調査を行った。著者は2017年にも一度、聞き取り調査を行っている（盛口 2018）が、ソテツ利用など、さらに聞き取りが必要な内容があることから、今回、聞き取り調査を再度行うこととした。

なお、内城の宗さん、および正名の西さんの聞き取りに当たっては、沖永良部出身であり、かつ沖永良部島の植物に詳しい新納忠人さん（昭和18年生まれ）に話者の紹介をしていただくとともに、聞き取りの同席もしていただいた。（聞き取り2023年3月11、12日）

\* 沖縄大学人文学部こども文化学科 kamage@okinawa-u.ac.jp

## I. 聞き取り結果

### 1. 佐々木鐵雄（昭和23年 国頭生まれ）のお話

—前回、2017年にお話をうかがいました。今回はソテツ料理をぜひ見てみたいと思っています。佐々木さんは国頭小学校のソテツの学習にずっと関わっておられますよね。

佐々木：今年で15年目になりました。きっかけは、役場で圃場整備の担当をしていたのですが、圃場整備でソテツがどんどん伐開されて埋められているのを見て申し訳なくなりました。そのソテツを供養してほしいという声があって、ソテツの碑を建てることになりました。伊池（イーダミチ ため池の名）の周りに植えられているソテツは、2000年に植えたものです。ソテツの実を250個植えて、カラスが実を移動させてしまったり、道路の改修で何本か切られたりしましたが、今はこうして大きく育てています。ちょうど、ソテツの葉を切って根元に敷いたところです。ソテツ葉を敷くと雑草が生えないんです。圃場整備は、機械化に関連してのことです。それまで耕運機で耕していたのが、トラクターがはいるようになって。ソテツの学習は3年生の児童がやっています。ソテツの受粉もやって、収穫もして。そしてソテツ粉のおかゆを作らせると、大喜びです。ソテツの学習は毎年3年生がやっていて、4年生は塩づくりとかをやっているんです。

—昔からソテツを利用してきたということですが、ソテツの実には収穫したあと、どのように加工するのですか？

佐々木：10月ごろから実を収穫します。私らが小さい頃は、実を収穫したら、家の床下に入れておいて、食べる分だけ殻を割って、あく抜きをして食べていました。赤い実はフナジという、専用の押切みたいなもので割ります。殻を割った中身を砕いて、水に漬けて、水替えを7、8回やってから乾燥させて粉にします。粉にするのは機械です。精米する機械で粉にしてもらいました。水に漬けると最初はブクブクと泡がでますが、それを何回かしているうちに出なくなります。ここにある粉は5年物で、5年前に一度にたくさん粉にしておいたものです。10ケース分の実を干して、粉にして。干したときは庭一杯に広げて。粉にしておいておくと、さらにあくが抜ける感じがします。小学校の子ども達は実を収穫する体験はやりますが、食べるときに使う粉は、こうして私が作った粉です。食べるときに、粉をボウルに入れて水をはって、これも5、6回、もみ洗います。そのほうがあく抜きができます。粉に水をいれて、最初のときは水が濁って底が見えないですよ。水を変えて、透明になるようになったらオッケーです。例えば、タチガンという羊羹のようなお菓子を作るときの分量は、200ccの計量カップ一杯粉をすくったら、水を二杯加えて、そこに黒砂糖100gをいれて。おかゆを作る時も、粉と水の分量は同じです。最初に水を鍋に入れて火にかけて沸騰させます。そこにボウルに入れてあくをぬいていた粉の水を切ってから入れて、焦げないようにしゃもじでかきまぜます。このおかゆは、子

どものころは3食、食べていました。このあたりは北風が吹いて塩害が出ると、サツマイモも採れなくなりましたから。子どものおかゆには、ご飯を少し入れてあったりしました。冬は寒いので、ソテツのおかゆは、熱いまま、ふーふーいいながら食べていました。おかずは味噌汁に味噌か砂糖か。最近だったら、豚肉入れたりフダンソウをいれたりしたら、おいしいものになりますよ。小学校4年生のころから学校給食が始まって……パンに味噌汁といったものでしたが……そのころからソテツのおかゆを食べなくなりましたね。その前は、裕福な家は学校に行くのにイモと黒砂糖の弁当を持っていきましたが、それが用意できない家は、昼になったら家に戻って、ソテツがゆが固まったのを食べてまた学校に戻って。それもない家では、お昼を食べるのを我慢して。そのころはどこもかしこも貧乏だったから。タチガンのほうは、おやつ替わりです。製糖小屋に行くと、砂糖づくりのときにあくをすくったのがあって、泡みたいなのそのあくは、甘いのでブクザタと呼んでいて、これをソテツ粉にまぜて炊いて、タチガンにしていました。

ーソテツを受粉させるのは子どもたちだったのですか？

佐々木：ソテツの雄花はトウモロコシと表現するわけ。受粉させるのは家庭の主婦で、雄花をつぶしてバケツの中に花粉を入れて。それをひしゃくで雌花にかけていました。この集落では大山の人がミカンの実をもってきて、ソテツの実と交換することがありました。私も親に隠れて交換して、ミカンをおやつ替わりにしていました。ソテツは各圃場に防風垣として植えられていたり、境界に植えられていたりしました。フキとって、畔にソテツ葉が刺してあると、この場所の草を採るなということですよ。

ーソテツの実を割って出た殻は薪替わりにしたのでしょうか。

佐々木：まだ竈と薪を使っていました。ソテツの葉もとっておいて、枯れてから薪にして。それで塩炊きもしました。そのほかに、松葉をかき集めて燃料にしました。マツの木の下にはシマイチゴがなっていて。シメジもよくできました。

ームギとかも作っていたのでしょうか。

佐々木：昔は自給自足だったから。ムギのほかにダイズも作って。アワも作っていました。アワはおいしかったですよ。ただ、収穫した後、ご飯にするのが大変というので、作られなくなってしまいました。このあたりでは、陸稲もちょこちょこ栽培されていました。陸稲は米が長いんです。

ー製糖工場が入る前は砂糖小屋があったのですね。

佐々木：私が中学生ごろまでは、砂糖を炊く小屋がありました。砂糖を炊く釜の縁にくっついてのものをガニザタと言って、砂糖小屋に行くと、これをヘラで取って食べさせてくれたり。砂糖を炊いているものをくんで、冷水に入れると固まるんですが、それも食べて。おいしかったですよ。

一家畜は何が飼われていましたか？

佐々木：ヤギ、ウシはいましたね。ウシは犁を引かせていました。牧草がないから、畑に生えている草のことをムイジャとっていましたが、これを採ってあげたり。台風が接近すると、草を刈りに行けなくなるので、ガジュマルの枝を採ってウシにあげました。牛舎は屋敷内にありましたから。ウシが夜中にひもじくて鳴くことがあるんですよ。そうすると、「ああ、あそこの家はウシに草をやってないな」なんて思われてしまいます。正月前はサトウキビのトップをかき集めて餌にしました。

—台風の話が出ましたが、台風のとて、茅葺屋根が飛ばないように、縄でおさえたりはしませんでしたか？

佐々木：屋根を葺くのは、ススキに似て、もっと大きくなる奴です。これが圃場の脇に多くあったんです。その当時はススキは少なかったですね。タケを割って、それで抑えていました。雨戸もタケで内と外から押さえてね。ここらはずるがなかったから。それで、台風のあとは、子どもたちはミカンのある屋敷をまわったですね。ミカンの実が拾えるから。茅葺屋根のころは、屋根にスズメがよく巣をつくっていたので、スズメを捕って塩焼きにして食べたりもしました。

—養蚕はやっていたのでしょうか。

佐々木：うちのばあちゃん、部屋を決めて養蚕やっていました。カイコを飼っていると、臭うんですよ。餌のクワは家屋敷の周りに生えていました。台風で葉を落としたあととかに、芽を出すのはクワの葉が一番早いです。クワの新芽は食べられそうだなと思います。

—八重山ではヤギ汁にはクワの新芽を入れます。

佐々木：そうなんですね。島では、ヤギを炊くときには、サトウキビやパイナップルを入れます。ヤギを食べるのは、ヤジクッスイとって、夏バテの防止です。ヤギ汁には内臓を入れます。チージルというのを知っていますか？ ブタの血で作るんですが、これもおいしいです。血抜きしたときの血を炊いて、内臓や肉も入れて。野菜はいれませんが。好きな人はたまらない味です。お正月前にはブタをつぶすのは、沖永良部でもやっていました。ここでは、海岸でやりましたね。だからそのころは、各家庭でもチージルを作って食べていました。ブタの血は、網に塗ったりもしました。

—海岸の漂着物で利用していたものはあったのでしょうか。

佐々木：流木は薪替わりに使っていました。船の廃材が流れ着くと、家の修理に使ったそうです。あと、流木に貝（エボシガイ）がついていますよ。これを味噌汁に入れて出しにしてみたいですよ。

—スク（アイゴの稚魚）は捕っていましたか？

佐々木：最近までスクはきました。おとしは2キロきたかな。たまりに入ってきて、それを掬います。昔はスクを掬うサデという両手を使う網の縁にシビと呼ぶタカラガイ

をおもりにしてつけて、網を沈めておいて、そこへスクを追い込んできて掬いました。スクは大好きです。うちは、冷凍をしておいて、それを解凍してから酢を入れて骨を柔らかくして、酢味噌で食べると絶品です。スクは大きくなると臭うようになりますが、それでも3つに切ってから、酢につけて食べていましたよ。

ーアダンはどうのように利用していたのでしょうか。

佐々木：アダンの気根を割いて縄にしました。アダンの若芽を竹に縛って、魚を追い込むときの脅しに使います。あとは農作業の時の日陰ですね。

ー沖縄ではお盆にアダンの実やサトウキビを仏壇に供えていました。本土ではお正月にウラジロを飾ったりしますね。お盆やお正月に飾る植物について教えてください。

佐々木：お盆にはアダンやサトウキビは飾らないですよ。お盆には3つのお膳を供えます。3つのうち一つは先祖、一つは亡くなった人、もう一つはティントゥーガナシーのためとっています。お正月は門松は立てますが、ウラジロは飾りません。ウラジロはカイコのまぶしに使っていました。

ーカタツムリの殻をつきあわせて、殻の強さをきそう遊びのことを教えてください。

佐々木：中に入っていない殻だけのものを探しに行きます。強いのは、色味が残っているものです。殻に、鼻の脂をつけると強くなるかといっていました。「これは何人に勝った」といってね。私らが子どものころは、この辺には大きなマイマイを見たことがなかったですね。だから小さなものでやりました。

ーゴキブリについても興味があるのですが、沖永良部では何と呼びましたか？

佐々木：知り合いに電話をしてみよう……。ヤマトムシだって。クマゼミは国頭ではアサ。鳴き声は「サイサイ……」と聞いていました。クロイワツクツクはシーワイ、クロイワニイニイはノースビと呼んでいます。

## 2. 宗武彦さん（昭和24年 内城生まれ）のお話

ー宗先生は貝や昆虫にお詳しいとうかがっています。沖永良部の小動物と人との関わりについて教えてください。

宗：昔は養蚕が盛んでしたよ。子どもたちはクワの葉を集めるのが仕事です。リュウキュウチクはホーキデーといいますが、これはチグ（シュロ）の紐で編んで養蚕の時の棚にしました。棚は3段にしていました。

ー本部半島の方の話では、カイコのサナギとかを指でつまんで、おなかぴくぴくと動かさまを、「唐はどっち？ 大和はどっち？」とはやして遊んだということでした。

宗：今でいう、あっちむけホイだね。そうやって遊びましたよ。あと、虫と人との関わりというと、その頃はニワトリを放し飼いにしていたでしょう。それで卵を産まなくなったら肉にする。そのとき重宝するのがクマゼミです。クマゼミ捕ってきて、翅を半分捕って地面に放すと、ニワトリがつついて食べるんです。クマゼミ食べる

と、ニワトリに脂が付くと言って。ところが栄養が付きすぎたのか、また卵を産むようになって、肉を食べれなくなったという笑い話もあります。島ではクロイワニイニが最初に鳴く。これはノースビと呼んでいます。ニイニイ、捕ってきてニワトリに食べさせると、一口か二口で食べてしまうので、あまり意味がない。クマゼミのほうが大きいので餌としてはいいですね。ノースビを捕まえるときは、木の枝で輪っかを作って、ジョロウグモの巣をかけたものに巻き付ける。クマゼミのほうは、ユゴバシャ（クワズイモ）の葉を巻いて、竿の先につけて。今の子どもに見せると、こんなものでセミは捕れないというけど、ユゴバシャの筒は、中がつつる滑るから、あの中に入れて、セミは上がってこれないんです。

ーゴキブリは何と呼んでいましたか？

宗：ヤマトビーです。ワモンゴキブリのことですが、他のゴキブリとも、区別はしていません。ゴキブリもニワトリの餌になります。後ろの脚を2本とると、動きが悪くなるから、そうやってあげて。

新 納：カイコの繭から糸をとるのを縁側でやっていたから、繭の中のサナギ、庭になげたら放し飼いのニワトリが食べよった。

ーカタツムリの殻を合わせる遊びはしておられましたか？

宗：チンタイオーシー。パンダナマイマイは、アダンのことを意味するパンダンから来ています。だからアダンのモクマオウが生えているようなところに多い。ここいらへんはパンダナマイマイはあんまり多くないです。チンタイオーシーに使っていたのはエラブシュリマイマイです。ウスカワマイマイは負けるのがわかっているから使わないし。強いのはオキノエラブヤマタカマイマイ。あれはとんがっているから強いんです。ヤマタカはこの辺りに多いんです。この辺りはマサ（真砂）だから。

ーナナフシは何と呼びましたか？

宗：ヤマハガです。「ヤマハーガー、ヤマハーガー」といいながら、動きをまねしよったですよ。

ークワガタ捕りはしましたか？

宗：クワガタやタブの樹液に来ていました。クワガタの方言はわかりませんが。クワガタでよく採ったのはノコギリクワガタです。島のクワガタは栗色していて、それが当たり前と思っていました。きれいなのはオレンジ色しているのもいるし。本土に言ったら、クワガタは黒いよといわれて驚きました。ただ、クワガタはあんまり捕りませんでした。なぜかという、ニワトリが食べないから。親はニワトリ食べるのをもってこいと言うし。だからセミ捕りばかりでした。ノースビはホルトノキ、クマゼミはセンダンの木が好きですね。シーワイをニワトリの餌にすることはなかったです。シーワイの鳴く秋口には、ほかの餌も出てきますし。昔は人間も夏には野菜がなかったですね。あったのはカボチャとトッチブルとパパヤだけ。昔は

ブタも飼っていたから。サツマイモのつるを餌にしてあげて。このほかノゲシとか。小さい頃はウサギを飼うのも流行ってましたね。これは完全にペットです。ホソバワダンとかアキノノゲシをあげていました。カラムシとかも。

(家に面した畑には様々な作物や果樹が植えられている)

宗：あっちに生えているタケはリョクチクです。トーデーと呼んでいます。これは9月ごろからタケノコがとれます。

新 納：鯉のぼりをするときに立てるタケですね。

宗：ホテイチクはコサンといいます。タケノコは4月。小学校のころ、先生がホテイチクをもって、それで手をたたかれていた方覚えがあります。ホウライチクのタケノコも食べられるんです。ニガタケと読んだりしますが、苦くはないです。ホウライチクのタケノコが食べられないというところは、たぶん、ホウライチクがあまり生えていないから、大事にするために「食べられない」と言っていたんじゃないかなと思ったりします。内城はホウライチクはたくさんあるから。ホウライチクのタケノコは食べられる部分はちょっとだけです。食べたなら甘みがあるのですが。リュウキュウチクのタケノコを食べることはないですね。

### 3. 西直實さん（昭和16年 正名生まれ）のお話

ー正名にも田んぼがあったのですか？

西：県道から下は田んぼでしたよ。国頭と一緒に、水が全然ないから、正名と住吉は天水で田んぼを作っていました。当時は二期作だったから、天候によってはなかなか大変だったね。

ーアワやムギも作っていましたか？

西：アワもその時は作っていたよ。そうそう、親父の時代のアワの種が残っているよ。アワを作っていたのは我々が小中学生時代までだから、もう50年ぐらい前のものです。親父の話では、アワはどんなに種をおいておいても芽が出るといっていたけど、本当かねえ。ただし、親父がこれだけは大事にしとけよっていついたから。アワを植えるのは旧の3月だそう。オオムギも作っていて、これは押し麦にして食べていました。小学校6年のころ、親父が精米所をしていて、よく、押し麦をしておった。ほかには、キビのかわりにサトウダイコンを作っていたこともあるよ。あれは、食べてもおいしくはないけど。ただ、そんなに普及しないで、自然に消えてしまったね。

ーソテツもありましたか？

西：ソテツは畑の境界とかにあったけど、基盤整備が入って、全部無くなってしまって。そのあとにソテツを植えなおしました。ソテツの実はずいぶんおいしかったです。茎の中の芯をとって、澱粉を取って、おじやにしたり。茎の木っ端はキャーラといってね。

燃料もソテツの葉を使っていました。あとはキビの搾りかす。正月前になると、山でみんなで木を倒して、切って、割って、運んで、晩はのんかた。正月用の薪の準備、必ずしよった。塩も炊いとったから、そのときも薪を使って。これは塩炊き小屋を家族ごとに順番に。巻きはソテツ葉やハガラ（サトウキビの葉）、それと海岸近くはアダンの葉っぱがあるから。普通は自家用の塩を炊くわけだけど、多く炊くところは、塩を物々交換にしたらしい。

—養蚕をやっていましたか？

西：カイコもやっていました。この地域では、母屋の中に棚を作ってカイコを飼って。家の中で飼っているわけだから、歩いていると、知らんうちに踏んでつぶすことがあるでしょう。女性の中には、それがトラウマで、今は見たくもない人もいるわけ。昭和30年代までやっていたんじゃないかな。自分のところで繭をゆでて糸もとって。蛹をどうしていたかは記憶にないね。

新 納：クワ畑はなくて、クワの木はみんな背が高くて、葉を採るのに木に登ってね。

—カツムリの殻を突き合わせて遊びましたか？

西：やりました。鼻の脂をつけるとつよくなるといって。迷信みたいなものだけど。コマ遊びでも鼻の脂をつけていたから。コマはアサグルの木かな。正月前になると下駄もつくりよった。

—ゴキブリについて記憶がありますでしょうか？

西：昔はゴキブリをあまり気にしていなかった。いてあたりまえだったような。ネズミはもう、普通にいたし。薬もないから、かごで捕るか、ネコで捕るか。いつのまにかいなくなったけれど。

新 納：ネズミの天敵としてイタチを入れたから。

西：へビがいなくなったのはイタチだろうね。

新 納：昔は石鹸もないから、赤土で髪を洗っていたし。

—茅葺でしたか？

西：昭和30年代までは茅葺でした。それからトタンになって。

—縄にはどんな植物を使っていましたか？

西：ワラとチグとアダンの根っこも使いよった。アダンの根っこで草履を作ると強いと。サネン(ゲットウ)は使っていないね。ヨモギもちをサネンで包むというのはしよったがね。

新 納：トイレの落とし紙は？ うち新聞と、葉っぱだったらオオバギでした。

西：ハジギ(オオハマボウ)を使っていたね。葉をつんで、しばらくおいておいてから使って。ハジギは家の周りがあったよ。うちの門のところにもあって、クッカル(アカショウビン)が巣をつくったりしたこともあったよ。ハジギの皮も綱に使っていたんじゃないかな。

―スクは捕りましたか？

西：季節になるとスクを捕りに行って。

―正月前にはブタをつぶしましたか？

西：家の後ろで吊るしてね。チージルつくって。チージルにはシューナ（フダンソウ）をいれたよ。そのころは白菜やホウレンソウは見たことなかった。シューナが一番の野菜。カボチャもあったけれど、あれは硬くて水っぽくて味もなくて。だから、今のカボチャはほくほくしていると聞いても、食べる気がしない。あと、シブイ（トウガン）もあった。

―沖永良部では山菜は利用しませんか？

西：山菜はないなあ。ツワブキも、大島の人には食べるけど、ここでは食べない。

新 納：ハバシンナ（クサギ）の葉を食べたというけれど。

西：ミングチマンガイ（キクラゲ）は食べましたね。こう呼ぶのは、正名だけかもしれないけど。

## II. 結果と考察

今回の調査によって、国頭の佐々木さんより、ソテツの加工についての話を聞き取ることが出来た。これにより、著者自身がソテツの加工を試行してみる手がかりを得ることが出来た。また、沖永良部島では養蚕が盛んであったことが、複数の話者の話の中から明らかとなった。これまで著者は、主に植物利用について聞き取り、それを元に各地の里山の違いを明らかにするという試みを続けてきたが（盛口 2019）、今後は養蚕、スク漁など、動物との関わりについても聞き取れることを試みたいと考える。

## 引用文献

盛口 満編（2018）『琉球列島の里山 記憶の記録』沖縄大学地域研究所彙報12号

盛口 満（2019）『琉球列島の里山誌』東京大学出版会



## ある小学校教師の回想 —桃原蓉子の話を聞く—

嘉 納 英 明\*

### Reminiscences of an Elementary School Teacher —Interview with Yoko Toubaru—

KANO Hideaki

#### 要 旨

元小学校教師の桃原蓉子は、戦前の皇民化教育を受け、戦後は民主主義を学び、教職に就いた。占領下の沖縄で立て続けに起こる米兵による犯罪や事件に怒り、復帰運動に傾倒する沖縄教職員会の中で運動を進める。日の丸・君が代に反対したが、主任手当の抛出運動については慎重であった。子どもの幸せと権利保障を願う沖縄の教師の一人であった。

キーワード：沖縄教職員会、復帰運動、日の丸・君が代、主任手当

桃原蓉子先生と出会ったのは、平成元年度のことである。私は、同年4月に、具志川市立兼原小学校教諭に採用された。同校は、800名を超える大規模校であった。大先輩の桃原先生は、主に中学年の担任をしていた。浅黒い顔に小柄な身体でシャキシャキと裸足（からびさ一）で歩き回る教師であった。話をする時は、まっすぐに相手の顔を見るので、ちょっと緊張感を覚えた者もいたかもしれない。ある時、職員室の桃原先生の机の下に、木箱に入れたアカマタ<sup>(1)</sup>を見つけた。どこかで捕まえて、飼っているようである。アカマタに気づいた若い女教師は悲鳴を上げた。ヤモリでも何でも素手で捕まえるツワモノである。一方で、博学で、歩く図書館（移動図書館）のような方であった。熱心に本を読み、毎日、新聞には目を通す教師であった。

2002（平成14）年に学校週5日制が完全実施されるまで、土曜日の午前中は授業であった。

\* 名城大学国際学部教授・沖縄大学地域研究所特別研究員 kano@meio-u.ac.jp

授業を終えて職員室に向かうと、「お昼を奢るから、宜野湾まで送れ」とか言われて、アッシー<sup>(2)</sup>としてハンドルを握った。教職員組合の集まりなのか、何の集まりかはよくわからなかったが、土曜日の午後は、忙しそうに市内外の用事に出かけた。桃原先生の口癖は、「怖いものは、何もない！」ということだった。実際、自宅の前の道路がなかなか舗装されないので、繰り返し市役所に苦情を入れたりしたが、なしのつぶてが続いたそうである。それで、議場の前で市長を捕まえて、直談判をするような教師であった。職員室では朗々と自説を語り、筋金入りの組合員を感じさせた。

平成元年度は、小学校の初任者研修制度の完全実施の年であった。この制度は、1年間、先輩教師が初任者に対して、学級づくりや教材研究の方法等を指導するというものである。私は、校内で先輩教師の示範授業を参観する機会を得ていた。その中でも桃原先生の国語の授業については、いまでも強烈な印象を持っている。事前に頂いた指導案(略案)には、授業者の説明や発問、子どもの反応・声が記されていた。授業を参観すると、桃原先生の質問や発問に答える子どもの発言が、略案の通り、そのままそっくり、実際に出てきた。略案を片手に授業の感想を述べると、「私が、こんなことを言ったら、あの子は、こんな感じで答えるでしょうに」と訥々と説明した。子ども観察の眼の確かさに驚いた。

桃原先生は、現在のうるま市出身である。地元の小中高校を卒業後、しばらく基地内で働き、その後、琉球大学へ入学した。1959(昭和34)年に、金武湾小中学校(現在の具志川小学校)を振り出しに、川崎小学校、あげな小学校、中の町小学校、コザ小学校、兼原小学校、天願小学校で務めた。地元のうるま市や沖縄市で教鞭をとっていた教師である。1995(平成7)年3月、天願小学校で定年を迎えた。教師生活は37年である。その桃原先生も、1935(昭和10)年生まれ、今年88歳の後期高齢者である。私は兼原小学校から他校へ異動して、桃原先生とは、なかなかお会いする機会がなかった。今回、久方ぶりに、桃原節をお聞きしたいと思い、2023年8月22日、うるま市のみどり町のマクドナルドでお会いした。店内の席に着くやいなや、Sサイズのコーラの注文を受けた。商品を受け取り、桃原先生の話に耳を傾けた。教師であった父親の話 시작했다。

桃原 私のお父さんは、戦前、小学校の教師だったんだけど、治安維持法で2年間、停職処分にあった。というのは、その頃の嘉手納では、黒糖を入れるためにタルガー(樽皮)<sup>(3)</sup>があって、その樽を作る人たちの労働環境が悪くて、改善のために組合結成の話があったわけ。自分たちの働く環境を良くしようと組合結成の動きがあったわけね。お父さんは、その組合結成の手助けをしたからといって、停職処分にあったわけさ。お父さんは教師だったんだけど、その樽職人の生活をどうにかしたいと考えていたわけ。青年教師たちの運動さ。

桃原先生の父親の話聞くのは初めてである。嘉手納のタルガーとかかわっての治安維持

法による検挙事案は、資料的には確認できなかったが、桃原先生の気骨のある性格は、父親譲りであるのかと感じながら、さらに話を聞いた。戦時下からの話である。

桃原 私は昭和10年生まれ。3年生の頃までは学校に行っていたけど、勉強らしいことはあんまり覚えていない。4年生の時には沖縄戦で勉強していない。米軍は、4月1日には沖縄本島に上陸したでしょう。沖縄戦の始まりだからさ。家族で避難したさ。捕虜になって、戦後は、地元の小学校、中学校を卒業して、前原高校に通った。高校を卒業して、少し、基地内で働いたんだけど。6月から翌年の2月くらいまで、軍で。大学の受験もあったので、2月まで。大学に行くためにはお金が必要さ。貯めるために基地で働いた。でも、屈辱的なこともあったね。誓約書を書かされた。その内容はね、「私はアメリカ軍人にモノをねだったりしません」というようなもの。またある時、基地内の従業員、全員、集められて、下着以外、脱いで身体検査。ブラジャーの中に売り上げのアメリカドル<sup>(4)</sup>を隠し持っている者がいないか、そのチェックさ。あの頃のドルは相当な価値があったから。ウチナンチュの中には、お金を隠し持っていた者もいたらしいから。

基地で働いた後、同級生よりも1年遅れて、首里にあった琉球大学に入学した。1955年の春のこと。大学を卒業して、最初の学校は、いまの具志川小学校。当時は、金武湾小中学校といって、小学校と中学校の併置校。1959年に採用された。そしたら、その年の6月30日、その日は、何が起こったか、知っている？ そう、宮森小学校にジェット機が墜落した日さ<sup>(5)</sup>。その日、職員が話しているのを聞いてね。チムワサワサーして。あの頃は、脱脂粉乳のミルク給食<sup>(6)</sup>の時代でしょう。そのミルク給食の時に、嘉手納所属のジェット機が墜落炎上したんだよ。たくさん子どもたちが亡くなって、ケガした子もたくさん。北谷にあるアメリカの軍病院に運び込まれていたりしてさ。その頃の教師は、車なんか持っていなかったら、宮森小学校にはなかなか行けなかったよ。だから、実際、どうなっていたかはわからないさ。人づてにしか聞けないさ。実際には見てないから。

その宮森のことで、ワジワジーしたことがある。当時の石川市の市長が、被害にあった子どもたちを軍病院に搬送したことで米軍にお礼を言う、みたいなことを言ったので、民衆が怒ってね。こっちは被害になっているもんだから、感謝とか、お礼とか言うのはおかしい、ということ。また、子どもの親は、亡くなった子どもを合同火葬にするとするのにも、「2度も、子どもを焼き殺すのか！」ということで、問題になって。憤慨して、それは取りやめになったという話も聞いた。宮森だけではないよ。川崎にもジェット機が墜落して<sup>(7)</sup>、亡くなった人もいるから。川崎には住宅に落ちて、被害が出たね。

教師生活1年目の夏、桃原先生にとって忘れがたい出来事が、宮森小学校ジェット機墜落事件であった。整備不良の戦闘機が街中の小学校に墜落して、多大な犠牲を出したこの事件は、戦後沖縄史における重大事件のひとつである。やがて、桃原先生の話は、1960年代の粗末な教室の状況と復帰運動の話に移っていく。

桃原 当時の教室は、非常にみすばらしくて。ひとつの教室を間仕切りして2つの教室にしていってあげた。そこに、子どもたちがぎゅうぎゅう詰めで授業。子どもはいっぱいいるのに、教室が全然足りない。本当に足りない。教材も教具もないわけ。だから、内地からの援助というか、日本政府の援助で、購入してもらって。日政援助っていうもの。でも、色々、やっぱり足りなかった。だから、教職員の屋良朝苗<sup>(8)</sup>さんが、喜屋武真栄<sup>(9)</sup>さんと一緒に全国を回って、募金。全国行脚。それで、理科の実験器具がそろったりして。図書もずいぶんと増えるようになった。でも、その頃は、学校の図書の司書は配置されていないから、担任が、空き時間や放課後は、図書室の世話をするみたいな感じで。私は、まだ、若かったから、図書室の担当になったりして。それは、とても忙しかった。図書の基本台帳は手書きだし、図書カードも作ったりして。いまは、バーコードなんかでコンピュータでしょう。あの頃は、全て手書きさ。時間がずいぶん、かかった。

図書の分類法とか、著作権のこととか、色々、勉強したけど。そんな知識もないのに、講習とか受けたりして、勉強さ。難儀な仕事だったけど、国語が好きだったから、何となく図書室の係も担当しないとイケない、みたいな感じで。また、若かったし。

嘉納 私がコザの安慶田小学校に入学したのは、1970年だけど、学校の教室は間仕切りみたいなもので仕切られていました。学芸会の時には、それを外して、2つ、3つの教室をつなげましたね。ところで、1960年代に入ると、ベトナム戦争の反対運動や復帰運動は、大きな盛り上がりを見せたんじゃないですか。

桃原 具志川小学校の次の学校は、川崎小学校。川崎に務めている時は、ベトナム戦争が激化して、反戦運動が盛り上がり。事件事故も繰り返して。米軍車両による事故や婦女子に対する暴行事件もあったから。軍用機の爆音も凄くてね。5分に1回は、爆音で授業は中断して、授業にならない。大きな声を出して授業をして。私は、元々、綺麗な声だったんだけどね(笑)、いまは、こんなになっているさ(笑)。川崎の時に、大きな声を出し過ぎて、こんな声になっているさ。川崎小学校の上空は、戦闘機の飛ぶルートになっていて、うるさかった。軍雇用員の首切り反対の運動もあって。川崎小学校の正門に面して、米軍施設があるわけ。その正門で、全軍労を支えるために、スクラムを組んで、米軍施設に対して反対運動。年休をとってね。

天願小学校の時には、こんなこともあったよ。組合は自衛隊反対だから、自衛隊の子どもが学校に入学するのも反対。天願小学校の近くに自衛隊の宿舍みたいなものもあって、そこは、校区内なの。私は、子どもの教育を受ける権利は大切だと考えていたので、組合というか分会というか、その考えには賛同できなかったな。

60年代の後半になると、復帰運動は盛り上がったね。那覇の与儀公園によく行った。与儀公園は、いろんな集会の拠点みたいな感じ。旗をたなびかすために長い竹は必要でしょう。長い竹なので、バスに積むことはできないから、先にバスに乗った者が窓から手を出して、旗を受け取り、与儀公園まで支えて持っていたよ。

桃原先生は、立て続けに起こる米軍による犯罪や事件に怒り、復帰運動に傾倒する教職員会の中で共に運動を進めていく。当時の教師の人事異動は、7年勤務が基本であったらしい。復帰の年、桃原先生は、3校目のあげな小学校勤務であった。

嘉納 復帰の時に、私は小学校3年生だった。担任からは、復帰記念メダルをもらったけど、その後、担任から「メダルは返しなさい」と言われて、クラスの友達に担任に返した。また、ニコニコマークの入った筆箱や下敷きなどをもらって、復帰って、大きなお祝い事なんだなと感じていたけど、桃原先生は、あげな小学校ではどのように復帰を感じていたんですか。

桃原 復帰記念のメダルとか、筆箱とかの記憶は、全くないなあ。そんなの、子どもに配った覚えはないな。むしろ、復帰を境にして、日の丸・君が代の問題だね。復帰前は、日の丸の小旗を振るように学校では指導したし、日の丸を売るようなこともしたんだから。でも、そのあと、米軍からにらまれて。復帰運動は、するなということでしょう。米軍に抑え込められていたわけだから。復帰したら、天皇制につながるから、今度は、日の丸は上げないという形になった。ただ、親には理解されにくいこともあって、自宅の門に日の丸を掲げるところもあったね。復帰前は、西銘順治の「イモはだし論」<sup>(10)</sup>もあってね。沖縄の保守の中には、いま、復帰したら、沖縄は貧しくて、芋を食べ、裸足になるようってね。復帰前は、本当にいろんな考えがあって。新川明の反復帰論もあったし。混沌としていて、民衆の中にも考えもいろいろあったし。あーでもない、こーでもない、と。でも、復帰したら、天皇制の考えも強くなってきたんじゃないの。だから、日の丸と君が代の強制があって、学校現場は混乱。政治家の中にも、右とか左とかの色分けがはっきりしてきたし。

嘉納 卒業式や入学式前になると、職員会議は、日の丸掲揚と君が代斉唱のことで、もめたね。管理職と。私は初任者だったから、ある先輩に、「あんたは、初任者だから管

理職や教育委員会ににらまれないように、起立した方がいいよ」なんて、忠告もされましたよ。ある日の職員会議の時、30代の女性教師が、校長に対して、「私たち後輩は、校長先生らが若い時の復帰運動から学んで教師になりました。その教えの通りに運動をしてきたんですが、それが間違っているとでも言うのですか」と言って、校長は、困っていましたね。

桃原先生は、日の丸、君が代のことで印象に残っていることは、何ですか。

桃原 1995（平成7）年3月に天願小学校を退職して、翌年の卒業式を見に行っただけさ。そしたら、日の丸は掲揚されているし、君が代斉唱の時は、私と、ある男の先生だけが起立せず着席したまま。その先生は現職。現職の教師で一人だけ着席。他は、みんな起立。私は、退職していたから一般席で座ったまま。君が代斉唱の時のあの風景は忘れられないね。

嘉納 復帰後、主任制<sup>(11)</sup> 闘争もあったでしょう。その辺の話も聞かせて下さい。

桃原 主任制ね。ずいぶんと揉めた。組合の方針としては、主任手当は受け取らないということ。主任手当を抛出して、沖縄県の教育委員会に返すということの方針としていたんだが、私は、その方針には賛成しなかった。主任手当を抛出しなかった。主任手当を別な方法で活用するのなら分かるが、ただ、県に返すという考えに賛同できなかったね。高教組は、やんばるの自然保護で活用するということがあったんで、そんな活用方法が沖教組にあったら賛成したけどね。

ある時、分会長に、「主任手当の抛出については、組合で組織決定したんだから、従って欲しい。他の人は出しているのに、桃原先生だけ、出さないのは問題でしょう」と言われて、つるし上げにあった。だけど、私は、折れなかった。だって、その主任手当の抛出っておかしいでしょう。私は、手当を有効に使うならわかるので、別に手当分だけ貯めていて、その有効な方法が決まったら、抛出するつもりでいたね。そんなことを分会で話した。その分会長も、その後しばらくしたら、校長になってね。人って変わるね。校長になったら、担任が授業をきちんと授業をしているのか、週案のチェックをするようになったらしくてね。恥ずかしいね。管理職になったら人って変わるよ。ところで、その主任手当、その後、どうなったの？

嘉納 主任手当については、以前、まとまった論文を書いていて。例えば、那覇地区の教職員組合は、平和の絵本やフィルムなどを購入して、学校現場で活用を図るなどをしていたらしいですね。

桃原 日の丸・君が代といい、主任制といい、国からの弾圧に対してどれだけ職員が抵抗できるかだな。いまの時代は、なかなか、難しいんじゃないの。他の人の目が気になるし、同調するというか、横並びの考えが強くなっているから。これって日本人の体質じゃないの？ 教員も日本人だから、同じ体質で、大きな圧力が来たら抵抗しないで、体を張らないで、そのまま吞まれるんじゃないの。

嘉納 教職員会でリーダーシップを発揮した屋良朝苗さんについては、桃原先生はどのような印象を持っているのでしょうか。

桃原 屋良さんは、人格者という評価があるね。先生の批判をする人は、ほとんどいないね。いや、少しはいたね。組合の中にも、屋良さんに対してごく一部だけれども、陰口を言う者はいたな。でもやっぱり、屋良さんは米軍との対立ではその力を発揮したと思うのだけれども、復帰後のCTS問題<sup>(12)</sup>については大変だったらしいね。CTS問題は、巨大資本との闘いであって、これまでの米軍との闘い方とは違っているでしょう。闘争の仕方というか、闘い方がわからなかったと思うよ。本土では国鉄の闘争だとか、総評のリーダーシップというか、労働運動の旗振り役がしっかり役割をこなしていたと思うのだけれども。沖縄では、本当の意味でリーダーシップを取れる人がいなかったのではないかなとも感じるね。私は、CTSの頃、子育て真ただ中だったので、この問題にはかかわっていないよ。

ちょっと話は違うけど、復帰前は教職員会で、復帰後は教職員組合さ。組織的には違って来たかな。教職員会時代は、管理職も入っていて、教職員のまとまりを感じていたけれど、復帰後、組合に移行すると管理職は入らない。復帰したから、本土からいろんな人が来て、組合にも入ってきたわけさ。だから、組合活動や方針も、そうした本土から来た人たちの影響を受けて、それで、組合の路線問題とか、いろいろ揉めることにもなったと思うよ。

嘉納 復帰前と復帰後の教育では、何が大きく変わったのでしょうか。

桃原 復帰前と復帰後の教育がどんなふうに変ったのかの前に、戦前と戦後の教育の変わりようからだね。戦前は、やっぱり、公を大切にしていたし、戦後は、私、個人だな。戦前の公は、天皇制と結びついて、学校では皇民化教育でしょう。公が私、個人よりも上にあつたわけさ。戦前は、個というものがなさ。私たちが受けた戦前の教育は、「すべてお国のため」、「兵隊さんのおかげ」だったわけ。ご飯食べる時も、「兵隊さんのおかげで頂くことができる」という考え。男と女の違いもあつたし。戦前は、男が赤い服を着るのは考えられなかったんだから。帽子も、男は前につばがあつて、

女の帽子は、丸くてつばのあるもの。いま、体育の帽子は、男子も女子も同じものでしょう。発表会なんかのダンスも、女子がやるものと決まっていた。戦争が終わって、学校でダンスをすることになって、男子にさせようとしたら反対されて。「ダンスは、女がやるもの」と言ってきかない。男子には、ガーって言って、させたけど。戦前は、お国のためにするものだったが、戦争が終わると、個人を大切にするようになったね。民主主義と結びついて。

高校生の時は、社会科の授業で民主主義というものを初めて勉強した。ある教師は分厚い教科書を持ってね。でも、戦前、軍国主義教育を教えていただろう教師が、戦後は、「我こそは民主主義の第一人者」と言わんばかりに大手を振ってやっていたね。手のひらを返すように。文学者の中にも結構そんな人がいたな。戦争に負けて、世の中が変わると、人も世の流れに合わせて変わるね。

復帰前について話をすると、何やかんやあったけど、教職員会を中心に、一応、教師集団のまとまりはあったと思うよ。沖縄の復帰が目的だったからね。その目的に向かって、とりあえずはまとまっていたんじゃないかな。でも、復帰したら、目的は達成して、いろんな考えが出てきて。国もいろいろ強行してきたでしょうから。

嘉納 退職してずいぶんと経っていますが、いまの教育に大切なこと、教師にとって大切なことは何でしょうか。いまの教師やこれから教師を目指す若い者に対してメッセージ的にも宜しいので。

桃原 教師は、子どもの幸せを第一に考える必要があるね。それが一番大切だよ。子どもの幸せのために何ができるか、どんなことができるか、だね。いま、沖縄の子どもの貧困問題が深刻でしょう。教師たる者はね、一番これを頭において、子どもの貧困問題を解決するために、何をどのようにすればよいのかを考える必要があるよ。

私が教えた子どもの中にね、親がいなくて祖母が世話しているわけ。一年中、同じ服。そんなことって考えられる？ また沖縄では、いま、高校進学もかなり高くなっているけど、60%とか、70%とかもあったわけさ。高校も少なくなくて、高校浪人も多かった。高校に行けなかった人は、本土に就職したりして、「金の卵」とか言われていたけど。方言しか話せない子が、内地で生活できる？ 教え子にも内地に行っていたんだけど、言葉の問題は大きかったね。でも、内地で頑張って一人前になって帰ってきたさ。「お母さんもおばあちゃんも、僕が支えないと生活できないから」と言ってね。ある子は、電車の乗り方も知らない、地理もちゃんとわからない。そんな子が内地で就職。集団就職でも大きな会社だったらいいさ、この子の場合、米屋とか牛乳配達とか、ほんとに小さな店だったからね。心細かったかと思うよ。地理感覚もわからないのに、牛乳なんか配達できないよ。高校に行けなくてちゃんとした仕事がない。それであるお母

さんが、涙を流さんばかりに「先生、この子のために仕事ありませんか？」というもんだから、返答のしようがなく、苦しくてね。だから、教師は、子どもの幸せのために何ができるか考えていくことが大切だと思う。

戦前の皇民化教育を受け、戦後は民主主義を学んだ桃原先生は、教師として沖縄の戦後史と重ね合わせながら教職生活を送ってきた。米軍や米軍基地と対峙してきた教師であり、常に脳裏にあるのは、子どもの幸せであり、子どもの教育の権利をどのように実現するのか、ということであったのではないか。また、確固たる持論を内に秘め、自身が納得しないと行動に移さないという信念のある教師でもあった。かつて、主任制についてまとめたことがあったが（注11）、組合の方針である主任手当の拠出も100%ではなかったその理由の一端も理解することができた。

## 注

- (1) 平地から山地に生息する蛇である。毒は無い。鳥類、爬虫類、カエル、魚類などを食べる。
- (2) 女性が移動する際に自家用車で送り迎えをする、女性にとっては都合の良い男性を指している俗称である。パブル期に出現したといわれる。
- (3) 戦前の産業にはタルガー（樽皮）製造があった。樽皮とは黒糖を本土に出荷するときに詰める容器のことである。那覇、泡瀬、与那原、宮古、糸満、本部と並んで嘉手納でも製造されていた。
- (4) 当時、沖縄で流通していたのはアメリカ軍発行のB円である。B円は、1945年から1958年9月まで米軍占領下の沖縄等で通貨として流通し、その後、ドルへと通貨が切り替えられた。米兵は基地内ではドルを使用した。
- (5) 1959年6月30日に米軍統治下の沖縄・石川市（現：うるま市）で起こった空軍機による航空事故。ミルク給食の時間に発生。児童を含む住民17名の死者（のちに1人死亡）、重軽傷多数の被害であった。
- (6) 戦後しばらく牛乳の代替として学校給食に提供された。
- (7) 1961（昭和36）年、旧具志川村川崎（現うるま市川崎）に米軍機が墜落し、死者2人と重軽傷者7人を出した事故（詳細は、嘉納英明「基地被害と子どもの人権」うるま市具志川市史編さん委員会編『具志川市史』第6巻、教育編、所収）。
- (8) 屋良朝苗（1902年～1997年）、読谷村出身。沖縄教職員会の会長、公選主席、沖縄県知事を務めた。
- (9) 喜屋武真栄（1912年～1997年）、北中城村出身。屋良朝苗と共に「祖国復帰」運動の先頭に立った。復帰後は参議院議員を務め、沖縄の革新統一運動の象徴的存在だった。
- (10) イモハダシ論は、1968（昭和43）年の主席公選で、保守陣営・西銘順治候補の持論。米軍基地撤去、即時無条件返還を掲げた革新統一候補の屋良朝苗が勝利すると、イモを食

い、はだしの生活に戻ると強調した内容であった。

- (11) 学校の運営や教育活動が円滑かつ効果的に展開されるために導入された校内組織運営の制度のことである。校長、教頭のもとに、教務主任、教科主任、学年主任、体育主任等がある。主任は、一日につき200円の手当が支給される（月額4,000円程度）。沖縄県教職員組合は、学校経営の管理統制につながるものとして反対し、給与の一部として支給された主任手当額を拠出する運動を進めた（詳細は、嘉納英明「復帰後沖縄における学校管理規則の改正と主任制導入問題—那覇市における主任制導入問題に焦点をあてて—」琉球大学教育学部移動大学研究会／水野益継監修『Recurrent Education—移動大学の活眼と郷学講義録23稿—』2002年、所収）。
- (12) アメリカの石油会社ガルフ社の石油備蓄基地（CTS:Central Terminal Station）建設をめぐる問題。海域の埋め立てや原油の流出などの公害問題が深刻化し、CTS建設反対運動が激化した。

## 教科書から「政治」と「教育」の関係を学んだ — 寺田光枝の話を聞く —

嘉 納 英 明\*

### A Study of Relationship Between "Politics" and "Education" from Textbooks — Interview with Mitue Terada —

KANO Hideaki

#### 要 旨

元小学校教師の寺田光枝は、教職に就き、早くから組合活動を進めた。復帰運動や主任制闘争、教科書問題、週案提出拒否などに取り組んだ。特に、教科書の教材研究を通して、教育内容と政治の関係性について深く学んだ。教師は、教材だけではなく、社会状況や政治のことについても関心を持つことが大切であると述べる。

キーワード：復帰運動、主任制闘争、教科書問題、週案提出

2018年頃から、沖縄の教師からの聞き取りを始めた。県外出身者や異業種を経験してきた教師、長いこと臨時を続けてきた教師などである。今回、やんばる（沖縄本島北部地区）の教師からもお話を聞きたいと考え、沖縄県教職員組合同頭支部にご相談した。紹介して頂いた寺田光枝先生は、復帰の前年の1971（昭和46）年4月、国頭村の安波小学校に採用され、2009（平成21）年3月、大宜味村の喜如嘉小学校で退職した。教科の中でも特に国語に関心を持って実践されてきた方である。教職生活は、38年に及ぶ。寺田先生からは、教師として採用された当時の状況から、国頭管内の学校での印象に残る出来事、教職生活を続けるなかで、「政治」意識が芽生え、組合員としての立場から沖縄の学校について語って頂いた（2023年9月6日、於：名桜大学の研究室）。

\* 名桜大学国際学部教授・沖縄大学地域研究所特別研究員 kano@meio-u.ac.jp

＜寺田光枝の学校勤務歴＞ 1971年4月/安波小中学校（採用）→久辺小学校 →金武小学校 →名護小学校 →高江小学校 →辺土名小学校 →湧川小学校 →三原小学校 →上本部小学校 →2009年3月/喜如嘉小学校（退職）

嘉納 寺田先生は、復帰の前年に採用されたんですね。

寺田 1971年の4月から国頭村の安波小学校に採用されましたね。3年生のクラス。子どもは12、13名程度かな。私は大宜味村で生まれて、東村の高江小学校で1、2年出て、3年生から中1まで奥小中学校、中2と中3は北国小中学校。高校は、辺土名高校。高校を卒業して首里の琉大に入学して。教育学部の初等教育科。知り合いの子もいて、やんばるの人が作ったひとつの家に4人で住んで、儀保十字路の所。そこから大学に歩いて行ってましたね。親が「女性も自立しないといけないよ。ちゃんとした仕事につかないといけないよ。大学を出すのは、親からの財産分与だよ。大学までは出す」と、いつも言われましたね。安波の学校に採用されたんだけど、本当は、那覇の学校に行きたかった。町の学校。ずっと田舎育ちだったもんだから、町の学校がいいなど。採用試験に合格して、希望の地区は、那覇を書いたわけ。那覇地区に大東島も含まれているから、最初、大東の学校に採用されても、次は、那覇の学校に行けると考えて、打算だね。そうしたら、母親に、「あんたは親の死に目にも会わないつもりか。希望、変えて来なさい」と怒られて。翌日、バスに乗って、県庁の教育委員会に行って、変えたんです。変更が通ったんでしょうね。安波に決まって。

安波に採用されたら、突然、青年会長が来てね、「先生、足のサイズを教えてください」「スパイクを買う」と言うんですね。「先生たちは村陸上の選手だから」と言うので。国頭村主催の陸上大会。字対抗。国頭村の中で安波と安田が盛んで、ライバルだった。でも、私は、スパイクは自分で持っている。大学は卓球をしていたけど、高校までは陸上だったから。時間になったら、青年会が来て、一緒に運動場で練習。安波は、小中学校だったから、中学校の先生も一緒に陸上の練習。あの頃の安波の学校と地域の関係は、深かったね。

嘉納 復帰の前後ですから、組合の分会活動も盛んだったのではないですか。

寺田 その頃の分会は、ほとんどの教師は、全員、入っていましたね。いつ、組合に入ったのか覚えていないですね。復帰前の平和行進だとか、那覇の与儀公園での集会には、安波から車に分乗して行きましたね。道路もいまみたいに整備されていないわけだから、時間がかかった。一日かけて行くわけだけど、若い連中も行くわけだから、ワイワイして行って、楽しかった。一番記憶に残っているのは、5・15。自分たちが望んだ復帰ではない、ということで与儀公園での集会。どしゃぶりの中で。あの時の映像がNHKで出ていて、20年ぐらい前の放送で、私たちがアップで出ていて。選挙運動なんかも活発でしたね。安波という所は保守地盤で、安田は革新で。選挙になると、

安波では、先生たちと口をきかないと。教職員は革新、組合でしょう。車のタイヤがパンクさせられたこともあったらしいね。普段は、陸上なんかでいいけど、選挙になると緊張関係になって。ただ、さっきの青年会長は、元々安波の人で、内地から帰ってきて青年会。地域と学校は協力しないといけないよということで、彼が、仲を取り持つようなこともあって。それで、若い教師と青年会が一緒になって、公民館でギター教室とかしましたね。少し変わってきたきっかけだったかな。

嘉納 復帰記念メダル<sup>(1)</sup>のことは覚えていますか。

寺田 覚えていますよ。子どもに配ったと思いますよ。私は、いまも持っていますよ。ニコニコの筆箱<sup>(2)</sup>もありましたね。持ち上がりの学年で4年生の担任でした。その前は、3年生。

嘉納 安波小学校の次は、久辺小学校ですね。

寺田 安波には、1971年から73年までの3年間で、次は、久辺小学校。辺野古の基地が校区にあったので、子どもは荒れていましたね。安波は保守的な所で、結構、教職員と対立的なこともあったけれど、選挙のない時には、緊張関係はなかったね。辺野古の場合は、教師を敵視している感じがしました。子どもも、教師のことをあまり聞かない感じでしたね。PTAバレーボール大会なんかでは、教職員と地域と一緒に頑張ったりしていたわけだけど。卒業した子どもたちが、時々、小学校に遊びに来たりして、おしゃべりしたりするんだけど、中学校はさらに荒れているな、と感じました。

嘉納 久辺小学校では基地と隣り合わせだったわけですね。

寺田 授業中に、演習場の方でキノコ雲が上がるんですよ。不発弾処理なのかね。これは地域でも問題になって。新聞でも報道されて。その頃、私は、久志に住んでいたんですよ。家の蛍光灯が振動で落ちたこともあった。夜、照明弾が上がって。ダッダンダンという射撃の音がするんです。家が国道沿いあったんだけど、夜、戦車が通るんですよ。すごい地響きでね。睡眠が中断されますし。行軍訓練とかも多かった。ベトナム戦争の終わり頃じゃないですかね。子どもたちも荒れていたということもあって、結局、名護に引っ越ししましたね。こっちでは、子育て出来ないな、と考えて。久志の家は、新築だったんだけど、親に譲って、私たち家族は名護でアパート暮らし。辺野古の歓楽街は、いまは寂れているけど、あの頃は、米兵もそこに遊びに行ったりして。ベトナム戦争はまだ続いていたし。

嘉納 主任制の闘争<sup>(3)</sup>の時は、どこの学校でしたか。

寺田 金武小学校の時ですね。金武小には、1979年に赴任しました。主任制について言うと、久辺小の時から主任制闘争が始まっていたかな。自分が主任制闘争を意識したのは、金武小に行ってからで、校長と対立しましたね。金武小は、4クラスあったので、大きな学校でしたね。分会は強かった。ただ、金武小の教務主任が、校長と組合の板挟みにあって、辞めてしまったことがあって、ショックでしたね。その教務は、組合

員であったかどうかはわからないけど。

嘉納 寺田先生、そもそも、主任制とは何だったんでしょうかね。

寺田 いまでも、教務主任とか学年主任、体育主任とか、各分掌上は、あったんですよ。校務分掌上ね。それを、法的に、校長、教頭の下に主任を置いて、さらに手当を出す。中間管理職として、職員を管理させるという感じで。それに対して、そんなの必要ないでしょう、話し合いをして民主的にやってきたのに、ということで主任制には反対。主任を置くことで、上からの伝達がそのまま下にいくということで反対。沖教組の方針でもあったわけね。職員会議で主任の任命拒否を表明して、校長と対立。その中で、さっきの教務主任は板挟みにあって辞めて。手当の抛出運動もあったけど、私は、若くて主任でも何でもなかったの、詳しいことはわからないな。抛出していたと思うのだけれども。

嘉納 教育運動とか、政治活動とかにふれるきっかけというものは、いつ頃からでしょうか。教師になってからですか。

寺田 私は、中学時代、復帰運動にふれてましたね。中学は、北国小中学校で、辺戸岬の近くでしょう。岬で焚火をたいたりしている。4月28日<sup>(4)</sup>には、岬で焚火。海上では、漁船で集会。与論島からも来て、そんなことを見ていて。なんだろうな、と思って。教師からは教えられた記憶はないですね。高校3年生の時に、教公二法<sup>(5)</sup>の問題があって。1966年ですね。選挙の時に、公務員とか教師が選挙活動をするので、公務員や教師の政治活動を禁止する法律が教公二法。これの成立を止めたことで、公選主席につながるわけ。高校の政治経済の先生が、教公二法の闘いのために、那覇の立法院まで行って、翌日、授業で熱っぽく語るんですよ。そういう闘争があるんだなと思って、それで、大人になって、主任制とか君が代、日の丸の問題とかにつながっているのがわかるわけね。高校時代には、政治的な意識は高まっていたけど、大学に入ったら、卓球。ノンポリ。でも、復帰運動とか、9・21の国際平和デーとかには、行っていました。学生運動の中でね。どちらかという熱心ではなかった。政治的なことに関心をもったのは、教師になってからが強いね。特に、教科書問題からですね。

嘉納 教科書問題というのは、ずいぶん、あとの話ですよ。

寺田 そうですね。名護小の時には官制研修が出てきて、初任研の試行段階かな。その頃から若い先生方が変わってきた感じ、組合には入らないしね。教育委員会も変わってきたな。私は、教職に就いて、国頭支部の教研に入っていたんですよ。国語ね。そして、教育事務所からの委嘱で、教育課程の研究があるでしょう。2つを兼ねていたんですよ。だいたい、教研集会での教科部会の教師が、教育事務所の教育課程の研究もするというのがよくあった。その頃、教科書問題も出てきて。教材分析は大切だし、組合の視点で分析は大切。仲間と頑張って勉強したな。教育課程の研究は1期2年で、2期とやっていたんだけど、いよいよ、教育事務所から「寺田さん、そろそろ、後輩に

譲ってはどうでしょうか」と言われて。「私たちにやって欲しくないんでしょう、はっきり言って」と事務所に言って。

教研集会も平日にやっていたんですよ。学校は、休校にしてあちこちから先生方が集まるわけ。公開の授業もあって、その場合は、その授業をする子どもたちは学校に来るわけね。授業研というけど。全体会、分科会もある。だけど、初任研が出てきてから、徐々に、教研集会が平日に持たなくなって、週末の土日になった。

教育事務所からの委嘱で教育課程研究をしている時に、国語の教科書の採択委員をしたんですね。各社の教科書を比べて、選定するわけね。国頭地区はM出版を採択した。前年とほとんど変わらないという認識だった。ところが、授業で実際に使ってみると、妙に違っていった。例えば、田中正造とか、コラムとかあるけど、書かれている内容が微妙に違っていているわけ。コラムの例題も、社会問題とかを扱うものはなくなって、日常的なものになっている。そこで、教科書をさかのぼって集めて、そして比べてみると、明らかに違っていている。作文教材の題材に、公害とか、戦争とか、社会問題、そういう題材がなくなって、日常生活の題材に変わっている。いまの若い人が社会問題に関心を持たなくなった理由は、ここじゃないかと思っている。教科書がこんなに変わるのには、国の審議会とか、学習指導要領とかであるし、やっぱり、政治によって変わるんだということに気づいて、それで、政治活動、組合活動に力を入れていくようになった。名護小、高江小での教科書問題に関心をもって、組合の役員をするようになったね。女性部長、国頭支部の副部長とかしました。辺野古基地問題が始まった時には、住民投票のために本当に寝ずにやりました。

ただ、段々、分会のメンバーが少なくなってきたので、オルグ活動<sup>(6)</sup>とかもしました。高江小学校の次は、辺士名小学校に異動したんだけど、教科書の問題などは、母親と女教師の会でも取り上げました。私のクラスのお母さん方の家でも集まって、勉強会などもしましたね。

嘉納 他に、辺士名小の時代に、印象に残った出来事って何でしょうか。

寺田 私は、ずっと高学年を持っていたので、1年生を持ちたくて、校長に希望して。それで、1年生を持つことができた。この子どもたちが面白くてね。この子どもたちに、私、ストライキされたんですよ(笑)。このストライキというのがね、2時間目の体育を終えて、職員室でお茶を飲んで、教室に向かったら、子どもたちが腕組みして険しい顔して。「ストライキ、ストライキ」と言うわけ。「ストライク」と言う子もいたけど(笑)。面白くて、おもわずニヤニヤしてしまった。子どもにストライキって何？って聞くと、「社長に給料を上げて、と言ってあげない時に、ストライキする」って言ってね。へ～、すごいね、ストライキの意味、ちゃんと知っているねって。でも、ここでは給料とか関係ないのに、どうしてストライキなの？って聞くと、「先生は、約束を破ったさ。授業しないよ。ストライキ」「先生は、2時間目の体育の時にトランポ

リンをするって言ったけど、しなかったからストライキ」。すごいね、あんたたち。こんなことも考えて、と。

私は、トランポリンが出来なかった理由を説明はしたのよ。全体朝会の時に、体育館のすみっこにトランポリンが出されていて、子どもたちがトランポリンしたいと言ったわけさ。でも、授業があるから、体育の授業の時にするからね、となだめて教室に戻った。2時間目の体育で体育館に行くと、そのトランポリンが片付けられていたわけ。1年生が出すことができないので、ごめん、片付けられているからできないから、次の体育の時間に6年生にお願いして出してもらって、トランポリンしようねって言ったけど、私が6年生にお願いするのを忘れていたわけですよ。先生が悪かった、って。次は、絶対、忘れないからと言ったけど、このストライキですよ。子どもには、だけどさ、ストライキのあとに何をするかわかる？って聞いて。それ知っている？って聞くとキョトンとしている。ストライキしている人と社長が交渉というものがあるわけ。給料を上げるための話し合いをするんだよ、ストライキばかりしてもトランポリンはいつになってもできないよ、どうしたらトランポリンができるか、先生と交渉する？って聞くと、「やる」というもんだから、1年生と交渉。ということで、話し合っ、明日の2時間目にトランポリンをしようね、と決まりかけたら、ストライキの中心になっている子が、「ちゃんと6年生にトランポリンを出すように休み時間をお願いして」と念を押された。すごいよね。で、交渉がまとまった。

そのあとの授業は、盛り上がったこと、盛り上がったこと。すごいノリでね。最初で最後ですね、子どもにストライキをされたのは。でも、ストライキという言葉はどこから習ったの？と聞くと、「ウォーリーを探せ」で知ったようですね。

嘉納 1年生がストライキをして、先生と交渉するなんて驚きですね。子どもたちも、困ったときや難しいときには交渉とか、話し合いの持つ大切な意味を教室の中で学びとったわけですね。その学びの興奮が、次の授業で「盛り上がった」ことにつながったんでしょうね。

さて、また組合活動の話に戻りますが、寺田先生が組合を通して学んだこととは、他にどのようなことがあるのでしょうか。

寺田 私が教育研究集会で学んだことは、「良い教師」と「悪い教師」のこと。「良い教師」とは、正しいことを分かりやすく丁寧に教える教師のこと。「悪い教師」は、間違ったことを分かりやすく丁寧に教える教師のこと。つまり、分かりやすく丁寧に教える部分は同じ。だけど、「正しいこと」、「間違っている」、この部分が違うわけね。一生懸命教えていても、「間違ったこと」を教えていたら、最も「悪い教師」になるわけ。それが戦前の教師だったんだと思う。だから、教育をするときに、子どもの前に立つ時に、何が正しいのか、何が間違いなのかを見極めることがとても大切。そこの判断をしっかりとすることが大切。上から言われたことをそのままするのはなく、自分の

頭でしっかり考えて判断することがとても大切になってくると思う。自分で調べて勉強してというのが必要。その力を持つことが教師には必要で、教材研究の大切さがあるわけね。教材だけではなく、社会状況とか政治のこととかについてもしっかり見極めて、見極めること。私は、これを教育研究集会で教えられたんですよ。それをずっと自分の中に置いていますね。それが私の教師生活。

嘉納 私（7）が小学校の教師として採用されたのが平成元年でした。その頃、週案の提出をめぐって先輩教師と校長が職員会議で議論していました。事前に、週案を校長に提出しないといけないのは、教育課程の管理強化ではないかという組合員の教師の主張でした。寺田先生の現役時代は、どのような状況でしたか。

寺田 教科書問題が私の意識に入ってきた頃、辺士名小と湧川小では、週案提出をめぐって議論していました。週案提出拒否運動。週案提出をなぜ拒否しているかと言うと、やっぱり、国の教育課程審議会の政治的な考えがそのまま学習指導要領に入って、その指導要領に従って学校の教育課程が編成させられる。その編成させられたものを使って週案を書くという流れになって。日の丸・君が代についても行事の中できちんと取り扱っていないと教育委員会は認めないわけね。「これ、入れなさい」と。道徳の授業でも、教えるべき項目が入っていないとダメだし、認めなくなっている。特に、道徳、特活については厳しかった。週案は、指導要領が徹底されているかどうかをみるためのもの。校長や教頭は、週案を通して教師との交流だと言っているけど、本質は違う。だから、週案提出拒否。週案を提出していない私は、ブラックリストに載っていた。校長から教育委員会へ報告。卒業式の日の丸、君が代の時に起立したかどうかでもチェック。私は、座ったままだったから、ブラックリスト。私は、地元の喜如嘉小学校で退職したんだけど、その時も、座ったまま。退職の時の卒業式は立ったまま司会もしてたんだけど、日の丸、君が代の時は、逆に座った。

辺士名小から湧川小に異動した時に、真っ先に校長に呼ばれるわけですよ。「週案、提出していないけど、どうしてなのかな？」と聞かれて、いまのような説明をするわけですよ。湧川小での最初の校長は、那覇から来ている校長で、かつては那覇支部の組合員だったわけね。その校長は、「わかった。よくわかる。いいよ」と。教頭は、校長と立場が違って、管理的で、「僕は校長の言う通りだから」と言って何も言わなかった。翌年、校長が変わった。そうしたら、その教頭は、「僕は、これからは180度変わるからね」と言って、かなり管理的。新しい校長に、「なぜ、提出しないのか？」と聞かれ、毎週、校長室に呼ばれて。精神的にまいるわけですよ。職員会議の時に、教頭が「うちの学校には週案も書けない。能力のない教師がいる」と言う発言をしたんですよ。「教頭先生、いまのは私のことですよね。いまのは名誉棄損になりますよ。取り消してください」と言ったけど、取り消さなかったんですよ。黙ったままで。翌週から、教師の仲間が、全員、週案提出を拒否したんですよ。教頭の発言のあとから。

校長と教頭はびっくりして。毎週出していた人も出さなくて。校長は、一人ひとり、校長室に呼んで。ある先輩教師は、「なんで、あんな発言をするんですか？」って。「寺田先生の実践をみてたら、能力がないとか言えないのじゃないですか」って。「週案を出さないからって、あんな言い方はないです」と。先輩方は、校長に呼ばれた時にそういう風に言ったようです。事前に、私と相談したわけではないんですが。そのことがあって、校長や教頭からの風当たりは、だいぶ弱くなりましたね。

仲間と連携するとか、一緒にやるとかが、いま、弱くなっているから、管理者や保護者とのトラブルがあったりすると精神的にダメージが来るのかな。若い人たちの言動が気になったのが、特に、初任研が始まってからかな。例えば、学校行事に運動会とかあるでしょう。それぞれ何をするか役割分担があるのだけれど、若い先生が自分の役割、分担が終わったら、さっさと自分の教室に向かうわけね。先に分担が終わったら、他の人の手伝いをするとか、そんなことが見られなかったもんだから、あれっと思った。私たちの感覚では、他の人の手伝いをするのが当たり前なんだけど。1970年代頃だと思うけど、自民党が「国を変えるには教師を変えるのが一番早い」と言って、教師を変えるという政策がどんどん出てきたわけね。本当にその通りに進んでいるなあ。教師が考える余裕をなくして、上から言われたことしかできない教師になっているなあと感じている。

嘉納 父母とか保護者との関係で、特に、記憶に残っていることはありますか。

寺田 不登校の子がいて、3年生から不登校が始まっていて。当時の校長は「不登校は学校の問題じゃないよ。親子の問題だよ。学校は関係ないから」と。校長にそんなことを言われたもんだから、親は孤立するし。担任は保護者と連携して何とか学校に来てもらえるようにしているんだけど、校長は、「そんなことは勤務時間外でしなさい」と言うもんだから、非常に憤りを感じましたね。この子は、ずっと不登校で、私はこの子が6年生の時に担任したわけ。その時に赴任してきた校長がいい方でね。校長に、「不登校の子どもがいるので、教科書を自宅に届けてきます」と言うと、校長は「こんな子がいるのか、聞いてなかった」と言ってね。引継ぎがなかったということで、直ぐ、教育委員会に行って情報収集したんです。そして、村の相談員、養護教諭、担任、旧担任、管理職も交えて話し合いを持った。その後も話し合いは継続的に持たれた。琉球病院のスーパーアドバイザーの勉強会にも参加したりして、この子の指導の在り方をみんなで考えましたね。

毎週、水曜日には、この子の自宅に行って、お母さんとおしゃべり。子どもにはお手紙を書いてね。子どもとは会えなかったけど、お母さんからは子どもの様子を聞いたりして。ある時、校長に、「子どもとは会えなかった、何の変化もみられないけど…」とぼやくと、「自宅に行って、お母さんが学校は自分たちのことを見捨てていないということを感じてもらえるだけでもいいんだよ。そのうち、変わるから」って

ね。ほんとにいい校長でした。この子、昼間は学校に来れないけど、放課後は、同級生と遊べるんですよ。校長が声をかけたりしてね。修学旅行にはお母さんと一緒に参加したけど、旅行後は、学校には来れない。卒業前の卒業遠足にもお母さんと一緒に行ったけど、卒業式は参加できなかった。校長室で卒業式をしたんです。中学校の入学式には出て、ちゃんと学校に行くようになりましたね。友達の誘いもあってね。朝の会だけ行くとか、1時間目だけ行くとか、そんなことをしながら学校に慣れ始めて。この子は、学校に行けない理由は、給食の臭いが嫌ということで不登校だったらしい。それで、家から弁当を持たせて、別な部屋で教科担任の先生と食べて。中学校の担任や校長の温かい目で見えていたので、子どもが徐々に学校になじんで行けるようになりましたね。湧川小では、学校職員のチームワークの大切さを教えられましたね。

寺田先生は、1972年の沖縄の日本復帰の前年に小学校の教師として採用され、復帰後の激動の教育界を走り抜けた。主任制闘争は先鋭化し、学校現場の管理職と組合は激しくぶつかった。教科書問題は全国的な問題となり、裁判闘争を繰り広げた。家永教科書裁判である。あれほど、学校では週案の提出をめぐる対立があったが、いまでは教師の通常の業務のひとつになっている感がある。私（嘉納）が小学校教師として在職していた時、週案の提出を強要したある校長は、「教育課程の管理と授業の実施による子どもの学力向上」を説明した。さて、最近、私の勤務先の大学の卒業生で、福岡市で小学校の教師になった者と会ったが、週案の提出は全くない、という。週案の提出強要は、沖縄ならではのことであっただろうか。

## 注

- (1) 沖縄の日本復帰を記念して発行された銅メダル。県下の子どもに配布されたが、学校（担任）によっては回収されたところもある。県民の即時無条件全面返還の要望等が日本政府に受け入れられなかったため、反対意思を表明するためのメダル回収であった。
- (2) ニコニコの筆箱 沖縄の日本復帰を祝して、県下の小学校の子どもに、ニコニコマークの筆箱や下敷きなどの文房具用品が支給された。
- (3) 主任制の闘争 学校の教育活動が円滑に展開されるために導入された校内組織運営の制度をめぐる文部省と日教組の闘争のことである。文部省は主任制度の導入を進め、日教組は新たな管理強化につながるとして全国規模で闘争を展開した。1975年（昭和50）に学校教育法施行規則の一部改正によって、主任は制度化された。主任には、日額200円の手当が支給されるが、沖教組は、主任制度導入反対の一環として手当の拠出運動を展開した。詳細は、嘉納英明「復帰後沖縄における学校管理規則の改正と主任制導入問題―那覇市における主任制導入問題に焦点をあてて―」（琉球大学教育学部移動大学研究会／水野益継監修『Recurrent Education―移動大学の活眼と郷学講義録23稿―』2002年、所収）。

- (4) 1952(昭和27)年4月28日、講和条約が発効し、沖縄の施政権は日本本土から切り離された。復帰協議会はこの日を“4・28沖縄デー”とよび、毎年、復帰要求大会を開くとともに、北部海上の沖縄と与論島間の北緯27度線上で海上集会を持ち、本土代表と闘いの連帯を示した。
- (5) 教公二法とは、「地方教育区公務員法」と「教育公務員特例法」の二法案を指す。1967年、教公二法は、教職員の政治行為の制限、争議行為の禁止、勤務評定の導入が盛られていたため、沖縄教職員会が反対闘争を繰り広げた。教職員会は祖国復帰運動、自治権拡大運動の中心となっていたため、これを抑え込むための法案として準備された。教職員会や住民の強い抵抗にあい、廃案となった。
- (6) オルグ活動とはオーガナイズ（組織する）の略語のことである。組合の執行部が組織の強化のために指導したり、未組織労働者の組織化のために活動をしたたりすることを意味する。
- (7) 週案とは、1週間の授業プランであり、学習のねらいや内容などを記した「案」である。

# 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

## 1 目的

この規程は、投稿者の資格を定めるとともに、投稿するに当たって必要な手続等を定め、もって琉球弧及びアジア地域に関する国内外の研究水準の向上に資することを目的とする。

## 2 投稿資格

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』（以下「地域研究」という。）に投稿することができる者は、原則として、学内所員若しくは特別研究員又は企画運営委員会が投稿を依頼した者とする。

## 3 発行

地域研究は、原則として、年2回発行する。  
地域研究の発行及び編集は、企画運営委員会が行う。

## 4 原稿の種別等

原稿は、原則として、日本語又は英語で書かれたものとし、琉球弧及びアジア地域を対象とする未発表のものでなければならない。

原稿の種別は、次のとおりとする。

原稿種別		性 格
(1) 論文		当該研究領域において、先行研究に加えるべきオリジナリティのある研究成果が具体的なデータを用いて述べられているもの。
(2) 研究ノート		新しい事実の発見、萌芽的研究課題の提起、少数事例の提示など、将来的に有意義な研究につながりうるもの。
(3) 判例研究		裁判事例の判決の紹介とその解説及び批評があるもの。
(4) 実践研究報告		実践の内容が具体的、かつ明示的に述べられているもの。実践の内容を広く公開・共有することの意義が明確に述べられていることが必要である。
(5) 調査報告		現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など。調査活動結果が明確に記述されており、当該研究領域において学術的価値が認められるもの。
(6) その他	書 評	当該研究領域における学術研究を行うに際し、必要不可欠かつ基礎的なもの。対象とする資料等の学術的価値・意義が明確に述べられていることが必要である。
	資料紹介	
	翻 訳	
	(任 意)	

原稿の種別は、原則として、投稿者の判断によるが、企画運営委員会は、必要と認めるときは、これの変更を求めることができる。

## 5 原稿の提出方法

原稿は、別に定める執筆要項に基づき、MS-Wordで作成し、次の宛先にメールで提出するものとする。

提出先：地域研究所事務局（chiken-staff@okinawa-u.ac.jp）

## 6 募集時期

原稿の募集は、原則として、5月1日から6月末日まで及び11月1日から12月末日までの2回とする。

7 原稿の種別及び採否に係る決定

原稿の種別及び採否に係る決定は、企画運営委員会が行う。

8 査読による採否の決定

第4項に掲げる原稿の種別のうち、論文に係る原稿の採否の決定は、当該原稿の執筆者名を伏せた上で匿名の査読者（当該原稿の内容に照らし最も相応しい者として企画運営委員会が委嘱した者）がした判定に基づき、企画運営委員会がするものとする。

査読者による判定は、A（掲載可）、B（修正の上掲載可）、C（修正の上再審査）及びD（掲載不可）とする。

9 地域研究及び抜刷の贈呈

執筆者に、地域研究2部及び抜刷30部を贈呈する。これを超える部数については、執筆者の負担とする。

10 著作権

地域研究に掲載された第4項に掲げる原稿に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条に規定する複製権及び同法第23条第1項に規定する公衆送信権をいう。）は、原則として、沖縄大学に帰属する。

11 改廃

この規程の改廃は、企画運営委員会の議を経て、総会が行う。

## 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

### 1 使用する言語

原則的に日本語又は英語とします。日本語以外で執筆する場合は、ネイティブチェックを受けてください。

### 2 原稿の構成

原稿の構成は以下の原則に従ってください。

①【原稿種別】（1行目・左寄せ）

②表題（2行目・中央揃え・16ポイント）

③副題（3行目・中央揃え・14ポイント）※無い場合は不要

④執筆者名（4行目・中央揃え・14ポイント）

※執筆者名に注（\*）を付け先頭頁下部に所属・肩書・連絡先（メールアドレス）を記載してください。

<5行目は空欄（改行）>

⑤表題：和文原稿の場合は英文、英文原稿の場合は和文（6行目・中央揃え・16ポイント）

⑥副題：和文原稿の場合は英文、英文原稿の場合は和文（7行目・中央揃え・14ポイント）  
※無い場合は不要

⑦執筆者名：和文原稿の場合は英文、英文原稿の場合は和文（8行目・中央揃え・14ポイント）

<9行目は空欄（改行）>

⑧要旨：和文原稿のみ、「論文」以外の全ての原稿種別について、執筆意図を説明するものとして要旨150字を冒頭に付けてください。他分野の読者にも原稿のねらいや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものと心がけて記述してください。

⑨要約：和文原稿の場合は原稿種別が「論文」の場合のみ、英文原稿の場合は全ての原稿種別について記述してください。なお、文字数については下記の指示に従ってください。

- ・「和文論文」……………和文要約600字程度と英文要約600語以内
- ・「英文論文」……………英文要約200語程度と和文要約1,200～2,600字程度
- ・「英文研究ノート」・「英文判例研究」……………150語程度
- ・「英文実践研究報告」・「英文調査報告」……………100語程度
- ・「英文その他原稿種別」……………40語程度

⑩キーワード：原稿種別を問わず、使用言語で3～5語のキーワードを付けてください。論文の場合のみ、和文・英文両方の言語でそれぞれの要約の末尾に付けてください。

⑪本文：「はじめに」、「おわりに」等には項目数字を付さないでください。また、原則として項目の区分は下記いずれかのルールに従ってください。

- ・大見出し（ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）、中見出し（アラビア数字1、2、3）、小見出し（①、②、③）、小小見出し（①、②、③）とする。
- ・大見出し(1)、中見出し（1-1）、小見出し（1-1-1）、小小見出し（1-1-1-1）とする。

図表：図表は本文中の挿入希望箇所に仕上がり寸法大で挿入すること。図表にはそれぞれ通し番号を付し、表のタイトルは上、図のタイトルは下に付け、必ず出所や単位を明記すること。著作権等の処理は執筆者自身で行うこととする。合わせて、投稿原稿にオリジナルサイズのJPEG画像データも別途添付すること。なお、図表用の版下作成の必要が生じた場合、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。

⑫注：本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載してください。脚注も認めますが、脚注の場合も原稿文字数に含めてください。

- ⑬引用文献：文献リストは、著者名を50音順もしくはアルファベット順とし、原則として以下の例に沿って記載してください。同一著者によるものは、出版年の若い順に配列してください。

＜引用文献 記載例＞

- 【単行本】＜日本語＞ 著者名（出版年）『図書名』出版社  
 ＜外国語＞ 著者名（出版年）書名． 出版地：出版社.
- 【論文】＜日本語＞ 著者名（出版年）「論文名」『雑誌名』巻号、掲載頁  
 ＜外国語＞ 著者名（出版年）“論文名” 雑誌名． 巻号． 掲載頁.
- 【新聞】＜日本語＞ 著者名（掲載年）「記事のタイトル」『新聞名』掲載月日、朝夕刊、掲載頁  
 ＜外国語＞ 著者名（掲載年）“記事のタイトル.” 新聞名． 掲載月日、掲載頁
- 【Web】＜日本語＞ 著者名（発表年※判明している場合のみ）「サイト名」URL [最終アクセス日]  
 ＜外国語＞ 著者名（発表年※判明している場合のみ）サイト名． URL [最終アクセス日]

3 原稿種別と長さ（使用言語別）

第2項に掲げる原稿の構成のうち、①（原稿種別）～⑩（キーワード）までは文字数に含めず、⑪（図表を除く本文）～⑬（引用文献）までを（スペースを含めずに）文字カウントし、原則として下表の範囲内としてください。（下限文字数は目安としてお考えください。上限文字数及び上限頁数は厳守してください。）

下記の種別に該当しない場合は「その他」に振り分け、任意の原稿種別名を明記してください。

「その他」の原稿種別で、特別な事情があり下表の範囲内に収まらない場合、企画運営委員会にて審議の上掲載が認められることがあります。

原稿種別	和文の場合	英文の場合	図表含む上限頁数 (指定書式のA4用紙を使用)	
(1) 論文	16,000～28,000字	7,000語以内	18頁以内	
(2) 研究ノート	8,000～20,000字	5,000語以内	13頁以内	
(3) 判例研究				
(4) 実践研究報告	8,000～12,000字	3,000語以内	8頁以内	
(5) 調査報告				
(6) その他	4,000～8,000字	2,000語以内	5頁以内	
				書評
				資料紹介
				翻訳
	(任意)			

4 書式・表記法

原稿の書式及び表記法は以下の原則に従ってください。

- (1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。
- ・用紙：A4サイズ 縦向き（横書き）
  - ・余白：上下左右すべて25mm ※各頁のフッターにセンタリングでページ番号をふってください。
  - ・文字数と行数：1行あたりの文字数43字×38行（原稿1枚あたり約1,600字）
  - ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）  
 （表題は16ポイント、副題及び執筆者名は14ポイントとしてください。）

- (2) 特殊な指示がある場合は、ペーパー原稿の上に朱書してください。
- (3) 執筆者名の英文表記は「RYUKYU Kanasa」のかたちにしてください。
- (4) 文体は原則として「だ・である調」に統一してください。
- (5) 和文の句点は「。」、読点は「、」を使用してください。
- (6) 英数字は原則として半角文字を用いてください。． 。（ ） = などの記号類は全角文字を用いてください。
- (7) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記してください。
- (8) 原則として西暦を用いてください。年号を使用する場合は、「昭和63 (1988) 年」のように記してください。

## 5 原稿の提出方法

原稿は、定められた提出期間内に、次の宛先にメールでご提出ください。

提出先：地域研究所事務局 (chiken-staff@okinawa-u.ac.jp)

紀要投稿をメール送信後、1週間以内に事務局より返信が無い場合は未受信の可能性があるのでお問い合わせください。

## 6 原稿の種別及び採否に係る決定

原稿の種別及び採否に係る決定は、企画運営委員会が行います。論文については査読を行います。刊行時期の1ヶ月前までに採否が決定しない場合、掲載が次号以降となる可能性があります。

## 7 校正

提出原稿は完全原稿とし、執筆者校正を2回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

## 8 原稿の転載

本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈してください。

※原稿番号： \_\_\_\_\_

## 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日：20 年 月 日

※は事務局で記入

<p>●原稿種別（執筆者希望）</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 論文    <input type="checkbox"/> 2. 研究ノート    <input type="checkbox"/> 3. 判例研究    <input type="checkbox"/> 4. 実践研究報告</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 調査報告    <input type="checkbox"/> 6. その他（<input type="checkbox"/>書評 <input type="checkbox"/>資料紹介 <input type="checkbox"/>翻訳 <input type="checkbox"/>_____）</p> <p>※該当するものにチェック☑してください。ただし、掲載種別については企画運営委員会で決定します。</p>	
<p>●執筆者名（連名の場合は全執筆者についてご記入ください。）</p> <p>ふりがな</p> <p>①日本語： ②英語：</p> <p>※執筆者名の英文表記は「RYUKYU Kanasa」のかたちにしてください。</p>	
<p>●表題及び副題（副題がある場合は副題も必ずご記入ください。）</p> <p>①日本語： ②英語：</p>	
<p>●キーワード</p> <p>使用言語①_____②_____③_____④_____⑤_____</p> <p>&lt;論文の場合のみ、以下も記入すること&gt;</p> <p>その他言語①_____②_____③_____④_____⑤_____</p> <p>※使用言語で3～5語のキーワードを付けてください。論文の場合のみ、日本語と英語両方の言語で付けてください。</p>	
<p>●文字数（スペース除く文字カウント）・頁数</p> <p>①規定数・・・ _____文字以内 ・ 全 _____頁以内（執筆要項参照）</p> <p>②投稿原稿文字数・・・ _____文字 （原稿種別、タイトル、執筆者名、キーワード、要旨、要約のみ除いた総文字数）</p> <p>③投稿原稿頁数・・・ 全 _____頁（原稿種別から文献リストまで全ての文字を含んだ頁数）</p> <p>※①は執筆要項2頁の表を確認し記入すること。②・③は自身の投稿原稿についてカウントし記入すること。</p>	
<p>●執筆者連絡先（所員）</p> <p>研究室部屋番号： 氏名： 研究室内線番号： Mail：</p>	<p>●執筆者連絡先（特別研究員）</p> <p>住所：〒 氏名： TEL（携帯）：                      FAX： Mail：</p>
<p>●著者紹介（執筆者の所属および肩書き、Mailアドレスを原稿の1頁下部に注で挿入ください。合わせて以下にもご記入ください。連名の場合は全執筆者について挿入ください。）</p> <p>執筆者名： 所属・肩書き： M a i l：</p> <p>執筆者名： 所属・肩書き： M a i l：</p>	

(注) 原稿は、投稿規程ならびに執筆要項にしたがってMS-Wordで作成しメールにてご提出ください。

【提出先】 沖縄大学地域研究所 宛 Mail: chicken-staff@okinawa-u.ac.jp

【問い合わせ先】 沖縄大学地域研究所（平日8:30～17:15/12:00～13:00閉室）

TEL：098-832-5599 Mail：chicken-staff@okinawa-u.ac.jp

『地域研究』 第31号

編集委員長	島村 聡 (沖縄大学・地域研究所所長)
発行日	2024年2月
発行	沖縄大学 地域研究所 〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405番地 沖縄大学アネックス共創館2階 電話：(098) 832-5599 FAX：(098) 832-3220 E-mail：chiken-staff@okinawa-u.ac.jp
印刷・製本	株式会社 国際印刷 〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1丁目13番9号 電話：(098) 857-3385 FAX：(098) 857-3892 E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No. 31

